

統計資料シリーズ：No.4

明治前期日本経済統計解題書誌

——富国強兵篇(上の1)——

細 谷 新 治

1976年3月

一橋大学経済研究所
日本経済統計文献センター

明治前期日本経済統計解題書誌

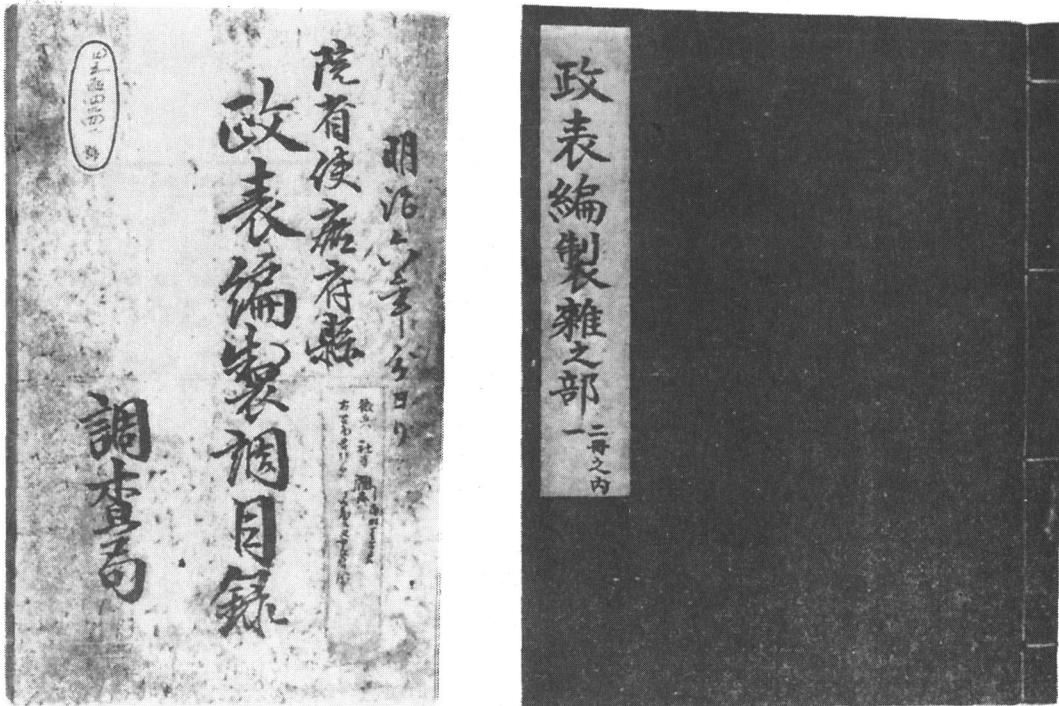
—— 富国強兵篇(上の 1) ——

細 谷 新 治

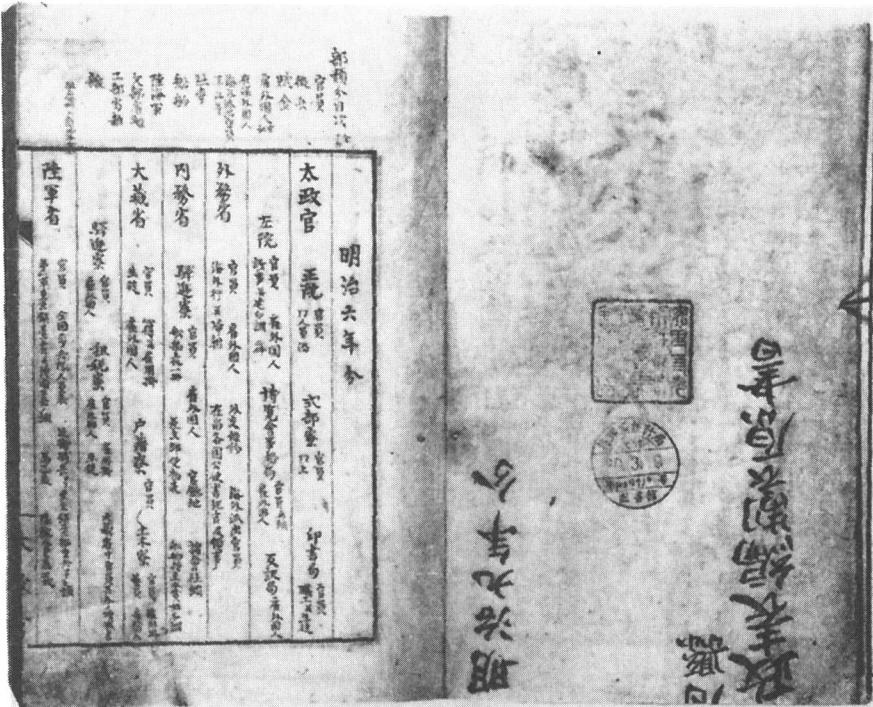
1976年3月

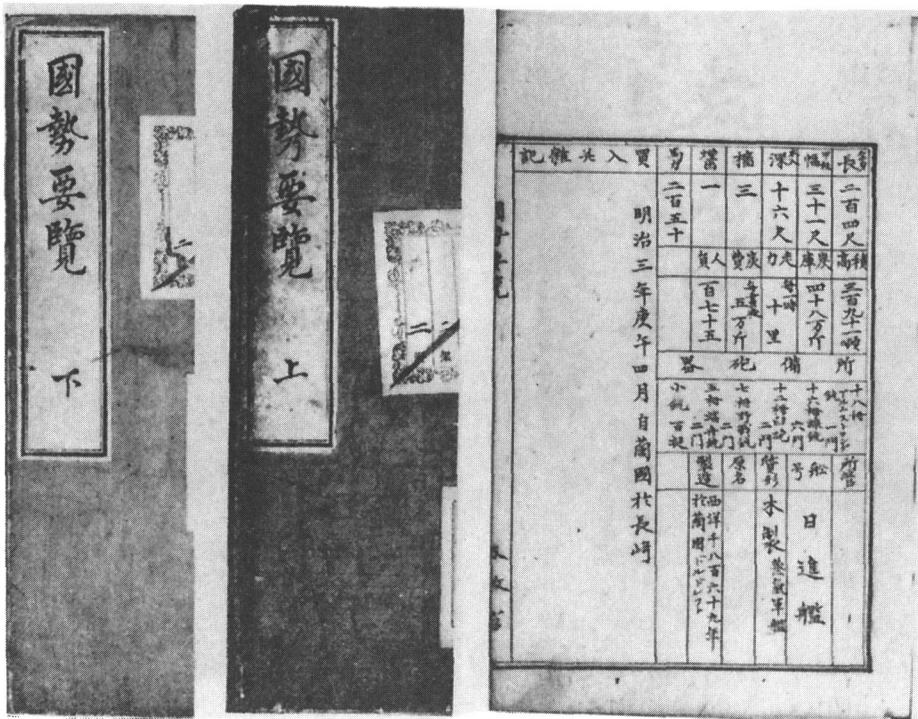
一橋大学経済研究所
日本経済統計文献センター

第一図 「日本政表」原稿簿冊の一部

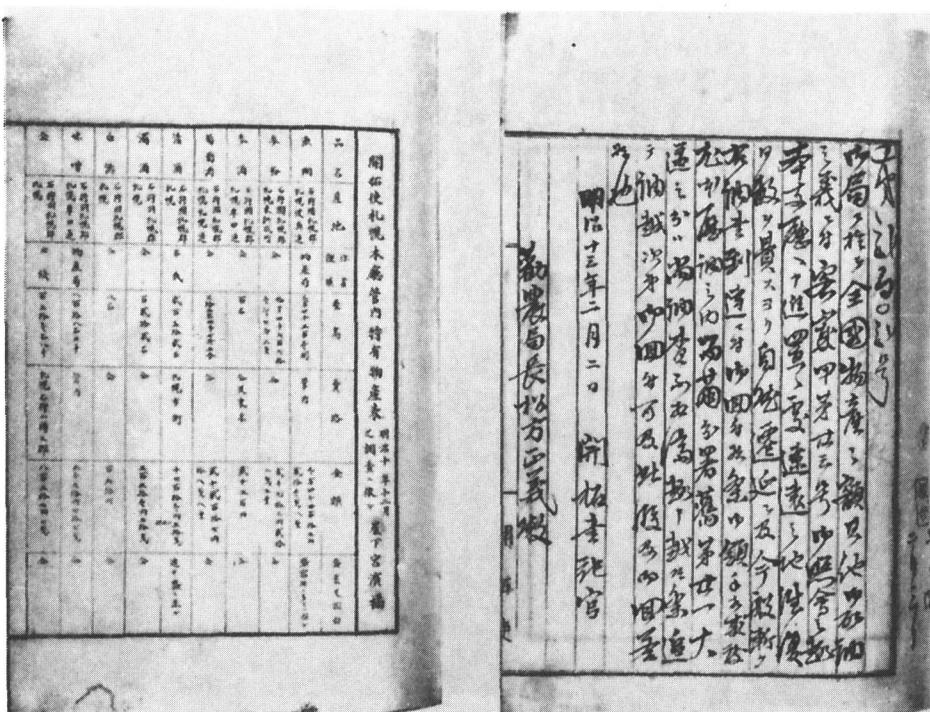


同上、「政表編製調査目録」第一丁

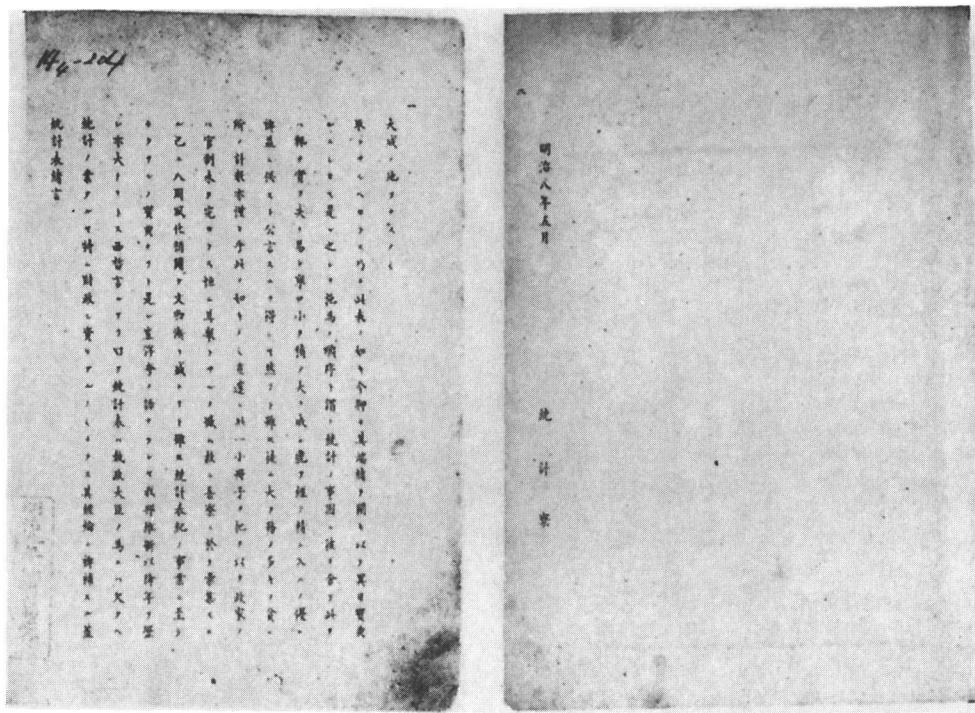




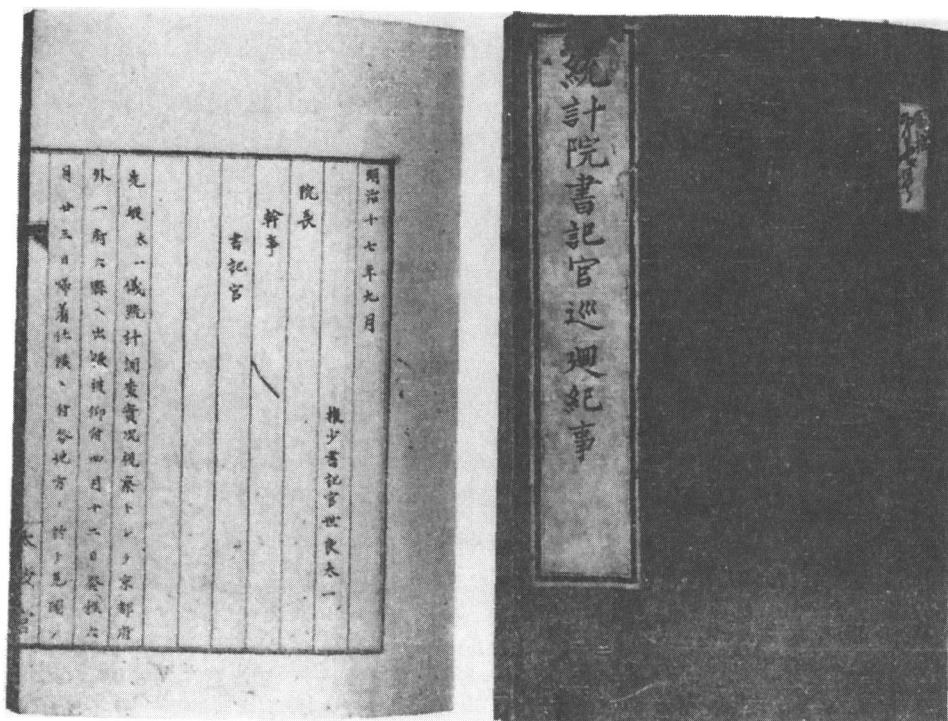
第一図 「国勢要覧」表紙 右の表は「下」の内、海軍艦船の部



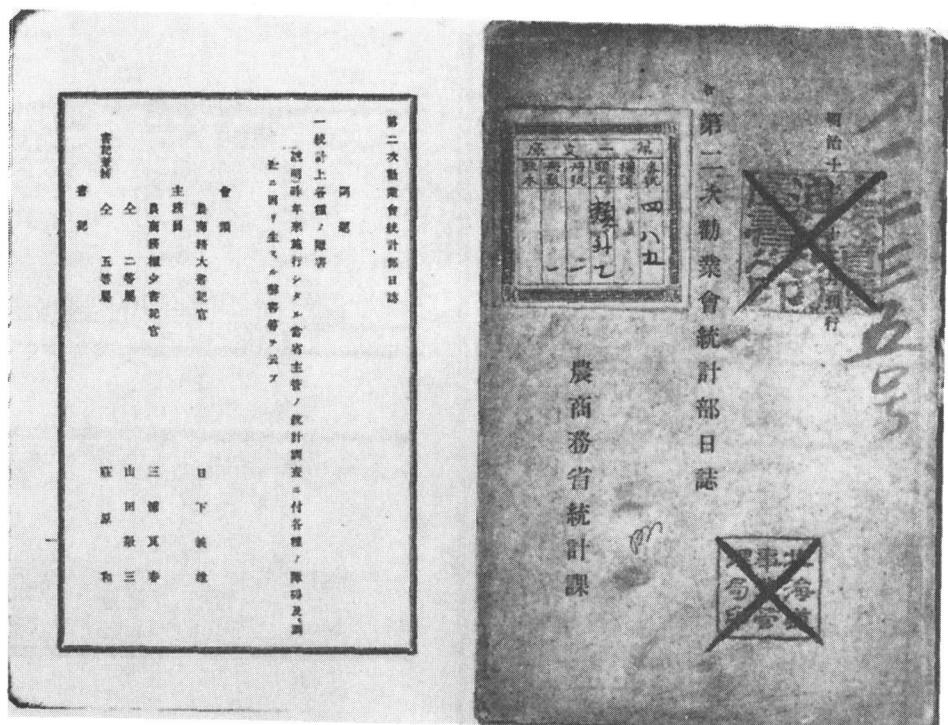
第三図 「一使二府三十一県特有物産表」 開拓使の分



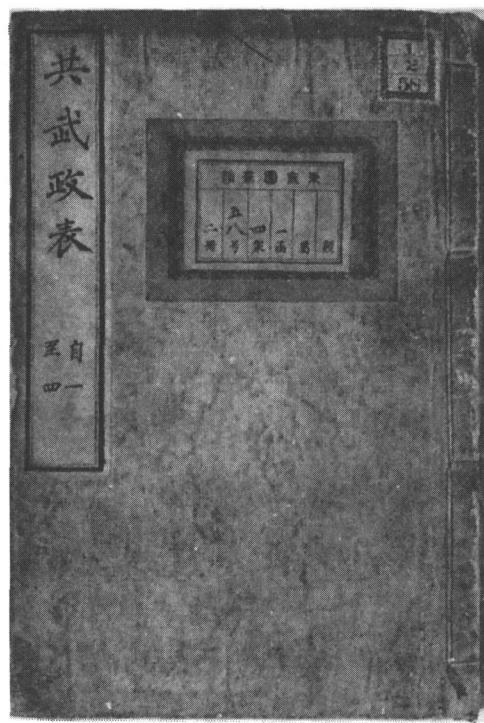
第四図 大蔵省「統計表」緒言と第三十六表



第五図 「統計院書記官巡回紀事」表紙と第一丁



第六回 「第二次勸業會統計部日誌」表紙と第一回

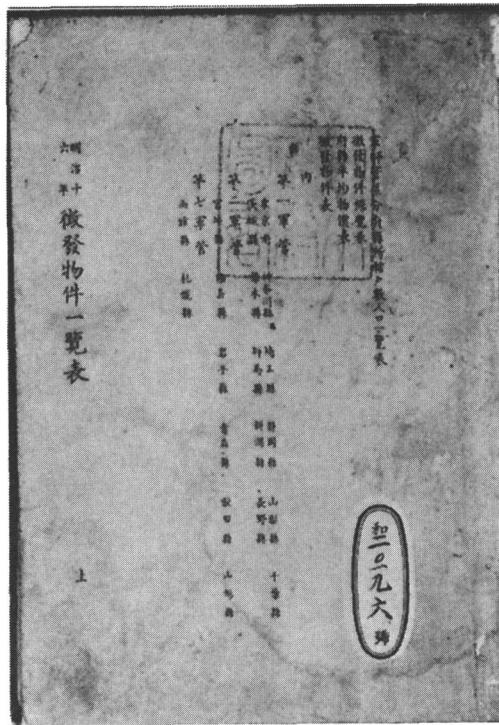


第七図 「共武政表」 第一分冊 表紙と安房國の分

安房國			
各郡段別石高人口物産表			
郡名	段別	石高	人口
平	一	一千五百三十五石	一千六百五十三人
安房	二	一千五百三十五石	一千六百五十三人
朝夷	三	一千五百三十五石	一千六百五十三人
長狭	四	一千五百三十五石	一千六百五十三人

物産表			
地名	人口	戸數	物産
船形村	一千五百三十五石	五百七十九戸	米穀
那古村	一千五百三十五石	五百七十九戸	米穀
加知山村	一千五百三十五石	五百七十九戸	米穀
北條村	一千五百三十五石	五百七十九戸	米穀
新田村	一千五百三十五石	五百七十九戸	米穀
天津村	一千五百三十五石	五百七十九戸	米穀

第八回 「徵發物件一覽表」_上第一回表紙



同上、平均物価表最終頁と徵發物件表の内、東京府第一頁

統計資料シリーズの発刊に際して

日本経済統計文化センターは、1971年以来統計データの整備・加工・システム化について新しい活動を開始した。この活動は、1800年代以降の日本経済に関する統計資料の発掘所在調査を行い、統計原データを一定の基準において連続する系列として整理採録し、またこれらのデータを加工して経済分析上有用な統計量を推計し、さらにそれらをシステム化してデータ・バンクとしての機能を發揮し、すべての研究者に情報を提供して共同利用の実を上げることを目標としている。

このようなセンターの活動にともなって、統計文献に関する調査や統計データの整備・開発が行われるが、それらの成果を発表し、広く統計データ利用者の便宜に供することとした。ここに「統計資料シリーズ」として発表するものがそれである。

上述のセンターの活動には、その対象によっては、きわめて長期間の作業を必要とするものもあるし、また比較的短期間にそれを完了することのできるものもあり、作業成果は必ずしも定期的にえられるわけではない。したがって、このシリーズは定期的に刊行するわけではなく、センターの活動の進展にともない、成果のまとまった段階で随時発表する予定である。

1972年12月8日

日本経済統計文献センター長

石川 激

はしがき

本文献センターは主として天保期以降の統計資料および統計データを収集、整備して公開利用に供しているが、そのための基礎作業のひとつとしてわが国における統計資料の刊行および所在状況の調査を続けてきた。今回刊行する「明治前期日本経済統計解題書誌富国強兵篇」は、従来もっともこの種の調査のおくれている明治前期における統計資料の刊行および所在状況の調査であり、さらに個々の統計書に統計内容細目および解題を付すことによって統計調査の全貌、統計書の成立事情、各統計書の関連をも明らかにしようと試みた。

この調査においては対象を明治元年より17年迄(1868~1884)に刊行された統計資料に限定したが、17年迄を明治前期としたのは次のような理由による。明治17年はその翌年の18年に太政官制にかわって内閣制度が設けられ、総理府統計局の前身である統計院が廃止されて内閣に統計局が発足した前年であり、また統計年鑑および府県統計書の様式が定められた年である。従って17年を近代統計調査体系がほぼ確立した年とみなすことができるし、またこの年以降の統計書の発行および所在状況はそれ以前の時期に比べて比較的解明が進んでいるからである。

統計調査史の視点から見た明治前期は、統計局の前身である統計院(その前身は政表課)と並んで大蔵、内務、陸軍等の有力中央官庁がそれぞれ自己の所管行政に必要な限り関連した人口、物産、物価等の重要な統計調査をそれぞれ実施していた時期である。その結果、同一主題の調査結果がそれらの中央官庁の報告書に散在している。従って日本全体の全国統計の概観を得るためにには統計院および前身の政表課によって刊行された「帝国統計年鑑」にいたる系列の総括統計書の他に上記の有力中央官庁の発行統計書を一括しておかなければならぬ。

今回刊行する「解題書誌 富国強兵篇」は富国強兵という観点から上記の総括統計書を紙上で再現することを意図したものである。その理由は明治政府の権力機構の頂点に立つ政治家の共通の政策目標が「富国強兵」という言葉で概括できるといえるからであり、統計調査もそのような観点からなされたもののが多かったからである。

上巻には「帝国統計年鑑」にいたる総括統計書の系列の他、大蔵省の総括統計書をはじめ有力官庁の統計年報と、強兵を創出するために人口をとらえようとした、内務省を中心として刊行された人口統計書を収録した。下巻には物産関係総括統計書および軍用の観点

から調査した物産、人口を含めた諸軍事統計書を収録した。

明治前期にはこの他、富国強兵を実現するために中央官庁が実行した殖産興業政策、地租改正等の個々の具体的政策実施に関連する統計調査と民情把握のために実施された物価調査、労働調査等の結果報告、業務統計および政策実施の末端である地方官庁によって発行された各地の地方統計書等、本書で収録しなかった分野が多数ある。これらの統計資料の発掘調査と解題書誌の作成は今後の課題としたい。

なお本書に収録する予定であった上、下両巻の内容項目索引は近い機会に別冊で刊行したい。また利用者の便を考え、統計内容注記の印刷表示様式は若干、下巻の様式を改善した。経費の関係で上巻は第1分冊と第2分冊に分けて刊行される。

所在調査については今回は内閣文庫、総理府統計局図書館、国立国会図書館、一橋大学附属図書館、一橋大学経済研究所日本経済統計文献センターの5機関に限定した。

本巻の主題についての調査においても浅学のため取りあげるべき重要統計書で逸しているものも多いと思われる。また所在調査の範囲も今回は極めて限定されたものであるための不備が多い。大方の叱正をあおぎたい。

本書成立に際し日本経済統計文献センター元センター長石川 滋教授、センター主任藤野正三郎教授には出版について種々御配慮をいただいた。本書誌の計画時点から元センター主任（前センター長）梅村又次教授から貴重な御助言をいただいた。上巻の刊行が遅延し、第1分冊の刊行は現センター長伊東政吉教授の御高配を煩わす結果となった。早稲田大学大学史編輯所石山昭次郎氏、京都大学経済研究所前田昇三助手、東京大学経済学部図書室、一橋大学法学部法律資料室、同社会学部社会地理学研究室には有力な御助言や資料の利用等の便宜を図っていただいた。新井恭子、田口照美、小西美知子、坂元洋子には資料収集、統計表の書き上げ、原稿の净書、校正等について協力を得た。

資料の閲覧利用に種々の便宜を与えられた総理府統計局図書館、国立公文書館、内閣文庫、国立国会図書館の諸機関にこの機会に厚く御礼を申上げたい。

なお、本書の編集は本文献センターの開発部門の作業として行なわれ、成稿にいたる迄に事務部門の方々の多くの協力を得た。とりわけ高橋益代事務官には資料収集をはじめとして調査の細部にわたって協力を得た。本上巻所収の人口篇の書誌解題は同氏の手によるものに全体の統一のために加筆したものである。開発部門の松田芳郎助教授からは調査の細部について多くの助言をいただいた。

目 次

はしがき	i
凡例	vii
序 章 本書の主題と調査手法について	1
1 本書の調査目的	1
2 調査対象	1
3 解題の構成	9
4 調査の手法	9
第1章 中央統治機構の確立過程	17
1 中央政府機構の確立過程	17
1) 中央政府機構の創出	17
2) 中央政府機構の確立	18
2 地方統治機構の創出と統計調査機構	20
1) 大区小区制と統計調査機構	20
2) 地方三新法体制と統計調査機構	23
第2章 中枢諸官省の成立と統計調査機構の整備過程	30
1 大蔵省の成立と統計調査機構の整備過程	30
1) 大蔵省の成立	30
2) 統計調査機構の基礎条件の整備過程	32
a) 幣制の統一	32
b) 財政制度の統一	34
c) 税制の近代化	36
2 内務省の成立と殖産興業統計調査機構の整備過程	38
1) 内務省の成立	38
2) 内務省の統計調査機構の整備過程	39
a) 「農事通信仮規則」	39
b) 本省統計行政の一元化	40
3 農商務省の成立と農業統計調査機構の整備過程	41
1) 農商務省の成立	41
2) 農商務省における農業統計調査機構の整備過程	41
a) 「農商務通信規則」	42

b) 本省統計機構の一元化	45
第3章 中央統計機構の確立過程	52
1 大蔵省統計寮の成立	52
2 太政官政表課の成立過程	60
3 中央統計行政の一元化をめぐる権限争い	66
4 太政官統計院の成立過程	69
第4章 太政官国勢総括統計解題	87
1 辛未政表	87
2 壬申政表	88
3 日本政表	93
4 統計要覧	126
5 帝国統計年鑑	130
第5章 各省国勢総括統計解題	167
1 大東秘鑑	167
2 国勢要覧	169
3 統計表	171

写真目次

- 第1図 「日本政表」原稿簿冊の一部
「政表編製調目録」第1丁
- 第2図 「国勢要覧」表紙・海軍艦船の部
- 第3図 「一使二府三十一県特有物産表」開拓使の分
- 第4図 大蔵省「統計表」緒言・第36表
- 第5図 「統計院書記官巡廻紀事」表紙・第1丁
- 第6図 「第二次勧業會統計部日誌」表紙・第1丁
- 第7図 「共武政表」第1分冊表紙・安房国の分
- 第8図 「微発物件一覧表」第1回上表紙・平均物価表最終頁・微発物件表の内、東京府第1頁

図表目次

- 第1図 「明治前期日本経済統計解題書誌」作業流れ図
(フロー・チャート) 11
- 第2図 統計資料の生産・流通図 統計資料所蔵機関変遷図 13

第1表 「明治前期日本経済統計解題書誌」関係主要統計書年表	3
第2表 「日本政表」編集材料進達状況 諸官省の部 (明治6年・7年)	117
第3表 「日本政表」編集材料進達状況 府県の部 (明治6年・7年)	119
第4表 「統計年鑑」分類項目対照表	157

上の2目 次

第6章 地誌・行財政全国総括統計総説
第7章 地誌・行財政全国総括統計書解題
第8章 司法・警察全国総括統計総説
第9章 司法・警察全国総括統計書解題
第10章 戸籍・人口全国総括統計総説
第11章 戸籍・人口全国総括統計書解題
第12章 教育全国総括統計総説
第13章 教育全国総括統計書解題

付録

参考文献目録

索引

- 1 統計書索引
- 2 機関名索引
- 3 人名索引

凡 例

この「解題書誌」はつきのような内容構成をもっている。

収録の範囲

1 調査対象および期間

明治元年より17年迄に刊行された統計資料の刊行状況および所在状況を明らかにしようとつとめた。統計資料が17年以前を調査対象年としているときでも、その刊行年が17年以降のばあいは今回の調査からは省いた。

2 所在調査の範囲

所在調査の範囲は内閣文庫、総理府統計局図書館、国立国会図書館、一橋大学附属図書館、一橋大学経済研究所日本経済統計文献センターの5機関に所蔵されている原本（刊本および草稿）に限定した。但し、以上の5機関が原本の完本を所蔵していないばあいは、5機関以外でもその所蔵機関名をあげた。

3 統計資料の採録基準

中央官庁の統計調査および業務統計の結果を収録した刊行統計書に重点をおいたが、その未刊行原稿および草稿をも気のついた限り収録するようにつとめた。但し官庁の公文書類の系統的調査は今回は行なわなかった。この分野の調査は従来全く未開拓であって多くの貴重な統計資料が埋れていると思われるが、つぎの機会としたい。中央官庁の各部局で刊行された雑誌は採録しなかった。但し「統計集誌」は採録の対象とした。

本書の構成

1 統計資料解題の構成

1) 統計資料名

2) 個々の統計書の書誌事項記入

3) 所蔵機関略称

4) 所蔵注記

5) 書誌注記

6) 統計内容注記

調査対象年

内容細目

7) 解題

2 記載の形式

1) 統計資料名

- | 統計資料の記載はつきの順序によった。
資料番号、統計資料名、最初の回次または年次、最初の編者名～明治17年迄の最終編者名、最初の刊年～17年以前の最終刊年
- II 統計資料名が年次によって異なるばあいは通称資料名をとった。
- III 回次と調査対象年の両方あるばあいは調査対象年をとった。調査対象年のないばあいは回次をとった。
- IV 編者は最初と最後の編者のみをとり、途中の変遷は、個々の統計書名の記載にゆずり省略した。

2) 個々の統計書の書誌事項記入

- | 統計書原本、草稿、再製本の配列の順序はつきのとおりとした。
 - 1 定本刊本 年代順
 - 2 覆刻本（刊本原書をそのままの形で再製したもの）
 - | 定本
 - II 抜すい本
 - 3 翻刻本（原書を定本として再製したもの）
 - | 定本
 - II 抜すい本
 - III 翻刻本の覆刻本
 - 4 模刻本（写本の原書をそのままの形で再製したもの）
 - 5 草稿（定本の自稿本またはその写本）
 - 6 草稿の一部
 - 7 草稿材料
- II 個々の統計書の記載の順序はつきのとおりとした。
書名 編者名 刊年 卷数または冊数 頁または丁数 各巻の内容細目 所蔵機関
- III 書名について
書名は本文巻頭または目次首にあるものを正式書名とした。両方がない場合は表紙の外題をとり、そこにもないばあいは標題紙にあるものをとった。ま

た目次首、外題、標題紙等に異書名があるばあいは、その書名を書誌注記の欄に記載した。書名の上にある割書、小書、角書や下にある割注等は書名の1部とみなしてそれぞれ1字あけて書名の前後につけた。但し割書は1行に記入した。また年次または回次も書名の1部とみなして書名の前後に記載した。

- V 編者名が原書にないが、推定してつけ加えたばあいはそれを〔 〕に入れて記載した。
- VI 原書に刊年の記載のないばあいは例言、巻末、等の年次をもって刊年に替え〔例言〕、〔巻末〕等の記載を附した。

3) 所蔵機関名の略称はつぎのようにした。

内閣文庫は（内）、総理府統計局図書館は（総）、国立国会図書館は（国）、一橋大学附属図書館は（図）、日本経済統計文献センターは（セ）。「マ」はマイクロ版（ロールまたはフィッシュ）、「覆」は覆刻本の記号である。

4), 5) 注記は所蔵注記、書誌注記の2種類とし、所蔵注記にはⒶ,Ⓑ等の記号を使用し、書誌注記には①, ②等の記号を使用した。

6) 統計内容注記

- i 調査対象年次と内容細目に分けた。
調査対象年次は、年度とあるのは会計年度、年度と記載していないばあいは暦年を意味する。調査対象年が複数のばあいは主たる対象年を記載した。また調査対象年の代りに調査時点があるばあいは、○○年月日調というように調査年月日を記載した。
- ii 統計書の内容細目については、編者の主觀を入れず収録されている統計表はすべて表名および表の内容を記載した。
- iv 統計表名は、明治初期のばあい本文の表名と目次の表名とが異なるものが多いが、そのばあいは両者を比較して詳しい方を採用するか、または合成した表名を作成した。また表名のないばあい、あるいは表名に本解題書誌の編者が字句を附加したばあいはその作成または追加した表名の字句を〔 〕に入れて記載した。
- v 表名と表名の間は1字空きとし、ひとつの主題の下にいくつかの表がある場合は最初の主題の次に：の記号を使用した。
- vi 調査年月日が表名中にあるばあいは表名として扱い、説明の部分にあるばあ

いは統計表名の後に（ ）に入れて記載した。

統計表の記載方式

1. 統計表が表頭、表側の構成をとっていないばあいは表名のつぎに（ ）に入れて統計項目を列記した。
2. 統計表が表頭、表側から構成されているばあいはつぎのとおりに記載した。

a) 統計表

		記載方式
免 役 簿 人 員	徵 兵 連 名 簿 人 員	徵兵表（表頭 徵兵連名簿人員、免役簿人員；表側 10～11年）
	明治 10 年	
	明治 11 年	

3. 表頭、表側がさらに細分されているばあいは、第1次細分は＜ ＞、第2次細分は＜ ＞、第3次細分は（ ）を使用した。第4次細分以下は省略した。

b) 統計表

		記載方式
替為国外 香 パ ロ ン ド 港 リ ン	横 浜 銀 貨	明治17年東京横浜物価（表頭 横浜銀貨、外國為替＜ロンドン、パリ、香港＞；表側 1月＜最高、最低、平均＞）
	最高	
	最底	
	平均	
		明治十七年東京横浜物価
		1 月

4. 表頭, 表側がつきのようならばいは, 下の記載方式のようにした。

c) 統計表

記載方式

海外留学人員表 (表頭 元年～3年; 表側 公用・私用・留学<男, 女>)

三年	二年	元年		
		男	公用	
		女		
		男	私用	
		女		
		男	留学	
		女		

海外留学人員表

d) 統計表

被害府県別表

轄直末				轄直				府県		
岩手		長崎		茨城		青森				
計	木	計	木	計	木	計	木	科目		
								官	木数	火災
								民		
								反別		
									災	

記載方式

被害府県別表 (表頭 府県: 直轄<青森・茨城<木, 計>>, 末直轄<長崎岩手<木, 計>>; 表側 火災<木数<官, 民>, 反別>)

5. 科目名が明らかに分るばい (地名等) は, 科目名は省略した。
6. 表頭, 表側の項目は原則として最初の2項目のみを記載し, 以下は省略した。
7. 表頭, 表側に明治5, 6, 7, 8……14年等や1反, 2反, 3反……10反等, 連続する数値のあるばいは5～14年, 1～10反, 等と～印を使用した。
8. 表中の計, 小計, 合計等は省略した。但し比較, 前年比, 増減, 平均, 等は記入した。
9. 統計表の表頭, 表側が前年統計書の同名の統計表と同じばいは, 同前年同表

と記入した。

10. 表頭，表側の全部又は表頭，表側のみがすぐ前の統計表と同じばあいは9と同じく，同前表と記入した。
11. 年報の場合のように説明文と統計表の混在しているばあいの方はつきのようした。

説明文のみのばあいは，章節の名称の後に【記事】と記入した。また章節が，説明文と関連統計表とから成り立っているばあいは章節名のつぎに，：【記事】甲表 乙表…というように記載した。

但し，明治初期の統計資料のばあいは記事のなかに統計数値があるばあいが多いので注意をされたい。

解題

各統計書には解題を附して統計調査および業務統計の沿革，調査目的，調査対象，調査系列を記述してその統計の特徴や利用上の注意すべき諸点を明らかにした。調査の沿革の項では，さらにその統計書の17年以降の刊行状況および，その統計資料を統計数値の内容において実質的に引きつぐ統計書についても，17年以降の刊行状況を明らかにするようにつとめた。

調査目的の項では，それぞれの調査がどのような問題意識によって企画されたか，またその問題意識がどのような社会的経済的諸条件の下で生れたかを明らかにするようにつとめた。調査対象の項では，調査対象年次，対象地域，対象品目についての大要の把握が可能なようにつとめた。調査系列の項では調査の実施機関の他，統計資料に収録されている統計数値がどの段階で集計報告されたものにもとづいているかという報告単位 (enumeration unit) を明らかにするようにつとめた。但し，統計数値の信頼度については，今回は一部の例外を除いては上記の方法によって間接に調査することに留め，数値そのものの照合による調査は原則として行なわなかった。

根拠法の項では統計調査や業務統計の根拠となった法令を，主として「法令全書」にもとづき，「法令全書」にないばあいは，「法規分類大全」あるいは各省の「布達全書」等によって列記した。この点の調査はなお不充分であり，今後さらに各省の文書や各府県段階の布達全書を調査する必要があると考えられる。

なお，つぎに法令中にある2，3のむずかしい用語の解説をしておこう。

輸廓附：明治6年太政官第393号達に「布告達書刷印発行候分永く遵守すべきもの

は輸廓を附し一時可心得ものは輸廓無之候此旨相達候事」とあり、重要な法令には月日の下に「輸廓附」と記したのである。なお、この方式は16年に廃止された。

預所ある諸藩：旧幕府直隸の土地を預かり、民政税務を託された諸藩

沙：御沙汰

その他

1. 使用漢字について

明治初年においては難解な字句の使用が多いが、この解題ではつぎの方法をとり、読み易くすることを心掛けた。略字のあるばあいは略字を使用した。カタカナは平仮名に直し、濁点のない助詞には濁点をつけた。ただし、書名に使用されたカタカナは変更しなかった。

2. [] 記号について

[] 印の記号は編者または刊年推定のばあいと、統計表に本解題書誌の編者が字句を追加したばあいの他、表中の難解な字句の説明および注記の際に使用した。

序章 本書の主題と調査手法について

1 本書の調査目的

日本における統計史または統計調査史の研究は、これ迄戸籍・人口統計、農業統計等、個別主題に関するすぐれた研究はあるが、明治維新以降の近代統計調査の発達について通史的に書かれたものは必ずしも多くはない。そのなかでは、萌芽的な柳沢保恵の「統計学（統計事業史の部） 明治34年」は別として、戦前期の研究の代表作としては、最近小島勝治の一連の論稿を編集して1冊にまとめられた「日本統計文化史序説」(1)と鮫島龍行を中心とした人々の一連の論稿をあげることができる。(2)

前者は日本における中世以降明治維新にいたる迄の、社会事象を数量的に把握する思想の形成過程に焦点があり(3)、後者は杉 亨二の「甲斐国現在人別調」に端を発し、「工場統計表」に結実する、個別調査票を基礎としたセンサス方式の統計調査を近代的統計調査の原形と考え、それが国勢調査を中心として戦前の近代的統計調査制度として完成していく過程の分析に焦点をおいており、従ってどちらかというとそれは太政官政表課にはじまり、内閣統計局を経て総理府統計局に収束していく統計調査機関の統計調査の発展史であるといえる。このふたつの書物の対象としている期間の中間時点である明治初期が実は各行政区の部局において現代進行なわれている統計調査につながる重要な統計調査が表式調査として発生した時期であって、業務統計としてとかく一括されがちなこれらの表式調査を無視するならば、我々は明治初期における極めて重要な統計情報を欠くことになるのである。しかしこの時点におけるいわゆる業務統計を含む統計調査とその結果の刊行形態については、必ずしもまだ全面的にその実態を把握しえているわけではない。

本書は、明治元年から17年迄に刊行された統計資料の書誌的解説作業によって、これ迄統計学者、経済学者の関心を比較的引かなかった、太政官政表課以外の諸省庁の業務統計に迄調査対象を拡大して、この時期の統計調査の実態把握を試みたものである。

2 調査対象

本書が書誌調査による統計調査史の検討であるといえるならば、作業のスタートの時点における調査対象の範囲や主題の限定が重要な意味をもってくる。そこで本書の全体の構成についてあらかじめ述べておこう。

先ず本書に収録することを予定している統計書を附表1によって見られたい。そこには「日本政表」、「帝国統計年鑑」のような国全体の総括統計書や、「司法省年報」、「陸軍省年報」のような各省の業務総括統計書があり、また「勧農局年報」、「地理局年報」のように一部局の業務年報があり、さらに「甲斐国現在人別調」、「府県物産表」、「農産表」、「共武政表」のように独立した統計調査の結果表を含み、一見各種の段階の統計資料が混在しているようと思えるかも知れない。

しかし明治前期における統計資料の実態は、これら各種各様の統計書が合せ一体となることによってはじめて、

明治政府が富国強兵のスローガンの下に近代国家を創出するために把握しようとした日本の実態を概括する総括統計書の全貌を示しているといえるのである。後に本文で詳しく述べるように、「日本政表」は未完の総括統計書であり、その未刊行部分は各省統計年報書で補充しなければならない。しかしその各省統計年報自体が、あるばあいには自省の各部局の業務統計を欠き、また自省の行なった統計調査を収録していないという事態が発生しているのである。従ってわれわれの目的は、明治前期の総括統計書の全貌をいわば本書の紙上で再現しようとする試みであるといえよう。

本書の収録する主題は、大きく分けて総括統計、戸籍・人口・衛生統計、司法・警察・財政統計、教育統計、物産統計、軍事統計の6主題によって構成されている。そのうち上巻には第1に全国総括統計書を収録した。ここでは何がどこ迄収録されているかを、「日本政表」—「帝国統計年鑑」の系列と各省庁の総括統計書の系列に分けて記述した。

第2に徳川時代の藩勢把握的調査結果の記録である「藩制一覧表」から内務省の「地方要覧」にいたる府県総括統計書を収録した。

第3に行政機構の確立に伴って整備された各省庁の業務調査の記録である司法・警察・衛生・教育・貿易・財政総括統計書を収録した。

第4に徴兵・租税・教育等の国家政策の基礎としてもっとも重要な、全人民を把握することを目的として作成された戸籍・人口統計を収録した。

下巻には第1に富国のために必要な生産統計としての物産統計と、第2に強兵のために必要な軍事統計を収録した。

本書では富国強兵の盾の反面である殖産興業の成果である一連の工業統計については、主務官省の総括統計書に含まれている限りで収録し、全面的調査は行なわなかった。また地租改正に関連する土地統計、米・麦等の主要農産物統計、物価統計も収録されていない。これらの統計資料の調査については、第2期の作業にゆずった。ただ本書で通常のこの種の文献と異り富国強兵篇として、軍事統計をひとつの重要な柱としたのは、江見康一、松田芳郎の表現を借りると、「この時期の統計は富国強兵の旗印の下になされた近代国家形成の一環であったから、徴兵を念頭に置いた人口・戸籍統計の整備、輸出のための物産調、軍事的総合のための資料である徴発調（『共武政表』『徴発物件』）などは、一連の統計調査と理解することが可能な調査であり、その後の武官・文官とが2分されてくる政治機構の類推で資料を探すと重要なものを逸する危険がある」という立場に立っているからである。(4)

なお、これらの統計書は後に本文で述べるように、地方下部行政機関からの報告に従って集計されたものが多い。その意味で府県単位の集計統計書である「府県統計書」、「勧業年報」は全国総括統計書を補充するうえで極めて重要な位置をしめるといえる。しかし「府県統計書」、「勧業年報」についてはつぎの機会にゆずった。何故ならば、これらの統計書は、それ自体独立した調査を必要とする極めて複雑な刊行状況と内容をもっているからである。

以上、本書の主題と構成について略述したが、本書がこのような構成をもつにいたった理由は、本書の調査手続

第1表 「明治前期日本統計解題書誌」

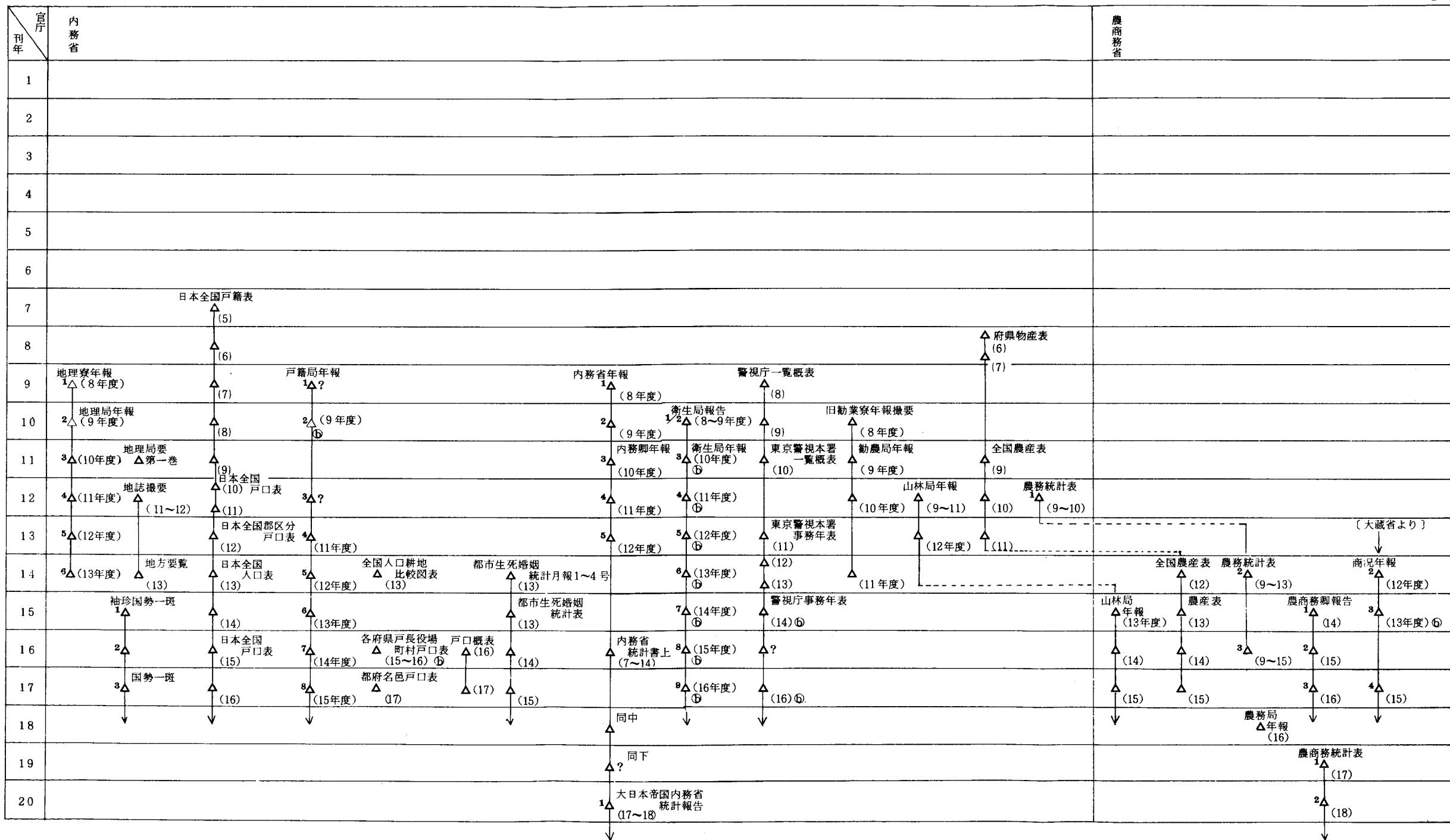
関係主要統計書年表

注
 △印は刊本。
 △印は原稿または写本。
 △の左肩の数字は回次、右の
 ()内の数字は調査対象年。

③は調査の結果「日本政表」と判定したもの。
 ④は刊年不明のため推定したもの。
 ⑤は刊年が会計年度で記載されているが、これを暦年とみなしたもの。
 ⑥は刊行されたことが他の資料で確認できるが、現物を発見できなかったもの。
 △?は刊行されたと推定されるが、他の資料で確認することができなかったもの。

No. 1

官厅 刊年	太政官											民部省	
1													
2	沼津・原政表 藩政一覧表 △(2)⑥												
3													
4	各藩管内種多非人等 △ 戸口調査材料 (2)⑥												
5													
6													
7	国勢要覧 (4)												
8	辛未政表 (4)												
9	壬申政表 (5)												
10	日本政表(6~12) 海外貿易表 (6)												
11	日本府県 △民費表 (6)												
12	国郡高 △反別調 (6)②												
13	家禄賞典禄社寺収納半租高之部 △(6)府県賦金之部 (6)												
14	紙幣公債及ヒ △(6)諸券之部 (6)												
15	海外貿易之部 (7)												
16	鉄道 (7)												
17	教育之部 (6)												
18	監獄局ノ部④ △(8)												
19	司法処刑ノ部、陸海軍処刑ノ部 △(8)												
20	聽訟ノ部、警察ノ部 (16)												
	刑事裁判ノ部、陸海軍裁判ノ部 △(9)												
	東京事物統計表 △(9)④												
	△(9~10)												
	東京府下懲役場 △(6~7)												
	△盈耗調 (9~10)												
	△(11)												
	△(11)												
	△(12)												
	△(13)												
	△(14)												
	△(15)												
	△(16)												
	△(17)												
	△(18)												
	△(19)												
	△(20)												
	△(21)												
	△(22)												
	△(23)												
	△(24)												
	△(25)												
	△(26)												
	△(27)												
	△(28)												
	△(29)												
	△(30)												
	△(31)												
	△(32)												
	△(33)												
	△(34)												
	△(35)												
	△(36)												
	△(37)												
	△(38)												
	△(39)												
	△(40)												
	△(41)												
	△(42)												
	△(43)												
	△(44)												
	△(45)												
	△(46)												
	△(47)												
	△(48)												
	△(49)												
	△(50)												



に端を発した帰結であるといえよう。

3 解題の構成について

本書には統計資料を正確に理解して使用するために、書誌的解題の他に統計資料に記載してある統計表名とその表頭・表側（上位 2 衔迄）を一種の統計項目索引の形で収録してある。

また凡例で述べたように利用者のために統計調査および業務統計の沿革、調査対象、調査系列に関する情報を収録してその統計資料の特性や利用上注意すべき諸点を明らかにしようと試みた。

さらに冒頭においてそれらの統計資料を作成した各省庁の統計調査機構の変遷やそれぞれの主題についての総括的解説を附してある。それはこのような解説が、この時期の統計資料の精度を知ったうえで利用するための不可欠の予備知識となると考えられるからである。

4 調査の手法

われわれの調査作業の狙いは、中央政府各省庁における統計調査および業務統計の発生および流通過程の追跡である。その際、重点的に追求したのは、つきの 2 側面である。

第 1 の側面は、統計調査および業務統計がどの調査機関によってどのような目的で作成されたかである。明治前期においては、諸官省の行政活動の記録結果の集計であるいわゆる業務統計は勿論、統計調査として実施された統計資料もすべて中央官庁の政策実施の直接的な資料をとるために作成されていた。ところで各省庁の改廃およびその行政権限の変遷は、明治政府が近代国家建設という歴史的課題を遂行するための政策目標を推進する中枢官省の掌握をめぐる指導的官僚の政治闘争の所産に他ならず、中枢官省を中心とする中央統治機構の集権化、近代化は、そのような政治過程の結果として実現していった。統計調査機関もまた、権力闘争によって中枢官省を掌握した指導的官僚によって推進された近代的軍隊の創出、近代的産業の創立、地租改正、学制改革等の国家政策を遂行するために必要な基礎的情報収集の目的のために整備されたといつてよい。そこでわれわれは第 1 章において中央、地方統治機構の確立過程をとりあげて明治政府の重要な国家政策の実施を担当した中枢官省の主管業務をめぐる闘争を概観し、つぎに第 2 章においてそのような意味における中枢官省として維新直後に成立し、強大な権限を振った大蔵省ついで内務省と農商務省に焦点をしづらって、その行政機構と統計調査機関の組織の変遷を追跡した。

第 2 の側面は統計調査の調査方法、集計方法がどのようにであったかである。統計調査において調査方法というは、調査項目の定義に関連した事項も重要であるが、明治前期におけるように、表式調査を中心とする調査のばかりには、統計数値がどの段階で集計報告されたかという、いわゆる報告単位（enumeration unit）の問題にしづらってこれを明らかにすることが必要である。そのためには、この時期における中枢官省の統計調査機関の業務組織の変遷をたどることと並んで、この調査が実際には各省庁から府県の地方行政下部機構へ伝達される命令系統が明らかにされなければならない。明治前期における地方行政機構の変遷を比較的詳細に記述したのはそのために他な

らない。

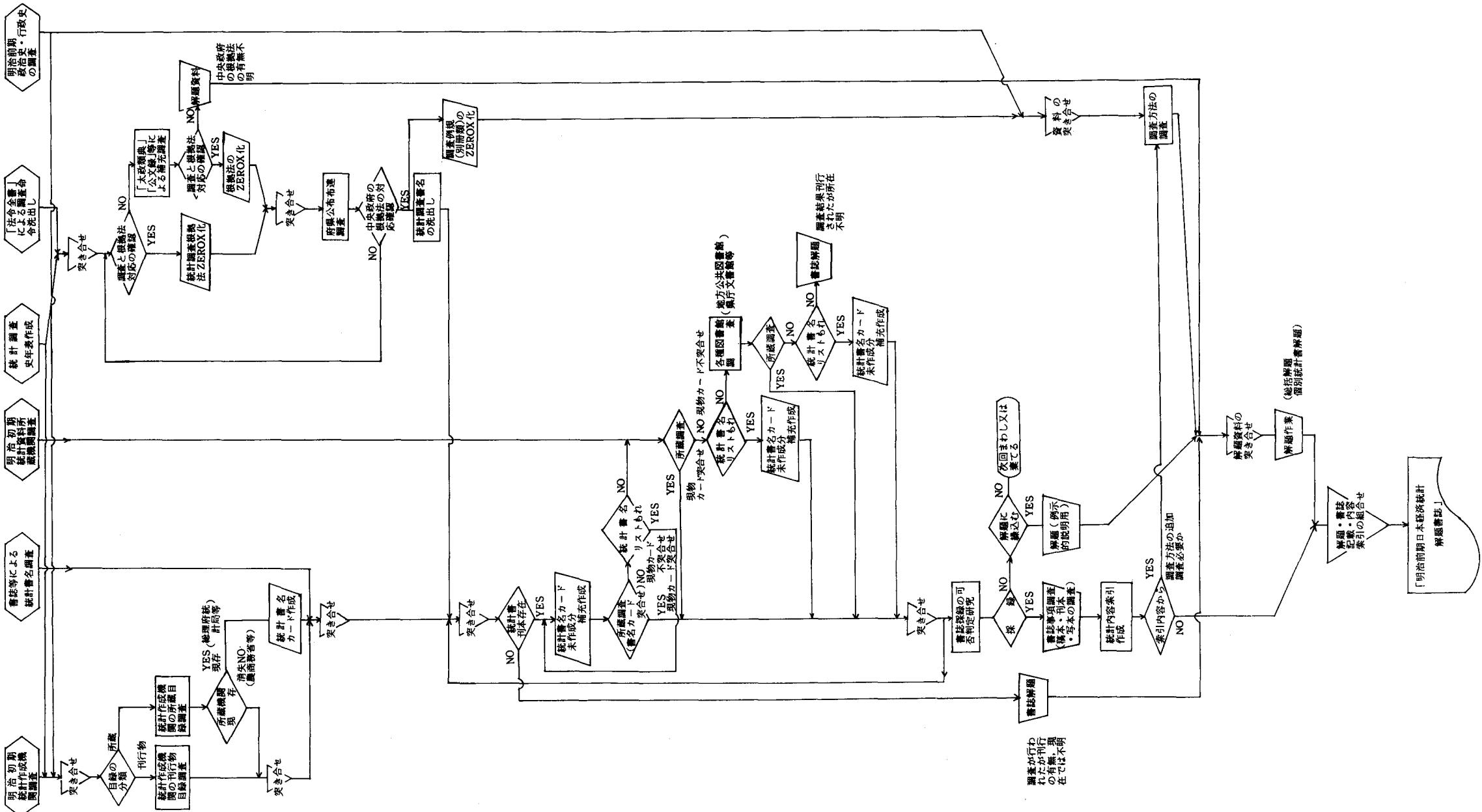
以上の2側面に重点をおいたこの調査作業は、つぎのような調査手法によって行なわれた。われわれは、統計資料の流れを統計資料の生産段階と、作成された統計資料がどの機関または人の手にわたったかという流通段階にわけてフローチャートを作成した。フローチャートは個々の統計調査と業務統計の作成過程のフロー、諸官省の改廃のフロー、明治前期統計資料を所蔵している可能性のある官庁の諸部局、中央・地方の図書館、文書館等の変遷のフローの3種類に大別して作成された。そのすべてをここにあげるわけにはいかないのでその一部を要約したものを附図として収録したので参照されたい。以下このフローチャートを使用して実施した我々の調査作業の大要を以下に説明しよう。(第1図、第2図参照)

先ず調査統計資料の生産段階については、これらの行政上の調査には根拠法のあることに着目し、「法令全書」、「法規分類大全」を基本的な典拠として元年から17年迄の統計調査の根拠法令を調査した。ただし、「法令全書」は後代の編纂史料であって必ずしも当時の法令のすべてを収録していないという問題がある。また統計調査の全貌は、これで把握できるわけではなく、「法令全書」の根拠法には調査様式(当時は雛形といわれることが多かった)が別冊として示されることがあったが、それらは《別冊略》で殆んど省略されている。この点を補う史料として法令については「公文類聚」や、さらに太政官時代の公文原本の集成である「国立公文書館」所蔵「公文録」を調べなければならないが、今回はそこ迄作業をひろげることはできなかった。また「法令全書」に洩れた法令および省略された調査様式は中央政府の調査命令を受けとった各省および府県段階以下の地方下部行政機関で発行された布達全書や布告の綴じ込みに発見されることがある。2、3の調査をサンプル的にやってみたが、明治前期全体について網羅的に調査することは、長期の作業になるのでこれも今回は断念した。また中央官省と地方下部行政機関および統計調査機関の組織変遷を、同じく「法令全書」と「法規分類大全」を基本的史料として利用して追跡した。このばかり、法令に記載されている各省庁および地方下部行政機構の改変に関する規定が実際にどこ迄実施されたかという重要な問題があるが、この点の究明は今回は断念せざるをえなかった。

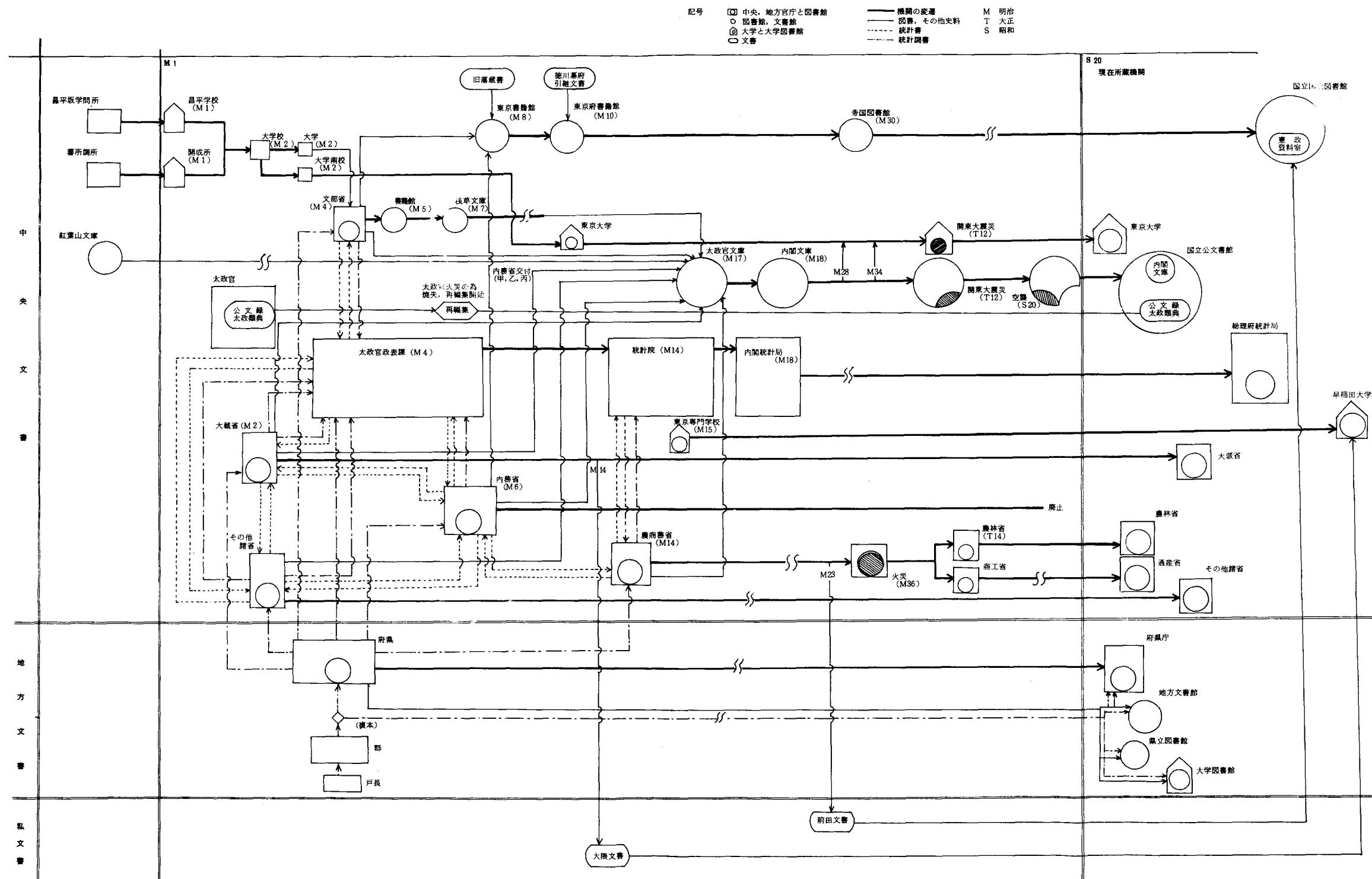
つぎに業務統計の生産段階における調査についても基本的史料として上記の法令集を利用した。さらにこれらの法令集によって各省庁および府県以下の下部行政組織の改変に伴なう統計調査機関の組織の変遷と、これら行政活動の結果を記録し、報告するための各種帳簿の様式の変遷、それに伴って次第に整備されていった業務統計様式の変遷をも知ることができた。このばかりも前述の統計調査のばかりと同様に「公文類聚」、「公文録」をはじめ、各省庁と府県以下の下部地方行政機関で作成された布達全書と綴じ込文書を調査する必要があるが、今回の作業ではそこ迄及んでいない。

統計調査命令および業務統計名が明らかになったとしても調査結果の統計書名までこれでつきとめることができるのはではない。統計調査名と統計書名が必ずしも一致しないことは現代統計資料と同様である。しばしば改題される統計書名と統計調査名を連結する作業は現代統計資料についても簡単ではないが、明治前期においてその程度は現代より遥かに困難であることはいう迄もない。そこで現存する明治前期の統計資料の存在を明らかにする調

第1図 「明治前期日本經濟統計解題書誌」作業流れ図(フロー・チャート)



第2図 統計資料の生産・流通図 統計資料所蔵機関変遷図



査作業が必要となる。

この調査作業は大きく分けて2段階に分けられる。第1は、生産段階で捉えた統計資料について当時の統計作成機関につながる現在の機関の所蔵統計資料を調査する作業である。しかし調査専門機関である総理府統計局は例外として、多くの官庁では自身の作成した資料の保存が十分でないばかりでなく、当時の官省のなかに内務省、陸軍省のようにすでに存在しない官省があり、農商務省のように後身の農林省が存在していてもかんじんの蔵書が火災によって失われていることがある。そのばあい当時の官省の出版目録や蔵書目録を利用して少くとも統計資料のかつて存在したことだけは確かめることができる。「農商務省出版図書一覧」、「農商務省図書類別目録」はその一例である。これにつぐ資料としてわれわれが期待した内務省の納本目録である「准刻書目」や「出版書目月報」等は、官庁刊行物については必ずしも網羅的でなく充分に役にはたたなかった。さらに「陸軍省年報」、「海軍省年報」のような諸省の行政記録である年報でもこの種の出版に関する情報を得ることのできたばあいもある。以上の調査によって少くとも刊行されたことが分った統計資料については、流通段階で追跡することとなる。

現存の統計作成諸官省に統計資料が残存していないばあいにも当時の行政官庁の指導的官僚、例えば大蔵省の大隈重信や、統計調査実務担当者、例えば農商務省の前田正名が個人で所有していた図書および文書が現存していることがある、多くの貴重な統計資料およびその成立の事情を知ることのできる文書を発見したケースもある。(5)

生産段階における統計調査の結果表を調査する作業の第2は調査命令系統を調査する作業である。統計調査が中央から命令系統に従って府県一郡一市町村に指示されたものは、逆にこれらの下記の機関から順次集計されて報告される。この途中集計段階における結果表が下部統計調査機関より上部機関への報告の写しとして部分的に残されていることがある。現在この調査を組織的に行なうことはひとつの統計調査のばあいでも困難であるが、断片的なこのような統計資料が府県庁、郡役所、戸長役場の旧倉庫から発見された例がこれ迄、経済史家、地理学者、等によって報告されており、それらについても本書中にできるだけ言及するようにつとめた。

統計資料を流通段階に沿って発見する調査は、作成された統計資料が配布された先の機関または人を調べ、それらの資料が転々と移動した結果、現在どこに所蔵されているかという調査である。このような所蔵機関として現在もっとも豊富に明治前期の統計資料をもっている中央の図書館は国立公文書館の内閣文庫と国立国会図書館である。ついで東京地区の大学図書館としては、一橋大学、東京大学、早稲田大学等の諸図書館があげられる。官庁図書館の所蔵はつぎに述べる理由のため、意外に貧弱である。

統計資料の発掘調査を生産、流通の各過程において実施した結果、痛感したこととは、前述のように各省庁の改廃と火災その他の自然的事故による資料の湮滅、散佚はいう迄もなく、特に恐るべきものは人災とわれわれが称している人間による散佚である。明治期の貴重な資料は国家機関、地方行政機関の改廃、建築物の建替に伴う古庫の整理等によって刻々散佚しており、これらの資料を一括収集する強力な手段がとられているとはいがたい。また折角、貴重な資料を所蔵していても、それらの資料を収録したよい蔵書目録が少ないことも残念である。最近各地で急速に府県史料の目録が作成されていることはその意味で歓迎に値する。

われわれの上記の手法による調査は、その緒についたばかりであるが、第1期作業の結果を中間報告として公表することによってわれわれの意図がどの程度果されたかについて大方の批判をいただき、さらに調査方法について工夫を重ねるよすがとしたいと考えている。

注

(1) 小島勝治：日本統計文化史序説 未来社 昭和47年

(2) 日本統計研究所編：日本統計発達史 東大出版会 昭和35年

相原 茂、鮫島龍行編：統計日本経済—経済発展を通してみた日本統計史 筑摩書房 昭和46年

(3) 小島の書物は第2次大戦前、布施（現在の東大阪）市の統計機関誌「浪花の鏡」に発表した論文を戦後、友人達が編集、出版したものである。「統計文化史序説」と題された第2部は氏の応召、戦病死により明治維新以降が未完に終り、文字通り序説に終った。従って本書の大部分は、維新前の日本の統計近代化の過程を統計調査の問題、統計材料の整理、統計資料の加工、統計方法の基礎の4つの問題に分け、徳川時代において合理的、科学的精神による「社会観察の近代的方法が統計的方法に形成されてゆくことを分析によって示すことにあてられている。残念ながら小島による近代日本統計史、特に明治統計史についてはこの書物および松野竹雄と共に著の「日本統計概観書解題」により断片的に知りうるのみであるが、幸い松野による「日本統計文化史序説」の解題のなかに小島の構想が発表されているのでここに資料として紹介しておこう。

西洋統計思想移植史の構想

一 蘭学勃興の系譜 二 蘭学と近代科学 三 蘭学と科学思潮 四 蘭学と儒学との交渉 五 シーポルトを中心とする蘭学と統計思想 六 幕末維新の統計文化（1 福沢諭吉 2 西周と津田真道 3 杉亨二） 七 幕末維新期における若干の統計書、統計学書解題 八 維新史と統計史 九 統計の危機と展開

明治統計文化史の構想

一 幕末維新のイデオロギーと統計文化（①文明開化の思潮と統計文化—英仏統計文化を中心として— ②国防国家の建設と統計文化—富国強兵政策を中心として— ③殖産興業政策と統計文化） 二 警察国家のイデオロギーと統計文化（①官府統計文化確立の過程 ②統計表章の行政的性格 ③統計学、統計教育、統計研究機関の国家学の行政学的性格） 三 日本資本主義の発達と統計文化（①概説 ②統計書、統計表章の社会性 ③米国統計学輸入の意義=⑦統計学基礎理論の社会性—大量の把握・統計批判— ④統計学各論—経済統計論の擔頭・数理統計と保険事業） 四 独逸統計学への転換—統計科学への出発— 五 統計文化の民衆化過程 六 結論—明治文化史の史的取扱いへの展望 附録 杉亨二と呉文聰」

小島の「序説」は遂に本論が書かれなかったが、「序説」の巻末の解説で大矢真一のいうように、「この序説から、いろいろの本論の形を読みとることができるようである。」「将来日本統計文化史を作る場合には、どうしてもこの基礎から出発しないわけにはいかないであろう。」われわれも全く大矢の意見に賛成であって、われわれの開始した作業は小島の明治統計史の構想の1部分の実行であると考えている。小島の業績の全面的評価については、別の機会にゆずる。

(4) 江見康一；松田芳郎：調査機関・調査資料「高橋泰蔵；増田四郎編：体系経済学辞典 改訂新版 東洋経済新報社 昭和50年」所収 p. 914

(5) 大隈の所蔵文書は、現在早稲田大学図書館に「大隈文書」として保管されており、前田正名の所蔵文書は、国立国会図書館の憲政資料室に「前田正名文書」として保管されている。この他にも種々の文書があるが今は触れない。

第1章 中央統治機構の確立過程

1 中央政府機構の確立過程

1) 中央政府機構の創出

序章で述べたように、この時期における官庁統計資料の発掘作業を開始するためには、その前提として明治政府の統治機構の変遷過程および重要国家政策の実施を担当した中枢諸官省の業務組織と統計調査機関の変遷を知ることが必要である。第1章では中央統治機構の変遷を中央政府機構と地方行政機構に分けて叙述する。

維新政府の最初の中央官制ともいべきものは、慶應4年1月に成立した三職七科制である。元年2月に七科は八局制に改められ、ついで「五カ条の御誓文」の方針を具体化した4月の「政体書」によって、太政官の下に立法を掌る議政、行政を掌る行政、神祇、会計、軍務、外国の5官および司法を掌る刑法官が分立した。

慶應4年9月8日、元号を明治と改元、明治2年6月藩籍奉還が実施され、旧来の藩主は知藩事という政府任命の官職と替り、また藩主の土地領有権が廃止されてここにはじめて全国が中央政府の直轄となった。これに対処すべき中央政府機構として、7月8日、「職員令」が発布されて二官六省制が施行された。(1)

これによって太政官を中心とする中央集権的官庁機構は、ほぼ整備されたが、それはまた指導的官僚層の政争が当時の中枢官省の行政権限の掌握をめぐって展開されるという事態の到来を意味する。その中心人物は、大蔵省に開明派官僚を結集し、強大な行政権限を掌握した大隈重信であって、この開明派官僚勢力と岩倉具視、大久保利通その他の反大隈派勢力との対立の頂点が3年の民藏分離問題であるが、この点の詳細は第2章にゆずる。

明治4年7月14日、廢藩置県が断行され、中央集権政府確立の政治的仕上げは完了した。廢藩置県によって全国的な封建賃租の徴収権は政府に統一され、地租收入は急速に増加したが、代償として政府は旧藩に対し家禄を支払い、また旧藩の莫大な負債を引きつぐこととなった。7月29日太政官制が改正され、正院、左院、右院の3院制がとられた。3院のうち正院が最高機関であり、ここに太政大臣、納言、参議の三職がおかれた。左院は立法機関であるが、実質上は正院の諮問機関にすぎないものであった。右院は各省の長官、次官で構成され、行政各部門の調整機能を果す所であって、立法、司法、行政の権限はすべて、正院に集中した。太政官の下に神祇、大蔵、工部、兵部、司法、宮内、外務、文部の8省と開拓使がおかれた。この際の人事は、参議に西郷隆盛、木戸孝允、板垣退助、大隈重信、大蔵卿に大久保利通、大蔵大輔に井上馨、文部卿に大木喬任、文部大輔に江藤新平、兵部大輔（兵部省は卿をおかず）に山県有朋、工部大輔（卿をおかず）に後藤象二郎、司法大輔（卿をおかず）に佐々木高行という人事であった。この人事によって旧幕藩時代の身分制の名残りである皇族、公卿、諸侯は三条実美、岩倉具視を除き、すべて退陣し、薩長土肥とりわけ薩長両藩の出身者が藩閥を形成して官僚機構を支配し、国政を運用していく体制がほぼ完成した。この太政官体制はその後、時々の政治情勢に応じて機構改革があったが、明治18年の内閣制の創設迄基本的には変化はない。

2) 中央政府機構の確立

明治4年11月岩倉使節団が条約改正の予備交渉と欧米先進諸国の制度、文物の調査のために出発した。一行に大久保と伊藤が参加したため、大蔵省は参議西郷が卿の事務を預ったが、実質上は4年7月の民・蔵合併の主唱者であった大輔井上が中心となったのである。出発の際、使節団と留守政府の間には「可成新規の改正を要す可らず万巳を得ずして改正する事あらば派出の大使に照合すべし」という盟約書が結ばれた。しかしこの真意は当時の派閥対立に決定的影響をもたらす諸官省長官や官員の人事異動を行なわないことの方に力点があつて、「廃藩置県後の処置」を順次実行することについては了解がなされていた。この結果、明治初期の三大改革といわれる学制改革、徵兵制、地租改正をはじめ、日本の近代化、資本主義化の基盤作りともいえる多くの重要改革が留守政府によってつぎつぎと実行されていった。先ず4年11月9日には「自今旧暦を廃し太陽暦を用い天下永世之を遵行せしめん百官有司其れ斯旨を体せよ」という改暦の詔書が発せられて明治5年12月3日をもって明治6年1月1日とすることになった。また同11月には伊藤のアメリカにおける調査結果の提案にもとづいて大蔵省の渋沢が立案した「国立銀行条例」が発布され殖産興業政策遂行のための資金面にかんする制度が整備された。翌明治5年8月「学制頒布」があり、4年7月設立された文部省は、それにもとづいて富国強兵政策推進のための基礎である人民の教育水準の向上をめざして国民皆学制を実行し、全国に小学校を続々と開校、また技術者養成のための各種の学校を設立した。明治6年1月10日には「徵兵令」が告示され、国民皆兵による近代的軍隊の創設の基礎ができた。同年7月に「地租改正条例」が発布され近代的租税体系移行へ大きく前進することになった。

廃藩置県後の以上のような軍事、財政、教育等々の各分野にわたる改革は、一貫した方針のもとに整然と実行されたわけではなく、むしろ太政官内の有力参議と各省官僚との政治的結合によって功をきそつて着手されたのであって、その結果行政各省の行政権限は重複し、相互に矛盾をきたす結果となった。しかもそれらの矛盾を解決するための行政組織の整備も依然として試行錯誤的に進行せざるを得なかったのである。そのような中央行政機構整備の特徴を一口にいえば、諸改革の推進をめぐる各省の権限争い、各省の拡張主義と大蔵省の対立と調整、大蔵省と太政官の対立とその調整という形で整備が進行したといってよい。本章では、太政官の機構改革を中心に中央政府機構の確立過程の大要を述べよう。

明治5年10月4日、正院分課がつぎのように定められた。

内史所管：履歴課（月報考課）　監部課　大使事務課（履歴中）

外史所管：庶務課（申達布告）　記録課（編輯日誌）　歴史課（記録分局御系図）　地誌課（政表）　用度課

翻訳課　印書局

明治6年5月2日、太政官職制改定が再び行なわれた。これは各省の権限拡張の是正、相互の不均衡の修正が目的であったが、最大の狙いは太政官を圧するほどの大蔵省の権限を縮少し正院を強化したことであった。その要点は正院に参議からなる内閣を組織し、参議の制度上の地位を強化したこと、大蔵省の掌握する予算決定の権限を縮少するために大蔵省の所管事務のうちの多くを太政官に移管させたことである。これによって財政上の権限を把握し

た正院は、大蔵省に対して圧力をかけることができることとなった。

当時の大蔵省の最大の問題は、地租改正も行なわれず、廢藩置県によって全府県を制度的に掌握したとはいえ収入は期待した程中央に集らず、各省からの龐大な近代化計画実現のための予算要求に応ずる財源が極度に乏しかったことであった。大輔井上は、各省予算の強硬な削減方針をもってのぞみ、とくに司法省の江藤新平、文部省の大木喬任、工部省の山尾庸三等と真向から対立していた。この大蔵省と各省との対立に対し正院の参議大限は井上の歳入見積りは過少評価であるとして各省側に加担したため井上は5月14日辞職し、大限が大蔵省の事務をみることになった。正式に大蔵卿に就任したのは10月25日である。これから明治13年2月迄、大限の大蔵省時代となる。

一方、留守政府の急進的改革案の実施は国内各地に激しい抵抗をまきおこし、農民、士族の不満による一揆が明治5年から6年にかけて急速に増大して中央政府に対する大きな脅威となってきた。このような国内情勢の不安を背景にして明治6年に西郷の征韓論が提唱され、これを巡る留守政府の対立を憂慮して大久保、木戸、岩倉は5月から9月にかけてつぎつぎと帰国した。結局、西郷の征韓即時断行論は破れ、10月、西郷、板垣らは一斉に辞職して岩倉、大久保派の勝利となった。その結果、大久保の系列下にある参議大限は大蔵卿となり伊藤は参議兼工部卿となった。また勝安房が参議兼海軍卿として登用された。明治6年11月、内務省の設置とともに大久保は内務卿を兼任、翌7年8月に陸軍卿山県が参議に兼任された。大久保は内務、大蔵、工部の主要官省を掌握、さらに軍隊、警察を掌握して国家政策の強行によっておこる国民の反抗を鎮圧する機関をも統制下においていた。ここに大久保の有司専制政府が成立して地租改正、秩禄処分、殖産興業、等の近代化のための重要な政策が大久保の指導の下に本格的に推進されることになった。

明治8年4月14日、立憲政体に関する詔書が公布され、同日太政官職制の改革が行なわれた。これは大久保政権が不平士族の叛乱や自由民権運動の高揚に対して体制を強化するためのものであった。これによって左右両院は廃止され、太政官には正院のみが残ることとなり、また立法機関として元老院、司法機関として大審院が設置された。

明治9年から10年にかけておきた神風連の乱、秋月の乱、萩の乱は、このような新政府の領有制解体作業に対する旧士族の反乱であり、また8年から9年にかけておきた各地の農民一揆は地租改正事業の強行に対する人民の反撃であった。また自由民権運動もこの頃から各地に活発に展開された。このような反政府運動の頂点が明治10年1月におこった、維新政府に対する最大の武力叛乱である西南戦争であった。

9月西南戦争が西郷の自刃によって終結すると政府は国内体制の建直しに着手した。第1は明治11年7月の地方三新法体制であり、これは地租改正反対、自由民権運動展開に対処するための地方支配の新体系であり、旧来の郡区町村制を復活して地主、豪農層を支配体制側に獲得しようとするものに他ならない。第2は国家機構の中枢部における改革であり、明治11年の参謀本部設置により統帥権の独立が実現する。この改革の最中に大久保は11年5月暗殺された。大久保内務卿の後任には伊藤が就任したが政府は国政の実質的な主柱を失うこととなった。

西南戦争以降の不換紙幣の乱発によっておこった物価騰貴は明治13年にいたって頂点に達した。この金融財政危機をめぐって大久保という強力な背景を失なった財政責任者大限は外債募集、準備金正貨流出問題をきっかけに漸

次孤立していった。明治13年2月の参議と省卿の分離は政府に対する抵抗を緩和するための各省卿への新進の登用という反面、これによって大蔵卿としての大限の実権を剥奪しようとする伊藤の策謀でもあった。これと同時に太政官参議の各省への指揮権を確保するため3月3日、太政官中、法制、調査の2局を廃止して新たに法制、会計、軍事、内務、司法、外務の六部を設置し、同月18日この「分掌事務」が定められた。これによって各部に主管参議が置かれ、それぞれの主管する関係各省の卿に対する指揮、監督権が制度的に保証されることとなった。そのうち内務部の権限が最も大であった。伊藤は、その内務とさらに会計の2部の主管参議となって大蔵、内務、工部、文部、（後に農商務）各省を監督するというもっとも重要なポストをしめて勢力をさらに強化した。

明治14年10月、大限とその一派は憲法意見書、開拓使官有物払下問題を直接のきっかけとして政府から追放された。これが明治14年政変である。同10月21日太政官制が改正され太政官と諸省の分離は中止され、再び参議は諸省の卿を兼任することとなった。また太政官内の六部制が廃止されて、新たに太政官の中枢機関として諸政策の企画、調査を行ない元老院その他諸官省に対する統制権限をもつ重要な機関として参事院がおかれた。この14年政変のリーダー、伊藤はこれによって薩長藩閥政権を固め、さらに参事院に当時の官僚のエリートを起用して自らその議長となった。これが伊藤政権の成立であり、事実上の内閣制の発足ともいえるものであった。

この14年政変をめぐる官僚統治機構の整備、強化の過程においてもっとも重要な事件は、農商務省の成立とそれによる内務省の性格変化である。これについては第2章を見られたい。

明治15年、伊藤は憲法および政府機構の調査のためヨーロッパへ出発、16年に帰国して5年後の国会開設に備えて中央政府機構の改革に着手した。明治18年12月22日、太政官制は廃止されて内閣制が創設され、伊藤博文が最初の内閣総理大臣となった。これに伴って同月28日、統計院は廃止され、内閣中に統計局が発足した。

2 地方統治機構の創出と統計調査機構

1) 大区小区制と統計調査機構

明治政府の学制、徴兵制、地租改正等の重要な国家政策を実施するためには旧藩制統治機構にかわる中央直轄の地方行政機構の存在を前提とした。また政策実施のため中央政府が直接把握することを必要とした全国の地方事情にかんする情報も、この地方行政機構を利用した中央からの調査命令によって収集されなければならなかつた。そのため明治政府は中央政府機構の創出と並行して中央政府が直轄する地方行政機構を急速に上から創出していかなければならなかつたのである。このような地方行政機構の改変の歴史は、20年代迄を府藩県三治制から大区小区制迄、地方三新法体制時代、17年改正体制、町村制体制の4時期に分けることができる。ここでは本書のカバーする明治17年迄に限って地方統治機構の創出過程とそれにより次第に整備、強化されていった地方統計調査体制について戸長役場に焦点をしづって述べよう。

大政奉還によって旧幕府の直轄領、社寺領、旗本旧領地、等は中央政府の直轄地となつたが直轄地より数倍大きい旧藩領は依然として存在しており、従つて中央政府は統一国家を目標としたものの実質上は諸藩、とくに雄藩の

連合政権に他ならなかった。元年4月の「政体書」により、京都、江戸、大阪に府が、また政府直轄地に県が設けられ、いわゆる府藩県三治制という地方行政制度が採用されたのは、この現実に対応したものであった。政府は新たに設置された府県に知府事、知県事をおき、明治2年2月の「府県施制順序」、7月の「府県奉職規則」によって府県行政の一般的規定を定め、地方官の職務権限を規定した。また藩に対しては元年10月の「藩治職制」によって藩主を知藩事に任命、さらに2年6月の「諸務変革」、3年9月の「藩制」の布達によって藩制の統一的改革をはかった。しかし諸藩の藩制改革はすべて失敗し、藩は事実上解体して中央政府の下部官僚機構へ漸次組み込まれていった。

4年7月14日の廃藩置県によって旧藩領主という封建的勢力は完全に否定され、全国261の旧藩は県に改称され、3府306県となり、11月にさらに全面的統合を行なって北海道および3府73県となり、さらに9年末に3府35県となった。現行の3府43県となったのは明治21年である。このとき府県の規模を同じくするため、大体1県の石高10万石以上を標準として旧大藩地域を中心に周辺地域を統合した。これによって大小様々であった藩の区域はほぼ同一規模の行政区画となり、集権的中央統一政権に対応する統一的地方行政機構への展開の基礎が確立した。明治4年10月の「府県官制」布達によって県知事以下の職制が定められ、府県庁内に租税、庶務、聽訟の3課の分掌制が定められた。ついで11月に「県治条例」が達せられた。これは「県治職制」、「県治事務章程」、「県治官員並常備金規則」からなっている。「県治職制」では県令、権令、参事、権参事、7等出仕の奏任官およびそれ以下の判任官の職掌が規定され、県庁内の分課は先の3課に加えて新たに出納課が設けられた。このようにして府県が中央政府の指揮監督の下に中央の政策を実施する行政機構がほぼ形を整えた。

その際県令、権令、参事等の地方官には旧藩の慣行を意識的に断ち切って中央政府の方針による地方行財政改革を断行するため、新県の管轄地内の旧藩出身者でなく、他藩の出身者を任命する方針をとった。この新任地方官によって明治4年末から5年にかけて全国に実施された地方制度の改革が郡政改革といわれるものであって、府県の組織化と並行して下部行政区域についても藩制下の町村制を断ちきった画一的統治区域が創出されていったのである。その手がかりとなったものは明治4年4月の「戸籍法」にもとづいて全国統一規模で戸籍調を実施するために設けられた戸籍区制であって、この戸籍区制が地方官によって一般地方統治事務実施のための行政区画に転用され、地方統治の下部機構区域となった。これが大区小区制である。大区小区制を全国に成立させる重要な契機となった法令は明治5年4月9日の太政官布告第117号と同年10月10日の大蔵省布達第146号である。

前者は「……莊屋名主年寄等都て相廢止戸長副戸長と改称し是迄取扱來り候事務は勿論土地人民に關係の事件は一切為取扱候様可致事……大莊屋と称候類も相廢止可申事……」というもので、立法の当初の趣旨は、これ迄の庄屋、名主等の旧藩時代の村方三役と戸籍法上の戸長副が並存して行政上不都合が生じている事態を是正するためのものであった。また後者の大蔵省布達は「庄屋名主年寄等改称の儀に付当四月中御布告の趣も有之候所右に付ては一区総括の者無之事務差支の次第も有之哉に付各地方土地の便宜に寄り一区に区長一人小区に副区長等差置候儀は不苦……」というものである。

この2法令は戸籍法から大区小区制が生れたのではなく、中央政府が地方官の郡政改革の結果を既成事実として承認し、その結果生じた混乱に対して統一方針を示したものであって、この法令によって大区に区長、小区に副区長を置くことが定められたが、実際は小区に戸長、副戸長がおかれるばかりが多かった。大区小区の区画は、各府県に数大区、一大区の下に数小区をおき、一小区は数ヶ村からなっている。大区小区制による明治7年現在の全国の区数は6,862であり、当時の町村数82,778と比較すると平均12ヶ町村に1区おかれたことになる。区長は官選であるが、戸長は大体民選であり、区戸長とも官吏に準ずる下級官吏として規定されている。

この際、注目すべきことは末端の行政区画は小区であって、幕藩制下の村落は行政上の統治単位としては否定され村民の政治への参加は全く認められなかつたことである。その理由は、これら村落の村方三役に対する不信、幕末以来の農民一揆が村を単位としていることなどのため、中央政府およびその任命による地方官が意識的に旧来の慣習を断ちきって新統治機構を新設したためである。しかし、この上からの画一的的地方行政機構のみによって旧来の村落を支配することは無理であつて、実際は行政単位としては地位を失なつた旧来の町村組織を認め、旧村役人であった老農層を用掛、組惣代の名前で戸長補助者として利用せざるをえなかつたのである。

この大区小区制の全国における実態は大区小区の区画、職制、戸長の官選民選の区別等、千差万別であり、また実現の時期も地方における郡政改革の状況によってまちまちであった。最近、府県において府県史、町村合併史等の編集事業が進み、この時期における地方行政の実態を知るための史料が急速に増加したため、研究も少しづつ進んでいるが、全国的な実態の究明はなお今後の研究課題である。(2)

以上、大区小区制による中央集権国家の官僚的支配が地方行政機構の末端に迄侵透する体制の創出過程を簡単に述べたが、これによれば、その命令系統はつぎのようになる。

中央政府一府県一大区一小区

このことは、郡は地理的名称としては存在するが、行政の系列としては外され、また町村は行政の最末端組織としての小区に埋没したことを意味する。この各段階における地方行政機関が中央の指令を受けて地方行財政事務を遂行することになったのであり、中央の命令による統計調査業務もこの地方行政区画に依拠して行なわれたことはいう迄もなく、そのばあい統計調査の最末端機構は戸長であったと考えられる。

区長、戸長の職務を規定した中央の法令には統計調査業務があげられていないが、これを受けて地方で作成された区長戸長の職掌規則には、統計調査業務を含むものがある。(3) 統計の末端調査機構が戸長であったことは大限文書のなかの一史料によっても認められる。(4) これによれば8年10月に日本へ届いたフランスの統計学者ブロックの日本の統計機構に関する質問のうち、第3項の「各州の事情報告を得るに何れの吏を用ひ何れの方法を施すや」という質問に答えた個条は、つぎのとおりである。

第三条の答 「我国に於ては太政官ありて庶政を統轄し外務、内務、大蔵、陸軍、海軍、文部、教部、工部、司法、宮内の十省ありて事務を分管し開拓使、琉球藩、及び三府六十県ありて各地方の政を施行せり。故に事實報告を得るの法は概ね地方の区長戸長にて取調各地方庁より所管の省に送り其省に於て之を検閲し然る後之を太政官に

出し政表局に於て編製するなり例えは外國に関する事件は外務省より土地人民物産職業等の事件は内務省より出すの類是なり。」

この統計調査の末端機構としての戸長の役割は、明治11年以降の地方三新法体制下においても変化なく、むしろますます負担過重になったといってよい。

以上のように内務省を頂点として集権的行政機構が次第に整備されてきたが、内務省において府県および大区小区に関する地方行財政事務を管掌した部局は戸籍寮であった。これは大区小区制が本来戸籍編成のための戸籍区制から出発したためである。

2) 地方三新法体制と統計調査機構

廃藩置県に続き政府が実施した最初の統一的地方行政機構である大区小区制機構によって徵兵制、学制、地租改正の改革が実施されると、強権による押付けと負担の不公平のため、人民の側に大きな抵抗がおこり、各地に農民一揆が発生した。また明治7年民選議員建白書が左院に提出され却下されたのをきっかけに各地に自由民権運動がおこり、民会の開催を要求する声が高まってきた。このような自由民権運動を中心とした反政府人民闘争に対処するために中央政府は、人民の地方行政への部分的参加を認める新らしい地方行政体制を早急に作りあげなければならなくなつた。これが大久保利通の建議によって明治11年7月に公布された地方三新法「郡区町村編制法」、「府県会規則」、「地方税規則」であり、このいわゆる三新法体制は17年の地方行政改正迄続く。

この三新法体制の中心は「郡区町村編制法」であつて、その要点はつぎのようなものである。

(1) 大区小区制が旧慣を無視し不都合があつたので之を改め、郡町村制に復帰する。(2) 町村に行政区画であると同時に自治団体としての性格をもたせる。その首長である戸長は公選とする。(3) 府県郡は行政区画とし、郡長は府知事県令の指揮監督の下に町村を管理する。

また「府県会規則」によって地方議会の設置が義務づけられた。さらに区町村会の設置が13年4月の「区町村会法」によって認められた。

このように三新法体制によって町村に一定の政治参加が認められたが、それと同時に中央政府の官僚的統制も並行して強化されたことは注目すべきである。三新法の公布に伴つて明治8年11月の「府県職制並事務章程」を改正して公布された「府県官職制」によって「府知事県令は内務卿の監督に属す」と規定され、さらに府知事県令は郡長任命権、郡政指揮権、府県会の召集と中止権をもつ等、中央政府の府県郡に対する権限は著しく強化された。また郡長は府県と町村との間にあって府知事県令の指揮下に町村の監督をする重要な役割をもつこととなつた。

以上の中央から地方への行政命令系統はつぎのようになる。

中央政府—府県—郡長—町村

統計調査は、上記の行政命令系統によって実施されたのであって末端調査機関としての郡長と戸長、特に戸長の適否が統計の精度に決定的な影響をもつことになる。そこでつぎに郡長と戸長の権限と職務についてさらにくわし

くみてみよう。先ず郡長の任務は「府県官職制」によればつぎのようである。

第3 郡長は事を府知事県令に受け法律命令を郡内に施行し一部の事務を総理する 第4 郡長は法律命令又は規則に依て委任さるる条件及府知事県令より特に分任を受くる条件に付き便宜処分して後に府知事県令に報告す

第5 郡長の処分不当なりとするときは府知事県令より取消を命ぜらるる事あるべし 第6 町村戸長を監督す
この町村戸長を監督するというのは、「郡長は行政事務委任の権内に付ては戸長に命令するの権ありと心得可し」
ということである。(6)

郡長の職務については、「府県官職制」につぎの規定がある。

(1)徴税並地方税徵収不納者処分の事 (2)徴兵取調の事 (3)身代限財産取扱の事 (4)逃亡死亡絶家の財産処分の事
(5)官有地の倒木枯木を売却する事 (6)電線道路田畠水利に障礙ある官有樹木を伐採する事 (7)河岸地借地検査の事
(8)職遊猶願威銃願の事 (9)印紙戸紙壳捌願の事 (10)小学校学資金の事。「右の外府知事県令より特に委任する条件」とある。

郡長の任命は府知事県令が「該府郡本籍の人を以て之に任」じた。この該府郡本籍の人とは、事実上は地方名望家=地主層であった。つまり三新法体制下における郡長制は、中央政府が町村に支配力をもつ地方名望家を郡長に登用して府県の下部統治機構に組入れ、町村行政の円滑な運営を行ない、それによって中央統治体制の安定化をはかろうとした重要な地方行政の下部機関であったといえよう。

つぎに戸長についてみてみよう。戸長は「郡区町村編成法」の6条によれば「毎町村に戸長各一員を置く又数町村に一員を置くことを得但区内の町村は区長を以て戸長の事務を兼ねることを得」とあるが、実情は平均2町村に戸長1人が置かれた。また戸長の職務は、同じく「府県官職制」によると (1)布告布達を町村内に示す事 (2)地租及租税を取纏め上納する事 (3)戸籍の事 (4)徴兵下調の事 (5)地所建物船舶質入書入並に売買に奥書加印の事 (6)地券台帳の事 (7)迷子捨子及び行旅病人変死人其他事変あるときは警察署に報告の事 (8)天災又は非常の難に遭ひ目下窮迫の者を具状する事 (9)孝子節婦其他篤行の者を具状する事 (10)町村の幼童就学勧誘の事 (11)町村内の人民の印影簿を整置する事 (12)諸帳簿保存管守の事 (13)官費府県費に係る河港道路提防橋梁其他修繕保存すべき物に就きその利害を具状する事、 であった。また末尾に「右の外府知事県令又は郡区長より命令する所の事務は規則又は命令に依て從事すべき事」と規定してあり、さらに県令あるいは郡長は地方税徵収、質下金、官有森林山野管理、伝染病予防、備荒儲蓄、県会議員選挙等多くの事務を担当させることができた。

このように戸長は布告布達の伝達をはじめ、徴税、徴兵、戸籍、公共事業等の本来の地方行財政事務の他に検察、教育、水利行政等の龐大な国家行政事務の執行者であったのである。

統計調査業務についての直接規定は「府県官職制」にはないが、大区小区制が地方三新法体制に改変されても、統計調査の末端機関が戸長であることは変りなかった。

地方三新法時代の末端調査機関としての戸長の実情をもっともよく伝える史料が総理府統計局に残されている。それは当時、統計院の権少書記官であった世良太一が明治17年、静岡以西の2府6県の統計調査実況を観察した結

果を報告した「統計院書記官巡廻紀事」と題する稿本である。(7) この書物は、世良が訪問した各府県の郡長の報告によって戸長の統計調査の実情を生き生きと伝えてくれるので2、3これから抜き書しておく。

先ず戸長の無能とひんぴんたる交替についての記録をいくつか示そう。

「区長日実際統計の調を出す者は戸長に於ても十の一に過ぎず人物もなく又統計学を心得たる者もなく夫には手数を要し先づ目下の処にてはこんな物ならんと推算し届出る位なり各々人民にしても名々の事に止まり尋ても其一人の事も分り難く戸長なり用掛なりの見込にて万事届出るものにして其実数に近くはあれども確実とは保証し難し若し之を精密にせんとするには統計の事を心得たる人を置き方法を授けざれば難し」(8)

「戸長も近來は少し統計の必要なるを悟りしと雖其人物一様ならずして村々に因り手順を殊にし其六ヶ敷調物杯には郡役所より吏員を派出し調査する事あり何分統計の方法明かならざるに由て調査に苦む事多し戸籍は脱漏なし結婚者は配偶してより前途の見留を計りて後届出る者往々あり農産調は甚難し何となれば戸長其人を得ず即今の公選法にては到底其人を得べからず且事務は多忙にて給料極て少く年給十円に充ざる者あり郡内にて自から進で戸長の任に当る者は一人もなし大抵は一年も過す内に辞職するなり戸長管理の区域を広め給料を増加せば或は其人を得て事務も整理すべし右の事情なるを以て即今は戸長の威權行はれず租税怠納者あれば戸長より之を償ふ如き有様なり」(9)

「戸長を永く勤むれば産を失ふを以て一年或は半ヶ年に更代する有様なり故に戸長は職務を大切に守らず役場に詰る事も無く布告も熟読せず私用の農事繁多にして降雨の日ののみ役場に出晴天の日は農業に従事するよりして事務決して運ばず又統計の大切なる事等を知らず十五年分の表を未だ差出さず記載方には間違多く附箋を幾度となりして戻す有様なり」(10)

重複調査の訴えについては、つぎのような記録がある。

「統計院よりの請求のみなれば当然の事なれども各省より統計の事を請求致されては実に其求に応じ難し過日内務卿にも農商務なり衛生なり各より統計の事を繁雑に令達ありても何分我国に於ては斯の如き綿密なるものは出来ざる旨を申述したり只今貴説の如き簡略のものを達せらるんば随分実を得べきを以て之に尽力せんと欲す各省よりの達しを真面目に受け居るときは戸長役場の如きは逆ても事務運ばず目今の処にては統計の事は長袖の仕事の如くに思ふ者多し斯くては相成ざる事なり将来戸長役場を改正し纏めて事を行ふときは統計の事も擧るならんと思考す統計の事は各省各局の求めを統計院に於て引受られ詮議の上令達あらん事を希望する所なり」(11)

さらに2、3の記録を引用し、戸長によって作成された統計が信頼しがたいものであることを示そう。

「戸長役場に至ては人員少く昨今は地所質入の類一日に四五十件もあり其他繁忙を極め統計の事杯は腹に入らず然れども毎度當庁の者へは勿論戸長にも統計は確実ならざるべからざる事を説諭せり然れども前陳するが如く戸長は繁忙にして再三催促を受け責め塞きの申訳に出す位の統計故実に歎かわしき次第なりと」(12)

「郡長日統計は蒐集の方法に困難す是戸長の人を得ざるに原因す過日事務の件数を調ふるに先月分戸長並学務委員に達するもの千五百二十二件あり其内材料不完全或は戸長不馴れにして督促せし分七百六十二件或は其内戸長を

呼出すに至りしものあり此度戸長改撰の計畫中なるが故に此事整頓し且つ勧業委員を設けて統計の事を掌らしむるに至らば其事務も擧るならんと考ふ材料の遲延する役場にては從て確実なるもの少し從来郡長は戸長を監督する規則なり然るに実際の場合に至らば依頼して勤て貰ふ様の有様にして督促杯するときは直ちに辞表を出す」(13)

「郡長曰從来郡役所の如きは只戸長役場よりの申達を取るのみにして人民は租税の為めなる疑を抱き其実を申述せず近事は追々説諭を加え實に近き処を申述するに至れり又余等も物産は収穫の少しも多きを手柄とする事を懇々説諭し租税の為めに調査するに非る旨を諭し而して追々事実を申述するに至れり昨年の如きは旱魃なりしが良作の所は一反十四五俵に収穫せし旨を開申せり斯く實を開申するに至りしは余程進歩せしものにして明治十四五年迄は中々事実を言わざる有様なりし」(14)

世良の報告書は、全卷このように戸長の無能、統計調査結果のたよりなさ、重複調査の訴え、等々の記事に満ちている。以上の戸長の統計調査の実情を視察した世良の総括報告の一部を紹介しよう。

「又戸長仮令其人を得るも近來事務漸々増加し其責任甚だ重し之に加ふるに表記類の徵求実に其煩に堪へざる者あり例えは学事の表何十枚衛生の表何十枚物産の表何十枚と云如く其数甚だ多く戸長は平均一日に表を七八枚づつも調製する割合に當りて繁忙言ふべからず且同一戸口の調査なり戸籍局衛生局文部省陸軍省各其様式ある類種々の徵求ありて繁に堪へざるが故にいづれも疎漏になり易き情況あり物産等の調も亦之に同じ」

「農産調は……何程豊年にても地租改正の時定めたる平年額に超過するものある事なし是は人々増租の懼を抱き務めて少額に書出す事を欲するの情實に由るなり」

「而して其官府の事務に係る者謬少なしと雖農業商業運輸衛生学事戸口等の事即社会の情況を觀察すべき者に至ては其調査皆戸長役場に由らざるを得ず故に往々戸長の責任を尽さざると地方人民煩を厭ひ或は陰匿して實を告げざるの弊とに因りて計数虚妄に涉るものなしとせず是大に憂うべき所なり」

世良の報告は、さらに戸籍調、農産調査等の個々の調査の実情についても、多くの情報を提供している。これによつて我々は、この時期における全国統計調査の戸長段階の調査の信頼性は相当に低いことを知ることができる。世良の視察した地方は静岡以西の2府6県のみであるが、その他の地方も大体この実情にあったと考えても間違いないであろう。

このような戸長の職務の増大に対応して、戸長は原則として戸長役場において執務することとなった。そこで大区小区制から町村制施行迄の20年間に戸長役場に地方末端行政に関する膨大な文書が蓄積されることになった。そのなかには大区小区制下の区長、小区長レベルの文書も含み、またこれらの戸長が旧村の村方三役の系譜をもつてゐるため、江戸時代の村方文書も発見される。このように戸長役場文書は明治初期における地方史研究の宝庫であり、統計資料についても明治初期の重要統計の末端調査資料が多く含まれることになった。(15)

以上の三新法体制によって中央政府は直接村落を掌握し、地方行政機構を中央集権制に組み込むことができたが、それに伴つて中央政府の地方行財政事務の管掌部局は從来の内務省戸籍局の専管から各局に移管された。明治11年7月30日、戸籍局の主管していた事務のうち、府県会の事務は庶務局に、地方区画の事務は地理局に、区戸長職制

の事務は内局に分属することになった。この分属体制は明治18年6月25日の県治局の設置によって再び同局に地方行財政事務が統合されてここにはじめて地方行財政事務の一元的管理機関の確立をみることになった。

但し、ここで注意すべきことは、各府県で刊行されている地方統計書については、その所轄官省は明治10年迄は大蔵省であったことである。大蔵省は明治9年1月に「エンサイクロペジアブリタニカ、1860」のスタチスチックスの項を統計寮の百田重明に翻訳されて「統計学大意」と題して刊行し、2部ずつ府県に配布、また12月5日には「万国年鑑」を刊行して配布している。さらに注目すべき事実は明治9年10月23日の達乙第87号で「地方統計表書式並解」の府県への配布である。これは明治17年の内務省による府県統計書様式制定以前における地方統計の最初の規格統一であった。(16) なお、明治10年12月に統計行政一元化が最終的に結着して大蔵省の統計業務が財政貿易統計に限定され、地方統計表の編成の主管は内務省に移った。同10年1月12日に大蔵省は達乙第3号をもって「当省乙第八十七号明治九年十月二十三日を以地方統計表編製の儀相達候処今般当省事務章程一部改正に付右達は取消候条此旨相達候事」という通知を府県に出している。

三新法体制によって発足した新地方行政機構は、松方財政による農村の深刻な不況と益々激化した民権運動を背景にして地方議会による反政府的闘争が展開される一方、戸長も国家政策の実施の末端地方官吏である性格をもつと同時に村落の代表者であるという面をもっているので、微兵忌避者に対する協力をする等町村民の利害を守るばかりが多く、必ずしも郡長の意向に従わなくなり、次第にまひ状態に落ち入っていった。この地方議会および戸長の反体制的行動に対して明治17年に内務卿に就任した山県は根本的地方制度改革を計画したが、17年の改正は21年の「市制町村制」に対する過渡期の措置として施行された。

その要点はつぎのようなものである。

1) 戸長民選を改めて官選とした 2) 戸長役場の所轄区域を平均5町村を合せた500戸と拡大した 3) 区町村費を公共的費目に限定し、住民の共同生活のための費用を協議費として分離した。それとともに区町村費徴収権に公法的強制力を与えた。

以上の改正の結果、共同生活の単位であり、行政の単位であった村落は、生活共同体としての自然村（村落共同体）と行政の対象としての行政村に分裂する方向をとることになった。明治21年「市制町村制」の制定および、その前提として行なわれた大規模な町村合併によって行政村の規模が旧来の自然村の規模より大きくなることによって、この行政村の自然村からの分離は完成する。

注

- (1) この内容はつぎのとおりである。先ず行政官を廃し、太政官をおき、これを天皇を輔佐する最高機関とした。太政官には左・右大臣および大納言、参議以下の職を設け、この太政官の統轄下に卿を長とする民部、大蔵、兵部、刑部、宮内、外務の6省および待詔院、集議院、大学校、彈正台、等がおかれた。神祇官は古式にのっとって太政官の上におかれた。
- (2) 大区小区制の地方実情の研究としては、とりあえず原口 清の静岡県の研究「原口 清：参考文献(3)」と、山中永之佑の伊丹市域の研究「山中永之佑：参考文献(19)」を参照されたい。また福島正夫；徳田良治：参考文献(1)は、この方面における

る先駆的文献である。

- (3) 一例として「明治初期静岡県史料1」(参考文献12により、静岡県における区戸長の職掌を規定した条例のうちから統計調査を含む条項を抜き出してみよう。

6年の「正副区長職掌規則」によると第25款に「地方戸口に関連する事務其他百般取調物等は各村市正副戸長取調の上小区役所へ出し副区長事実を検し文字の誤脱を訂し取束て大区へ出す区長則各小区を纏め尚点検して県庁へ郵便を以て差出すべき事」とある。

また7年の「大小区長職掌規則」によると第24条に「戸籍の加除生死埋葬の届其他諸事取調等各村戸長取調検査の上小区長へ出し小区長事実を検し文字の誤脱を訂し取束て大区長へ達す大区長各小区を纏め尚点検して県庁へ出すべき事」とある。

また9年6月2号布達の「正副戸長職掌心得」の第17条に「諸取調物等期限ある向は凡て期日前に取調誤脱を訂して副区長へ出猶副区長の検査を受け区長を経て県長へ差出すべく期限を誤らざる様常に注意すべき事」とある。

以上の条例のうちで「百般取調物」、「諸事取調」、「諸取調物等」の字句は中央から指令された統計調査事務であると考えてよいであろう。

- (4) 8年10月15日の日付のある「政表に関する仏国ブロック氏の質問に対する回答案(8. 10. 15) 太政官 写 A 4369」
(5) 地方三新法体制成立の政治過程については、山中永之佑:参考文献14. を参照されたい。
(6) 明治11年12月4日内務省達乙第81号「府県官職制中処分方」
(7) 世良太一:参考文献11. この報告書は、彼が明治17年3月から6月にかけて京都、大阪の2府と兵庫、滋賀、愛知、三重、岐阜、静岡の6県の統計調査の実況を視察した結果をまとめたものである。彼は府県庁の他、警察署17、監獄署3、区役所4、郡役所46、戸長役場10、裁判所2、学校5、工場15ヶ所と短期間に精力的に統計の末端調査機関を訪問し、責任者に面会して統計院の統計調査の趣旨、統計様式等を説明すると同時に地方の統計調査の実情をよく聴取している。訪問した先では区郡役所が50ヶ所と圧倒的に多い。そこでこの稿本は当時の統計調査末端機構の実情を伝える貴重な資料となつた。世良は明治5年から統計院に勤務している統計調査実務のベテランである。その後、明治18年に初代の内閣統計局次長となつた。この報告書の1部分が漢文で書かれているのは彼が漢学出身のためであろうか。
(8) 兵庫県神戸区役所区長村野山人の言
(9) 京都府宇治郡役所郡長山田親良の言
(10) 京都府船井郡役所郡長石原半右衛門の言
(11) 岐阜県県令小崎利準の言
(12) 兵庫県揖東郡役所郡長荒木春平の言
(13) 愛知県佐野、城東郡役所郡長武田春夫の言
(14) 滋賀県犬上郡役所郡長武田春夫の言
(15) 例えば海野福寿の調査「海野：戸長役場文書、参考文献5.」によると、静岡県立中央図書館叢文庫に所蔵されている「静岡県棒原郡五和(ごか)村文書」には、江戸時代の「検地帳」をはじめ明治時代の「一筆限反別地価取調帳」、「地引絵図」、「官林・官有地地図」等の地租改正事業の際の統計資料、壬申戸籍以降の「戸籍簿」、「府県物産表」の末端調査である「区内産出之品取調書」(明治6年)、「物産取調書」(明治7~9年)をはじめとする物産統計その他各種勧業関係統計資料、「地方税賦課徴収簿」等の地方税関係統計資料等々の統計資料が多数含まれている。

また古島敏雄は、明治前期の統計資料が旧村の郷蔵と呼ばれる倉庫に保存されていることを指摘し、群馬県の旧村の郷蔵から明治6～8年の「府県物産表」、9年以降の「農産表」の戸別の農作物作付面積・収量を記載した史料を発見し、この村では農産物調査が戸別調査から作成されていたことを明らかにしている。古島敏雄：明治前期郷土史研究法「古島敏雄他編：参考文献（2）」所収。「物産表」、「農産表」の末端調査機構については、なお「本書下巻」の第2章 物産総括統計解題（p.64～65、p.70～71）を参照されたい。

- ⑯ この表式は「法令全書」には別冊統計表書式並解説として省略されているが、その別冊が「農林經濟局統計調査部編：昭和20年8月以前農林水産統計調査関係法規輯覽」同部 昭和33年（農林水産統計調査史編集資料＜編ノ五＞）に掲載されている。

第1章 参考文献

- (1) 福島正夫；徳田良治：明治初年の町村会「明治史料研究連絡会編：地租改正と地方自治制 御茶の水書房 昭和31年（明治史研究叢書第1期第2巻）」所収
- (2) 古島敏雄；和歌森太郎；木村 基編：明治前期郷土史研究法 朝倉書店 昭和45年（郷土史研究講座6）
- (3) 原口 清：明治前期地方政治史研究 上 基書房 昭和47年
- (4) 亀井川 浩：明治地方制度成立史 柏書房 昭和42年
- (5) 木村 基編：文献資料調査の実務 柏書房 昭和49年（地方史マニュアル2）（Ⅲ 近代文書のあり方と性格 海野福寿：戸長役場文書 大井隆男：市町村役場文書 高橋善七：県庁文書 桐沢昭夫：国立公文書館所蔵文書 桑原伸介：国会図書館憲政資料室所蔵文書）
- (6) 永井秀夫：統一国家の成立「岩波講座 日本歴史14 近代1 岩波書店 昭和50年」所収
- (7) 大石嘉一郎：地方自治「家永三郎；石母田 正他編 岩波講座 日本歴史16 近代3 岩波書店 昭和37年」所収
- (8) 大島美津子：地方制度（法体制確立期）「鵜飼信成他編：講座 日本近代法発達史 —— 資本主義と法の発展—8 勤草書房 昭和34年」所収
- (9) 大島美津子：明治前期地方制度の考察 ——特に村を中心として—「東洋文化研究所紀要」22／23号（昭和32年）（「原口宗久編：論集 日本歴史 9 明治維新 有精堂 昭和48年」に再録）
- (10) 大島太郎：日本地方行政史序説 未来社 昭和43年
- (11) 世良太一：統計院書記官巡回紀事 太政官統計院 明治17年 写本
- (12) 静岡県史料刊行会編：明治初期静岡県史料 1 静岡県立中央図書館蔵文庫 昭和42年
- (13) 鈴木安藏：太政官制と内閣制 昭和刊行会 昭和19年
- (14) 山中永之佑：日本近代国家の形成と官僚制 弘文堂 昭和49年
- (15) 山中永之佑：日本近代国家の形成と村規約 木鐸社 昭和50年

第2章 中枢諸官省の成立と統計調査機構の整備過程

1 大蔵省の成立と統計調査機構の整備

1) 大蔵省の成立

第1章では、中央、地方の行政機構の集権化の過程を扱ったが、このような集権的統治機構の成立過程において当時の維新政府の直面したあらゆる難問が財政問題に集約されたため、大隈重信を指導者とする大蔵省が先ず行政各省のなかで中枢的地位を占めることとなった。

大蔵省の前身は、慶應3年12月に設置された金穀出納所である。その後、中央官制の変革とともに会計事務課、会計事務局、会計官と目まぐるしく名称が変り、その管掌事務にも異動があったが、明治2年7月の「職員令」による二官六省制によってはじめて大蔵省が誕生した。

創立当初の大蔵省は、造幣寮および出納、用度、租税、監督、通商、鉱山、官籍の1寮7司の構成であった。初代の長官は松平慶永が就任、僅か12日で伊達宗城に交代した。しかし実権は、初代の大蔵大輔大隈重信が掌握して財政のみならず内政の殆どの分野にわたって強大な権限を振った。

つぎに大蔵省と並ぶ内政機関である民部省の前身は、三職七科制にはじまる内国事務科である。明治2年4月の「政体書」体制では、その事務は会計官に吸收され、しかも行政官と会計官の間の政府直轄府県行政の事務担当区分は不明確であった。明治2年4月の民部官の設置は、そのような地方行政の混乱を改革するために府県行政の専管機関として実現をみたものである。明治2年6月に職制が定められ、聽訟、庶務、駅逓、土木、物産の5司がおかれた。明治2年7月の「職員令」による行政改革によって民部官の事務は民部省に引きつがれた。はじめ、地理土木、駅逓の3司がおかれ、8月11日に租税、監督、通商、鉱山の4司が大蔵省から移管された。

しかし、当時の不安定な内政および財政状態のもとでは、大蔵と民部両省の間の主管事務をはっきり分離することは依然として困難であり、結局、明治2年8月に当時民部大輔であった大隈の主導の下に、両省は制度的には独立の省としての形をとりながら、両省の卿と大少輔を兼任という方法で実質的に統合された。いわゆる第1次民・蔵合併である。(1) これによって民部大輔大隈は、大蔵大輔を兼任してこの合併された両省のヘゲモニーを掌握し、伊藤博文、井上馨、渋沢栄一、陸奥宗光、松方正義、前島密、等の開明派のすぐれた人材を結集して強大な内政の権限を独占することとなった。

大隈の財政政策は、由利公正の財政政策の破綻によって生じた幣制の混乱を統一し、他方、三井、小野組、島田組、等の豪商に莫大な政府資金援助を与えて各地に通商会社、為替会社を設立させ、これによって国内の商品流通機構を整備して貿易を拡大しようとするものであったが、この新設された会社は莫大な赤字を出して明治3年末には早くも経営困難となった。一方地方農民は、旧租法による重税、明治2年の凶作、幣制混乱によるインフレーションによって政府に対する不満が爆発し、その結果各地に農民一揆が活発となった。このような地方の実情を知る地方官から大蔵省に度々減免の要求が出されたが、大蔵省は之を受けつけず、逆に地方官に租税の完納を強行させ

ようとした。この民・蔵省対地方の対立は、中央政府内において大隈を中心とする大蔵官僚の専横への反感から藩閥の対立に発展する。この維新政府の直面した危機は民・蔵分離という政治問題として表面化し、大久保を中心とする反対勢力の反撃によって明治3年7月、両省は分離され、大隈は再び大蔵大輔専任となり、分離後の両省の所管寮司と事務分担も定められた。(2)

これに対して大隈を中心とする開明派官僚の反撃は、明治3年10月の工部省の創立となって結実する。工部省の設立は、近代工業の創出を目指す殖産興業政策の本格的展開を推進する中央官省の成立を意味する。従って近代工業の創設に伴う諸統計調査業務は、大蔵省の手を離れることになった。(3)

以上のように中央政府部内における官僚層の行政各部門をめぐる権限闘争を通して、中央集権的行政機構は次第に整備されたが、それとともに大蔵省の流通機構整備政策、殖産興業政策、軍事費、旧領主および家臣團に対する家祿の支給等、財政支出は急速に増大し、直轄府県の税収入のみを基礎とする政府財政には莫大な赤字が生じてきた。明治4年7月の廃藩置県は、この財政破綻の打開のためからも必至の結果であった。

廃藩置県に伴う明治4年7月の太政官の官制改革に前後して内政の中核官省である大蔵省についても、大久保が大蔵卿に就任して改革が進められた。この改革原案を作成したのは、金融財政政策の調査のためにアメリカへ出張して帰国した伊藤博文である。(4) この伊藤案を土台にして7月27日、大久保は民部省を廃止し、その所管事務を大蔵省に移管してつきの新組織を決定した。

造幣寮、租税寮の2寮、戸籍、出納、當繕、紙幣、統計、駅逓、勧業の7司および度量衡改正掛。

同年8月10日にさらにつきのようによく改正された。

1等寮 造幣 租税 2等寮 戸籍 當繕 紙幣 出納 統計 檢査 3等寮 記録 駅逓 勧業 1等司 正算

これによって、当時の大蔵省は、現在の大蔵、通産、農林、運輸、郵政、建設、自治の各省および企画庁、法務省、会計検査院を兼ねた強大な内政機関となり、明治4年11月に大久保大蔵卿が岩倉使節團の一員として欧米視察へ出発した後は、井上大蔵大輔は大久保派の官僚を排除して、伊藤以下、民藏合併時代の人材を結集して、その権力は、太政官正院の権限をも圧倒する勢であった。

大蔵省と太政官および各省の対立は、明治6年、井上による各省の予算削減をきっかけとして頂点に達し、その結果井上が辞職、大隈が大蔵省の実権を掌握して明治14年迄、大隈財政を展開することとなる。

明治6年の内務省の設立によって大蔵省は、内政部門を内務省に移管し、同省の殖産興業政策に対して国家資金を供給する役割を果すこととなった。これに伴って後に述べるように、財政金融機構の整備、税制の近代化等の近代国家形成の基盤整備の作業が大蔵省によって精力的に展開されることになった。

明治8年の太政官機構の改革について、各省事務機構の再編成が行なわれた。大蔵省も明治8年11月の「大蔵省職制並事務章程」によって明治6年5月に正院に奪われた財政権限をとり戻し、新たに租税寮、造幣寮(1等寮)、紙幣、出納、統計、検査、国債、記録(2等寮)の8寮がおかれた。明治10年1月に各省の寮制が廃され、これに

よって大蔵省は、本局および分局として租税、関税、検査、国債、出納、造幣、紙幣、常平、記録の9局が設けられた。この業務機構は、18年の内閣制迄、基本的には変更はない。

明治10年の西南戦争の戦費調達による政府紙幣、銀行紙幣の濫発は、貿易の入超と相まって、11年から14年迄にかけてインフレーションを激化させたが、これに対する大隈の対策はことごとく失敗、彼は太政官内で漸次孤立し、国会開設問題、官有物払下問題をきっかけとして遂に退陣する。この明治14年政変によって大隈財政時代は終り、同年10月、内務卿から大蔵卿に転じた松方正義のデフレ財政政策時代を迎えることとなった。

2) 統計調査機構の基礎条件の整備過程

大蔵省が近代国家成立のスタートの時期において中枢的地位を占めたことは、統計調査および業務統計の近代化の面においても同省が先駆的役割を果す結果をもたらすことになったといえよう。

先ず統計調査については、中央政府の国家政策の企画、実施のために必要とされた戸籍調査、物産調査、土地調査、物価調査、等の基礎的情報収集作業は、殆んど大蔵省によって開始され、その後も同省が中心となって拡大強化されていった。それに伴って調査様式の統一、調査結果の収集および集計機構、等の統計調査組織の近代化が急速に進められていった。

つぎに業務統計については、大蔵省における近代国家形成の基盤整備作業の本格化とともに、同省の業務機構の近代化が急速に進展していったが、その結果、業務統計機構の整備も急速に進められることになった。今回の調査では直接、金融財政統計をとり扱わないため、この点の詳細な説明はつぎの機会にゆずるが、以下の点だけは見逃すわけにはいかない。それは、大蔵省によって進められた金融財政機構の近代化が、この時期における中央政府の官庁業務統計近代化の基礎条件を整備する結果になったという事情である。この過程は、様々な形態をとって実現されていったが、以下、幣制改革、財政制度、税制近代化の3点のみにしぶって、その経過をたどってみよう。(5)

a) 幣制の統一

幕末から明治前期にかけての幣制の混乱と、その統一の過程については、ここで深く立ち入るつもりはないが、幣制の統一によって、統計数値の貨幣単位による表章、すなわち価額表章の統一がはじめて可能となったのであるから、その経過について簡単に述べておこう。

維新政府は、現物（米遣い）経済から貨幣（金遣い）経済への過渡期にある幕藩制経済機構を引きついでスタートしなければならなかった。従って政府の最初の財政機関が慶應3年の金穀出納所といわれたように、租税収入は、米穀の現物であり、財政統計の価額表章には米高と金単位の2種類が使用されていた。また当時の幣制は、大阪の銀目制と江戸の金、銭両建による金本位制の共存制を引きつぎ、金貨、銀貨、銭貨が使用され、商品は金価格、銀価格、銭価格という3つの異った価格をもっていた。明治初期の統計数値を利用するばあい、貨幣単位が金円単位とは限らないので、この点は注意を要する。さらに米穀相場、金銀の比価も絶えず変動していたから、当時の統計数値を金単位に換算する作業は、必ずしも容易ではないのである。

幣制の混乱は、さらに多量の悪貨、偽造貨幣、藩札の流通によって拍車がかけられ、外交問題に迄発展していっ

た。

維新政府は、幕府が慶應2年5月に「改税約書」によって各国に公約した幣制改革を引きつき、先ず元年5月に銀目廃止の布告を発した。この銀目制廃止は、江戸時代以来の幣制の混乱を断ちきって近代幣制へ一步を踏み出したという大きな意味をもっている。しかし、これと同時に内戦の戦費調達の手段として金札（太政官札）を発行したため、これが幣制改革の大きな障害となった。

その第1着手として明治2年2月、東京の金銀座を廃して悪貨の鋳造を禁止し、造幣局を大阪に設けてイギリス人の技師の指導の下に新鋳貨を鋳造する準備を進めた。明治4年5月の「新貨条例」によって金本位制を採用して、従来の両、朱、歩の4進法を廃し、貨幣単位の呼称を円、銭、厘の十進法に改め、金貨を本位貨幣とした。しかし、開港場に限って通用する1円銀貨（貿易銀）を認めたため、事実上は金銀複本位制であった。明治7年に旧貨の通用を禁じ、新鋳貨による旧貨の交換を進め、鋳貨の統一は漸くその緒についた。一方、藩札、太政官札の整理も明治12年迄にはほぼ完了した。

また大蔵省は、明治5年に政府紙幣回収策として国立銀行の創設を計画したが、これは失敗に終った。その後、9年の国立銀行の改正により、金録公債を出資金とする国立銀行の設立によりインフレーションが激しくなった。

明治14年政変によって大隈に代って大蔵卿となった松方は、金融財政政策の根本的改革をはかり、先ず第1着手として、内務卿時代からの構想であった中央銀行としての日本銀行を設立した。日本銀行は明治16年に営業を開始して、260余あった国立銀行の紙幣の消却を進めた。また政府紙幣についても増税と経費の節約を強行、さらに公債を発行して明治18年迄にはほぼ回収に成功した。この松方デフレ財政政策によって紙幣価格は回復し、同時に正貨も順調に蓄積されたので、明治17年5月に「兌換銀行条例」を公布、翌18年5月に最初の兌換券である拾円紙幣を発行した。兌換制の成功は、松方の意図した幣制の中央集権化が完成したことを意味する。

以上のような幣制改革の過程において、旧貨幣の整理、新貨幣の鋳造、秩禄処分、国立銀行の創立、公債の発行等の各種政策の企画、実施、結果の報告のために大蔵省内の紙幣寮、造幣寮、公債寮等の関係各部局の業務機構と業務統計作成機構が急速に整備されていった。明治10年の機構改革によって造幣寮は造幣局、国債寮は国債局、紙幣寮は紙幣局と改められ、紙幣局は11年12月にさらに印刷局と改称された。また国立銀行の事務を所管したのは、明治5年に紙幣寮にはじめて設けられた銀行課であった。明治10年1月の改革によって本局に移管されたが、明治13年5月に銀行局に昇格した。

また注目すべきことは、大蔵省の業務近代化は他省の業務近代化に大きな影響を与えたことである。その好例として大阪の造幣寮をとりあげてみよう。造幣寮は、明治4年2月に大阪で開所、イギリス人、キンドル（T. W. Kinder）を首長に招いて貨幣鋳造を開始したが、この造幣寮は、単に貨幣鋳造に成功して幣制確立に大きな貢献を果したばかりでなく、わが国の銅製錬工業、化学工業等の近代工業の創設に大きな影響を与えた。統計史上、見逃すことのできないことは、造幣寮の地金局計算方に勤務した、ブラガ（V. E. Braga）によって、わが国においてはじめて複式簿記が採用されたことであり、彼は明治8年に東京の大蔵省本省に転じ、明治11年迄勤務して同省

の帳簿の複式簿記化を指導している。(6)明治5年に刊行された造幣寮の「日本国造幣寮首長第一号年報書」は、キンドルの報告の翻訳であり、後の「造幣局長年報書」の前身であるが、わが国における省内部局の年報として、もっとも早いもののひとつとなったのは偶然ではない。

以上の幣制改革の過程における業務機構の近代化の結果、大蔵省では他省にさきがけて多くのすぐれた業務統計および報告書が作成された。銀行統計としては、「銀行局年報」の前身である「銀行課第一次報告」が明治13年に銀行局から刊行されている。また日本銀行の第1回の決算報告である「第一回半季実際報告書（自明治十五年十月十日至同年十二月三十一日）」が、明治16年に発表されている。藩債処分については、国債局の前身である判理局から明治5年に「旧藩外国通債処分録」が刊行され、ついで明治10年前後に国債局から「藩債緝録」が刊行されている。また「藩債処分録」が、明治14年に国債局から刊行され、秩禄処分については、その頃同局から「族禄処分録」が刊行されている。以上の公表統計資料は何れも「明治文化全集」、「明治前期財政経済史料集成」、「日本金融史資料明治大正編」等に収録されており、容易に利用できる。

b) 財政制度の統一

明治前期における大蔵省の最大の課題は、収入と支出のアンバランスによる恒常的財政赤字をいかにして解消するかにあった。そのためには収入と支出の実態を正確に把握することが先決問題である。大蔵省の財政制度の近代化は、このように財政の実態を把握する努力の過程のなかから急速に進められ、また大蔵省は財政支出の統制上、他省の予算、会計制度近代化の指導をも行なうこととなった。以下、4項目にわたってこの経過を述べよう。

第1 会計年度の制定。これについては、維新政府成立以来、暦年制、10月～9月制等、様々な会計年度が試みられたが、明治7年10月に最終的に7月～6月制に改められ、これが明治8年度から実施された。この7月～6月制は、明治18年度の過渡的年度をはさんで明治19年度から現行の4月～3月制に改められた。

第2 会計帳簿の統一。成立当初の会計帳簿は、旧来の勘定帳を使用していたため、収支の勘定科目が不統一で諸官庁の比較も、同一官庁の毎年の収支の比較もできなかった。また租税収入が米穀その他の現物収入であり、また貨幣収入も多種多様の通貨を使用していたため統一は不可能であった。政府が統一会計帳簿の方針を明らかにしたのは、明治6年12月27日、府県に太政官達第427号により、また院省に達第428号により令達したつぎの法令である。

「各庁金穀出納の順序等一定の方法無之に付今般右取扱の順序並書式勘定帳雛形共別冊頒布候条右に照準來明治七年一月より施行可致尤從前勘定帳に相添差出来候小訛證書の儀は爾後不及差出候此旨相達候事」

この別冊が「金穀出納順序」であり、これによって日計簿から金穀有高表にいたる各種帳簿の種類および様式が定められた。

その後、大蔵省は本省および他官省の会計帳簿の小改正を引き続き行なってきたが、明治9年9月19日に「大蔵省出納条例」を制定して根本的大改革を実行した。この条例は綱領36条、本文全20款274条に及ぶ詳細なものであって、これによってはじめて収入支出の科目が細目に至る迄確定し、また第19款の出納計簿調理条例によって日計

簿から歳入歳出決算表に至る17種の会計帳簿および担当の寮課が明確に規定された。また第20款の各種計算調理条例によって院省使庁および府県が大蔵省に提出する勘定書が規定された。また第34条に「凡そ計算に関する帳簿並記載法は總て『ブックキーピング』に従ひ之が規則を立つべし私に之を改竄するを得ず」と規定して大蔵省は明治8年度から西洋式複式簿記を採用した。この指導に当ったのが、大阪の造幣寮から転じたブラガである。この複式簿記法が他官省に徹底し、アラビア数字を用いるようになったのは、明治11年9月30日太政官達第42号および11月8日大蔵省達乙第85号によって「計算簿記条例」を制定して各庁および府県に配布してからである。之によって各省および府県も明治12年度から複式簿記が実行されるようになった。

この「大蔵省出納条例」は、はじめて国の会計法規を定めたものであり、明治14年4月の「会計法」、15年1月の「改正会計法」、22年の「新会計法」の基礎となった画期的な条例であった。この「出納条例」によって府県および各省の財政帳簿が統一され、その記入に複式簿記を採用した結果、財政統計の信頼性が著しく高まることとなつたことは、統計史上見逃すことのできない重要な事件である。

第3 予算決算制度の統一。予算制度は、廢藩置県直後の明治4年8月、大蔵省の「大蔵省職制及事務章程」によって大綱が定められたが、全国の地租は旧租のままであり、また各省の財務統一もできていないため実現は不可能であった。

明治6年6月に発表された6年の歳入歳出見込会計表は、大蔵省と太政官および他官省との予算問題をめぐる対立の結果、大隈によって発表されたものであり、わが国における最初の予算公表として大きな意味をもつてゐるがこれをきっかけとして予算制度の確立の歩みが大きく前進した。

明治6年12月の「金穀出納順序」は、予算制度実現の前提条件としての会計帳簿の近代化であったが、7年12月に大蔵省は「金穀出納取扱順序」を制定して8年度から7～6月制の会計年度による予算を編成するよう各省、府県に令達している。

明治9年9月の「大蔵省出納条例」は、第6款 岁入出予算条例で概算予算を2月2日に大卿蔵に提出することとし、省内では検査寮が歳入歳出予算内訳簿を作成、さらに統計寮が歳入歳出予算会計表を作成して6月20日に正院に呈示、正院は之を6月30日に公布することと規定している。このいわゆる統一予算制度の採用によって予算制度の基礎は、ほぼ固まつたということができよう。しかしこの規定にもかかわらず、予算制度実現のためには、多くの障害があり、予算制度が完全に実現したのは、明治15年度以降であった。

またこの「出納条例」制定の2年後の明治11年2月9日に制定された「検定条例」によって決算制度も整備された。しかし検査の主管が大蔵省の検査局であるため公正な検査には問題があった。明治13年3月、太政官に六部制がおかれ、大隈が会計部の主管になると大蔵省の検査局を廃して太政官に会計検査院を設立し、同時に同年4月に「会計法」および「会計検査院章程」が制定されて同院が予算決算の審査権をもつこととなった。しかし、これによって会計検査院の権限が強大に過ぎて大蔵省は太政官会計部の一機関に過ぎないという批判があり、明治14年政変によって大隈が失脚して内務卿松方が大蔵卿に就任すると「会計法」、「会計検査院章程」を改正して検査院の

審査権は決算のみに限られることとなった。このようにみると、予算決算制度は、ほぼ明治14年迄に一応の完成をみたといえよう。

第4 国庫制度の統一。予算制度の統一と並んで政府は、全国の租税を中央に集中、保管し、予算に応じて之を支出することのできる、統一国庫制度の創出に努力をした。この統一国庫制度は、明治15年の日本銀行の創設により、翌16年6月に日銀に国庫局を設けて収入事務を委託することによって収入については実現したが、府県の旧為替方が完全に廃除されて国庫金の支出事務も日銀に委託されたのは、明治22年の「新会計法」、「金庫規則」によって日本銀行が23年度から収入支出事務を取り扱うようになってからである。

以上、4点にわたって財政制度の近代化の経過をたどったが、その過程において財政統計も次第に整備されていったのである。わが国における最初の決算統計は、明治6年の地方官会議の参考資料として作成された、慶應3年12月から明治5年2月迄の5ヶ年間の歳出決算書であるが、これはさらに明治8年に改善されている。ついで明治6年から8年6月迄の3期間の歳計決算書が作成されたが、上記の決算書は、当時の会計制度の欠陥を反映して非常に不十分なものであった。

明治9年の「大蔵省出納条例」以後、会計制度は急速に改善され、その結果、最初の精密な決算統計が大隈の指揮の下で作成されることとなった。これが明治12年に作成された「自明治元年一月至同八年六月決算報告書」で、いわゆる「八期間歳入歳出決算書」といわれるものである。この年以降、毎年歳入歳出決算書が発表され、その内容も年とともに精密になってくる。「八期間歳入歳出決算書」および、これ以降明治17年迄の決算書は、「明治前期財政経済資料集成 第4～6巻」に覆刻されている。

なお、大蔵省の財政統計としては「大蔵省年報」の前身である「大蔵卿第一回年報書」が明治9年に刊行されている。また財政統計に限らず金融統計をも含む全般的な資料としては、明治12年に刊行された「理財稽蹟」を逃すことはできない。この書物は、松方大蔵卿がパリの第7回万国博覧会に出席する際の参考資料として記録局の小管撰一に作成させたものである。また明治13年に刊行された「大蔵省沿革志 24巻」も、記録局の編集になるもので明治元年から7年迄の大蔵省の行政活動を知るための基本史料として極めて貴重である、以上の資料も、「明治前期財政経済資料集成」、「明治前期産業発達史資料」等に覆刻されている。

c) 税制の近代化

形成過程の中央政府の財源としては、当時の情勢では関税、消費税は殆んど問題にならなかった。従って税制の近代化といえばあい、地租が中心であって、これをいかに近代的で地租へ転換するかに最大の努力が払われたのである。地租改正に伴う諸統計の調査は、別の機会にゆずったので、ここでは地租改正と統計調査とのかかわりについてのみ簡単に触れておこう。

維新政府は統一税制実施の準備がととのわないとため、とりあえず旧租法によって徵税を行なうこととした。そのため先ず全国の旧貢租の実態を知るための情報の収集に全力をあげた。その端緒は明治元年4月の太政官布告による村高調であり、これは旧幕藩制下の石高調を新政府へ引きつごうとするものであった。これ以後明治3年迄、各

地方の経済実態を把握するための調査命令がつぎつぎと民部省、大蔵省から発せられている。石高制が米以外の生産物調査へ発展したものが日本における最初の生産調査である物産表調査である。

しかし旧租法による徵税は、結果的には旧幕時代を上廻る増税となり、さらに各地の負担の不公正を生じ、その結果県民の不満は一揆に発展した。このような不満に対処するため政府の採用したのは、明治3年7月の大蔵省達の「検見規則」による徵収方式であったが、これはあく迄も統一税法実施迄の過渡的措置であって、これによって旧租法の矛盾は解消せず、廢藩置県後、政府はついに統一税法の中心である地租の近代化に踏み切ることになった。これが明治6年7月太政官布告の「地租改正法」の公布であり、この改正事業を担当して近代的統一税法創設の中心部局となったのが租税寮に設けられた改正局である。内務省が明治6年11月に成立するとともに土地の処分にかんする事項が内務省に移管され、改正事業は2省にまたがり不都合が生じた。8年3月、改正事業を急速に終了させるため新たに大蔵省、内務省の改正事業所管部局を統合して独立の地租改正事務局が設立され、大久保が自ら長官に就任し、松方を事務局の指揮者として急ピッチで事業が進められた。明治14年に事業は殆んど終了して同年6月をもって地租改正事務局は閉鎖されて、残務は大蔵省租税局に移管され、同局内に地租改正残務掛が設けられた。

統計調査の点からみると、地租改正事業は地押丈量によってはじめて全国の土地が一筆毎に測量され、従来の土地公簿である検地帳を訂正した土地の面積が土地台帳として完成されたことに大きな意味がある。しかし地租改正事業による当時の測量は、未だ不充分であって、明治17年3月、「地租条例」が公布され、同年12月、大蔵省達第89号により「地租改正に関する諸帳簿様式」が制定されたのをきっかけに18年2月から土地台帳と実際のくいちがいを訂正する土地の測量がはじめられた。これが地押調査とよばれるもので18年から21年にかけて実施された。これによって新に訂正されたものが今日の土地面積統計の基礎となっている土地台帳である。

地租改正にかんする基本的統計資料としては、明治15年に、この事業の推進者である松方大蔵卿の正式報告書である「地租改正報告書」が刊行されている。その第1款から第12款までは、「明治前期財政経済史料集成 第7巻」に収録され、第13款に当る「府県地租改正紀要」も、戦後の覆刻版によって利用可能である。

以上の、幣制統一、財政制度の近代化、地租改正、等の大蔵省による金融財政機構の近代化の実施に伴って公刊された業務統計書、報告書以外に省内各部局で未公表の多くの業務統計が作成されていたことは間違いない、とくに明治10年以前の金融財政関係公表統計は非常に限られているので、これらの未公刊統計資料によって不足部分を補充しなければならない。しかし、これらの資料の所在は、現在の段階では、その1部が総理府統計局図書館、国立公文書館内閣文庫、大隈文書、井上(馨)文書、等に散在していることが知られているだけで、多くは埋もれたままである。われわれは、後段の「日本政表」の解題で、この未公刊資料に言及したが、その本格的発掘調査は、今後の課題としたい。

2 内務省の成立と殖産興業統計調査機構の整備過程

1) 内務省の成立

征韓論争をきっかけとする中央政府最大の分裂の危機は、明治6年10月、西郷等4参議の辞任によって大久保派官僚群の勝利に終った。翌11月、内務省が成立する。大久保は新たに参議と省卿の兼任制を設け、ここに参議内務卿大久保を中心、参議大蔵卿大隈、参議工部卿伊藤のトリオによる有司専制体制が成立した。

開設当初の内務省は、大蔵省より租税寮の勧業課と地誌課、戸籍寮、土木寮、駅逓寮、司法省より警保寮、工部省より測量司を移管してつぎの6寮1司の構成であった。

勧業寮 警保寮（1等寮） 戸籍寮 駅逓寮 土木寮 地理寮（2等寮） 測量司（1等司）

つまり内務省は、大蔵省の殖産興業関係および戸籍業務と司法省の行政警察業務を引きついで発足したのである。また奏任以上の地方官の任命権を内務省がもったこと、さらに明治9年の「府県職制事務章程」や10年の「任期令」等によって、内務省は地方行政権をも完全に掌握した。

このような強力な業務機構によってスタートした内務省は、大久保の指揮下に富国強兵のための殖産興業政策を強力に展開することとなった。しかし、内務省の殖産興業政策は、巨額の投資にもかかわらず必ずしも所期的目的を達成することができず、一方、地租改正、徵兵令等に反対する農民、不平士族や民権運動家の政府に対する攻撃は明治9年から10年にかけて急速に激しくなってきた。この頂点が西南戦争である。西南戦争の勝利によって不平士族の反抗は、完全に鎮圧されたが、戦後のインフレーションは、再び国家財政の危機を招き、民権運動家を中心とする世論は、政府の保護政策を痛烈に批判して自由主義政策を提唱した。

前章で詳述した明治11年7月の「地方三新法」の公布は、このような情勢に対処する政府の地方統治機構の方向転換であったが、その直前5月の大久保暗殺によって政府は大きな打撃を受けた。大久保路線は、とりあえず伊藤内務卿、大隈大蔵卿によって踏襲されたが、大隈財政の失敗が明らかになるにつれて政府部内においても松方をはじめとする上層官僚の伊藤一大隈路線に対する批判が公然と行なわれるようになった。このような事態に直面して政府は、遂に従来の殖産興業政策の転換に踏み切らざるを得なくなった。

第1の政策転換は、明治13年11月に公布した「工場払下概則」にもとづく官営工場の払下げである。第2は、農商務省の設置である。

明治14年4月の農商務省設置の経過については次節にゆずるが、同省の設置によって内務省は、殖産興業関係部局を農商務省へ移管してつぎの12局構成となった。

内局 警保局 地理局 戸籍局 社寺局 土木局 衛生局 図書局 会計局 庶務局 取調局 監獄局

これらの局を大きく分ければ内政担当部局と警察行政担当部局に分けられよう。内政担当部局のうち注目すべき部局は庶務局である。庶務局は、戸籍局から移管した府県会の事務をはじめとして地方行財政事務を担当しているが、同時に、軍備拡張政策、国内弾圧政策を目ざして明治15年に制定された「徵発令」、「戒厳令」、「請願規則」に関する事務を地方行財政事務として担当している。この事実と、内務省警保局と監獄局による警察行政の掌握と

を併せてみれば、殖産興業業務を農商務省にゆずった後も同省は依然として当時におけるもっとも重要な国政担当官省であることが明らかである。(7) この内務省の内政の中枢機関としての整備は、明治17年の地方制度改革と、それに対応する地方行財政事務の専管部局としての県治局の設置によって一応の完成をみることになった。

2) 内務省の統計調査機構の整備過程

a) 「農事通信仮規則」

内務省の殖産興業政策の展開による業務機構の改革、整備に伴って同省の統計調査業務機構も整備されていった。その経過のうち人民を掌握するための、戸籍調による人口統計調査機構と警察統計調査機構については後章(第10章と第8章)で、また物産関係統計調査および業務統計機構については、「本書下巻」の第1章と第2章でとり扱った。地方統計調査機構については、先に第1章でも述べたが、後章の地誌総括統計解題の際にも触れることとしてここでは省略する。ここでは、明治10年11月に公布された「農事通信仮規則」と内務省統計機構の一元化の2点にしづって、その経過を述べよう。

「仮規則」は、明治前期統計史において画期的重要性をもつ、明治16年の「農商務通信規則」の前身であるが、農事通信制度そのものは、さらに明治7年10月に勧業寮が勧業寮報告を刊行しようと企画した時迄さかのばることができる。この勧業寮報告は同寮の勧業政策上、有益と認めた各種情報を編集して府県に提供しようという目的で企画されたものであった。但し、実際に刊行された「勧業報告」16冊のうち、内容の現在判明しているものは、外国の農業技術紹介および日本の試験場における試験結果の報告であって統計報告は刊行されていない。この制度を組織的に拡大したものが明治10年11月に勧農局から府県に通達された「農事(府県)通信仮規則」である。「仮規則」は、その第1則に「明治十一年一月より勧農局と府県庁との間に於て時々通信質問の便を開き全国農事の気脈をして相聯絡せしむる事を務むべし」とあるように、単に農業統計の通信制度ではなくて種子改良、農法改良の実験結果、開墾、展覧会、農書、等々の農業技術改良に関するあらゆる情報を収集してこれを府県に配布して全国の農業技術の水準を高めようとした農業技術情報システムであったが、それは、必然的に農業統計情報システムを含むことになった。今この「仮規則」のなかから統計情報に関する条項を拾ってみよう。(8)

第四則 府県通信の部を分て臨時報月報年鑑の三種とす但し本局報告之に同じ

第五則は災害、虫害に関する臨時報の規定であり、第六則は月報の規定である。月報として通信する内容のうち統計に関する項目をあげれば、つぎのようである。

1 先般内務省に於て改定せる農産表の品目に関する物産の生長及び豊凶を報ずる事但し本行品目に洩るものと雖も該管内に生ずる著名の農産は本文に同じ

11 養蚕牧畜等の景況

また月報中の統計についての規定は、第十三則にある。

第十三則 月報中数量其他統計に属するものは成べく表に収むべし

以上の規定によってみると、農事通信月報は、明治10年8月改正の物産高調査のうちの作況および概況調査を拡

大したものであると考えられる。

また年報については、つきのような規定がある。

第十五則 年報とは各地方に於て一週年間（歴年度即ち一月より十二月まで）に経過せる農事進歩の景況と該庁勧農事務の成跡及び将来勧奨の意見等を加へて編成せる一部完全の報告にして月報とは稍其趣を異にするものなり

第一六則 年報には図画或は計表類を編入し務めて詳密を要すべし但し其材料は多く臨時報月報中より抄録すべきものとす

また、この農事通信の組織については、

第十九則 府県に於ては勧農主務官庁の内に於て通信委員を置き豫て其姓名を本局に届け置くべし
とあるように、各府県に通信委員を設け、これに農事通信を担当させることとし、この通信委員に各地の農事に熟練した老農を任命した。しかし、この農事通信制度は勧農事業の末端組織としては、相当の成績をあげたが、統計調査機構としては中央政府の期待する成果をあげ得なかった。

この通信委員制は、明治16年の「農商務通信規則」に引きつがれていく。従って通信委員制をめぐる調査の末端機構の諸問題は、次節で詳説することとしたい。

b) 本省統計行政の一元化

明治15年1月20日、内務省内に統計課がおかれた。同日の「統計課処務規定」によれば、統計課の職務権限は、つきのようである。「本省主管の事物に関する統計表を整頓する事 統計表に拠て事物の結果を証明する事 各局課制定の統計表様式を審査し若くは之を改良する事 内務省統計全書及各局課主管に属せざる事物の統計表を編製する事 統計事項改良等の為め各局課主任の官吏を集め会議を開くを得る事 行政上の参考と為るべき古来の統計事実を調査する事」

この「処務規定」によってみると省内の統計行政一元化機構が、この統計課の設置によってはじめて実現されたといえよう。(9) 同年5月8日の「統計課事務の順序」によると、「第1 府県治提要或は府県統計一覧表と云ふ」という項で、府県統計書様式が従来不統一のため各県の治績の比較に不便であるので、前年大蔵省で作成した統計表様式と各府県より進達した表のうち、最も完備したものとを参考として新たに府県統計書様式を作成中であると述べている。この府県統計書様式は、明治17年に完成して各府県に送付された。

最後に、農商務省成立迄の時期において内務省で公刊された統計資料について一言しておこう。内務省の歴史的使命であった殖産興業政策、治安対策の遂行の過程で、政策の立案およびその実施のための基礎作業である統計調査および業務統計の整備が急速に充実していったが、その結果、当時における重要経済統計の大部分が内務省によって作成されることとなった。これらの統計資料は、明治前期のわが国の政治経済状態を反映して第一級の重要性をもつものである。

内務省の作成した公刊統計資料のうち、業務統計書である「内務省年報」、「勧農局年報」、「山林局年報」お

および統計調査結果である「府県物産表」、「全国農産表」は、「本書下巻」の第2章に物産統計として収録した。戸籍調査の結果表である「日本全国戸籍表」、「戸籍局年報」等の統計書および「警視庁一覧概表」、「衛生局年報」等の警察、衛生統計書は、人口統計との関連で、後章（9章と11章）に、また「地誌摘要」、「地理局年報」等の統計書は、地誌総括統計として同じく第7章に収録した。

以上のような公刊統計資料の他、内務省は、大量の未公表統計資料を作成していたと思われるが、その一部が、局報、年報等の公刊資料に収録されたのみで、多くは埋れたままであると思われる。このような統計資料の発掘調査は、今後の課題としたい。

3 農商務省の成立と農業統計調査機構の整備過程

1) 農商務省の成立

農商務省設置の構想は、明治13年の黒田清隆によるものがよく知られているが、大蔵省および内務省においてもすでに明治11年の大久保遭難の直後から、研究は進められていたのである。従って明治13年11月に提出された農商務省設置に関する「参議大隈重信参議伊藤博文建議」は、これらの研究および意見を総合したものである。(10) これによれば「各省分任の事務中農商に関する事務を一省に集合する」として、勧業関係の行政機構の一元化による経費節約を強調し、他方従来の模範官営工場方式による直接保護主義を批判して「宜しく此主義を顛倒一変して農商管理の事務を主と為すべきなり」と述べている。

この建議をきっかけとして内務省の殖産興業政策関係の部局の殆んどと、工部、大蔵2省の管轄下にあった勧業政策関係の部局を吸収して農商務省が設置された。明治14年4月7日の「農商務省事務章程」によると同省の事務分掌はつきのとおりである。

書記局 農務局 商務局 工務局 山林局 駅逓局 博物局 会計局 農商工上等会議

農商務省の設置によって殖産興業政策は、以降、同省を中心に進められることになった。工部省も明治18年の太政官制とともに廃止され、そのうち鉱山、工作関係が農商務省所管となり、以降、農商務省は大正14年に農林、商工2省に分離される迄、農林、商工業の中核的主務官省として日本資本主義の育成に活躍することとなる。

2) 農商務省における農業統計調査機構の整備過程

明治14年4月の「農商務省職制」の第7項に「一般の統計表編製の材に供するため農商工の盛衰郵便の増減物価の高低内外貿易の景況及び山林の調査等に関する文書を採集す」とある。この規定は、農商務省が殖産興業政策を効果的に実施するためには、信頼すべき統計資料を作成することが不可欠の前提であるという認識に到達したことを示すものである。(11)

同省の統計調査機構は、殖産興業政策の進展に伴って急速に整備されていったが、そのうちもっとも中心的部局であった勧農局および山林局の業務機構および統計調査機構の変遷については、「本書下巻」の第1章と第2章を参照されたい。ここでは内務省のばあいと同様に、「農商務通信規則」の大要と農商務省の統計行政一元化の経過

についてのみ述べる。

a) 「農商務通信規則」

明治10年、内務省によって公布された「農事通信仮規則」は、その後13年12月の「内国農事通信規制改正案」、16年8月の「改正農事通信手続」等の改正原案を経て16年12月、農商務省達第21号の「農商務通信規則」として公布された。この「通信規則」が、わが国の統計史の上においてもつ画期的重要性については、既に多くの論者によって指摘されているが、(12) ここではその後発見された資料によって「通信規則」にもとづいて組織された当時の地方統計調査下部機構の実情を紹介する。

「通信規則」の前文では、つぎのようないっている。(13)

「農商工山林の盛衰消長を詳悉すべき為め生産消費の数量を調査するは勧業の要務なるを以て遍く全国通信の氣脈を連絡すべき農商務通信規則左之通相定候条右に準じ取扱ふべし 此旨相達候事 但し本文に関する通信事項は更に主務局より通牒すべし」

つぎに「通信規則」のうち、直接統計に関する条項をあげる。

第一条 農工商山林に関する事件は此規則に拠り府県庁及び通信員より主務局に報告し主務局は府県庁又は通信員に諮詢応答すべし 第二条 通信を分ちて定期報臨時報の二種とす 第三条 定期報とは通信事件中特に報告期限を定めたるものを云ふ 第四条 臨時報とは通信事件中特に報告期限あると否とに関せず臨時報告を要すべきものを云ふ…… 第五条 報告上物質形状等文辞に尽し難きものは図見本等を添へ数量比例歩合等に係るものは表を附すべし 第十条 通信員は各府県に於て適宜相設け族籍姓名所を記し当省へ届出づべし

「通信規則」前文の但書に「但し本文に関する通信事項は更に主務局より通牒すべし」とある。(14)

この通信事項および様式は、その後、明治22年迄に2回改訂されている。第1回は、明治19年3月の農商務省令第1号により、府県へ令達されたもので、「農商務省通信事項様式別冊之通相定む」とある。この別冊は「但別冊は当省総務局報告課より送付す」とある。(15) 明治22年4月に再びこの通信事項および様式が改訂され、農商務省訓令第26号「十九年三月省令第一号農商務通信事項様式中概況報告部を廃し統計部別冊の通改正す」によって府県へ令達された。(16)

ところで明治16年の「通信規則」の最初の通信事項および様式は、注に述べたように、原本が失われているので直接これを知ることができず、農林省統計調査史編纂に関する資料類でも各府県段階の様式から原型を推定しているに過ぎない。たまたま総理府統計局図書館には「現行様式農商工通信事項原書 明治十八年四月定」(題簽による)という稿本が存在する。この稿本は、太政官の野紙を使用しているから農商務省で作成された草稿を、さらに太政官統計院で筆写したものと思われる。巻頭には各府県通牒案と題して、「農商工通信事項の内定期に報告すべき諸表当分の内別紙の通相定候条報道期限に後れざる様當課へ通信有之度此段及通牒候也 書記局第三課農商務書記官 十八年四月十日 各府県長官宛 沖縄県を除く」とある。従ってこれは、翌19年3月に農商務省令第1号「農商務通信事項様式別冊之通相定む 但別冊は当省総務局報告課より送付す」とされた改正様式の原案のひとつ

と思われる。

本文は農事通信事項、商務通信事項、工業通信事項の3部に分かれている。農事通信事項と表式は全部手書で清書されているが、商務通信事項とその様式、および工業通信事項及様式は、印刷文書に訂正を加えたものである。さらに工業通信事項様式の部の巻頭には、農商務省の野紙に毛筆で書かれた明治16年の「通信規則」に拠る工業通信事項を例挙した草稿がはさまれている。従ってこの「原書」で訂正用に使用されている印刷文書の商務通信事項とその様式および、工業通信事項及表式が16年の「通信規則」の様式であると推定してよいと考えられる。(17)

16年の「通信規則」の農事通信の表式は、上記の「原書」に記載されているものが、もとの印刷文書ではなく、印刷文書に訂正を加えた原案を毛筆で清書したものであるために、直接これを知ることができない。但し、この「原書」の農事通信事項にあげられた項目は、16年8月に作成された「改正農事通信手続」の第5条「通信事項及び表式（略）を定むること左の如し」の第1項から第15項の項目と内容が一致する。従って「原書」に収録されている統計表式は、この「改正農事通信手続」に拠る統計表の表式であろう。そして前述のように、「農商務通信規則」に拠る農業統計表式は、この原案をさらに改正、簡略化したものではないかと思われる。(18)

明治16年の「通信規則」は、以上の附録別冊の検討によって明らかのように、統計表の表式が統一されたこと、工業統計がはじめて登場したこと、農業統計については、はじめて農民の土地所有形態についての調査規定が設けられて從来の農業生産高統計から一步前進して農業構造に関する調査を実施する姿勢が示された、等の点において統計史上、重要な意義をもっている。ただし、農業統計に関しては19年の「農商務通信事項様式」、さらに22年の様式改正を経て27年の「農商務統計報告規定」によって最終的に生産高統計に重点が移り、土地、農家の統計は全面的に削除された。

つぎに通信委員制を中心として、明治10年の「農事通信仮規則」以降の下部調査機構についてその後の経過をみてみよう。16年の「農商務通信規則」の施行と同時にこの通信委員制に改訂が加えられた。この年に農商務省は、府県における勧業政策を推進する機関として明治14年に設置した府県農商工諮詢会を廃して、16年5月の農商務省布達第13号によって、勧業諮詢会を発足させている。この規則をみると勧業諮詢会に諮詢すべき事項は、農商工勧業關係の事項の他、第6項に農商工統計の事、とある。この中央政府の勧業諮詢会の布達によって各地に勧業委員が設置された。この勧業委員と從来の通信委員との関係は府県によって若干の差があるが、大体は從来の通信委員が勧業委員に選任され、勧業委員全員或はそのうちの一部の委員が通信委員となったのが実情である。(19)

ところで、このような通信委員、勧業委員による統計通信制度を中心として組織された農業統計の末端調査機構の実態は、「農商務省統計課：第二次勧業会統計部日誌 明治17年12月刊」からうかがい知ることができる。(20)

この資料は、明治17年10月、農商務省に府県の勧業課員を召集して第2次勧業会を開催した際に総会終了後特に統計調査の問題について開いた10月27日の会議の議事録である。議題は、前年に公布された「農商務通信規則」にもとづいて「昨年来施行したる当省主管の統計調査に付各種の障礙及び調査に因り生ずる弊害等」であった。出席者の3府43県の全員が「通信規則」の実施は不可能であるという意見であって、74頁の小冊子ではあるが、明治17

年の時点における地方統計調査末端機構の実情を示す数少ない資料のひとつである。いまそこに述べられている各府県の勧業課員の意見を整理してみると、明治17年前後における地方の末端調査機構の実情が自ら浮び上ってくるであろう。

- I) 通信委員、勧業委員の設置法の不備 (21)
- II) 中央政府官省および同一省内各部局から通達される統計調査の重複 (22)
- III) 通信事項の統計表は精密すぎて地方では作成が不可能 (23)
- IV) 地方における統計調査費の不足、国費援助の訴え (24)
- V) 度量衡制度の不統一 (25)
- VI) 地方下部行政機関における事務の繁忙 (26)
- VII) 人が統計について無智である、簿記法を知らない (27)
- VIII) 人が課税を恐れて申告を隠蔽する (28)

以上、この「日誌」の伝える明治17年における地方統計調査機構の実情は、兵庫県の勧業課員、加藤正義が報告したように「夫れ前陳の如く人民に統計の思想なく簿記の備なく却て隠蔽実を告げざるの弊習あり官府に材料徵集の法則なく費用支出の途なし何を以て統計の確実を得べき謂れあらんや今日中央政府に統計院あり諸省に統計課あり夫々相当の人員を備へ相当の費用を懸け相当の時間を与へて之を調査せしむ其製する所の雛形頗る詳密なり統計調査の道は実に具備したるが如しと雖は畢竟中央政府官省以上の事のみ謂ふ試に地方庁以下郡区役所戸長役場の実況を看よ統計調査に充つべき人員もなく費用もなく時間もなし目下の当務に逐迫せられて旦夕に汲々たり此の如き者に対して官省の詳密儼然たる統計雛形を示し之に適當すべき調査を為さしめんとするは抑々難し例へば猶ほ地堅めをも為さざる泥土の上に儼然たる煉瓦室を築くが如し」という有様であった。

この「統計部日誌」の伝える地方統計調査の実情は、第1章で紹介した「統計院書記官巡回紀事」による世良太一の報告内容と一致し、両資料を併せ読むと誠に興味深い。(29)

以上のように、これらの資料は、農業統計を含む、地方における統計調査の末端機構の悲観的な実情を浮きぼりにしているが、他方「通信規則」の実施をきっかけとして誕生した通信委員、勧業委員の協力によって、戸長を統計調査の制度上の最末端機構とする農業統計調査の体制が徐々に改善されつつある実情をも明らかにしていることをつけ加えておこう。

農業統計の地方末端調査組織が上記のような実情であったから、この「通信事項及様式」にもとづく調査結果が甚だしく成績不良であったことは当然であろう。「農商務卿第四回報告」によれば、「客歳一月通牒せし表式に由り明治十六年の調査を了りて報道せし府県は京都、大阪、岐阜、宮城、秋田、富山、鳥取、広島、山口、和歌山、札幌の武府九県なり然れども実施日尚浅く調査の順序未だ整はざるを以て各種全く備らずして通計に苦むもの少からず」という実情であった。

この戸長+通信委員→郡→府県という調査命令系統に従って集計、編集された調査結果が、府県段階では「勧業

年報」である。またこの調査系統に従って編集された統計を含む包括的な府県段階の総合統計書としては「府県統計書」がある。これに対して中央本省の総務局報告課がこの「農商務通信事項様式に準じ各府県よりの報道を調理」公表したものが明治19年に第1回が刊行された「農商務統計表」である。以上の「勧業年報」、「府県統計書」と「農商務統計表」のうち、何れが統計数値として信頼できるかという問題が残るといえるが、この点はここでは立ち入らない。(30)

b) 本省統計機構の一元化

つぎに農商務省における統計機構一元化の過程について述べよう。

明治14年6月25日の「各局処務規程」によると移管直後の農商務省全般の統計事務は、書記局記録課の所管であった。また同規定により各局の統計関係事務を所管する課は、つぎのようである。農務局 報告課、商務局 統計課、工務局 統計課、山林局 統計課、駅逓局 調整課。14年11月、書記局より庶務局が独立し、それとともに統計事務は庶務局記録課の所管となった。15年10年、本省に統計課がおかれて、省内統計事務の一元化が制度的に完了した。10月19日付の「農商務省統計課処務規程」は、15年1月20日の内務省統計課の「統計課処務規定」と殆んど同文である。本省に統計課が設置されるに伴って各局の統計課の名称は、16年に入って改称され、工務局統計課は報告課、山林局統計課は掌計課、商務局の統計課は報告課と改められた。

明治15年は、前述の内務省統計課が設置され、さらに工部省、海軍省にも統計課が設置された年であり、前年14年の太政官統計院の成立と相まって、ほぼ明治14年から15年にかけて中央における統計行政機構は一応の整備をみたといってよいであろう。

最後に農商務省の殖産興業政策に伴う統計調査および業務統計のうち、主な公刊資料について述べておこう。

先ず、主務寮局の業務年報である「勧農局年報」と「山林局年報」は、物産総括統計として「本書下巻」の第2章に収録した。「勧農局年報」の後身である「農務局年報」と「駅逓局年報」および本省業務報告書である「農務卿報告」は、別の機会にゆずる。

統計調査のうち、内務省の「府県物産表」を引きついだ「全国農産表」は、「本書下巻」の第2章に、また各種調査および業務統計を編集して刊行した「農務統計表」は、「本書下巻」の第2章に収録した。この「農務統計表」は、第3回で中止され、第4回以降は、明治19年に第1回を刊行した「農商務統計表」に引きつがれる。従ってこれは、本書では収録しなかった。最後に明治17年に刊行された「興業意見」は、以上の系列の統計調査資料と異なって、農業統計史上からも、経済史資料としての重要性の点からいっても独自の意義をもつと考えられるが、これは「本書下巻」の第2章に収録した。

以上の主要な公刊統計資料の他、農商務省は、多くの統計資料を作成していることはいう迄もない。一例をあげれば、農事通信の報告結果を編集して刊行された「農事月報」(明治11年～15年)、「農事報告」(明治15年～17年)、「臨時報」(明治10年～16年)、「農商工公報」(明治18年～21年)等の定期刊行物に多くの統計表が収録されているが、これらの統計表のうち、「勧業年報」、「農商務統計表」等の年報に収録されていないものもある。

また当時は共進会、博覧会出品のため、多くの統計表が作成されている。これらの統計表は、それぞれ発表箇所が散在しているが、とにかく公表されたものであるならば、調査に多くの労力と時間がかかっても、発掘は可能であろう。以上の公刊統計資料以外の多くの未発表統計資料が作成されていたであろうと推定される。これらの統計資料の発掘調査は今後の課題である。

注

- (1) 民・藏分離の政治過程については、石塚裕道：参考文献(11)、佐々木 克：参考文献(33)を参照。
- (2) 民部、大蔵両省の所管寮司および事務分担については、「本書下巻」の第1章p.19を見よ。
- (3) 工部省の作成した近代工業創設時代の貴重な業務統計の調査は、別の機会にゆずるが、工部省の統計調査機構が明治初期の極めて早い時期に整備されたことは、見逃せない事実である。明治4年8月14日の官制改訂による工部省の事務分課は、1等寮 工学 勘工 鉱山 鉄道、2等寮 土木 燈台 造船 電信 製鉄 製作、1等司 測量、の10寮1司の構成であった。ここで注目すべきことは各寮の分課のうち造船寮、製作寮に統計課が設置されたことである。大蔵省統計司の設置に遅れること僅かひと月である。その他の寮における統計課の設置に関する記録は発見できなかったが、業務統計の作成が行なわれていたことは、翌5年6月27日に鉱山、鉄道、電信、勘工、造船、製鉄、製作各寮の職制併事務章程に各寮の統計業務に関する詳細な規程があることによって推測することができる。但し、これらの業務統計の結果表は、大部分散佚し、当時の工業統計資料については、「工部省沿革」に掲載された統計数値をはじめ、断片的な資料を収集しなければならない。
- (4) 伊藤の大蔵省機構改革原案と大蔵省内で作成された実施案をめぐる経過については第3章を見よ。
- (5) 大蔵省の財政制度に関する研究文献としては、遠藤湘吉：参考文献(4)、林 健久：参考文献(10)を参照。史料としては、大蔵省百年史編集室：参考文献(30)、大蔵省：参考文献(29)、明治財政史編纂会：参考文献(16)等を見よ。
- (6) V. E. ブラガについては、西川孝治郎：参考文献(20)を見よ。
- (7) 山中永之佑：参考文献(43)第2章第2節を参照。
- (8) 全文は、農林省農務局：参考文献(23)に収録されている。
- (9) 山中は、内務省に統計課が設置されたことを重視し、この統計課の設置された月が、同様の職務権限をもつ農商務省の統計課が設置された月（明治15年10月）より約9ヶ月早いのは、「権力=官僚制にとって、内務省における統計課の設置=統計表の行政への利用の方が、農商務省におけるよりも、より緊急のこととして考えられたことを示すものといえよう。これは、当時の権力=官僚制が、地方行財政政策の実施、徹底を焦眉の課題としていたことに基因するものにはかならない。地方行財政政策の有効かつ円滑な実施、徹底をはかるための基礎資料、参考資料に供するため、各種統計表の作製が急がれたのである。」といっている。山中永之佑：参考文献(3) p.265～266。
- (10) 農商務省設置の経過については、藤村 通：参考文献(5)の第4編第2章を参照。
- (11) 山中は、この第7項の規定は「殖産興業政策の転換を反映し設けられた規定である」とし、殖産興業政策の失敗の「有力な原因の一つは、政策実施を担当した明治初期の官僚が専門的、体系的な政治、経済知識に基づいて国内外の諸条件を分析する十分な能力を欠如していたこと」であり、この規定を「従前の殖産興業政策においてなおざりにされていた、政策実施に当つての、わが国内の主体的条件への配慮が、権力=官僚制によって統計表の編製というかたちで、積極的に企図されるようになったことを示すものにはかならないからである」として重要視している。山中永之佑：参考文献(43)

p. 200～203.

- (12) 例えば、鮫島は、明治期の統計調査史を「通信規則」の成立した明治16年をもって前期と後期に分け、「この規則はわが国の産業統計を体系化した最初の第一歩であったと同時に明治初年以来いわば自然発生的に発展してきた表式調査の形式を完成したものであった。」といっている。鮫島龍行：参考文献32。鮫島による「通信規則」のさらにくわしい紹介は、相原 茂；鮫島龍行編：参考文献1)の第2章 産業資本の形成と統計 p.52～88を参照されたい。
- (13) 「通信規則」の全文は、農林大臣官房統計課：参考文献(22)に収録されている。
- (14) この通信事項および、その様式の原本は、現在迄には発見されていない。
- (15) この別冊の原本は発見されていない。
- (16) この22年の別冊の原本は、存在しており、その一部は「農林省農林経済局調査部：自明治三年至昭和十九年農作物統計調査関係法規集 昭和30年」によって見ることができる。
- (17) 明治16年の「通信規則」に拠って佐賀県で定めた「工業通信事項及附録様式」と「商事通信事項及附録様式」のように明治16年の「通信規則」の別冊は、恐らく3部に分けて印刷刊行されたものと思われる。この佐賀県の「通信事項及附録様式」は、農林大臣官房統計課：参考文献21)に収録されている。この佐賀県の工業および商事通信の様式は、前者は明治17年佐賀県乙第91号達によって、後者は同年乙第119号達によって佐賀県令から郡役所、戸長役場へ令達されたものであって、16年の「通信規則」に拠ることが明記してあるが、この工業および商事通信の様式が上記の「原書」の印刷文書の表式と殆んど完全に一致するのである。以下の記述に当っては、松田芳郎の未発表草稿の一部を利用した。その草稿の一部は、松田芳郎：参考文献(15)として発表される予定である。
- (18) 19年3月の改正表式によって兵庫県と京都府で作成された表式は残っている。兵庫県の表式は、農林省農林経済局統計調査部：参考文献(26)に、また京都府の表式は、農林省農林経済局統計調査部：参考文献(25)に収録されている。これを比較検討してみよう。兵庫県の表式は、明治19年7年に兵庫県乙第137号達によって郡区役所戸長役場勧業世話掛へ伝達された「農商務通信手続及事項」である。京都府の表式は、19年5月に京都府達乙第88号によって郡区町村へ令達された「農商務通信事項様式」である。この2つの農商務通信事項様式は、概況報告部と統計部に分かれているが、この統計表およびその様式は、上記「原書」の表と異なり、著しく簡略化されたものである。しかし兵庫県と京都府の様式は同一である。従ってこの府県段階の表式が、19年3月の農商務省の改正表式に近いものであって、上記「原書」の表式は最終案ではなく、それ以前の素案であろうと思われる。
- (19) 各府県の勧業会勧業委員の規定については、「明治前期勧農事蹟輯録 上」の第3篇第9款 農談会、其の他勧業諸会 p.426～436をみよ。一例として明治16年8月の茨城県の「勧業委員勧業会準則」をあげておこう。この「準則」の第3章 通信 第12条に「町村若くは聯合町村の勧業委員中一名を以て通信担当者に充てるものとす」とあり、附録の「勧業委員選挙並処務順序心得」によると、第1条の其1に「勧業委員は其地に本籍あるものにして農商工事の一に慣熟し若くは之に通曉し且其名望と相当の財産を有するものを選挙すべし」とあり、其2に「選挙区域は実地景況の便宜に在て預め之を一定せずと雖も其受持部の甚だ広大に失せざる事を要す 但人員は凡そ一聯合町村に三名を限度とす」とある。「農商務卿第四回報告 明治十七年」は、このような府県の情況について、つぎのように総括している。「客歳間通信上に就ては明治十六年本省第貳拾壹号の達書に基き農事通信事項及び表式を調整し客歳一月各府県に通牒したるを以て府県は乃至來の通信委員を改選し又は勧業委員に之を兼ねしむる等漸く歩を進むるの状況を呈したり」。通信委員の数については、「農商務卿第四回報告」によると、明治17年の12月末現在では、府県勧業課の委員144名、府県管内通信員1,537

名であり、11年に比較して府県委員は約4割増加しているが、管内委員は11年の1,710名に比較して減少している。但し、その理由は勧業委員制度によって改選が行なわれて冗員が整理されたためであるという説明がある。

(20) この資料は、「農商務卿報告」にも刊行された旨の記載がないものであるが、たまたま北海道庁から札幌農学校移管本が、その後身である北海道大学の附属図書館に所蔵されていたものである。松田芳郎：参考文献15を参照。

(21) 「抑々通信規則は地方庁及び通信員と御省主務局との関係を規定したるに過ぎざること其第一条の明文に於て判然たり決して人民に対して材料徵集の法則を定めたるものに非ず何となれば肝腎なる通信員設置法に至ては第十条に通信員は各府県に於て適宜相設け族籍姓名住所を当省へ届出づべしと漠然一言し去りたるのみにして其設置方は如何するか其費用支出の途は如何するか其職権は人民に対して材料を出ださしむるの力あるや否や其資格は如何なるものか是尤も必要の事柄に至ては漠の又漠たるものにして一も其程規を定めざればなり」（兵庫県）

「本県に於ては民間に通信委員を置かんとするも其費用を得るに難し又勧業委員に通信を委し統計の材料を報告せしめんとすれば之が手当金を給せざるべからずして亦猶其費用に困む實に如何ともすること能はず」（秋田県）

(22) 「各省より差せらるる所の表式区々一ならざるを以て一物の調査にして数回の手数を煩はざるを得ず是れ統計上的一大障害なり」（三重県）

「甲局事項に関する調査方法の下達漸くにして終はれば乙局事項の調査又来る数回の下達を要し数回の質疑を要す其煩雜實に言ふ可らず御省既に統計課の設ある以上は御省中統計の事務は尽く之を統計課に総括し各局統計の事務は宜しく其平均を量り一齊に其調査を施行し其表式に精密なからしめんことを要す」（三重県）

「今各省区々なる一二例を挙ぐれば 第一 米麦雜穀調 此は大蔵省十三年一月乙第四号達と農商務通信規則農務の部第一 米麦雜穀調 此は大蔵省十三月一月乙第四号達と農商務通信規則農務の部第十三号第十四号第十五号第十七号第十八号表と同物の調査にして其方法は則異なり 第二 米価調 此は十一年十一月大蔵省内達と農商務通信規則商務の部第三都邑物価表と同前 第三 物価表 此は十一年八月五日大蔵省乙第四十一号達と農商務通信規則商務の部第三都邑物価表と同前」（秋田県）

「即ち他省の表式と重複する是なり之を列挙せば大蔵省十三年乙第四号達稻作麦作雜穀概算調の農務通信事項第二号耕作地表第四号の一ニ被告田圃表第五号荒地表第七号荒地起返表第八号新規開墾地表第十三号の一ニ稻米產額表及び第十四、十五号の表に於けるが如き其調査法に於ては一は概算たり一は實額にして同様の煩勞あり彼を寫して此の用に供するの便を得ず」（静岡県）

「人口の如きは学事表衛生表戸籍表徵發物件表あり又船舶の如きは工務通信第二十三表及び徵發物件表あり」（静岡県）

(23) 「若し通信事項の如き精密なる統計をして必ず作らざるべからざるものならしめば相当の給料を与へたる専任の人を町村に置くに如かず然らざれば障害もなく容易に調査することは決して為すこと能はざるべし故に今給料を与ふるの入を置く能はずば統計諸表中の最も急なる者のみを採んで調査し其稍や緩なる者を後にするに如かざるなり」（宮城県）

「昨年達せられたる通信事項の如きは實に繁密に過ぐるものなり故に本府は御省の達せられたる表式を以て直ちに郡役所に達することをせず之を改修して以て人民調査の便を謀れり」（京都府）

「然るに統計調査の根本たる地方には更に國庫より費用を給せらるることなし各府県の主務課今日の如く繁務なるの時に當て如何ぞ完全なる調査を得べんや宜しく若干金を地方の定額中に増加あるべし然らずして統計の完全を望むは抑々亦難しと謂ふべし」（山形県）

(25) 「其次は斤量を一定せざれば統計上に頗る困難あり何となれば同種の品にして甲は斤数を以て調べて乙は貫目を以て調べる

等の差違を生ずるの恐あり之を一定せしむる方案は未定なれども此改正は実に希望する所なり」（鳥取県）

- (26) 「戸長は今日万般の事務を兼ねる如き繁雑なれば否に其実際の調査を報告すること能はざるのみならず概略の調査にても期日を経過し数十回督責の上に非ざれば差出ださざる状況にて此等の為め県庁郡区役所戸長役場の間に無用の手数を煩はすこと実に妙からず是れ畢竟此調査の根源なる責任者即ち戸長をして其負担に堪へ難き事務を取扱はしむるより此点に至ることは地方庁の常に認知する所なり」（熊本県）
- (27) 「管内人口十四萬六千人の内自ら算を執り字を写す者は甚だ僅なり」（函館県）
「農家一般の景況たる大抵無学にして眼に一丁字なき輩多きを以て自己の頼て以て生活する耕牧の事に至ても盛衰得失を計画すべき帳簿日記の備なし……此れ独り農者のみならず稍や下等に位する商工者に於ても亦然り」（秋田県）
「元来農家の中等以下に居るものとして自家一歳の収穫を明瞭に知るものなしと謂ふも可なり其起因は日本農家に帳簿の記載法なき故なり」（鳥取県）
「統計調査の困難なる理由を述べんに先ず其事項を人民に係る者と官府に係る者との二様に区別して陳述すべし其人民に係る者三あり第一人民に統計の思想なき事第二民間に統計簿記の備はらざる事」第三人民隠蔽して実を告げるの弊習ある事はなり」（兵庫県）
- (28) 「地方に於ては従来の習慣に仍り一物の調査あれば則其課税あらんことを恐れ遂に故意を以て其実を隠蔽するの弊あり故に通信規則の如きも亦税を課する為なりと誤認し成るべく其実を隠蔽す」（秋田県）
- (29) 試みに「巡回紀事」から通信委員に触れた箇所をひとつだけ引用しておこう。
「愚考にては總ての事を戸長の責任となし戸長は用掛等を置き勧業農務等を分担せしめ而して戸長一手に之を纏むるときには相応の給料を附与するを得べし總て事は相手あれば運ぶものあり現今一農区に一人の委員を置く規則なれども五十銭或は一円の給料にては只郡役所よりの督責にて漸く報告を出す行様にて不都合至極なり学事に就ては官より干渉ありて屢々委員の改正もあれども何分薄給の委員にして都会にはあるかも知らざれども町村に於ては六ヶ敷又農事通信委員の如きも其実功なし」（兵庫県城崎美曾[△]郡役所郡長久保田周輔）世良太一：参考文献(37)
- (30) 松田芳郎：参考文献(15)を参照。この論文において松田は「農商務統計書」より「勧業年報」の方がオリジナルな統計であり、精度が高いのではないかという仮説を提出して論証を行なっている。

第2章 参考文献

- (1) 相原 茂；鮫島龍行編：統計日本経済一経済発展を通してみた日本統計史一筑摩書房 昭和16年（経済学全集 28）
- (2) 阿部謙二；日本通貨経済史の研究 紀伊国屋書店 昭和47年
- (3) 大霞会（代表後藤文夫）：内務省史 第1～第4巻 地方財務協会 昭和46年 4冊
- (4) 遠藤湘吉：財政制度（法体制準備期）「鶴飼信成；福島正夫；川島武宜；辻 清明編：講座 日本近代法発達史一資本主義と法の発展一4 勁草書房 昭和33年」所収
- (5) 藤村 通：明治財政確立過程の研究 中央大学出版部 昭和43年
- (6) 福島正夫：第二編 近・現代「北島正元編：土地制度史 II 山川出版社 昭和50年（体系日本史叢書7）」所収

- (7) 原 政司：農業統計の成立とその発展—明治年間を中心として—「農業発達史調査会編：日本農業発達史 9
—明治以降における—中央公論社 昭和31年」所収
- (8) 原 政司：農業統計発達史 農林省統計調査部 昭和43年
- (9) 原口 清：日本近代国家の形成 岩波書店 昭和43年（日本歴史叢書）
- (10) 林 健久：日本における租税国家の研究 東京大学出版会 昭和40年
- (11) 石塚裕道：日本資本主義成立史研究—明治国家と殖産興業政策— 吉川弘文館 昭和48年
- (12) 小島勝治；松野竹雄共編：日本統計稀覯書解題 編者刊 昭和15年
- (13) 児島俊弘：明治期農業統計の問題意識「農業総合研究」12巻4号（昭和33年）
- (14) 児島俊弘：日本農林水産統計史の概略 その1 明治期の農水産統計 アジア経済研究所 昭和42年
- (15) 松田芳郎：明治中期のいわゆる「勧業」統計の制度と精度「経済研究」27巻3号（昭和51年7月刊行予定）
- (16) 明治財政史編纂会：明治財政史 丸善 明治37～38年 15冊
- (17) 永井秀夫：統一国家の成立「岩波講座 日本歴史 14 近代1 岩波書店 昭和50年」所収
- (18) 中村尚美：大限財政の研究 校倉書房 昭和43年
- (19) 日本統計研究所編：日本統計発達史 東京大学出版会 昭和35年
- (20) 西川孝治郎：日本簿記史談 同文館出版 昭和46年
- (21) 丹羽邦男：明治維新の土地変革—領主の土地所有の解体をめぐって—御茶の水書房 昭和37年（近代土地制度史研究叢書2）
- (22) 農林大臣官房統計課：明治二年以降農林省統計関係法規輯覽 東京統計協会 昭和7年
- (23) 農林省農務局：明治前期勧農事蹟輯錄，上，下巻 大日本農会 昭和14年 2冊
- (24) 農林省農林経済局統計調査部：農林（水産）統計調査史参考文献 同部 昭和33年（農林水産統計調査史編集資料 編の19）
- (25) 農林省農林経済局統計調査部：昭和二〇年八月以前 農林水産統計調査関係法規輯覽 同部 昭和33年（農林水産統計史編集資料 編の5）
- (26) 農林省農林経済局統計調査部：自明治三年至昭和十九年 農作物統計調査関係法規集 同部 昭和30年
- (27) 農商務省統計課：第二次勧業会統計部日誌 同省 明治17年
- (28) 大橋 博：明治統計の一考察「史観」85号（昭和47年）
- (29) 大蔵省編：大蔵省沿革志 同省 明治13年 24巻（覆刻版 明治前期財政経済史料集成 2巻，3巻 大蔵省沿革志 上，下 大内兵衛；土屋喬雄校 明治文献資料刊行会 昭和37年 2冊）
- (30) 大蔵省百年史編集室：大蔵省百年史 上，下，別巻 大蔵省財務協会 昭和44年 3冊
- (31) 作道洋太郎：近世封建社会の貨幣金融構造 塙書房 昭和46年
- (32) 鮫島龍行：日本統計調査文献史—ひとつの素描—「統計局研究彙報」12号（昭和38年）

- 33) 佐々木 克：「民・藏分離問題」についての一考察「史苑」29巻3号（昭和44年）
- 34) 佐藤 竜：内務省の成立「成蹊大学政治経済論叢」9巻2号（昭和34年）
- 35) 佐藤 竜：行政制度—内務省の成立—（法体制準備期）「鵜飼信成；福島正夫；川島武宣；辻 清明編：講座日本近代法発達史—資本主義と法の発展—9 勁草書房 昭和35年」所収
- 36) 関 順也：明治維新と地租改正 京都 ミネルヴァ書房 昭和42年
- 37) 世良太一：統計院書記官巡回紀事 太政官統計院 明治17年（写本）
- 38) 春畠公追頌会編：伊藤博文伝 上，中，下巻 春畠公追頌会 昭和15年 3冊
- 39) 総理府統計局編：総理府統計局百年史資料集成 第1巻 総記 上（太政官および内閣時代の1） 同局 昭和48年
- 40) 高橋 誠：明治財政史研究 青木書店 昭和39年
- 41) 田中 彰：明治国家 日本評論社 昭和42年（体系日本歴史 5）
- 42) 遠山茂樹：有司專制の成立「堀江英一；遠山茂樹編：自由民権期の研究 第1巻 民権運動の発展 有斐閣 昭和34年」所収
- 43) 山中永之佑：日本近代国家の形成と官僚制 弘文堂 昭和49年

第3章 中央統計機構の確立過程

1 大蔵省統計寮の成立

明治4年7月に設置された大蔵省統計寮は、その5ヶ月後に成立した太政官政表課よりはるかに整備された業務機構と多くの人員を擁し、実質的には政府の中央統計局の役割を果していたといってよい。この事実は、当時の大蔵省がもっていた強大な権限とそれに伴って統計調査および業務統計の殆んど大部分を同省が開始したという事情を背景にしてはじめて理解することができる。この大蔵省統計寮の成立の経過をつぎに述べよう。

明治4年7月の大蔵省機構改革の原案を作成したのは、先に述べたように、アメリカの金融財政政策の調査を終了して帰国した伊藤博文であった。伊藤の大蔵省機構改革案のなかにおいて、省の中央統計組織としての統計司が重要な地位を占めていたのである。そこでつぎに、この伊藤の統計司の構想と、その実現の過程を紹介しよう。

伊藤はアメリカ滞在中、精力的に調査活動を展開し、その調査結果にもとづいて、当面の金融財政政策についてしばしば東京に意見を具申していた。「新貨条例」、「国立銀行条例」等、当時の重要な金融財政政策の立案に際して、彼の意見が決定的な役割を果している。廃藩置県直後、7月29日の太政官制の改革と、それに伴う各省の行政機構改革についても伊藤のアメリカにおける調査結果にもとづいた構想によるところが大であった。そのうち最初に着手することになった大蔵省の機構改革の原案も伊藤によって作成され、大久保が6月27日大蔵卿に就任した直前に上呈された。伊藤の建議書の大要はつぎのようである。

冒頭にこの改革案は米国大蔵省の制度に依拠したことを述べ、つぎに、改制定綱領と題して大蔵省の事務の大綱を4項に分けて説明し、この4項を実行するために、省中につきの11の寮司課を設置することを提案している。

租税寮、出納寮、伝票課、正算司、検査寮、造幣寮、記録寮、紙幣寮、統計寮、營繕寮、用度課、刊行課

この伊藤の建議書は、明治4年の大蔵省の機構改革の重要資料であるが、ここでは統計事務機構に関連する部分のみを紹介しよう。

「第四を正算司と為す、凡そ出納せる金穀は必ず其の計算を明確にし以て政府に報告するを要す、是れ特に此の一司を設置し、之をして大蔵卿の伝票に憑拠し出納せし金穀數額の計算に錯誤なきを保任せしむるを欲する所以なり。」

「第五を検査寮と為す、凡そ金穀の出納に関して正算司の計算の果して明確にして錯誤なきか、又た其の出納の果して成規に違背せる無きかを検査するを要す、是れ特に此の一寮を設置し、之をして出納の事項を検査し、大蔵卿の伝票及び衙庁の請求書牒に検印し以て其の成規に違背せざるを証明せしむるを欲する所以なり。」

「第九を統計寮と為す、凡そ全国の財計を蒐収して之を統計し、甲年の收支を量り乙年の出納を定め以て政府に稟報し人民に公告するを要す、是れ特に此の一寮を設置し、之をして物産、戸口、貨幣、紙幣、正租、雜税、公債、官禄等を統計せしむるを欲する所以なり」(1)

7月27日、大蔵省の機構改革が行なわれ、官庁において統計という名のついた最初の部局である統計司が誕生した。さらに8月10日に再び機構改革があって統計司は統計寮となり、同月19日に「大蔵省職制事務章程」および「統

「計察職制章程」が制定された。

従って上記の経過だけをみると、鮫島の指摘するとおり、「政府公式の行政部局の名称として統計の文字を発想した最初のものは、伊藤博文のこの建議書であったといえる。」(2)のである。

しかしながら、大蔵省に統計司を設置した推進者は伊藤ではなかった。伊藤は7月の時点においてはむしろ統計司の設置に反対だったのである。この事実経過について以下、鮫島の所説を補足する意味で少し詳しく述べておこう。

伊藤が米国から帰京したのは6月3日であり、彼は直ちに中央官省全般の機構改革について意見を木戸参議に述べている。そのうちの大蔵省の機構改革案は、伊藤が大阪の造幣寮へ出発する直前の6月22日に提出された。(3)この伊藤の改革案は、井上大蔵大輔から当時の大蔵省の事務官渋沢栄一に手渡され、すでに6月から機構改革草案作成に着手していた渋沢は、この伊藤原案を基礎に最終原案を作成した。(4)

一方、伊藤は7月8日に大隈、井上へ提出した中央政府改革草案のなかにおいても、大蔵省機構改革の際は自分の意見をよくいれてほしいと書いていた。それにもかかわらず、7月27日に発表された機構改革の決定案については、井上、大久保、大隈の承認はとっていたが、伊藤から事前の了承をとっていなかったのである。

伊藤は大阪で8月2日の官報を読んではじめて機構改革の実施を知り、直ちに同日、大隈、井上、渋沢に対して発表された事務機構について強硬な反対の手紙を送っている。その手紙で彼は自分の改革原案のなかで提唱した監督司、計算司、記録司を廃したことと統計司を設置したことに対する猛烈な抗議をしている。(5)この手紙によって伊藤が統計寮の設置を時期尚早と考えていたことは明らかであろう。

ところでこの問題に関連する重要な資料が早稲田大学図書館の「大隈文書」にある。それは「大隈文書目録」のA 官庁関係文書の項にあるつぎの4点である。

「大蔵省創立規則案（明治4, 8, 17）租税頭兼造幣頭伊藤博文 自筆 和大」（文書番号A 2147）

「統計寮職制並事務章程（中村統計頭宛 明治4, 8）大蔵卿大久保利通・同大輔井上馨 写 和大」（文書番号A 2148）

「大蔵省創立概略（明治4）大蔵省 写 和大」（文書番号A 2151）

「検査寮事務章程案並統計寮事務章程案（「明治4」）大蔵省 写 和大」（文書番号A 2152）

この4点の資料のうち、「統計寮職制並事務章程」（A 2148）は、決定案と同文であって新資料ではない。

先ず、「大蔵省創立規則案」（A 2147）について述べよう。この「規則案」は、冒頭の1行目に「明治四年辛未八月十七日於大阪造幣寮」2行目に「茲に今謹で大蔵省創立規則案一冊を呈す…」とあり、つぎに目次があつて最後に租税頭兼造幣頭伊藤博文の署名がある。用紙は大蔵省と印刷された専紙を使用しており、表紙の右肩に乙と朱書がある。「大隈文書目録」ではこの稿本を伊藤博文自筆としている。この資料の成立経過は、伊藤のつぎの2通の手紙によって知ることができる。

8月2日の抗議の手紙の最後に「右の事情により僕は依然として僕の立案を固守し、規則の取調並に簿冊の製方

を止めざるべし」とあったが、さらに8月16日に伊藤は、渋沢に宛てて大蔵省創立規則案を送る旨の手紙を書いている。⁽⁶⁾従ってこの「大蔵省創立規則案」は、この8月16日の手紙にある大蔵省創立規則案の原本であると推定して間違いないであろう。

伊藤のこの「規則案」は6月の機構改革案よりも一層くわしく伊藤の構想を知ることができる貴重な資料である。ここでは、そのなかから統計関係部分のみを紹介しよう。

先ず、冒頭の目次の末尾に「事務の実際に応じて之を立案すべき事其長官の主務なり…」とあるのは、前述したこの大蔵省機構改革の成立の経過を考えると重要な文章であろう。

つぎに目次のひとつ「曰大蔵省を設くるの原因併に省中に寮司を分つの原因」の第9条が統計寮に関連したところである。全文はつぎのとおり。

「全州の計算を集成して以て統計をなし今年の出納を推て来年を計り会計の目的を立て之を政府に報告し国民に公示する事を要とす

此条を施行するに付統計寮を設け分科して之を置き。全州の所有物産。人民戸籍。貨幣紙幣。租税商税。公費官禄等の取調なり」

つぎに「大蔵省中事務章程」のなかの第八章 報告 公布 上木 の全文をあげよう。

第八章 報告 公布 上木

「報告に数種あり

毎日報告

毎週報告

毎月報告

毎季報告

毎半年報告

毎年報告

各寮各司中の諸掛を分轄する首長より毎日退出の前に至り其日の事務を取扱たる報告或は金穀出納の報告を銘々に取調べ其寮司の長官 頭正 に差出すべし 但し其報告には長の姓名
銅印を具すべし

寮司の長官は右の諸首長より出たる報告を取纏めて集成して其寮司の報告を取調べ長官の姓名調印を具し之を大蔵卿に差出すべし

毎月毎季毎半年とも報告の手続は同様たるべし

年末収年に至らば各寮司の長官等は終歳の事務取扱の実際及び出納の計算併に事情等を明細に書記して之を大蔵卿に差出可し 毎年十月卅日迄に
差出可し

各寮司の長官は毎季其寮司の公費明細を正算正に報告し又年末に至らば翌年の公費の見積高を正算正に報告すべし

大蔵卿は毎月の報告に拠りて実地の出納を検査し大蔵省毎月報告と題し之を政府に出す可しを具すべし 但し卿の姓名調印

此報告は又之を上木して他の官省より庶人迄にも本月の会計の状実を知らしむべし

大蔵卿は又年末に至りて諸寮司の長官より差出たる毎年報告を集成して一冊となし之に卿の報告を添え来年の定期許可の見積を加へて之を政府に出すべし此の報告を大蔵卿毎年報告と名をかりて之を上木して公布す可き事前に同じ

大蔵卿より政府へ出すべき臨時報告は政府の命に応じて差出す事あり或は事務の輕重によりては卿より政府に差出す事あり故に定期なしと雖も之を差出さば同じく上木して公布すべし

各寮各司の規則心得書或は其議案等の類は卿の承認を得て時々之を上木して公布すべし

最後に統計寮の事務章程の全文がある。

統計寮

頭 一人

- 一 統計頭は貿易 通航 輸出入 商船 物産 戸籍歳入公費等の統計をなし毎月毎季毎年の報告を大蔵卿の手を経て政府に出す事を専務とす故に常に省中に寮を設くべし
- 一 統計頭は貿易 通航 輸出 輸入の報告を大蔵卿の手を経て毎年政府に出すべし。此報告は日本全州の貿易通航輸出入を収年の終迄を統計して其報告を刊行し毎年12月1日迄に政府に出すべし
- 一 統計寮を開く以上は大蔵卿の命に従ひ日本より輸出する品併に輸入する品の毎月報告を出し之を遅滞なく刊行する事統計頭の任たるべし。此報告には右の商品の高併に価を認め借庫よりの出入高迄をも可成文明細に取調べ且つ大蔵卿之を緊要なりとせば全州の工作物産製造に關係したる統計をも致すべし
- 一 統計頭は又国法に従ふて記録をなし。元帳の書込を経。免状を得たる諸商船の統計報告を毎年取調べべし。此報告には船の種類 日本作り西洋作り 船名。石数或は噸数等都て大蔵卿の緊切なりとせる廉々を記載す可し 或は帆船蒸気船
- 一 統計頭は又右の記録をなし。元帳の書込を経免状を得たる商船に番号を下すの法を考案して大蔵卿に出す可し。此番号は各船の中央部に深く刻込み置べし若し之を削去する時は日本船と認ざるべし
- 一 統計頭は又年々の造船員数其種類併に造船所の地名及び難破船の員数等の統計を毎年大蔵卿の手を経て政府に出す可し
- 一 統計頭は又日本国中を通輸する外国の商品。借庫より出入する商品。其地にて費たる商品。他の地に転輸したる商品。借庫に残在する商品等の統計を取調べべし 収年の末に於て
- 一 統計頭は又日本国中の製造品の統計を収集め其品類を区分し物品製造の地。物品の素質を生ずるの地。市中相場。何地の何品と交換する事。物産の転輸。雇賃賃銀等都て物産の繁茂に係る事の統計をなし政府併に大蔵卿の参考に供すべし
- 一 統計頭は又全国の所有統計 動所有 全国人民の死生。戸籍。人民の貧富。農業工作的統計 歳入の増減。輸出入品併商税の増減 諸租税の額 貨幣 全国の為替高 鉱山より出る金属の高 公債の増減比較 紙幣金札の増減

- 比較 軍務公費 庶務公費 官禄 賞禄等の統計を調べ政府併に大蔵卿の参考に供すべし
- 一 統計頭は統計寮中の官員使部の人数姓名官禄俸給の報告を年末毎に記録頭に出すべし
統計寮を分ちて八局となす
- 第一局 往復局 統計に係りたる条に付諸官省寮司との書面の往復諸所の報告等を司どる
- 第二局 集成局 統計に係りたる報告併・諸書類を集成する事を司どる
- 第三局 転住局 外国より日本の地に来りて居留する外国人の数併に日本より外国に出たる生徒商人の数を統計する事を司どる
- 第四局 商船局 日本国中の商船の石数或は噸数。種類。造船の地。記録の地方等の統計を司どる
- 第五局 刊行局 当寮より出すべき毎月の報告毎季毎年の報告其他統計に關りて政府諸官省の参考の為に上木すべき書冊を司どる
- 第六局 物産局 物産の統計
- 第七局 輸輸局 輸出入併に通輸輸の統計
- 第八局 物価局 物価雇賃金 菅生の統計
- 右の八局は其事務の輕重に応じ間断を謀り或は一局に一首長或は数局を一首長にて兼帶する事を命ずべし
以上が8月17日の日付のある伊藤の「大蔵省創立規則案」の統計関係機構の部分である。
- この「規則案」に対する大隈、大久保、井上、渋沢の評価および、そのとり扱いについては、資料にあたることができなかつたので不明であるが、少くとも8月16日付の伊藤から渋沢宛の手紙のなかで、「開くに及ばざるあり」といっていた伊藤の統計寮開設時期尚早説は採用されなかつたのである。
- つぎに「大蔵省創立概略」(A 2151)という写本がある。これをみると、表題の「大蔵省創立概略」の右肩に甲と朱書がある。これは、先の伊藤自筆稿本「大蔵省創立規則案」(A 2147)の表題右肩の乙という朱書と対応している。
- また、この「概略」はその内容から判定して大蔵省の事務当局の改正案よりも伊藤の先の原案に近い。従ってこの「概略」は伊藤が「建議書」上提の時点で作成した最初の原案を事務当局が筆写したものであろう。(7)
- この概略の中から、統計関係部分のみを抜き書しておこう。
- 計算を一集して統計をなし以て政府に出し以て国民に示すを要とす
- 此条は統計司の管轄なり分ちて四科となす
- 第一全国の所有統計全国人民の死生戸籍の統計静所有 土地 動所有 物件 の統計諸農業諸工作の統計輸出入品及其価高の統計貨幣併に為替金の統計歳入の増減に係るべき諸般の統計第二国内の租税輸出入税郵便税其余諸雜税の統計第三政府にて許可したる文武諸公責の統計第四公債証書併に紙幣を発行し或は払戻したる統計
- 第五華士卒禄高の統計
- 第六人民貧富区別の統計

第七毎年生産の統計

第八諸鉱山より鉱物掘出し高の統計

以上が、この「概略」のうちの統計に関する全文である。最後に各部局の職務の記述があるが、統計司については記述を欠いている。従ってこの「概略」は、伊藤の作成したものとしても、その全文ではなく、一部分であるという疑いがある。

つぎに「検査寮事務章程並統計寮事務章程」(A 2152)は、大蔵省の墨紙に毛筆で書かれたものであって最初に検査寮事務章程案があり、その後に統計寮事務章程案がある。但し統計寮事務章程という表題は、本文にはなくて、墨紙の欄外に統計という墨書きがあるのみである。年次の記録はどこにも見当らないが、「大限文書目録」では明治4年と推定している。その全文は以下のとおりである。

上款甲 正院の許可を徵する者

- 一 常用準備及國債紙幣の各項を分ち期に従て歳入出予算表を製する事
- 一 全国一切の経費を計算し期に従て決算表を作る事
- 以上二条は正院より之を公布す
- 一 旧規によらずして統計上の事務一般に関する規制を新設する事
- 一 統計の為めに各地方に於て委員を命じ及び其経費の制限を定むる事
- 一 詮て確定する事務章程を改むる事
- 一 上呈する計表計簿の体裁を変更増刪する事
- 一 海關輸出入に関する計数を通知するが為めに外国駐劄の公使領事に布達指令する事
- 一 外国と統計表交換の約を結ぶ事
- 一 外国人の望に隨て統計簿表を付与する事

上款乙 卿輔の指令を乞ふ者

- 一 新に統計の法則を設立するに方り実際の施為に就て其処分の考察を作る事
- 一 統計表を作るに便利なる事を要する為め兼て諸官省各局各地方府其外へ計表の雛形を示す事
- 一 一切統計表出すべきものは諸官省各寮各地方より期を定めて本省に達せしむる事
- 一 統計の為に各地方に官吏を発遣する事
- 一 統計の事務指示推問の為に地方の官吏を喚出す事
- 一 統計要需の書図を地方より募集する事
- 一 歳入歳費の総額を詳明にし諸般の会計を通算する為め相当の施設を定むる事
- 一 会社費用民費等の計数を具上せしむる一般の規程を設くる事
- 一 寮中掌管の事務他へ指令布令する事
- 一 正院の布告に本づき統計処務の順序を変更する事

- 本省限確定せる法則及び計表計簿の体裁等を変する事
- 統計纂修する者を年々刊行する事
- 刊行の統計書を上呈し及国内に公示する事
- 諸省より推問する統計の修歎を算出して之に具答する事
- 人民出版を請ふの書本省所管の計数に関するものを検査する事
- 事務の景況を算計表出して人民に裨益すべき者あれば之を新聞紙に掲示する事
- 定規なき寮中の諸費を支出する事
- 寮中新規の経営及び修繕の事
- 寮中の課局を廃置分合し職員を熟跡増減する事

下歎 寮頭の決裁に係る者

- 寮中掌官の事務に就き諸官省各局各地方へ照会推問督促する事
- 統計表を作るに諸官省各地方庁より卿輔へ上報する書類計表を纂集する事
- 既定の規程を照し統計の用に供する諸件を各地方諸会社及び佗の人民に徵求する事
- 統計の修歎既定の数にして諸省より直に本寮に推問あるものに答ふる事
- 新聞紙其外上梓書中に於て金穀等の実数を謬る者あれば之を訂正し或は推問する事
- 月報の体裁を変ぜずして但書を加へ或は注解を下す事
- 既定の計数に基き或は之を分合し或は之を比較し計表を創製して参考に供する事
- 甲課の官員と乙課の官員とを交替する事
- 寮中官員を左右して諸務に従事せしむる事
- 寮中一切の器具を新製する事

この「事務章程」の全文は、先の伊藤の甲案と乙案より遙かに整備されており、後出の明治8年に作成された「統計寮職制並事務章程案」(文書番号A 2217)に殆んど採用されているところから判断すると、「大限文書目録」で、この文書の作成時期を明治4年と判定しているのは若干疑問がある。むしろ明治8年に近い時期ではないであろうか。

以上、紹介した「大限文書」のなかの資料は、つきの2つの事実を明らかにしていると思われる。第1は統計寮の構想は伊藤の発案であったが、伊藤自身は、当時の時点においては、その設置を時期尚早と考えて反対していたことである。

第2に、より重要なことは、それにもかかわらず伊藤は、統計寮の業務内容および業務機構についてアメリカでの調査にもとづいて詳細な原案を作成しており、渋沢をはじめ事務当局は、原案作成の段階では伊藤案を骨子として採用し、これに大蔵省の現実を充分とり入れて法制化しているということである。

つきの問題は、それでは統計寮設置を伊藤の反対にもかかわらず推進した人物は誰であろうかという点である。

この問題については、決定的資料を得られなかつたので推測の範囲を出ないが、当時既に統計について関心をもつていた大隈が渋沢に命じて立案させ、井上、大久保の承認をとりつけたのではなかろうか。(8)

明治4年8月19日に「大蔵省職制事務章程」と同時に発表された「統計寮職制章程」が、伊藤の作成した8月17日付の「大蔵省創立規則案」を参考にしたかどうかについては疑わしい。(9) 何れにしても完成した「統計寮職制章程」は、統計寮職制と統計寮事務章程に分れ、統計寮の職務権限および業務内容を整然と規定したものであった。

「事務章程」の冒頭に、「統計寮は全国の歳入歳費及公債証書紙幣又は諸印紙発行の員数其他戸口地方面積物質の産出海外輸出入品の多寡等一切形状を表出し覽閲に便する事を掌官する所なり」とあり、つづく規定において殆んどすべての統計を作成すべきことが列挙されている。また事実において当時の大蔵省は、わが国の重要統計の大部分を掌握していたのである。(10) 発足当時の職員数は、明治5年の「大蔵省官員表」によると、統計頭中村清行を筆頭に31人であった。従って発足当時の大蔵省統計寮は、同年12月に成立した太政官政表課を遥かにしのぐ規模と権限をもち、実質的には中央政府の中央統計局といってよいであろう。(11)

ここで統計という語をはじめて使用した大蔵省統計寮の統計観について触れておきたい。注目すべきことは、伊藤の「建議書」で「凡そ全国の財政を蒐収して之を統計し…」とあり、また「事務章程」に「都て其考課状に従ひ之を類別して一般の歳入総額を統計す」、「諸学校に属する費用を統計す」というように、統計という語が動詞形で使用されていることである。そこでは、鮫島の指適するように「事物の総額（すなわち大量）を類別合算し、かつその数量を表出するという意味に」使用されており、従って「事物を統計表の形に編製する」ということが主要な関心事となるのであって、統計表を構成する数字」については関心が払われなかつたといつてよい。(12) この統計寮の統計観に対立する立場が、杉 亨二によって代表される統計数値の獲得過程を重視する点計調査論的統計観であったといえるであろう。

明治4年9月2日、統計寮分課が定められたりあえず常務課、編輯課、書記課の3課が設けられた。また同月4日、租税寮との間に所管統計業務の分担区分を確定した。6年12月19日に、新たに分課が定められたが、この統計寮分課一覧表をみると、常計課、庶務課、金穀通計課の3課構成で、そのうち常計課は4部に分かれ、土地、人口、物産、諸官庁、鉱山、運輸、教育、会計統計を、また金穀通計課は4部に分かれ、財政、金融、地方統計を担当することとなつてゐる。7年2月には、これ迄出納寮担当の歳出入予算事務も統計寮に移管された。

明治8年11月25日に改正「大蔵省職制事務章程」が制定された。この「事務章程」の上款第5条に「政府の統計を公布する事」とあり、また下款第24条に「内外物産の統計表を製し商業の盛衰を示す事」とある。この第5条の規定は、当時、太政官政表課と中央統計局の掌握をめぐって争っていた大蔵省の姿勢を明確に表現した注目すべき規定である。

この「大蔵省職制章程」にもとづいて翌年6月30日に新たな「統計寮職制並事務章程」が制定された。この「事務章程」は、「法規分類大全」に収録されており、「総理府統計局百年史資料集成 第1巻」にも再録されているので省略し、ここでは「大隈文書」にある、この「事務章程」の草案「統計寮職制並事務章程案 明治8年」(文書

番号 A 2217)を紹介しよう。

この「草案」は、第1章 職制、第2章 事務章程に分かれ、第2章の事務章程は、先に紹介した「統計寮事務章程」(文書番号 A 2152)を殆んど全文採用して若干の修正増補を行なったものである。発表された「事務章程」は、これに字句の小修正を加えたものである。しかし、この「草案」が我々にとって資料として貴重な理由は、「事務章程草案」ではなくて、これにつけられた「統計寮処務条例並順序」以下の諸規定である。これらの諸規定と同じく「大隈文書」にある「大蔵省常計課事務章程案 明治8年」(文書番号 A 2209)、および「大蔵省通計課事務章程案 明治8年」(文書番号 A 2211)の諸文書は、当時の統計寮の業務機構を詳細に示す貴重な資料といえよう。⁽¹³⁾

2. 太政官政表課の成立過程

現在の総理府統計局の前身である政表課が太政官正院に設置されたのは、明治4年12月24日であった。同年7月の大蔵省統計寮の成立の半年後である。主任は大主記杉 亨二で、課員は発足当時僅か4名であった。⁽¹⁴⁾

杉はその後、明治18年に官職を辞する迄、終始太政官政表課の中心として活躍し、黎明期のわが国統計学および統計事業の発展のために大きな貢献を果した。

彼は、わが国における最初のドイツ社会統計学の紹介者であり祖述者であった。第2に彼は、単なる統計学の祖述者に留まらず、これを実際に応用して統計調査を実施した。明治11年から13年にかけて実施された「甲斐国現在人別調」は日本における最初の近代的静態人口調査として統計史上、画期的な事業であった。さらに杉は「辛未政表」にはじまる一連の政表を編集刊行して「帝国統計年鑑」の編集の基礎をきずいた。この間彼は大蔵省統計寮に對抗して統計行政一元化のために奮闘している。また杉の功績として逸することのできないのは、呉 文聰、横山雅男、高橋二郎、岡松 径、相原重政、等の多くの統計学者、統計行政家を養成したことである。

以上が杉の業績の大要であるが、この日本における最初の近代的統計学者の業績の全面的研究は、後の機会にゆずり、⁽¹⁵⁾ここでは、杉の統計学および太政官政表課の成立の背景である幕末明治初期における外国統計学の輸入の状況について簡単に述べておこう。⁽¹⁶⁾

わが国に紹介された最初の統計書は、オランダのプ・ア・デ・ヨングの「スタチスチーセ ターフル ファンアルレ ランデン デル アルデ」であり、「万国政表、福沢子園岡本約博卿訳」という書名で万延元年に出版されたものとされている。これは、はじめ福沢諭吉(子園は福沢の号である)が翻訳を手がけたが、その完成前に彼が万延元年の遣米使節の隨員として渡米したため、岡本が引き継ぎ、福沢が帰朝後校閲して出版したものであった。この書物は小島勝治によれば⁽¹⁷⁾福沢の「西洋事情」と同様に万国の形勢を紹介する目的で刊行されたものであって、当時相当の反響があったようである。この書物は、スタチスチーセ ターフル(オランダ語で統計表)に政表という訳語を使用した最初の翻訳書であった。⁽¹⁸⁾ついで慶應3年に加藤弘文が、フランスに帰化したドイツ人ブロック(Maurice Block)の *Die Machtstellung der europäischen Staaten* を抄訳して「西洋各国盛衰強弱一覧

表」という書名で出版している。(19)

このように西洋諸国の事情を西洋統計書の翻訳によって紹介する試みは、明治に入っても引き続き活況に行なわれた。例えばイギリスの *Statesmans Yearbook* の各年版がしばしば抄訳、刊行されている。その 1、2 の例をあげれば明治 2 年には「西洋各国錢穀出納表、小幡篤次郎」、3 年には「海外国勢便覧、内田正雄訳」という書名で出版されている。(20)

これらの翻訳書によってヨーロッパの統計表が、徐々に国民の間に浸透していったであろうことは疑いない。しかしながら、統計表がどのようにして作成され、その信頼性がどの程度であるかというような問題意識の発生は、ヨーロッパ統計学の輸入にまたなければならなかったのである。

日本人がヨーロッパの統計学に接触したのは、文久 2 年に留学生として渡欧した西 周、津田真道が翌年オランダのライデン大学教授フィッセリング (Simon Vissering) の講義をきいたときが最初である。彼の講義のひとつである *Statistiek* を西は政表学と訳していた。慶應 3 年、2 人は帰国したが、その際この講義ノートを日本にも持ち帰った。明治 7 年に翻訳、出版された「表紀提綱 一名政表学論」は、この講義ノートを津田が翻訳したものである。(21)

これより先杉は幕府の藩書調所（後に開成所と改称）教授手伝を命ぜられ、オランダの新聞等を翻訳して閑老に提供していた。そこでたまたま統計に接したことが、杉が統計学に興味をもった最初のきっかけであったが、その後オランダから帰った西、津田のもち帰った講義ノートを借りてさらに統計学を研究した。

彼のすぐれているところは統計学を単に学問として研究するに留まらず、これを広用して統計調査を実践したことである。明治 2 年の静岡藩の人別調がそれである。4 年に太政官政表課主任として出仕した杉は、その後しばしば統計調査の必要性を説いた建白書を上司に提出しているが、6 年に提出した建白書に添えた「形勢学論」は、彼が西、津田から借りたフィッセリングの講義ノートを翻訳したものであった。(22)

フィッセリングは、経済思想においてはフランスのバスチアの自由主義経済学の支持者であったが、統計学においてはドイツ状学派の統計学思想に立っていたといわれる。(23)

フィッセリングについて日本に紹介された統計学は、フランスのジョンネ (Moreau de Jonnès) の *Éléments de Statistique* …、1856（初版は 1847 年）であった。この書物は箕作麒祥によって翻訳され、「統計学」という書名で明治 7 年に発行された。この書物は、西欧の近代的学問としての statistics に統計学という訳語を採用した最初の書物であった。(24)

明治 8 年に入ると statistics に統計、あるいは統計学という訳語を使用した書物が以下のようにつぎつぎと 3 冊出版された。(25)

1. 「統計学大意 全」統計中属百田重明訳 大藏省統計寮
2. 「統計須知 全」英國ポルトル著 ニウマーチ校 望月二郎訳 深江順暢刊
3. 「百科全書 国民統計学 全」堀越愛國訳 平田宗敬校 文部省

従って明治8年には、学問としての statistics の訳語として、現在使用されている統計学という用語が定着したといってよいであろう。

ここで statistics の訳語の問題に触れておこう。明治初期に statistics の訳語が統計、統計学という用語に定着していく過程は、この時代の日本人による西欧統計学の理解の歴史の反映であるといってよい。従ってその過程を明らかにすることは、明治初期統計史の中心を占めるテーマであろう。しかし、この問題は、本書の当面の主題からやゝ外れると思われる所以詳細な考察は別の機会とする。興味ある読者は、古くは下出隼吉、岡松 径、最近では高木秀玄の諸論稿を参照されたい。ただしこの点だけは触れておこう。(26)

杉は、statistics の訳語として大蔵省が明治4年にはじめて使用した統計という用語のもつ業務統計的ニュアンスをきらって最初は政表という用語を使用していた。さらに後には政表という訳語も学問としての統計学の訳語としては不適当と考えて原語をそのままカタカナにしたスタチスチックという用語を使用し、さらに移知覚といういささかこじつけの漢字を考案して抵抗している。杉およびその門下生がスタチスチックという用語をやめて統計という用語を採用したのは遙か後の明治20年代に入ってからである。そしてこの訳語の選択の問題の背後には、先に述べたように統計に対する大蔵省に代表される当時の官庁の統計観と杉に代表される政表課の統計観の対立が底流として存在していたのである。

学問としての統計学書としては、ジョンネについてドイツのハウスホーファー (Max Haushofer) の *Lehr- und Handbuch der Statistik*, 1872. という書物が海軍の赤松副良によって明治7年か8年に日本にもたらされ、杉に渡された。杉はこの書物を愛読し、不審の箇所をお雇外国人フルベッキ (G.H.F. Verbeck) に質問している。

この書物の1881年再版は、後年(明治18年以降)杉の門人によって翻訳され、刊行はされなかったが政表課の統計業務に大いに利用された。このハウスホーファーの統計思想はフィッセリングやジョンネの統計思想を批判した新らしい立場に立ったものであった。杉はさらにエッティンゲン (Alexander von Oettingen) の *Die Moralistische Statistik und die christliche Sittenlehre. Versuch einer Sozialethik auf empirischer Grundlage*, 1868~73. 2 vols. を読んでいるが、杉の統計思想および杉の講義を通じて明治初期の統計実務家にもっとも影響を与えたのは、ハウスホーファーの書物であった。(27)

以上の簡単な紹介でも知られるように、杉の統計学はドイツ社会統計学派の理論を吸収して、統計数値の収集過程を重視する統計調査論であった。彼のこの主張は明治2年の静岡藩沼津、原の人口調査で実行に移され、「甲斐国現在人別調」で近代的統計調査として結実する。

このような立場の杉が一見自己の主張と矛盾するような「辛未政表」、「壬申政表」、「日本政表」を書き上げ統計に近い形ではあるが、一応表式統計としてつぎつぎと編纂していった理由はなぜであろうか。それは恐らく彼が、自己の理想を実現するためには、とにかく統計書編纂の実績をつみ上げることによって上司の理解を得ることが先決問題であると判断したためであろう。この点において彼はアカデミックな統計学者の面とともに現実的な行

政家としての才能をももっていたのであった。

このようにしてわが国における最初の中央統計局として成立した政表課は、その中心に杉という当時最高の統計学者を迎えたにもかかわらず、明治14年の統計院の成立にいたる迄は、絶えず所属を転じ、機構縮小の危機にさらされていたのであった。以下、この経過を簡単に跡づけておこう。(28)

明治5年10月、正院の分課が定められた際、外史中に地誌課が設けられ、政表課は政表係と縮小されて、これに所属することとなった。

明治6年5月2日の太政官職制改訂は、大蔵省の権限の縮小が狙いであったが、この時、政表係は再び政表課と改称され、内史所管の財務課の所属となった。(29)この間に「壬申政表」が完成している。

明治7年2月、正院の法制、財務の2課が左院に移管され、政表課は之に伴って左院に移った。このころ政表事務の重要性はようやく上層官僚に認識されはじめ、左院副議長伊知地正治の稟議により、3月、政表課は再び正院に移されて外史の所管となり、杉が課長となった。職員も6年の9人から7年末には一挙に26人に増員され、ほぼ大蔵省統計寮の2分の1の規模となった。8月には「政表課規程」が作成され、統計機構はようやく整備してきた。従って太政官政表課の実質的発足は、この時をもってはじまるといってよいであろう。「政表課規程」の全文は、以下のとおりである。

・政表課規程

第1条 夫れ国家法を立て政を行ふや其効蹟を察せざれば焉ぞ能く事物の利害得失及国民安寧の域に進むや否を知らんや而して其効蹟を察せんと欲せば全国の事実計数を総括する処の政表に依らざるべからず今や万機政務中諸省所管の事務は諸省之を部理すと雖ども各其権限ありて他の所管に及ぼすを得ず故に全国の事実計数を総括するものは独り正院ノ権限義務とす是れ本課の設けある所以なり

第2条 政表は諸省使府県等より録上する所の諸件を統括し全国の形勢を表章するものにして即ち国土氣候地質產物境界行政権利義務財政租税防禦戸口年齢開化の度財量の源物品の計算及び諸産業農業工作手芸交易航海等一切の事実計数を分合比較して其得失を鑒照し以て其形状を知り施政の実際要領を得るに於て一大緊要とするもの也

第3条 表記すべき科目は其要旨を内閣に稟し主任の庁に達して之を録上せしむ可し仮令ば戸口反別は内務省に達し歳入歳出は大蔵省に達する類の如し

第4条 各庁より録上する文書中疑似の条件あれば主任の官員を召致し或は本課官員其庁に至り審問熟議して之を定め分毫も臆測を用ふ可らず

第5条 計数は總て各庁の正算上申する者と雖ども尙本課に於て再三之を検算するを要す

第6条 事実已に詳明にして計数確実なれば部類を分ち其利害得失を審判して之を表記すべし而表記の体裁は縦横 跡密予め一定し難し宜く数目の多寡繁簡に従ひ斟酌商量するを要す

第7条 表記の法參互整理して其全体を收め又事類を区分して之を詳明にするを要す例へば人口を表するには人民の変遷男女生死年齢配偶生國職業宗旨等を区分し各事を審判するの類なり

第8条 表記の事物によりて区分を為すこと左の如し

領地の部

- 其1 國土の位置方里周回境界及び地形山谷平地河川湖海浜岸港津溝渠等
- 其2 気候寒暖天氣湿氣流行風時風等
- 其3 地質の模様及自然の富即礦動植の產物又土地の肥瘠及畠植の土性

建国の部

- 其1 国政上の境界及び内地の區別府県国郡邑村町大小区
- 其2 藩屬地
- 其3 外國との交際即ち條約公使領事其外官員
- 其4 国典政体立法行政刑政及び府県等の行政
- 其5 華士族と平民等の権利相関係する所の事及び華士族平民等の権利并義務
- 其6 歳入歳出國債国有地及び邦國の特權貨幣鑄造関税郵便專操売買
- 其7 全国及び府県等の租税及び其種類又収納額并租税を課出する人民の區別
- 其8 陸軍海軍
- 其9 巡査の制罪人の逮捕及び犯人の処断囚獄舎等

人民の部

- 其1 人員の計算を為すには定規に従て計民法を施行し之を確定し男女年齢婚姻せし者未だ婚姻せざる者及び労心職業労力職業の區別家族人員及び家数又各國各郡各村各町の人員區別
- 其2 生るゝ者（公縁私縁）の別死せる者及婚姻離縁者の年齢區別等并国内の某地より某地に往来移住する者
- 其3 年齢中数及び高年民病医治の救済又氣候土地風俗慣習食養職業貧富の以て人身健康に關係する者
- 其4 国民の性質及び品行の美惡犯罪者の種類所業及び員数又教育学校学科
- 其5 国民財量の計算不動産及び動産の価額私有物又財本の価格利子の等差歳入金額身分及職分に因り財産を区分する事
- 其6 貧民及び之を防ぐの方法
- 其7 歳収の食糧外國より輸入する所需物品又は衣食住所用の物価及び其価値と工錢の比較
- 其8 産業の総括内國産業の種類并地方に属する産業或は一区に限る産業
- 其9 矿業漁業獵業製塩材木等
- 其10 畑作牧畜樹芸開墾及び植物歳収の額耕種の方法反別丁数又は地主と借地人との比較
- 其11 大製作所の種類及び員数造化力の運用（汽風水）工人の員数其歳出の品額
- 其12 手芸工匠及工師の種類又工事に関する人員
- 其13 外國との交易所関の諸事外國との交易輸入輸出内國の交易及大市場売買の事外國航海内國の船舶外國の船

舶各港船舶の出入内地の航海商船隊船数及び其種数と大小船の区別人員数難船破船等

其14 各種銀行信紙大商会及び其交通の方法鉄道及び他の道路郵便電信及び其所用の諸事

第9条 区分を立る事右の如しと雖ども即今全国事物計査の事其法未だ備はらざる者多きを以て姑く別冊取調科目に拠て蒐輯し務めて実際を表示するを要す

第10条 事物の多寡緩急を商量し毎年或は毎何月に表記を製し既に成れば則之を内閣に呈して覧観に供し許可を経て上木頒布し偏く海内人民に告示すべし

この「規定」は第1条で「全国の事実計数を総括するものは独り正院の権限業務とす是れ本課の設けある所故なり」といって政表課が統計の中央機関であることを宣言している。他方「全国の事実計数を総括する処の政表」の作成については、第2条に「政表は諸省使府県等より録上する所の諸件を統括し全国の形勢を表章するものにして」とあり、第3条に「表記すべき科目は其要旨を内閣に稟し主任の庁に達して之を録上せしむ可し」とあるように、政表の資料はすべて各省庁の申達した統計表にもとづくものであった。統計調査に関する規定は、僅かに第8条の統計区分のうちの人民の部の其1に「人員の計算を為すには定規に従て計民法を施行し之を確定し…」とあるに過ぎない。

この間に民費調査が4月から開始され、また6月に「明治六年海外貿易表」が完成している。また12月には、先の「政表課規定」の第9条に「別冊取調科目」とあった調査項目も完成し、これによって各院省使府県に対して政表編製のため材料を差出すよう通達を出している。

この間、7年から9年にかけて大蔵省統計寮との間に中央統計機関一元化をめぐって権限争いがあったが、9年12月に入ってこの問題は、全国統計事務は太政官政表課の専管ということで結着がついた。この問題については次節に詳論した。

明治8年4月14日の太政官の改革で左院、右院が廃止されて、正院のみ残された。正院の「職制章程」は改訂されたが、政表課は引き続き外史所管であった。

同年9月22日に太政官の機構改革が行なわれ、法制、修史2局を残すほか、内史、外史の本課をはじめ、諸課局すべて廃止された。それに伴って史官分科が定められ、本局の他、第一より第四科迄設けられた。同月27日、第二科の財務に関する事務を専管するため第五科が設けられ、政表掛は第五科の専管となった。(30)

政表課は、このように8年に入ても依然として不安定な地位にあったが、その間にあって、3月に最初の「日本府県民費表」を、また11月に最初の「日本政表」を刊行している。

杉の理想とする統計調査の実施の機会はなお先にゆずらなければならなかつたが、政表作成が、杉の教育によって成長した課員の努力によってようやく軌道にのつてきたといえるであろう。

明治9年は、特記すべき事件がいくつか起つた年であった。第1に、この年の6月20日に第五科政表掛主催で政表編製に関する問題点を討議するため、政表掛が各省の統計担当官を召集して政表会議を開催していることである。この会議は翌10年迄に17回開いて中止された。(31)

第2は、同年4月にハンガリーのブダペストで開催された第9回万国統計会議に先に述べたフランスの統計学者ブロックが、わが国の代理委員として出席したことである。これはわが国の統計事業が本格的に世界の統計事業と接触した最初の機会であった。

第3は、同年2月に杉が、わが国における最初の民間統計研究団体である表紀学社を創立して統計思想の普及発達にのり出したことである。

明治10年1月18日、正院の称が廃止され、これに伴って機構改革があった。太政官中の修史局が廃止されて、調査局がおかれ、政表掛は同局に所属することになった。(32)

明治11年から13年にかけて特筆すべきことは、杉の念願であった人口調査が、山梨県の12年12月31日現在の人口を対象として政表課の総力をあげて実施されたことである。

明治12年12月、杉は再び建議を提出して、「…元来政表の区域広遠にして内外の関係頗る重く實に大業たり願くば更に政表局を置き長官を參議兼任と定められんことを…」と意見具申したが、上司より近く機構改革が実施される予定であるからという理由で却下されている。ここにいう機構改革とは、翌13年3月の六部制実施のことであろうか。この点は判然としない。

明治13年3月3日、太政官の機構改革によって六部制が実施されるとともに政表掛は会計部に所属し統計課と改称された。(33)

3. 中央統計行政の一元化をめぐる権限争い

明治7年から9年にかけておきた中央政府統計行政機構の一元化をめぐる権力争いの経過を理解するためには、当時の中央政府内部の政治権力の状況を把握しておかなければならない。この権力争いの開始された明治7年は、先の各章で述べたように、大久保利通内務卿を中心とした「有司専制」政権の完成した年である。大隈重信は、大蔵卿として大久保の殖産興業政策を担当した同省の実権を掌握し、さらに8年には大久保を総裁として発足した地租改正事務局の御用掛をも兼任して、工部卿伊藤とともに大久保陣営の最右翼の権力者であった。

このような政治権力の状況を反映して大蔵省統計寮は、発足以来中央政府各省庁の統計行政をリードしてきたのであって、その規模も太政官政表課より遥かに大きかったのである。明治7年の職員数を比較すると、統計寮は60人であって政表課の26人に対して2倍強の職員を有していた。(34)

さらに6年12月の「統計寮分課一覧表」と7年7月の「政表課規定」を比較すると両機関の統計業務が完全に重複していることは明らかである。6年11月の内務省の設立によって殖産興業関係業務と戸籍業務を移管した後に作成された上記の「分課一覧表」は、中枢官省としての地位は内務省にゆずったが、統計業務については統計寮が政府の中央統計局であるべきであるという大蔵省の姿勢の現われであり、そのことは先に述べたように、行政一元化をめぐる権限争いの最中に発表された8年11月の「大蔵省職制事務章程」の上款第5条に「政府の統計を公布する事」とあることによっても明らかである。

従って統計寮と、7年7月の「政表課規定」によって政府の中央統計局であることを宣言した政表課との間に中央統計機構の一元化をめぐって権限争いのおきることは時間の問題であったといえよう。

この問題に最初に口火をきいたのは大蔵省統計寮であった。(35)

明治7年7月3日、統計寮は、つぎのような上申書を提出して全国統計表の作成に関して太政官の裁下を願った。「統計寮事務章程に基き歳入出の贏縮国力の盛衰民有財産の多寡に至るまで委詳表出し廟謨の参考に供せんとするも…然れども各省に交渉の事件の如き照会往復するも到底暗中模索に涉り明晰精確ならざるを恐る因て式に準拠し於各庁調理し報告書を作り期を追ふて当省に送付せしめられんことを請ふ」。

この大蔵省の上申について下問を受けた政表課は、翌8月9日付の上申書によってつぎのような趣旨の意見を述べた。大蔵省の政表の内容と政表課作成の政表の内容が重複するために事務が錯雜し障礙が少くない。「元来政表の事は専ら学業に關涉し歐米各国に於ては各一大院を設け全く独立の業務に歸し總て学士担当の任」である。従って「自今更に統計寮中統計学を修むるものを本課に合併し彼此の事務を担当し順序を定めば一層の便益を得規模益々整備するに至らん謹んで高裁を請ふ」。また同日、政表課兼任五等議官安川繁成は、つぎのような建議を発表して大蔵省統計寮の吸收合併を主張した。

「…曩に統計寮の大蔵省中に置かれしも今日已に内務省の在るあり同省に附せられて可ならんか否然らず本邦の制太政官に於て庶政を統理せらるるを以て統計の事務は宜しく太政府に属すべきなり…今回幸に大蔵省上請あるを以て統計寮と政表課とを併せ以て太政官中の一寮と為し事務重複の弊なからしめんことを仰望す」。

この8月9日の政表課の上申書に対して太政官の決裁のないまま10月に入り、大蔵省は同月14日、再びつぎの上申書を提出して7月3日の上申の決裁を願った。「統計寮事務章程に基き諸計表調整のこと既に具廻せるが如し爾來普及の順序を追ひ節次編纂し事物の変換国力の盛衰等總て年表の体裁を以て整理せんとす而して荏苒歳月を累ね為めに事務稽延し以て其期を失ふに至ては益困難を生じ将来廟謨の参考に供し難しと焦慮に堪へず仍て前議速に批允あらんことを請う」。(36)

政表課はこれに対して同日、稟議をおこして大蔵省統計寮を政表課に併合するという「前議若し即今行はれ難しとすれば宜しく事務章程中抵触の事項を改洗し、権限を確定せらんことを請ふ」と上申したが、この件についても決裁が得られないまま12月に入った。

12月20日、太政官より各院省使府県へ6年7年の政表編成のため、別紙箇所のとおり、調査科目を差出すよう通達があった。「統計院沿革」は、これについて「一二月に至り各庁に令し毎歳政表を編製するを以て科目調査の事は具さに政表課に協議すべき旨を告ぐ是に至りて権限自ら定まる」と述べている。つまり政表に関する権限争いについてはこの太政官の通達によって事実上解決したという解釈である。しかし太政官、大蔵省の統計行政一元化をめぐる争いは、上記の通達によって解決されたわけではなかった。

8年9月22日に太政官の機構改革が行なわれたが、この機会をとらえて杉は再びつぎのように上言した。

「去七年八月大蔵省統計表調整の上請に就き審案して統計の事務本課に合併せられんことを陳述せり爾後何の命

を得ず…凡そ「スタチスチック」の事務は土地人民国政民力等其事項頗る広博に涉れり豈省寮権限の能く輯収する所ならんや必ずや正院に於て調査せらるるを以て至当とせん因て去八月具稟する所の鄙見を酌量し及去年来本課と統計寮の実効費用を比照効勘せられ該寮を本課に合併せば重複の弊を絶ち各庁報上の労費を省かん是一举両得なり…且内務省戸籍寮中戸籍調査に至ては猶本課事務の一部分にして其方法を異にすべからざる者なり然るに同寮上申の諸表を勘査するに往々本課調査の方法に適せずして要領を欠くこと尠からず…聊以て愚見を上陳す但統計戸籍二寮を本課に合併せば課員少しく加ふるに従ひ費用も亦増すが如しと雖も三司分立の費額に比すれば多少減却するは言を唆ざるなり…」。

以上のように、杉の趣旨は、大蔵省統計寮、内務省戸籍寮を政表課に併合して政表課を拡大、昇格するというものであった。しかしこの杉の建議も採択されず、同月27日に政表課は第五科政表係に縮少されたのである。

この時点での太政官は、強大な権限を背景にした大蔵省統計寮の強引な提案と、これに反対する政表課の主張との間に立っていわば板ばさみの状態におかれ、裁定を延引せざるを得なかったのであろう。この膠着状態を打開したのは、内政の中枢官省として中央政府内にトップの地位を占め、殖産興業関係統計を掌握して統計業務においても発言力を急速に強化してきた内務省であった。

明治9年3月28日、内務省から、各省が同一の調査内容を連絡なく府県に要求するために府県は多大な迷惑をこうむっているので今後調査を依頼する際は、内容に応じてその主務の省へ照会して調査を計られたいという伺が出され、この件が採択されて、4月21日附の太政官達第40号を以て「従来各省より府県へ直達明細調査を要求せしものの内主務の省に於て既に調査行届居候分も不少且府県に於ては各庁臨時の求めに応じ事務煩重の憂有之趣に付以来右様の節は其主務の省へ照会し相互に調査候様可致此旨相達候事」と達せられた。

ついで同年11月22日、内務省は、つぎの建議書を上呈した。

「民部大蔵両省合併の時より大蔵省中に統計寮あり其掌理する所政表と異名同実にして各庁に要求する条件は全く同事異様に出で其重複冗勝て云ふべからず之に因て大蔵省事務章程を改め一方の主務に専属せしめんことを請ふ…」。

この建議が法制局において審議された結果、裁決されて12月19日の太政官達第116号によって明治8年11月25日に改正された「大蔵省事務章程」のうち、統計事務の項がつぎのとおり改められた。

上款第5条の「政府の統計を公布する事」が「政府金穀の統計を公布する事」と改正され、また下款第24条の「内外物産の統計表を製し貿易の盛衰を示す事」とあったのが、「税関輸出入の統計表を製し貿易の盛衰を示す事」と改正された。

このようにして当時強大な権限をもっていた内務省の圧力によって、「政府の統計」事務は政表課に集中され、内務省は物産統計、大蔵省は財政・貿易統計を専管することとなり、政表課が政府の中央統計機関であることが法制上確定した。明治4年以來の中央統計行政の一元化をめぐる権限争いは、ここに終止符がうたれることになったのである。(37)

ただし、ここで注意しなければならないのは、政府統計の中央機関としての政表課の地位は、この太政官の裁定によって確立したが、その実態は依然として甚はだ弱体であって、各省の統計調査の重複を調整する実力をもっていなかったということである。従ってその後も依然として各省から発せられる統計調査命令の重複のため、地方の下部統計調査機関は悩まされたのであって、この辺の実状は第2章に述べたとおりである。

4. 太政官統計院の成立過程

明治14年4月、参議大隈重信は、「統計院設置の件」について建議書を提出した。その大要は、以下のようである。

「現在の国勢を詳明せざれば政府則ち施政の便を失ふ過去施政の結果を鑑照せざれば政府其政策の利弊を知るに由なし故に現在の国勢を詳明し過去施政の結果を鑑照するは是れ政府に在て欠くべからざるの務なり而て今日全国耕地荒地の幅員如何各地の土質地味如何…其他現在の国勢を一目に明瞭ならしむる者は統計に若くは莫し…」。しかしながら現在の会計部統計課のような小規模の統計機構では、わが国の国勢の一少部分の、しかも3、4年前の統計表の作成がやっとであって国勢全体の統計表を得ることができず、これでは政府の施政上の参考にできない。また、これを主務官庁に要求しても、そこでは統計業務を不急の事業とみなしているため、咄嗟の役にはたたない。従って「今六部の外に於て別に一院を設け銳意統計の業に従事せしめ別紙の如く其職制章程を定て其規模を大にし且つ内閣重官を以て其首長を兼務せしめられんことを斯の如くんば完全なる統計総表の製出を望むべく政府始めて現在の国勢を容易に鑑照するの便を得て又過去施政の結果に就き政策の利弊を発見するの端緒を得べきなり…」(38)

この建議に別紙として統計院職制章程と統計院定額概算がついている。

大隈の提出した統計院職制章程の原案である「統計条例草案」を作成した人物は、当時大蔵省のお雇外国人であったドイツ人、マエットであった。(39)

彼は当時のプロシアの統計組織法を模範とし、エンゲル(E. Engel)の著作を参考にして「草案」を作成した。(40)

この大隈の「統計院設置の件」についての建議書にもとづいて、明治14年5月30日、従来の会計部統計課が廃止されて太政官中に統計院が設置され、院長は大隈自らが兼任した。同日「職制並事務章程」、および「処務順序」が定められた。「事務章程」の全文は以下のとおりである。

統計院事務章程

- 第1条 政治上其他諸般の事物に関する統計表を編製公布する事
- 第2条 統計表に拠て政治上其他諸般事物の結果を証明する事
- 第3条 統計表の様式を定むる事
- 第4条 統計表を編製するの材料を各官庁其他より徵集する事
- 第5条 各官庁其他より徵集する報告書の様式を定むる事
- 第6条 報告書及び統計の材料を徵集するの期限を定むる事

第7条 統計に関する新古の書類を集めて之を保管する事

第8条 各官庁に於て編製する統計の区域を定め其統計表若くは統計に関する書類の様式を改良せしむる事
また「処務順序」によれば、分課は下記の9課である。

第一課 土地 東京 北海道 第二課 人口調査 宗教 慈恵 第三課 政治 財政 軍政 第四課 司法
警察 教育 第五課 農業 工業 第六課 商業 通運 第七課 保険 衛生 第八課 編纂及び検算 第
九課 庶務及び出納

以上の統計院設立の経過をなにげなくみると、杉 亨二が12年12月に建議書を提出して要望した政表局の設置が大隈によってとりあげられ、杉の永年の希望が実現したかのようにみえる。しかし、少したちいって同院設立迄の経過と発足の際の人事を検討してみると、大隈が統計院を設立した目的は、杉の要望を実現することではなかったようである。

大隈が統計院を設立した功績は客観的にみて否定することはできないが、大隈の主観的意図は、杉の期待に反して別のところにあって、統計院は、大隈の抱いた目的実現のための手段として設立されたのであった。(41) では大隈が統計院に期待したものは何であったろうか。つぎにこの点を検討してみよう。

第1に大隈は設立準備の段階で大蔵省のマエットに「統計条例草案」の作成を依頼していたが、その際、甲斐国現在人別調査の集計票の整理に全力をあげていた杉の部下である寺田勇吉、相原重政をマエットの協力者として大蔵省へ出勤を命じている。さらに岡松 径に出張を命じ、杉が世良太一を通じて主事に陳弁してようやく取消されたといいきさつがある。(42) これをみれば、大隈が杉の念願としていた統計調査を実施するための官庁としての統計院の設立に関心がなかったことは、この段階ですでに明らかであろう。

つぎに新設された統計院の人事をみてみよう。(43) 先ず 6月21日に先年3月に会計部へ就任した権大書記官兼二等検査官矢野文雄（龍溪）が、院長につぐ要職である幹事に抜擢されている。矢野は14年3月に大隈が提出した憲法意見の起草者であり、大隈の第1の参謀といわれていた。(44) 同日、前年矢野の推薦によって会計部へ就任した牛場卓蔵も少書記官に昇進した。

6月28、29日に各課の課長が任命された。第一課と第八課長は矢野文雄、第二課長は杉、第三課と第九課は牛場が任命され、それ以外の課は第四課の仮課長の相原をはじめ、すべて仮課長であった。7月18日、矢野の推薦によって民間から犬養 毅、尾崎行雄が権少書記官として就任している。(45)

このようにして杉は、矢野の下位の大書記官に甘んじ、杉とともに永年政表課において統計行政に努力をしてきた相原、世良、等の政表課生え抜きのベテランも仮課長昇進がせいぜいで犬養、尾崎の下位におかれることとなつた。

統計院の設立準備過程で無視された杉は、人事選考過程でも完全に無視されたのである。この人事に杉とその部下が非常な不満をもつたことは当然であろう。しかし杉はこれに対して当時は多くを語らず第二課長として甲斐国現在人別調の完成に全力をあげた。当時の杉の心境は、後年の「政表課は統計院と改称あり、新聞記

者数名が俄に統計院に拝名して書記官と為り、又独逸人某も出仕して院務に預った趣で、政表止みて統計年鑑が出る事となった。」(46) という自叙伝中の短いが痛烈な叙述に僅かにうかがい知ることができるのみである。(47)

それでは、大隈は何故このような人事を行なったのであろうか。

このことを明らかにするためには、統計院設立の時期における大隈のおかれた政治的地位を考えてみる必要がある。明治13年から14年にかけての政治情勢は、西南戦争によって拍車をかけたインフレーションの進行が国内経済を危機的状況に追いつみ、政府の失政を弾劾する民権派の国会開設運動が全国的に昂揚した時期であった。

この危機に直面した中央政府は、財政整備の具体策を立案して国家財政の建て直しを図る一方、国会開設を予定して憲法制定にとり組まなければならなかった。このふたつの政策の立案をめぐって伊藤と大隈は急速に対立を深めることとなったのである。この中央政府の2大巨頭の対立はすでに、13年2月の参議と省卿の分離によって表面化している。これによって大蔵卿の地位を去った大隈は、同郷の後輩である佐野常民を大蔵卿に残すことによって一応同省を自己の支配下におくことに成功し、さらに3月の六部制の実施によって会計部主任となり、制度上も政府財政の首位をしめることとなったが、会計部には伊藤と寺島宗則も就任して、大隈を牽制したのである。このような情勢のなかで同年5月、大隈の提出した財政整理についての建議は伊藤、松方の反対によって廃案となり、伊藤と大隈の妥協によって9月に新整理案「財政改革の議」が辛うじて成立した。また11月に農商務省設置の建議も提案され、同省が翌14年4月に発足する。

このようにして財政経済政策において辛うじて妥協することのできた伊藤と大隈が決定的に対立するにいたった原因は憲法問題であった。14年1月の熱海会談によって、伊藤、大隈、井上(馨)との間に国会開設の具体案の大綱について意見の一一致をみた直後の3月に、大隈は突如として憲法草案を伊藤の事前の了解を得ずに提出した。伊藤がこれを岩倉からみせられたのは3ヶ月後の6月であり、その急進的内容に伊藤は激怒した。伊藤を中心とする薩長派の大隈排撃の動きは、これを機会に急速にたかまつてくる。(48)

統計院設立の建議が大隈によって提出されたのは、憲法問題をめぐる大隈と伊藤の対立が決定的となる3月と6月の中間の時点の4月であった。大隈が統計院を設立した目的は、来るべき国会開設に備えて政務上の調査の権限を、統計院を掌握することによって独占するためであったのである。これが、統計院成立の際に矢野の推薦によって福沢派の優秀な人材であった的場、犬養、尾崎を抜擢した理由であった。この当時の事情を、後年になって尾崎が統計院書記官として就任した時代を語った「自叙伝」のなかのつぎの記述によって明らかにしてみよう。

「統計院と云へば、只統計を調べるだけの役所のやうに聞えるが、矢野君の話では、統計事務を執る丈けなら、局で沢山だが、時勢の進運に促されて、内閣にも国会開設論が起り、大隈参議などは、明治十六年を期して国会を開く希望で既にその準備に着手した。国会が開かれれば、国務の説明をさせる政府委員が、多数必要であるから、今の内に民間の人材を抜擢して政府に入れ、二年間政務の練習をさせることになった。それには、政府万般の事を調べねばならないので、院と為し、各省から材料の蒐集に便ならしめることにしたのださうだ。猪出勤して見ると成程、矢野君の話の通りで、お前達は将来一今日の言葉で云へば一政府委員になって国会に臨むのであるから、

其積りで研究しろ、統計其物の為めには、力を尽さぬでも宜しい。國務全體の調査に力を注げと云ふやうな訓令があった。」(49)

この尾崎の記述は、大隈の統計院設立の目的がどこにあったかをおのづから明らかにしている。ここでわれわれは、統計院設置建議の前月の3月に大隈が太政官に会計検査院を設立したことに注目しなければならない。先に述べたように、この会計検査院が、歳入出予算の審査権をもつことによって、大隈の会計部が大蔵省を完全に掌握することができたのである。

以上の統計院設立前後の政治情勢の検討によって、大隈が会計検査院と統計院を掌握して伊藤を中心とする薩長派に対抗して中央政府内における自己の地位の確保を図ろうとした事情を明らかにすることができた。(50)

統計院の設立が、太政官内部で殆んど孤立の状況に追いつめられた大隈により、政治的色彩の濃厚な動機によって設立されたものであるならば、明治14年の政変によって大隈が追放されるとともに統計院がたちまち機構縮小の運命に遭ったのは当然であろう。

このことは、10月の六部制廃止、参議省卿復帰を機会に、翌15年1月、会計検査院の歳計審査権を固有の意味の決算にのみ限ることとなり、予算審査権が再び大蔵省に戻ったことと対応する。

大隈の追放とともに矢野、牛場、尾崎、犬養等の大隈派の官僚が10月、一斉に退陣した。これに伴って牛場を編集主任としてはじめられた統計年鑑の編集は一時中止されたが、11月に入って検査官安川繁成が統計院幹事兼任となり、安川の下で再び統計年鑑編集作業が開始された。第1回「統計年鑑」が完成したのは、翌16年6月16日である。15年2月16日統計院の機構は縮小され、つぎの5課構成となった。

第一課 土地 土地行政上の区分 住地 人民の所静 人民の所動 所有地 建物

第二課 農事 森林及び鳥獣獵 漁事及び製塩 採鉱及び製鉱 工事 築造 貨幣及び度量衡 商事 交通
銀行及び其他金融上の事 保険 殖産及び消費 職工の種類、物価及び貨銀

第三課 社会自助 教育 衛生 法教 教育学術及び技芸 警察囚獄及び懲役場 陸軍及び海軍 財政 政体
翻訳課

庶務課

4月21日、陸軍中将鳥尾小弥太が専任の院長に任命された。同月、新たに第四課が設置され、財政貨幣政体等の統計の専管となった。しかし6月に入って再び、機構改革があり、翻訳課が廃止されて、4課となり、担当に若干の入れ替えがあった。

当時、杉は統計学校を設立して後進を養成しようと計画、5月に鳥尾院長を通じて統計学教授所設立の案を提出した。之はマエットの5年の原案を3年に縮め、夜間教えるというプランであったが予算がないという理由で却下された。しかし杉の熱意は院長鳥尾、幹事安川を動かし、民間の機関として翌明治16年9月8日共立統計学校が開校された。

5月5日に統計院は各省における各局長および統計主務の奏任官をメンバーとした統計会議を設け、統計調査の

方法の統一を計りたい旨の建議をおこし、これが採用されて、6月24日、太政官達第39号をもって各省につぎのようないふだがなされた。

「統計は政治上其他諸般事物の結果を証明する重要な事件なるに因り材料の調査正確ならざるべからず就ては各省に於て統計院へ協議を遂げ各其主管の事務に付統計の方法相立審議候様致すべし此旨相達候事」

翌16年3月12日にこの通達にもとづいて統計院に統計委員会が設置され、「統計委員会〔組織〕及規則」が定められた。この統計委員会は同規則の第2条に「委員は統計調査の箇条区域期限方法等及統計材料の様式に就き院長に対して意見を述べ会議に列して討論商議するを以て其責任とす」とあるように、明治9年の政表掛会議の中絶後、はじめて行政各部門における統計調査の統一を促進するために統計院に設置された委員会であって、大正9年に設立された内閣総理大臣直属の「中央統計委員会」の前身である。第1回の統計委員会が召集されたのは18年3月30日であった。

以上のように統計院における統計業務は、この期間においてはもっぱら統計年鑑の編集およびこれに伴う各省統計様式の整備に努力が集中された。その成果が16年に刊行された第1回の「統計年鑑」である。杉は、この時点においては、甲斐国現在人別調の完成に没頭し、「統計年鑑」の編集の直接の責任者ではなかったが、明治6年の「壬申政表」刊行以来、上司の無理解によく堪えて「年鑑」完成の基礎をきづいた功績は不滅であろう。

明治15年10月、杉が心血を注いだ「甲斐国現在人別調」が遂に刊行された。15年はまた内務省、農商務省、工部省、海軍省という国内行政の中核をしめる有力官省にはじめて統計課が設置されて省内統計行政の一元化が完成した年でもある。従って統計史の上でこの明治15年をひとつの画期とすることができる。(51)

明治16年4月9日新しく統計院職制及び事務章程の変更があったが、この時は少し規定がくわしくなっただけで大綱に変更はないので省略する。

17年2月から8月にかけて各省の統計材料様式が完成した。これは明治17年分(会計年度のはあいは明治16年度)の統計年鑑のためであり、統計表名、調査期限、進達年月、および統計様式を定めたものである。これによって統計年鑑の体裁はほぼ完全なものに近づくことになった。

この年から地方統計調査事務の視察が行なわれ、17年3月30日権少書記官世良太一が静岡から関西へ出張して6月23日帰京し、また18年の5月1日幹事安川繁成が九州に出張した。

また外国統計事業との連絡も17年から漸く活発になった。これより以前から海外各国統計局と統計年鑑の交換は散発的に行なわれていたが、17年12月にいたって本格的な統計書の交換が開始され、12月25日に外務省に托して海外15ヶ国の統計局へ「第三年鑑」を送付している。これと交換に外国統計年鑑も統計院へ送られてくるようになった。また外国統計事情の視察については10月30日院長鳥尾が外国出張をしている。

明治17年10月20日に山梨県甲斐国の西八代郡と都留郡の2郡の人員運動(人口動態)調査のサンプルサーベーが実施された。11月には「第4統計年鑑」が完成した。12月28日、太政官制が廃止されて内閣制が設けられた。之に伴って同日統計院は廃止され、内閣中に統計局が誕生した。初代統計局長は石橋重朝、次長は世良太一であり、

発足当時の職員は71人であった。杉 亨二はこの機会に永年の統計行政官職を辞した。杉は、恐らく明治14年の統計院成立の時点において大隈に失望して辞意を固めていたのではないだろうか。ただ杉には、甲斐国現在人別調の完成という大きな仕事が残っていた。15年にこれを完成した後の杉は、適当な辞職の機会を待っていただけではなかったろうか。

とにかく、中央統計機関は統計局の設立と杉の辞職によって太政官時代を終り、つぎの内閣時代を迎えることになったのである。

注

- (1) 「大蔵省沿革史」（参考文献、31）所収。
- (2) 鮫島龍行：参考文献36 p.11。
- (3) 伊藤の大蔵造幣寮出張中、大久保が伊達宗城に代って大蔵卿となり、大隈がその下の大蔵大輔となった。この人事に憤慨した伊藤は、大蔵少輔から民部少輔へ左遷された井上へ手紙を送って大隈の功績をたたえ、大蔵省機構改革が実現の見込がなければ、むしろ造幣寮へ転じたいといっている。当時の伊藤は、大久保と対立し、大隈に兄事していたのであった。この間の事情については、「伊藤博文伝 上巻」（参考文献、42）p.545～590、および「大隈侯八十五年史」（参考文献、30）p.421～423を参照されたい。
- (4) 「渋沢栄一伝記資料 第3巻」（参考文献、39）には、渋沢の大蔵省機構改革草案作成の経緯が、関係資料とともに収められている。p.224～233。
- (5) 伊藤の抗議文のうち、統計寮の関係している箇所を掲げておこう。「本日東京の官報を領収す。報中に我大蔵省の創立に關係するの条あり。其条頗る僕が所見に異なるを以て、驚歎せざるを得ず、又之を辯駁せざるを得ず。去月27日の公布に曰、大蔵省中監督司を廃す、又曰く、に統計司を置くとなり。統計とは「スタッチスチック」の事にて其専務として司る所は、人員の増減、全国の貧富、商売の盛衰、物産の多寡等を算し、既往を推して将来を知り、自國を計りて外国を較するの職なり。故に全国の損益を以て論ずれば、統計司は一日も欠くべからざる職なれども、今我国の景況を以て見るに、実際に於て必須の急務とするに非ず。况んや統計の職は、中外の理財に通曉し真理に熟達せる学者にあらざれば之を統管するを得ず。諸君の所見にては、仮令此統計を緊要なりとするとも、誰を以て統計の長官に補せんとする乎。實に其人を得たりや否、僕の解せざるの第一条なり。」（「伊藤博文伝 上巻」参考文献、42. p.576～578.）
- (6) この手紙の冒頭に「明治四年八月十六日 於大阪造幣寮 今便に托付して大蔵省創立規則案を送る、此案は僕発程前に草せし概略案を増補改正せしものなり、井上君より書送ありし如く此立案を採用ありて、分局分課すべき事に治定の趣なれば至極可賀の事なり。」とある。また「創立規則案中目下其寮を開くに及ばざるあり 統計寮 其課を実務に施し難きあり……」といって統計寮の開設に、この手紙でも反対している。「渋沢栄一伝記資料 第3巻」（参考文献、39）p.224～225。
- (7) 8月2日、伊藤が大阪から大隈、井上、渋沢の3人に送った手紙のなかで「六月下旬僕上坂の前に臨み、大蔵省創立の概略を草案し、之を諸君に謀りたり。此案は固より大略の体要を掲載したる而已なれば、其整頓全備の如きは、猶詳細の取調を経るに非ざれば、之を悉すこと能はず」、「僕上坂以来造幣寮の事務を管するの間、兼て諸君に謀りし如く、大蔵省中にて用ふべき簿冊類を製し、既に影刻に附したるもあり。其取調方は諸君も協議ありし創立規則の概略を標本とせり。」（「伊藤博文伝 上巻」参考文献、42. p.576～577）といっている。この手紙にある「大蔵省創立の概略」、「創立規則

の概略」という表現と、「大蔵省創立概略」という表題とは非常に似ている。この事実と「大蔵省創立概略」の右肩に甲と朱書があり、先に述べた「大蔵省創立規則案」の右肩に乙と朱書があることとを併せ考えると、両者は何れも伊藤の原案であり、大蔵省事務当局が最初の原案を甲、大阪から送った8月の原案を乙と朱書したものと推定される。ただし、この「A 2151」の写本が、伊藤のいう「大蔵省創立概略」と全く同一内容のものであるか、またはそれに後から手を入れたものかを確かめることはできなかった。

- (8) この推測を裏づける資料のひとつとして大隈が後年、統計協会で行なった演説をあげておこう。この演説は、大隈が自身の関係した統計行政を回顧し、さらに最近の統計について批判したものであるが、はじめの所につきのような文章がある。「三年か二年半に一遍宛の不足を補ふ為に暦が改正されゝば此弊が除かれるといふもので暦が改められてから今度は米では困ると云ふので地租改正をして金を取るといふ丁度夫に先立って唯々空に論じてはいかない皆何でも一つの証拠が無くてはならぬといふから段々やって見るとどうも歐米には統計といふ一つの組立がある、「スタチスチック」といふことは其時に初めて知った、其「スタチスチック」といふのはどう云ふ意味であるかナカナカ幾らも字引なんぞを引かなければならぬ今日は誰でもどんな無学な人でも「スタチスチック」位は知つて居りますが其時代はさう云ふ幼稚な時代であります夫で「スタチスチック」をやって見ると御承知の通り垂米利加では大蔵省が之をやって居る、大蔵省の中に大きな「ピューロー」があってそこで統計をやって居る是は至極面白い、会計で直ちにやるといふことで夫から大蔵省の統計寮といふものが出来た、所が統計の形式はどう云ふ上合にすれば宜いか、どういふ上合にして此統計の材料を集めれば宜いかといふ事に付てとうとう唯々少し聞きかぢったものと其組織の極く簡単なる書いたものと夫から一二の垂米利加入なんぞに問ふてヤットの事にてやりましたがナカナカ十分で無い…併ながら兎に角統計といふ者は其混雜の間に「スタチスチック」といふ一つの言葉を見出して明治三年〔明治4年の記憶違い、引用者注記〕に統計寮といふ者が生れたのであります。」
(大隈重信：参考文献、29. p. 605～606)

この大隈の演説は、かなり自己宣伝的臭いが強いものであり、したがってこの資料のみをもって統計寮設立のリーダーシップを大隈がとったと断定することはできないが、後年の統計行政において彼がもつ大きなウエイト等も考慮すると、大隈を統計寮設立の推進者とすることは、そう無理な推定ではないように思われる。この点は、さらに掘り下げる必要がある。

- (9) この点について、渋沢はこういっている。「いよいよ発表するといふ前に、其手続はかういう様にして欲しいといふことを…『四年八月十六日大阪造幣寮に於て』、是れが伊藤さんから私に宛ててある。之を書いたのは福地です。」(「渋沢栄一伝記資料 第3巻」参考文献、39. p. 224) これによると、渋沢は、この伊藤の「大蔵省創立規則案」を見たことは確実である。しかし、それ以上のことは、いってないので、伊藤案をどこ迄参考にしたかについては不明確である。恐らく時日が切迫していたため、伊藤案を本格的に検討できなかったのではないかと思われる。
- (10) 「統計察職制章程」の全文と「統計寮分課一覧表」は、何れも「総理府統計局百年史資料集成 第1巻」(参考文献、44.)に再録されている。
- (11) 横山雅男は、つぎのようないっている。「右の中央統計機関の来歴に次で述べざるべからざるものは大蔵省の統計寮なり同司は明治四年七月二十七日始めて設けられたるものにて我が邦の統計官衙に統計なる訳字を冠したる最古のものとす同年八月十日統計司を廃し統計寮を置き同月十九日其の職制及事務章程を定め金錢出納の統計及戸口、生死、地積、物貨、財産等の計算に関する諸項を採輯することとせらる故に此の統計寮は正院中の改表課よりも寧ろ職権の大なりしものなり」。
(横山雅男：参考文献、65. p. 37)

- (12) 鮫島龍行：参考文献30。鮫島は、さらにこのような数字の獲得過程に关心を払わない統計寮の統計観は、統計調査の方法としては表式調査方式につながるものであるとみている。
- (13) この「統計寮職制並事務章程案」の内容は3部に分れている。第1章は職制、第2章は事務章程で、第3部は「統計寮処務条例並順序」以下、統計寮で備えつけるべき各種原簿および原簿記入例則があげられており、それぞれに多くの表式のサンプルが添えられていて当時の大蔵省の業務統計表式の整備状況を知ることができる。最後の「改定編纂条例」には、新機構の庶務課記録掛に備えつけるべき簿冊である統計録について、つぎのような注目すべき記事がある。「寮中旧来所存の諸簿冊を点検整理し編して左の数書となし書目を掲げて改定編纂条例の附録とす。統計録 30冊 旧庶務課及常計二課に存在する所の簿冊を編成し統計前録とし其簿冊中に属する表図は別帖に糊附し其号を符す 目次略す。統計餘録 旧諸課に存在する簿冊不用に属するが如しと雖ども断然棄損すべからざる者姑らく編成して統計余録とす 目次略す」。この統計録30冊の探索は、今のところ手がつけられていない。
- (14) これより先、明治3年7月、杉は維新政府の召に応じて駿河から上京して民部省出仕を命ぜられた。杉を推せんしたのは渋沢栄一であった。しかし政府の目的は杉に戸籍調べを担当させることであったので、彼はスタチスチックというのは戸籍調べをすることではないといって7月29日に改表調査の実施を主張した建白書を大隈大蔵大輔へ提出した。この杉の主張は入れられなかつたため、彼は一旦駿河へ帰った。翌年杉が改表課主任として太政官出仕を命ぜられたのは、結局杉の主張が入れられたためである。
- (15)とりあえず杉の伝記として、杉 亨二：参考文献(46)、加地成雄：参考文献(13)。著作集として、杉 亨二：参考文献(45)研究文献として、高野岩三郎：参考文献53、大橋隆憲：参考文献25、辻 博：参考文献57をあげておこう。以下の杉に関する伝記的事項は主として「自叙伝」に拠った。杉の統計調査論については、後段でとりあげることとする。
- (16)日本における西欧経済学の輸入史については、これ迄にも相当の研究実績があるが、西欧統計学の輸入史に関する研究は最近開始されたばかりであり、その本格的展開は将来の課題である。従ってここでは、簡単なアウトラインを画くにとどめる。
- 西欧統計学の輸入を考えるばあい、一応3つの柱がたてられよう。第1は統計書の輸入である。第2は統計学理論の輸入である。第3は統計制度の輸入である。幕末から明治にかけて日本に最初に入ってきたのは統計書である。ついで統計学書が輸入され、さらに太政官改表課、大蔵省統計寮を中心に官庁統計機構が整備されるにつれて外国統計制度の研究が急速に進められるようになった。このひとつのピークが明治14年の統計院の設立であり、この時は、外国人自身が統計院の原案を作成している。本書では、研究者のために主要な統計書、統計学者の輸入状況に関する資料を提供することにとどめたい。
- (17) 小島勝治；松野竹雄共編：参考文献15。ヨングの書物の原本を確かめることはできなかった。
- (18) 下出隼吉：参考文献40。鮫島龍行：参考文献30。
- (19) ブロックは、明治9年にブダペストで開催された第9回万国統計会議に日本の委員代理として出席した統計学者であり、その後もわが国の統計事業の発展に協力を惜まなかつた人物である。その著作 *Traité theoretique et pratique de statistique*, 1878. は、当時の日本において後述のハウスホーファーの書物とともに最も読まれた統計学書であり、「甲斐国現在入別調」の調査設計にも利用されている。そのためにこの書物には、いくつかの翻訳がある。
- 「統計論 貌魯格著 小野清照訳 金剛閣 明治16～20年 3冊」
- 「統計学 第4卷 小野清照訳 六合館 明治20年」(第4篇のみ翻訳)

「統計学の理論と実際 塚原仁訳 栗田書店 昭和18年」

なお、総理府統計局図書館には、ブロックの書物の翻訳の稿本がいくつか所蔵されている。

「統計論 経済統計及社会統計 上、中、下 伯魯屈著 訳者未詳 54丁」

「統計学 卷之十二計民篇（計民論纂一）モーリス・ブロック著 高橋二郎訳述 15丁」（内題に「計民論纂一」とある）

「統計学 計民費篇 仏国ブロック氏撰 訳者未詳 15丁」

「統計学 抄訳 仏国ブロック氏著 訳者未詳 43丁」

なおブロックについては、高津英雄：参考文献55を見よ。ブロックの経済学の輸入については、堀 経夫：参考文献11) p.402～405を参照されたい。

20 この2冊の統計書については、小島の解題をみよ。小島勝治；松野竹雄共編：参考文献15。

21 この書物は、政表の趣旨、方法等を周知させる目的で政表課から出版されて広く頒布された。「明治文化全書 第9巻 経済篇（新版は第12巻）」に全文再録されており、下出隼吉の解題がある。下出隼吉：参考文献40。

フィッセリングと津田、西の関係については、いくつかの研究文献があるが、ここでは最近の文献として、鮫島龍行：参考文献36、堀 経夫：参考文献11)のみをあげておこう。くわしくは、堀の書物、p.115～119、p.405～410を参照されたい。

22 この書物は「大限文書」に所蔵されている。（文書番号A118）。この書物の解題については、下出隼吉：参考文献40を参照。その他、鮫島龍行：参考文献36、高木秀玄：参考文献49をもみよ。

23 フィッセリングの学説については、とりあえず、鮫島龍行：参考文献36を参照。

24 ジョンネ、正確にはモロー・ド・ジョンネ (*Moreau de Jonnès, Alexandre, 1778～1870*) の *Éléments de statistique*…2. éd. 1856. の箕作訳の正式書名は、「統計学 一名国勢略論 箕作麟祥訳 文部省」である。明治7年に全10巻のうちの前半の5巻が、同11年に後半の5巻が刊行された。なお、この書物は「統計学雑誌」の249号（明治40年）から「附録 統計叢書第一巻」として連載され、後に統計学社創立50年記念事業として刊行された「統計叢書 第一巻 統計学社 大正14年」に他の著作とともに再録された。総理府統計局図書館には、また箕作による翻訳の原稿がある。表題に「表記略論」とあり、本文首に「表記略論 一名国勢略論」と記されており、本文中のスタチスチックの訳語にも、すべて刊本の統計に当る部分は表記と記されていることは興味深い。箕作は、翻訳の進行段階では表記を使用していたが、刊行の際、統計という訳語の採用にふみ切ったのである。

この原稿は2種類あり、最初の原稿は「上篇 全」とあり「総理府統計局図書館蔵書目録（和書の部）」では、完成年を明治6～8年と推定し、第2の原稿は「上篇 全第一～三」とあり、完成年を明治6～10年としている。その推定根拠を調査することはできなかった。原本は、これ迄の調査では、一橋大学のメンガー文庫と静岡県立中央図書館の江戸幕府旧蔵書（葵文庫）にある。葵文庫は、徳川幕府の開成所の蔵書を基礎にして設立されたものであるから、開成所の関係者であった箕作の使用した原著は、この葵文庫所蔵本である可能性が強い。

なお、総理府統計局図書館には、ジョンネのこの書物の高橋二郎による訳稿がある。「モロードジョンズース氏著 統計学 高橋二郎訳」。この訳稿を箕作訳の「統計学」と対照してみると、これは11年に刊行された箕作訳本の第5～10巻に当る部分（原著の第2部 *statistique appliquée*、翻訳では下篇 施実の統計）の翻訳である。ただし、巻十五（箕作訳の第二部第七章 土地ヲ所有スル大小ヲ以テ人口ヲ分ツヲ論ス）のみを欠いている。「総理府統計局図書館蔵書目録（和書の部）」では、高橋訳の作成年を明治7～14年としているが、もしこの推定が正しければ、箕作訳は、高橋訳の一部を参照した可能性がある。この点の究明は、後の考証にゆずりたい。また高橋は、訳稿の1部を後に「人民の職業」と

題して「スタチスチック雑誌」45~47, 55号(明治23~24年)に連載している。これは、訳稿の「第六篇 職分ヲ以テ人
口ヲ分ツ」(箕作訳本では「第六章 身分ヲ以テ人ヲ分ツヲ論ス」)の改訳である。また原書と箕作訳を対照してみると
箕作訳は原書の完訳である。従って高橋訳が箕作の未完成の後半部分の翻訳であるという従来の所説は二重の意味で誤
りである。その原因は不明であるが、高橋訳の巻頭が「統計学 生産ノ部」となっているので工業生産と読み違えたもの
であるかも知れない。この生産は *les naissances* の訳語で、箕作訳では出産となっているものである。

ジョンネの統計学については、高木秀玄:参考文献49および鮫島龍行:参考文献30を参照。なお、ブロックによれば、彼
は1834年に商務省に設立されたフランス一般統計局の初代局長である。またその統計思想については、「殊にモロー・
ド・ジョンネの著述の如きは寧ろ歴史派に属すと云ふべきものにして…」(ブロック:統計学の理論と実際、塙本訳。
p.13)といっていることをつけ加えておこう。

箕作と統計学との関係については、高木秀玄:参考文献49を参照。

25 この3冊の書物のうち、1の「統計学大意」は、イギリスの*Encyclopaedia Britannica* 8版の *Statistics* の項を翻
訳したものである。訳者の百田重明は大蔵省統計寮の中属の地位の官僚である。この書物は統計寮から統計参考資料として
広く頒布された。2の「統計須知」の原本は、訳書にポルスル著、*Manual of Statistics* とあり、恐らく G. R.
Porter 著の *Manual of Statistics*、1859. 19p. であろう。原本を見ることができなかつたので、この点の考証は後
日にゆする。訳者の望月二郎は、当時統計寮の十三等出仕の役人で、その後、田口卯吉の東京経済雑誌社に入社した。発
行者の深江順暢は当時、統計寮権頭であるから、この書物も統計寮の出版であろう。この書物も翌9年1月に大蔵省から
府県に統計参考資料として配布されている。

3の「国民統計学」は、Chambersの *Information for the People* の *Social Statistics* という項目の翻訳である。チェンバースのこの書物は、*Chamber's Encyclopedia* の縮冊本ともいべきもの1860年代の新版であり、
文部省の箕作麟祥が指導者となり、西村茂樹の協力を得て多数の訳者により翻訳され、「百科全書」と題して文部省から
分冊刊行された。訳者の堀越愛国(英之助)は、箕作の開成所時代の弟子としてこの事業に参加したものであろう。

この「百科全書」は、有名なショメールの「厚生新編」につぐ明治初期の百科事典として非常に人気があり、その後も10
年、11年、17年と多くの版を重ね、種々の組合せの分冊が出版されている。この点については、福鎌達夫:参考文献6を
参照。

26 スタチスチックの訳語の歴史に関する本格的研究はない。とりあえず、下出隼吉:参考文献40, 41、岡松 径:参考文献
28、高木秀玄:参考文献49、等を参照されたい。

27 ハウスホーファーの *Lehr- und Handbuch der Statistik*、1872.の翻訳は、単行書としては公刊されなかつたが、
その翻訳草稿が総理府統計局図書館に所蔵されている。

「統計論 訳者未詳 6冊」

この草稿の目次の首に「ハウスマーハル氏統計論」とあり、また総目次のはじめに「第二版統計論序」とあるので、この
草稿は、1882年に出版された第2版の翻訳である。翻訳の年次について鮫島は、草稿の野紙に内閣と印刷されて
いるので、統計院以後の時期、つまり明治19年以降と推定している。また訳者については、「探討」というような、杉
の使った言葉が踏襲されているので、杉の門下生の労作と推定している。(鮫島龍行:参考文献、36.)

「統計論 第二卷 上、下 2冊」

この草稿は、第2卷のみの翻訳であり、訳文は前掲の草稿のうちの第2卷と同文である。

「工業統計論 千八百八十二年出版波^{ハウスホーハル}氏 経済統計論抜訳 岡松 径」

この草稿は、原書の第3編経済統計、第2編第3章の職業の翻訳であり、訳文は前掲の草稿と異なっている。

「ハウスハウフル氏 統計書翻訳草稿 小林亀太郎」

この草稿は、右肩に「第六号（第五九一六八節）」とあり、本文のはじめに、「第二卷 住民統計 第一編 住民の現況 第一章 実計上の住民 第五拾九節 諸論」とあるところをみると、前掲完成草稿の下訳のシリーズの一部分であろう。ハウホーファーのこの書物の翻訳が、「統計集誌」、「統計学雑誌」に連載されている。そのもっとも早いものは、岡松径による「行政科統計論（ハウスホーハル氏統計学抄出）」「統計集誌」13号（明治15年）で、その後、嘉村今朝一、相原重政等も参加して、「商業統計論」、「農業統計論」等が明治30年迄断続して掲載されている。

試みに相原重政訳の「農業統計論（ハウスホーハル氏統計論ヨリ抄出）」「統計集誌」71～78号（明治20～21年）の訳文を前出の統計局図書館所蔵の草稿と比較すると両者の訳文は全く同じである。従って前記草稿の訳者の少くとも1人は相原重政であることは疑いなく、上述の鮫島の推定は正しい。ただし、杉の門下によって翻訳の開始された年は、前記内閣の算紙を使用した訳稿の完成年より早く、少くとも「統計集誌」に最初の翻訳が掲載された明治15年からであり、また前記の訳稿は、逐次完成した翻訳を19年以後に改めて筆写したものであろう。

なお、一橋大学図書館に、杉がハウホーファーの書物を使用して明治16年から18年にかけて共立統計学校で行なった講義のノートが所蔵されている。統計輸入史の貴重な資料と思われる所以ここで紹介しておこう。共立統計学校は、杉の努力によって明治16年に開校され、19年1月に第1回の卒業生を出した直後に廃校となっている。このノートは、卒業生の1人であった横山雅男によって作成されたものである。このノートが一橋大学図書館に入ったいきさつは、杉が設立した統計学社の第4代の社長となった横山の後をついだ第5代の社長である藤本幸太郎博士（東京商科大学、現在の一橋大学の統計学の教授であった）によって戦時中に寄贈されたものである。

ノートは、3つの講義を和紙に毛筆で筆記した和製本で、それぞれ、つきのような題名がついている。

- 1 「移知契 歴史及理論之部 一」、「移知契 歴史理論 二」2冊
- 2 「霸氏移知契 人間社会及政治関係論 全」
- 3 「霸氏毛良兒移知契 全」

以上の3件4冊のうち、1の「歴史及理論」は共立統計学校の講義開講第1日の明治16年9月11日から翌年6月24日迄続けられた講義のノートである。第一巻の巻頭に「此書ハ千八百七十一年独逸國ノハウスホーハル氏ノ著ニシテ千八百八十二年改版セリ方今此書ヲ以テ世界第一ノ良書トス他ニ移知契ノ著書アレトモ此書ノ如ク能ク秩序整然事理明晰ナルモノナシ且ツ此人ハ最モ此学ニ熱心セシ人ナリ」とあり、杉のこの書物に対する評価がうかがわれる。ついで巻之一 杉先生講述移知契ノ歴史 第一回（九月十一日）とある。2の「人間社会及政治関係論」は、巻頭に「移知契人間社会及政治関係論第三期」とあり、ノートの日付によると、明治17年9月12日から翌18年3月19日迄の41回の講義のノートである。

3の「毛良兒移知契」は、表紙裏に MORALSTATISTIK と朱書がある。ノートの日付によると、17年9月11日から翌18年5月27日迄の87回の講義のノートである。なお、杉が移知契という用語を講義で使用したことについて共立統計学校の講義開始前年の明治15年11月に杉の作成した「スタチスチック」教科目の冒頭の一文を掲げておこう。

「統計学校に於て教授する学科を「スタチスチック」と云ふ「スタチスチック」に統計等の訳字ありといえども皆穏当ならず若し強ひて之に訳字を附すれば其字義に泥み大に「スタチスチック」の本義を誤まるの恐れあり故に授業の上には原語を用ふ原語の字に代ふるに仮名字を用ふ而して其仮名の長きに過ぐるを以て合字の例に倣ふて「移知契」と為し以て講

習に便す。」（高橋二郎：参考文献，51. p.234）

- (28) 以下の叙述にあたっては、「政表課誌」、「統計院誌」、「統計院沿革（太政官沿革志二十九）」を主として使用した。何れも「総理府統計局百年史資料集成 第1巻 総記上」（参考文献，44）に再録されている。これらの資料の性格については、上掲書の注（p.771～772）を参照されたい。
- (29) この財務課所属の時代が政表課の最も不遇だった時期のよう、これについて杉は、自叙伝で「左院の出仕前は、政表は財務課や地理課の附属となつたことがある。更に、歴史課に合併になると聞いたが、これは風聞のみであった。兎も角も政表は方向に迷つた、元来スタチスチックは欧羅巴にても、開けぬ間は財政に併せ、地理に合せ、歴史に加へて説いたこともある。是れは百年前過去の時代であったが、我邦の現状に逢つて開化史の意味も解せられ、誠に東西一轍の事情を感じた。」（杉 享二：参考文献，46. p.80）と述べている。
- また杉の弟子の岡松 径は、この時期について後年、「政表課以来統計院の終まで居られる倉持属の談によりますと政表課の所属が度々変つたが其中財務課に配属の時が余程業務の上に差支があつたやうで杉先生も随分困却せられた様子だといはれましたから何の故と質しましたら倉持君曰く財務課長某氏は敏才の人で普通の吏務に長じて居り一種の性行上から政表の如き業務はよく理解されないので杉先生の意思が展伸されなかつたと答へました。」（岡松 径：参考文献27 p.614）と述べている。
- 杉がこの月に再び建白書を書き、欧州各国の隆盛は政表による所が多く、政表事務は地誌課、財務課に属すべきでなく、独立の課を設置して専任の長官を設けられたいと述べて、前年正月に提出した建白書と「形勢学論」を添えて太政大臣に提出したのは、以上のような背景があった。
- (30) 但し、7年8月に定められた政表課規程および政表編集事務は、そのまま適用されると9年1月に第五科へ達しがあつた。9年2月14日に定められた第五科事務章程によれば、「本科は理財に関渉する事務に付各庁より上申する伺届報告書類を受理し各庁の考課状を勘査し政表を作る所なり」とある。
- (31) 政表課会議については、第4章の「日本政表」の解題を見よ。
- (32) 同月の調査局事務章程に「調査局は凡そ財務に関する諸伺届及報告書類を受理し且政表を作る所なり」とあり、第2条に「各庁より上呈する勘定書及月報を勘査し簡明なる計表を製し内閣の質問に供すべし」とある。
- (33) この六部制の実施は、太政官參議の各省への指揮権を強化するためであり、実質的には大蔵卿大隈の権限を抑えようとする伊藤の策謀であることは第1章で述べた。明治13年5月8日の会計部分課規定をみると文書課、調査課、統計課の3課に分れ、文書課と調査課の事務内容については、「法規分類大全」に記載があるが、統計課の事務内容については記載を欠いている。
- (34) 「袖珍官員録 大蔵省 明治7年9月5日改」および「総理府統計局八十年史稿」による。統計寮の当時の筆頭は助深江順暢であり、頭および権頭は欠員であった。深江は佐賀藩出身の漢学者であり、大隈と同郷であることは注目される。
- (35) 以下の叙述に際して、歴史的事実は主として「総理府統計局八十年史稿」、「政表課誌」、「統計院誌」、「統計院沿革（太政官沿革志二十九）」に拠つた。
- (36) この10月14日の大蔵省の上申書の原案と推定される資料が早稲田大学図書館の「大隈文書」にある。それは「大蔵省伺ノ統計表ニ関スル意見書並指令案」（文書番号A 2276）である。それによると上申書の柔かな表現と異なって、「…各庁何程詳密の表を製するも之を政表課の権分を犯すと謂ふべからず又之を重複と謂ふべからず且各該庁をして詳密の表を製

する事なければ正院何に由てか全国の計勢表を編纂するを得んや縦令能く之を為すも必現時の現数を得難からん現実を得ざれば遂に虚名に属せんのみ是に由て考ふれば却て各該庁に統計寮を置くも可なり何ぞ大蔵省統計寮の事務を併すこと左らんや…」とあり、大蔵省の強硬な態度が一層はっきりうかがえて興味深い。

(37) この内務省の調停による太政官の決定の裏に、大隈の権力を押えようとする大久保の意図が明確に認められるかどうかという点については今のところこれを明らかにすることはできなかった。この点については、統計行政の一元化をめぐる権限争いの過程における太政官上層部の動向、法制局の審議経過、等に関する資料を調査の上、別の機会にとりあげることにしたい。

(38) 大隈の建議の全文は、「総理府統計局百年史資料集成 第1巻 総記上」に再録されている。

(39) マエット (Paul Mayet) については、とりあえず、八木沢善次：参考文献(62)を参照。

(40) 冒頭に「政府は其統計事務を定むるに方り先づ左の五件に基きて宜く適當の制度を設くべし

(甲) 統計上の主意及其材料の事

(乙) 統計官庁の事

(丙) 統計事務期限の事

(丁) 統計公布の事

(戊) 統計学者養成の事」

とあり、つぎにこの5件の細目を展開している。

(甲) 統計上の注意及び其材料の事

ここでは「統計局の分課及び統計年報(丁に見ゆ)の区分」として採用すべき統計分類表と、その細部の見本としてプロシヤ統計局年報の農業統計分類表があげられている。最後に統計調査の企画、実施に際しては中央統計委員会が重要な役割を果すべきことが述べられている。

(乙) 統計官庁の事

ここでは中央、地方に設置さるべき統計諸官庁および、中央統計局と中央統計委員局の組織法令の詳細な逐条原案が示されている。つぎに「区郡統計編輯の事務並其箇条の綱要」と題して、地方統計編輯の大要が述べられ、1862年エンゲルの作成した統計報告から抜粋した地方統計調査の項目が例示されている。

(丙) 事務期限之部

ここでは、各種統計調査の頻度が定められている。また大調査のばあいは、試験調査を実施するよう勧告し、例えば人口調査については甲斐国人口調査という試験があるから、これを基礎として1882年に第1回の全国実地調査を実施し、その結果により調査方法を改良して1885年に完全な人口調査を施行すれば、その後は万国統計公会で決定した5また10の数で除算できる年にセンサスが行なわれることとなり、国際的なセンサスと連合することができる述べられている。

(丁) 統計表公布の事

ここでは、各省および中央統計局が公表すべき統計結果の刊行形態、頻度、掲載統計内容について述べられている。例えば、地方統計調査は、人口調査に併せて5年毎に実施し、その結果の公表については、5年毎に主要統計、20年毎に詳細な調査結果を公表すること。分野別の詳細な統計書を不定期に出版すること。中央統計局は日本に関する総ての統計の材料を前述の統計項目分類によって月報および統計摘要書として出版すること。摘要書は、毎5年毎に必ら

ず1回公刊すること。その翻訳を第1回は英語、第2回はドイツ語、第3回はフランス語というように国語を変えて翻訳して配布すること。諸官庁の年報は現在も翻訳があるが之を全部1冊にまとめて翻訳して公刊すること、等々。

(4) 統計学者養成の事

中学卒から試験によって各府県から統計員見習生を採用し、3ヶ年を区郡の役人とし、3ヶ年を府県の官吏として実地訓練を施こし、一方見習生のための統計学研修のために統計学校をたてることを提案している。この学校は中央統計局の下に設けられ修業年限は5年である。そのカリキュラムも作成されている。

以上がマエットの「統計条例草案」の骨子である。この草稿は総理府統計局図書館にある。

(41) 統計院の設立について大隈は後年、明治31年6月25日の第4回統計懇談会における演説で当時の事情を語っている。紙数の都合で関係箇所全文の引用はできないので核心部分だけをつぎにあげてみよう。

「…其時に大きな組立をしたのが統計院夫から検査院此二つを併えたどうも各省独立といふことを抑えて十分中央に権力を集めて行政の整理を夫からして行かうという企、政略と真に統計を進歩させやうといふ二つのものが結びついて地位の高いものを併えた、其時に私は内閣員で参議といふものまで持て居りました、是は外の人に頼んではいかぬ自から責任を執るが宜いと思ひ切って大胆に私が統計院の院長となつて一つ遣り掛けて見たのであります…」。

この大隈の演説の速記のなかで見逃がすことのできないのは、統計院設立の目的としてあげた「政略と真に統計を進歩させやうといふ二つのもの」である。大隈のあげた2つの目的のうち、われわれは「政略」こそが、大隈の真の目的であつて「統計を進歩させやう」は、つけたりとみる。仮りに、大隈に従つて、「統計を進歩させやう」とする目的を彼がもつていたとしても、少なくとも大隈の抱いた統計の進歩の中味は、杉をリーダーとする当時の太政官統計課の考えていた統計の進歩とは、異質のものであったといわなければならない。そして、この統計観の対立は、7年から9年にかけての中央統計機構をめぐる権限争いの時期、さらにさかのぼつて明治4年の大蔵省統計寮と太政官政表課の設立の時期に淵源するのである。

(42) 加地成雄：参考文献14

(43) 加地成雄：参考文献14

(44) 矢野文雄を大隈に推薦したのは、当時大隈の早期国会開設論に共鳴して彼に接近していた福沢諭吉であった。矢野は三田の慶應義塾出身である。大隈と福沢の関係については、中村尚美：参考文献22を、また矢野と福沢の関係については、小栗又一編：参考文献24を参照せられたい。

(45) 犬養の統計院就任の事情については、木堂先生伝記刊行会編：参考文献5)を参照。尾崎の統計院就任の事情については、尾崎行雄：参考文献33を参照。矢野をはじめ、牛場、犬養、尾崎はすべて三田の慶應義塾出身だったので、彼等は三田派と呼ばれていた。就任当時、犬養は27才、尾崎は23才の記者出身であり、犬養は「交詢社雑誌」の編集も兼ねてよいという条件であった。

彼等は、大隈の国会開設の準備のためという勧誘に魅力を感じて統計院にきたのであるから、統計の実務は勿論とらず、高談放論に明け暮れていたようである。杉をはじめとする生え抜きの職員がこれを心よく思う筈はなかった。

(46) 杉 亨二：参考文献46 p.89

(47) 杉の当時の心境を知ることのできる資料をもう1点追加しておこう。「次で太政官内に統計院が出来て、大隈が其院長となつた。尾崎行雄なども、マダ子供ぢやつたが此役所に勤めて居た。」(杉 亨二：参考文献、47. p.113~114)

当時の杉および杉の弟子達の心境を、さらによく伝えるものは、統計院設立前の明治12年に内務省へ転じた吳 文聰のつ

ぎの懐旧談である。「其間に一方では統計院が出来ました。検査院と同じやうな大きな官庁で、大隈さんを院長とし、矢野、牛場、尾崎、犬養諸氏が新に入って高等官で働きました。吾々のやうな初めから統計に関係したものが高等官の末席にでも進んだならば、統計の道も進み、幾分か目的も立ったかも知れませぬが、此時高等官中には新聞記者上りの統計が何だか分らぬ人が多かったので、統計を畢生の事業と考へて居たものは非常に失望致しました。折角統計院が拡張されても身を統計に托して居るものには何の利益もなく皆外から這入って好位置を占めてしましました。杉さんの部下ばかりではなく杉さん自らも従来の権大書記官か大書記官位で極めて不遇の位置に居られたので遂に頭になることもありませんでした。」（吳 文聰：参考文献、19. p.217～218）

- (48) 明治14年政変にいたる大隈と伊藤の対立については多くの研究があるが、とりあえず最近の研究文献として中村尚美：参考文献22の第5章 大隈財政と十四年政変、を参照されたい。
- (49) 尾崎行雄：参考文献33 p.55～56。
- (50) 大隈の統計史における役割についてのわれわれの分析は、なお一面的であることを免れない。大隈重信と統計事業との関係については、早稲田大学大学史編輯所の石山昭次郎によって綿密な史料収集にもとづいて全面的な検討が行なわれつつある。その成果を期して待ちたい。
- (51) 鮫島龍行：参考文献37

第3章 参考文献

- (1) 相原 茂；鮫島龍行編：統計日本経済——経済発展を通してみた日本統計史——筑摩書房 昭和46年（経済学全集28）
- (2) 安藤鎮正：小票法（個票法）の系譜覚え書——明治期の実務的統計技術史に関する若干の資料について——「統計局研究彙報」17号（昭和43年）
- (3) 安藤鎮正：明治・大正期の統計講習について——統計職員養成所前史資料——「統計局研究彙報」18号（昭和44年）
- (4) 馬場 誠：統計学と高等教育——本邦統計学史の若干研究——「藤本幸太郎博士還暦記念論文集」日本評論社昭和19年」所収
- (5) 木堂先生伝記刊行会編：犬養木堂伝 上巻 東洋経済新報社 昭和13年
- (6) 福鎌達夫：明治初期百科全書の研究 風間書房 昭和43年
- (7) 後藤憲章：日本統計学史略論「山田盛太郎編：日本資本主義の諸問題（小林良正博士還暦記念論文集）未來社昭和35年」所収
- (8) 華山親義：明治初年の官府統計雑考「統計集誌」612～614号（昭和7年）
- (9) 林 文彦：日本統計学史考——森 林太郎博士の統計観について——「早稲田商学」127号（昭和32年）
- (10) 日笠研太：杉亨二博士と明治維新の統計1～7「統計学雑誌」617～622号、624号（昭和12～13年）
- (11) 堀 紹夫：明治経済思想史 明治文献 昭和50年

- (12) 伊東祐穀：本邦統計の発達「統計学雑誌」251号（明治40年）（「伊東祐穀：明治三十九年世界年鑑 博文館」に再録）
- (13) 加地成雄：杉亭二伝 葵書房 昭和35年
- (14) 加地成雄：統計院の異色人事「統計局研究彙報」10号（昭和34年）
- (15) 小島勝治；松野竹雄共編：日本統計稀覯書解題 編者刊 昭和15年（「浪華の鏡」第4巻第7号～12号にわたりて掲載したものの別刷集綴）
- (16) 小島勝治：統計なる訳字の淵源「統計学雑誌」661号（昭和16年）
- (17) 小島勝治：日本統計文化史序説 未来社 昭和47年
- (18) 国立国会図書館支部統計局図書館編：統計学文献総覧 統計文献の解題目録 同館（昭和25年）
- (19) 呉 文聰：統計懐旧談「大内兵衛他編：吳文聰著作集 第2巻 論文・翻訳・講義録 日本経営史研究所 昭和49年」所収
- (20) 森田優三：統計学雑誌に現はれたる我国統計学の発展——日本統計学史資料——1～5「統計学雑誌」600, 602, 604, 605, 607号（昭和11～12年）
- (21) 村山通定：日本統計事業沿革一覧 1～4「統計集誌」141～143号, 149号（明治26～27年）
- (22) 中村通定：大隈財政の研究 校倉書房 昭和43年
- (23) 日本統計研究所編：日本統計発達史 東京大学出版会 昭和35年
- (24) 小栗又一編：龍溪矢野文雄君伝 春陽堂 昭和5年
- (25) 大橋隆憲：日本の統計学 法律文化社 昭和40年（市民教室9）（1 杉 亭二 2 吳 文聰）
- (26) 岡田 温：旧上野図書館の収書方針とその蔵書「図書館研究シリーズ」5号（昭和46年）
- (27) 岡松 径：明治九年以降十年間漫録「統計学雑誌」301号（明治44年）（「総理府統計局百年史資料集成 第1巻」に再録）
- (28) 岡松 径：統計訳字の略考「統計集誌」414号（大正4年）
- (29) 大隈重信：明治三十一年六月二十五日第四回統計懇談会に於ける演説「統計集誌」（明治31年7月臨時号）（「総理府統計局百年史資料集成 第1巻」に再録）
- (30) 大隈侯八十五年史編纂会：大隈侯八十五年史 同会 大正15年
- (31) 大蔵省編：大蔵省沿革志 同省 明治13年 24巻（覆刻版 明治前期財政経済史料集成 2巻, 3巻 大蔵省沿革志 上, 下 大内兵衛；土屋喬雄校 明治文献資料刊行会 昭和37年 2冊）
- (32) 大蔵省百年史編集室編：大蔵省百年史 上, 下, 別巻 大蔵省財務協会 昭和44年 3冊
- (33) 尾崎行雄：鴟堂自伝 鴟堂自伝刊行会 昭和12年
- (34) 尾崎行雄：鴟堂回顧録 上巻 雄鶴社 昭和26年
- (35) 佐久間信子：明治初期に於ける官庁資料収集の系譜とその利用「参考書誌研究」2号（昭和46年）

- (36) 鮫島龍行：明治維新と統計学——統計という概念の形成過程——筑摩書房 昭和46年（経済学全集28「統計日本経済」別冊）
- (37) 鮫島龍行：日本統計調査文献史——ひとつの素描——「統計局研究彙報」12号（昭和38年）
- (38) 世良太一：統計院書記官巡廻紀事 太政官統計院 明治17年（写本）
- (39) 渋沢青淵記念財団竜門社編：渋沢栄一伝記資料 第3巻，第4巻 渋沢栄一伝記資料刊行会 昭和30年
- (40) 下出隼吉：『表紀提綱』解題「明治文化研究会編：明治文化全集 第2版 第12巻 経済篇 日本評論社 昭和32年」所収
- (41) 下出隼吉：統計と云ふ言葉「統計集誌」557号（昭和2年）
- (42) 春畠公追頌会編：伊藤博文伝 上巻 同会 昭和15年
- (43) 総理府統計局編：総理府統計局八十年史稿 同局 昭和26年
- (44) 総理府統計局編：総理府統計局百年史資料集成 第1巻 総記 上（太政官および内閣時代の1） 同局 昭和48年
- (45) 杉 亨二：杉先生講演集，世良太一編 横山雅男 明治35年
- (46) 杉 亨二：杉亨二自叙伝，河合利安編 非売品 大正7年
- (47) 杉 亨二：故杉社長の幕末危局の回顧談「統計学雑誌」383号（大正7年）（「日本及日本人」721号より転載。なお、この「統計学雑誌」383号は杉 亨二逝去特集号である。）
- (48) 杉 亨二：杉 亨二篇 『明六雑誌』より「大久保利謙編：明治啓蒙思想集 筑摩書房 昭和42年（明治文学全集3）」所収
- (49) 高木秀玄：箕作麒祥と統計学「経済論集（関大）」19巻1号（昭和44年）
- (50) 高木秀玄：森鷗外の統計学観——今井武夫との論争を中心として——「経済論集（関大）」19巻3号（昭和44年）
- (51) 高橋二郎：統計学校教科科目「統計学雑誌」150号（明治31年）
- (52) 高橋二郎；横山雅男：日本統計史料1～25「統計学雑誌」273～275, 277, 282, 286, 288, 289, 295～299, 304～307, 309, 310, 312, 324, 330, 331, 335（明治42～大正3年）
- (53) 高野岩三郎：杉亨二博士と本邦の統計学「国家学会雑誌」371号（大正7年）（「社会統計学史研究 改訂増補版 第一出版株式会社 昭和22年」に再録）
- (54) 財部静治：社会統計論綱 巍松堂 明治44年
- (55) 高津英雄：日本の「統計百年史」の一節——モーリス・ブロックのこと——「統計」9月号（昭和30年）
- (56) 統計学社編：統計叢書 第一輯 統計学社 大正14年（箕作麒祥訳：統計学，津田真道訳：表紀提綱，百田重明訳：統計須知，堀越愛國訳：百科全書 国民統計学）
- (57) 辻 博：「甲斐国現在人別調」の成立について「同志社大学経済学論叢」11巻3号（昭和36年）
- (58) 鵜崎鷺城：犬養毅伝 昭和7年 誠文堂

- (59) 渡辺幾治郎：大隈重信 大隈重信刊行会 昭和27年
- (60) 渡辺和一郎：わが国における統計思想の成立——「日本帝国統計年鑑」の創刊——「経済論集（新潟大）」12巻
卷4号（昭和38年）
- (61) 蔡内武司：わが国統計学論争の一原型——明治統計学史における藤沢利喜太郎と杉亨二派——「統計学」25号
(昭和47年)
- (62) 八木沢善次：ペイ・マイエットの日本に於ける事蹟 上，中，下 『経済史研究』12巻1～3号（昭和9年）
- (63) 柳沢保恵：統計学（統計事業史の部） 早稲田大学出版部 明治34年
- (64) 横山雅男：統計学史を汎論し併せて本邦統計の沿革を論ず 1～2（統計学社第二十三回総会講演）「統計学雑誌」146～147号（明治31年）
- (65) 横山雅男：増補 統計通論 全 文昌堂 明治34年（第1篇 統計の沿革 第6章 日本統計の来歴）
- (66) 横山雅男：日本統計の沿革に就て(1)～(5)「統計学雑誌」369～373号（大正六年）
- (67) 横山雅男：鉄研漫筆 5 「統計学雑誌」601号（昭和11年）

第4章 太政官国勢総括統計解題

1 辛未政表 [太政官] 史局 編 明治5年

- (1)辛未政表 [太政官] 史局 編 明治5年 54丁① (内) (総) (図) (セ・復)
(2)辛未政表 東京 日本統計協会 昭和36年 (121p.) 覆刻本 (統計古書シリーズ第1輯)
(3)辛未政表 「法規分類大全 第1編 文書門 記録志表 内閣記録局 編 明治24年」所収 p.3~45

書誌注記

①凡例に大主記 杉亨二 編纂、とあり。

統計内容注記

(1) 辛未政表

調査対象年 明治4年

内容細目

太政官：〔官員表〕(表頭 族籍：華，士，等；表側 勅，奏，等) 官禄(7月分，8月分，月別)(勅任官，奏任官，等) (諸費) (7~12月分，月別) (満1年以上免職者へ被下，下部給料併宿直賄料，等) 月給(9~12月分，月別) (勅任官，奏任官，等)

神祇省：〔官員表〕(表頭 族籍；表側 勅，奏，等) 官禄(1~8月計) (勅任官，奏任官，等) 月給(9~12月計) (同前表) (諸費) (1~12月計) (雜費，旅費)

外務省：〔官員表〕(表頭 族籍；表側 勅，奏，等) 官禄(5~8月計) (勅任官，奏任官，等) 月給(9~12月計) (同前表) 定額金仕払内訳(1~12月計) (年賀並天長節賀金明細会御酒被下，判任等外小使等迄宿直其外諸賄料，等) 定額外臨時請取金内訳(1~12月計) (各國公使其外御進贈品並運送貨共，米ブルークス御賞金，等) 文書司御入用内訳(3年6月~4年7月計) (写字入用並大佑以下筆墨料共，未正月より7月迄外務省日誌入用，等) 漢語学所御入用内訳(2~12月計) (開業入用生徒賄料其外諸道具代，生徒等級手当並賄料小使給料等，等) 洋語学所御入用内訳(2~12月計) (開業ニ付西洋書籍買上並諸道具代，生徒等級手当併賄料小使給料共，等) 海内外旅費併持越品御入用内訳(1~12月計) (外務卿始官員横浜出張旅費，奏任より等外に至迄家族引継旅費，等)

大蔵省：〔官員表〕(表頭 族籍；表側 勅，奏，等) 官禄(1~8月迄月別) (勅任官，奏任官，等) (諸費) (1~8月迄月別) (新規拝命之者官禄併転任之者官禄或は免職病死之者被下官禄，諸所へ出張之者取越官禄，等) 月給(9~12月迄月別) (勅任官，奏任官，等) (諸費) (9~12月迄月別) (新規拝命月給昇任増月給等之分，猿江御材木園場出張官員御賄料金庫番宿直賄小夜食料辰の口門番給料等，等)

兵部省：〔官員表〕(表頭 族籍；表側 勅，奏，等)

解題

「壬申政表」の解題と一括してあるのでそこを見られたい。

陸軍(同前表) 教官(同前表) 軍医(同前表) 海軍(同前表) 教官(同前表) 海軍(上等士官，下等士官，水火夫) 水兵本部附屬兵(砲兵，歩兵，楽手) 海軍兵

学寮生徒但諸科兼学(本科生徒，予科生徒) 外國雇入教師(英國人，月給，米国人，月給，阿蘭人，月給) 中艦隊(表頭 竜驥艦，日進艦，等；表側 種類，蒸氣帆前，屯数，乗組人員，等)

文部省：〔官員表〕(表頭 族籍；表側 勅，奏，等) 教官(同前表)

工部省：〔官員表〕(表頭 族籍；表側 勅，奏，等) 官禄(1~8月計) (勅任官，奏任官，等) 月給(9~12月計) (同前表) (諸費) (1~12月計) (諸雜費，旅費)

司法省：〔官員表〕(表頭 族籍；表側 勅，奏，等) 官禄(7~8月計) (勅任官，奏任官，等) 月給(9~12月計) (同前表) 旅費(7~8月計) (奏任官，判任官，等) 旅費(9~12月計) (同前表) 出張旅費(7~8月分，9月より12月迄分) 外國行御入用併旅費(7~8月分，9月より12月迄分) 定額御入用(7月10日より同月晦日迄，8月中~12月中) 臨時(新吉原出火之節浅草溜人足へ消防為御賞被下金，司法省探索為御入用別段受取當時清算取調中，等)

宮内省：〔官員表〕(表頭 族籍；表側 勅，奏，等) 官禄(1~8月計) (勅任官，奏任官，等) 月給(9~12月計) (同前表) 女官(表頭 族籍；表側 勅，奏，等) 東京分(諸費) (3年10月~4年9月計) 西京分(諸費) (3年10月~4年9月計)

開拓使：〔官員表〕(表頭 族籍；表側 勅，奏，等)

東京府：〔官員表〕(表頭 族籍；表側 勅，奏，等) 官禄(1~8月計) (勅任官，奏任官，等) 月給(9~12月計) (同前表) (諸費) (府庁諸入用月々勘定帳之表，連上所諸入用右同断，等)

官省開拓使東京府職員合表(表頭 族籍；表側 勅，奏，等)

官禄月給併諸費(太政官 辛未7月より12月迄，神祇省 辛未正月より12月迄，等)

2 壬申政表 [太政官正院] 政表課 編 明治6年

- (1)壬申政表 [上] [太政官正院内史財務課政表掛] 編 明治6年 [例言] 65 p.①
(総) (内) (セ・覆)
- (2)壬申政表 原書 全 [太政官正院内史財務課政表掛] 編 明治6年 [例言] (写) 115丁②
(総) (セ・覆)
- (3)壬申政表 東京 日本統計協会 昭和37年 120 p. 翻刻本 (統計古書シリーズ第2輯) ③
- (4) [壬申] 政表 [太政官正院内史財務課政表掛] 編 [明治6年] (写) 35丁④
(総) (セ・マ)
- (5)壬申政表原稿 [太政官正院内史財務課政表掛] 編 [明治6年] (写) 11丁 (総) (セ・覆)
- (6)壬申政表 [原稿材料] 一~三 [太政官正院内史財務課政表掛] 編 [明治6年] (写) 3 冊⑤
(総) (セ・覆)

書 誌 注 記

①「壬申政表」の刊本である。題簽には「壬申政表 全」とあるが、目次首には「壬申政表上目録」とある。(2)の「壬申政表 原書 全」と本書を校合すると、本書は「原書」の乙の部を印刷公刊したものである。下巻の刊本は発見されていない。

②書名は題答による。この稿本は、甲乙2種類の壬申政表の原稿を合冊したものである。「壬申政表甲」の部は表紙の左端に壬申政表と外題があり、右端上部に甲、非ノ部と書入がある。後半の「壬申政表 乙」の部は表紙の左端に壬申政表と外題があり、右端上部に乙と書入がある。刊本と比較すると第2部の「壬申政表 乙」が刊本の最終原稿と推定される。なおくわしくは解題を見られたい。

③この書物は(2)の「壬申政表 原書 全」の甲の部の翻刻本である。

④壬申政表原稿の一部と推定 (統計局図書館蔵書目録)。

⑤壬申政表編纂のために各官省府県開拓使より差出された調書を合綴したものである。第1冊目の題簽には「壬申政表原書一」とあり。第3冊目の外題に「壬申政表原書三」とある。

統計内容注記

(1) 壬申政表

調査対象年 明治5年

内容細目

太政官：官員（表頭 族籍：華、土、等、総計、前年比較）
：表側 勅、奏、等） 官員（表頭 正院・左院・式部寮
<族籍>；表側 勅、奏、等） 左院雇入外国人（仏蘭西
人、月給、居宅料）

外務省：官員（表頭 族籍、総計、前年比較；表側 勅、
奏、等） 洋語学所生徒（表頭 魯学、独逸学、等；表側

通弁翻訳科：文典、地理、歴史、作文、算術<上等<1級
～3級>>、同上：簡易ナル者<下等<4級～6級>>）

漢語学所生徒（通弁翻訳科：天地、人物、吏牘、散文<中
等<1級～3級>>、同科：常淡、詞令、語文、課稿<中
等<4級～6級>>、等） 雇入外国人（表頭 外国名別
<職掌：法律学、英仏学、等>；表側 人員、月給、等）

大蔵省：官員（表頭 族籍、総計、前年比較；表側 勅、
奏、等） 生徒（造幣寮<極印、熔銀、等<職掌>、翻
訳局<英学算術>、等） 雇入外国人（表頭 外国名別
<職掌：造幣首長、建築工師、等>；表側 人員、月給）

陸軍省：官員（表頭 族籍、総計、前年比較；表側 勅、
奏、等） 生徒（兵学寮<幼年生徒、專業兵学、等>、造
兵司<火工、鑄工、等>、等） 兵隊（表頭 近衛、鎮台
<東京、大阪、等>等；表側 步兵、騎兵、等） 雇入外
国人（表頭 兵学寮<外国名別：仏<職掌別>>、軍医寮
<蘭<軍医学>、独<翻訳>>等；表側 人員、月給）

海軍省：官員（表頭 族籍；表側 勅、奏、等） 海兵（海
軍<將、佐、等>、水兵本部在營<砲隊・銃隊・等<中士、

下士、等>>） 生徒（兵学寮生徒但諸科兼学<本科、予
科>、砲術生徒、等） 雇入外国人（表頭 主船寮横須賀
造船所<仏<職掌別>>、主船寮横浜製作所<仏<職掌別
>>等；表側 人員、月給） 艦隊（表頭 龍驤艦、日進
艦、等；表側 種類、蒸氣帆前、屯数、乗組人数、等）

文部省：官員（表頭 族籍、総計、前年比較；表側 勅、
奏、等） 雇入外国人（表頭 第1大学区1番中学校<米
<職掌別>>、同2番中学校<普<独乙語学>>等；表側
人員、月給）

教部省：官員（表頭 族籍、総計、前年比較；表側 勅、
奏、等）

工部省：官員（表頭 族籍、総計、前年比較；表側 勅、
奏、等） 諸科教官及生徒（表頭 本省、勧工寮、等<科
目：工科、測量、等>；表側 上師、中師、等） 私費技
術見習生徒（表頭 族籍；表側 工術、舍密、等） 雇入
外国人（表頭 工学寮<英<石工科造家棟梁、大工科造家
棟梁>>、勧工寮<瑞西<生糸製造教師>、英<英学數
學製図等教師>>等；表側 人員、月給）

司法省：官員（表頭 族籍、総計、前年比較；表側 勅、
奏、等） 還卒（表頭 各大区詰還卒<族籍>；表側 小
頭、小頭助、等） 生徒（明法寮<法律学生徒但官費>）

雇入外国人（表頭 外国名別<職掌>；表側 人員、月給）

宮内省：官員（表頭 族籍、総計、前年比較；表側 勅、
奏、等） 女官（表頭 同前表；表側 奏、判、等） 雇入外
国人（雇入仏蘭西人：乗馬術駕者法及調馬教師、月給）

開拓使：官員 第1表（表頭 族籍、総計、前年比較；表
側 勅、奏、等） 還卒（札幌、函館、等） 第2表（還
卒<札幌、函館、樺太>、御用掛の者、雇入の者） 生徒
(東京仮学校<男、女>、札幌学校、等) 雇入外国人

(表頭 外国名別<職掌>；表側 人員, 年給)
 官省使職員組合表(表頭 族籍, 総計, 前年比較; 表側 勅, 奏, 等)
 明治5年院省使雇入外国人員(表頭 外国名別; 表側 人員)
 府県官員表(表頭 府県別<族籍>; 表側 勅, 奏, 等)
 官費留学生(表頭 外国名別; 表側 大蔵省, 陸軍省, 等)
 同学科(文部省<陸軍兵学, 海軍兵学, 等>, 大蔵省<農学, 矿物学, 等>, 等)
 私費留学生表(米<兵学, 化学, 等>, 英<教法学, 普通学, 等>, 等)
 宮華士族戸数禄高及賞典(5年8月調)(族籍<戸数, 種高>)
 全国死刑人員(5年司法省)(梶示, 斬罪, 等)

(2) 壬申政表 原書

調査対象年 明治5年

「壬申政表 原書」の内容は、上記の書誌注記および後の解題で述べたように、「甲の部」には刊本に収録されている各官省別の官員、生徒、雇入外国人統計の原稿のほかに、刊本に収録されていない各官省別の月給と諸経費の統計が収録されている。「乙の部」の内容は刊本と殆んど同じである。従ってここでは「甲の部」の刊本に収録されていない統計内容のみを記載することとした。

壬申政表 甲

太政官: 月給(1~11月計)(勅任官, 奏任官, 等) 正院式部寮諸費(1~11月計)(旅費, 祭典費, 等) 左院諸費(1~11月計)(外国人及通弁へ賜金, 大礼服難形製作入費, 等)
 外務省: 月給(1~11月計)(勅任官, 奏任官, 等) 定額金仕払内訳(正月4日6日祝酒被下, 判任以下小遣迄宿直其外賄料, 等) 漢語学所諸費(生徒手当併賄代小遣給料, 用紙炭油小買物等, 等) 洋語学所諸費(同前表) 定期外臨時請取金内訳(京大坂其外へ官員出張の旅費, 柳原小兵務使其外清国派出諸入費, 等)
 大蔵省: 月給(1~11月計)(勅任官, 奏任官, 等) 諸費(1~11月計)(新規拝月給昇任増免職併病死の者被下共, 他方出張併在勤取越月給, 等)

解題

1. 沿革

先に述べたように、(1) 沼津兵学校でフランス語の教授をしていた杉は、明治3年7月、新政府の召に応じて上京し、民部省出仕を命ぜられた。当時、新政府の急務は戸籍の整備であり、民部省が杉に期待したのは、新戸籍法制定の準備作業であった。杉はスタチスチックは、戸籍調べではないと主張して7月29日、建白書を大蔵大輔兼民部大輔大隈重信に提出した。(2) この建白書の提出の日付は7月29日で、伊藤博文の大蔵省機構改革の建議書より1年早く、わが国の統計作成に関する最初の建白書である。また恐らくこれが、大隈と杉の最初の公式の接触であったであろう。その要旨をつぎに紹介しよう。

先ず前文がある。(3)

「政表御取調相成候儀は凡そ天下之事物逐一政表之上に相記候儀に有之候故名実齟齬いたし候様にては利害大に御政務之上に關係いたし候儀に付御趣意柄能々民心に徹底いたし事実明白に相調候事第一に御座候…」

しかし、「是迄数百年被行來候旧法」があり、その根本を除去しなければ「事実明白に取調」ができない。

以上の前文に統いて本文では先ず、「凡そ世之開化に進み候には三様之別」があると述べている。第1は「有形之產に御座候有形之產と申事は農工之道」が開けることである。第2は「無形之產」で、これは「理学算学化学器機学等」の「技芸學術之道」である。第3は「精神之開」で、これは有形、無形の「二產之道」の基礎となるものである。「精神之開」は、いいかえれば「人道之開」で「文道」といってもよく「文道を開き候事肝要に御座候」。

ところがこの「文道之開」を妨害する悪習がある。「此悪習は何事ぞと申候へば奴隸之俗に御座候」。「奴隸之俗」とは「人

陸軍省: 月給(1~11月計)(本省・兵学寮・等<勅奏任官, 判任官, 等>) 諸費(本省費, 近衛費, 等)
 海軍省: 月給(1~11月計)(勅任官, 奏任官, 等) 船艦諸費(龍驤艦, 日進艦, 等)
 文部省: 月給(1~11月計)(勅任官, 奏任官, 等) 諸費(1~11月計)(官員免職満年以上へ被下月給, 宿直の者其外賄料, 等) 第1大学区医学校入用内訳(宿直其外賄料, 給仕其外小使給料, 等) 同区1番中学校入用内訳(同前表)
 教部省: 月給(3~11月計)(勅任官, 奏任官, 等) 諸費(3~11月計)(天長節に付被下酒饌料, 給仕小者給料併宿直賄料共, 等)
 工部省: 月給(1~11月計)(勅任官, 奏任官, 等) 諸費及建築費(本省, 鉄路國厚岸出張所, 等)
 司法省: 月給(1~11月計)(勅任官, 奏任官, 等) 諸費(1~11月計)(給料, 教師ブスケー火災の節賜金, 等)
 府県裁判所諸費(京都府・神奈川県・等<給料, 営繕, 等>)
 警保寮遷卒諸費(9~11月計)(遷卒小頭以下月給, 旅費, 等)
 宮内省: 月給(1~11月計)(勅任官, 奏任官, 等) 諸費(東京分, 西京分)
 開拓使: 月給併諸費(1~11月計)(諸官員月給東京出張所に於て相渡さる分, 雇入外国人給料併賄料其他貸与器具入用, 等)
 官省開拓使職員合表 月給併諸費(太政官, 外務省, 等)
 「府県月給併諸費」: 神奈川県 月給(1~11月計)(勅任官, 奏任官, 等) 諸費(儲貯, 免職併病死被下月給, 等)
 等8県
 内国債但旧各藩負債(壬申年末調)(新公債明治元年戊辰より同4年辛未迄の分<確定高, 概算高>, 旧公債弘化元年甲辰より慶應3年丁卯迄の分<確定高, 概算高>)
 外国債(下の関債金残, 鉄道及鉱山の債)
 外国債利息払高(1871~1872年の2ヶ年分, 戻利引去払高)
 旧各藩外国債償済高(元利高, 債済高<公債, 私債>)
 私債還納高

に区別を立仕切を付候事」である。そこで国家第一の急務は「奴隸之俗」の淵源を除くことである。

淵源の第1は「四民互に婚姻いたし候儀御差免之事」である。士農工商の四民の間の婚姻が自由となれば、農工商が士の権威を畏れ、奴隸の心となることもなく、人の区別はなくなり、ただ職業の区別だけとなる。

第2は、「土下座御禁止相成候事」である。すでに明治2年藩籍奉還が実施され、「億兆之民是皆皇土之齊民にて有之候處民間に土下座被行候ては第一御國体に不相叶又異国人に対し殊更御失体に相当可申」である。

この2箇条が改められれば「風儀更に開化」し、「有形無形之産」も開け、農工商の業も大に進み「國際之法」も立つであろう。

以上が別紙本文の要旨である。

以上のように杉は、「天下之事物逐一政表之上に相記」すためには、四民婚姻の不自由や土下座に象徴される封建的諸制限の解放による四民平等が実現されなければならないことを力説したのである。明治4年の戸籍法が、人民そのものの把握をめざした画期的な法令であったことは、後段(第10章)で詳説するが、その前年に提出されたこの杉の建白書は、統計調査の観点から人民そのものを把握するための前提条件として四民平等を主張したものであって、統計史上注目すべき史料といわなければならない。

しかし、杉のこの意見は上司にいれられず、結局彼は一旦静岡に帰った。明治4年9月30日、杉は再び太政官史官から召出され、同年12月出京、正院において権大主記として政表事務に専念することを命ぜられた。これは杉の前年の建白書が採用されたためである。(4)このようにして杉を主任とする太政官政表課は同年12月24日に発足したのである。

杉は早速政表の作成にとりかかったが、先づ諸官省の「仮章程」を集めて研究し、これによって取調箇条(調査項目)を選定して各省へ調査報告を政表課に提出するよう命令した。その結果、政表課へ進達された調書を編集して完成したのが「辛未政表」であり、明治5年4月に刊行された。この間に杉は翌5年1月、上司の政表に関する質問に答えて「政表之儀御尋に付大略書取を以申上候」と題する回答を提出した。その内容はつきのとおりである。(5)

はじめに『政表は西洋諸国にては「スタチスチック」と喝へ即形勢表之儀にて人國之成行を表示する学科に有之候…』とあり、つぎに取調箇条として国土、人民、産物工作に3大分類して、それぞれについて詳細な調査項目をあげている。ここで杉が、「右政表之義は追て天下之租税御改革之節諸物之税相当なると相当ならざると御僉議相成候には第一御入用之事と奉存候」といって、近代的税制改革実施のための統計調査の重要性を力説していることは注目される。

つぎに「華士卒僧侶之輩」の人員総計、職業構成、貧富の正確な把握は「御政務に相関り一大事件之義」であり、また「貧人流民並罪人乞食之徒」の正確な把握は、地方行政の効果を判定する重要な指標である、と具体的に政表の効用を述べている。

つぎに政表の見本として「和蘭国政表」のなかの1861年、62年の犯罪統計表と杉が実地調査を行なった「沼津原之政表」を添えてある。

最後に政表作成事業は、このように大事業であるから「勅任之長官一員御撰政表之事務御委任被仰付候様御取計被下奉願候以上」と結んでいる。

以上に見られるように、この回答は、明治3年の建白書で統計調査の前提条件として、封建的諸制限を撤廃、現実の個人の把握の重要性を強調した杉が、その後1年間の統計行政の経験と西欧統計学の研究の成果を踏まえ、いよいよ具体的に政表作成の構想を展開したものであった。

明治5年11月24日、「辛未政表」に引き続いで「壬申政表」のための調査命令が院省使府県へ達せられた。その全文は、以下のとおりである。

「五年十一月二十四日

諸省使剣官へ
昭会 史官

一 当壬申年分官員月給高

一 同諸費用

一 勅奏判任官等外共当年末現員之族籍

一 所轄之学術生徒科目及当年末之總人員

但官費私費区分相立候事

一 陸海軍兵隊之部類及当年末之總人員

一 履入外国人学科月給及当年末之現員

但国名相記し候事

当壬申年政表御取調相成候に付過日御頒布相成候辛未政表に倣ひ右之件々取調来る明治六年二月中可被差出候也」

ところが政表課に集められた進達書によって進められていた「壬申政表」編集原稿が完成寸前の净書段階で、6年5月5日の皇城の火災によって全部焼失したため、5月8日改めて調書の提出を省使府県へ達した。その月末には早くも「壬申政表」の原稿が完成している。ついで杉は、6年3月5日、人別政表調査を試験的に1ヶ国で実施したい主旨の上申を行なったが、この件は採択されなかった。(6)この間、政表課は前に述べたように地誌課、財務課と所属が転々と変り、ついに杉は6年5月に再び建白書を提出して政表の重要性を説き政表課に専任の長官をおかれたいと訴えている。(7)

2～3 調査目的 調査対象

明治4年4月完成した「辛未政表」は、統計内容注記に見られるように4年の諸官省、開拓使、東京府の職員および諸経費に関する統計表である。凡例にあるように「政表の務たる人事の変遷土地の沿革庶物の興廃等総て地上の万有を網羅し次て全国の大勢を表示するに在り」と政表の遠大な目的を唱っているが、現実には、続いて「然るに本課を立てられしより未だ日あらずし

て事尚備らず是を以て大綱挙り難き者多し故に先づ其易きに就き其難きを後にす此表に記する所の如きは僅に其一斑のみ」とあるように、4年12月の政表課開設直後に各省に依頼した調査結果を編集したものであって、その調査対象は上記のように非常に限定されざるを得なかった。しかも凡例に、「諸費用の細目各省より書出す所互に煩簡ありて整一ならしめ難し」とあるように、当時の各官省の会計制度は、大蔵省による財政制度近代化の指導が開始される以前の大福帳式であって、諸経費の科目統一もなく、各省間の経費比較は不可能であり、数値そのものの信頼性も疑問である。また調査期間についても、太政官、司法省の如きは下半期の報告のみで「一歳の全数を詳にしがたき者あり」という有様であった。

以上のように、この「辛未政表」は、統計書としての価値は疑問であるが、ついで刊行される「壬申政表」、「日本政表」から「統計要覧」、「帝国統計年鑑」へと続くわが国統計年鑑の最初の刊行物という意味で貴重な統計書といってよいであろう。

最後に、この統計書を「明治4年政表」とせず、「辛未政表」としたのは、杉が『此時は明治何年と云うよりも、其方が都合が宜い様であるから「辛未」とした。』といっているように、まだ年代を干支で呼んでいた当時の習慣を尊重したものである。

「壬申政表」は、はじめ「辛未政表」と同じく諸官省の人員および諸経費統計を掲載する予定で6年5月に原稿が作成された。これが「壬申政表 原書」の甲の部である。ところが実際に刊行されたのは、そのうちから月給、諸経費を除いた乙の部である。そのいきさつについては「統計院沿革」、および「太政類典」に関連史料がまとめられているので、これによって簡単に紹介しておこう。

政表課は、「原書」甲の部のうち、月給諸費等金穀計算表が不正確なので6年10月28日、大蔵省に調査を依頼したが、大蔵省は調査が簡単にできないという理由で、政表課の再三の催促にもかかわらずその精査を延期し、ついに7年7月23日、この金穀計算関係の統計表は誤りが多いとのみ述べてそのまま政表課に返してきた。

そこで政表課では7月、稟議をおこし、会計に関係する統計表は大蔵省の検査未了であり、また府県の分も全備していないが、「既に辛未政表は創造の儀にて政表万分の一にも当らず候へども右御頒布に相成候に付壬申年分書出方は略規程も相立政表の一斑も相見え候次第に有之」、「就ては目今全備せざるを以て徒に他日を期し候様にては到底成業の時有之間敷」、(7)金穀統計不備の点は例言に詳記すればよく、また府県の分も急速に差出すよう達するという理由でとりあえず甲乙両冊のうち乙の部の刊行の許可を願った。この件が、7月29日左院で審議されて乙号刊行が許可され、「原書」乙の部が「壬申政表上」として、9月4日に刊行されたのである。

したがって政表課では引き続いて「壬申政表上」で除かれた、「原書」甲の部のうちの月給諸経費等、大蔵省関係の部分を「壬申政表下」として刊行する予定であったと思われるが、刊本も、刊行された記録も発見できなかったところをみると、結局刊行されなかつたのである。

以上のような経過によって完成された「壬申政表」は、したがって公刊された「上」についていえば、例言に「金穀会計の条は未だ精確ならざる所あるを以て姑く之を含き大蔵省検査了るを俟て記載すべし」として官員の官録、月給および官省の諸経費が省略されたため、内容において「辛未政表」より後退したといえよう。ただし、「壬申政表 原書」には、この省略された部分が記載されているので、本書ではその統計内容を「原書」の甲の部よりひろって記載した。その他「壬申政表上」は新たに府県官員表、官費留学生表、同学科表、宮華士族戸数総高及賞典、全国死刑人員が追加されたにとどまる。

調査対象年度は、明治5年であるが、ここで注意すべきことは、明治5年は改暦の詔書が11月9日に出て太陽暦を使用することとなり、12月3日をもって明治6年1月1日と定めたことである。そのため旧暦では11月は29日が月末であるが、これを2日延長して30日と31日を新たに作り、12月1日と2日をこれにあてるという措置をとっている。したがって明治5年は12月という月は無く、12月の2日間の計数は11月に合算されることになったのである。

4. 調査系列

「辛未政表」と「壬申政表」は、政表課より各院省使府県へ依頼した調査の結果表を政表課で編集したものであって、とくに「辛未政表」の調査については、政表課の最初の事業であり、調査依頼に各官省が応じてくれるかどうか、杉が非常に不安感をもったと「自叙伝」にも述べられている。(9)

総理府統計局図書館には、各省および府県から進達された「壬申政表」調書の1部が所蔵されている。それは同館の蔵書目録で「壬申原稿材料」として3冊に合冊されたもので、内容は明治5年の各省月別諸経費明細、5年末現在の職員表および奏判官並等外官員名簿である。このうち、各省月別経費明細と官員名簿は「原書」にも掲載されていない編集材料であって資料として貴重なものであろう。

5. 根処法

明治5年11月24日 史官より諸省使へ照会（壬申政表を徵す 法規分類大全 第一編 文書門 記録志表 統計）

明治6年5月8日 太政官達第148号 省使府県（再び壬申政表を徵す 法令全書 明治6年）

注

- (1) 第3章の注14を見よ。
- (2) 自叙伝で杉は、つぎのようにいっている。「此時、余を周旋した人は、誰であったかよく分らぬ、余の考を戸籍調をすることだと思って居たと見える、政府でも余に戸籍の調をさせやうとした様子であった。余はスタチスチックと云ふものは戸籍調をすることでは無い、と云ふことを段々話した」。（「自叙伝」参考文献、15。p. 63~64）
- (3) 建白書の全文は、「自叙伝」にあり、また「総理府統計局百年史資料集成第1巻」（参考文献、13）にも再録されている。p. 406~409。
- (4) 「先年建白の趣もあるから、政表の取調をするやうにと云ふことを内史に居た杉浦愛蔵と云ふ人から伝達された」。（「自叙伝」p. 64）

- (5) 全文は、「統計院沿革」にある。（「総理府統計局百年史資料集成 第1巻」に再録。p.409～411。）
- (6) 全文は「統計院沿革」にある。（「総理府統計局百年史資料集成 第1巻」に再録。p.411～412。）
- (7) 全文は「統計院沿革」にある。（「総理府統計局百年史資料集成 第1巻」に再録。p.412～413。）
- (8) 全文は「統計院沿革」にある。（「総理府統計局百年史資料集成 第1巻」に再録。p.416。）
- (9) 杉 亨二（参考文献, 15）p.65～66。

6. 参考文献

「帝国統計年鑑」の解題の参考文献と合せて掲げたので、そこを見られたい。

日本政表の採録、分類、配列について

以下に掲載した「日本政表」リストは、つぎのいくつかのグループに分かれている。

第1のグループは、「日本政表」の刊本、最終原稿、最終原稿の一部分、および最終原稿にいたる過程の原稿を含んでいる。第2のグループは、「日本政表」の編集材料であり、これはさらに各省進達調書と、この調書にもとづいて政表課が修正、加工を行なった政表課編集材料に分かれている。

このように、このリストでは「日本政表」を、編集材料を含むものと解して採録してあるが、その理由は「日本政表」のばあい、とくに編集材料に貴重な統計表が記載されているばあいがあるからである。ただし、「日本政表」を、このリストのように広義に解釈したばあい、どこ迄を「日本政表」として採録し、これをどのグループに分類するかというやっかいな問題を背負いこむことになる。そこであらかじめ、採録の基準、分類について一言しておこう。

1. 採録基準について

「日本政表」は、解題に述べるように、はじめにしっかりした編集、刊行計画があつてスタートしたのではなくて、進達された調書を官員、人口、等の調査項目別に編集して、作業の完了したものから順次刊行したものである。そのため、現在その全貌をつかむことは容易でない。その理由はつぎのとおりである。

もっとも単純な理由は、刊行された刊本を完全に所蔵しているところがどこにもないことである。そこで、「日本政表」の刊本をもっともよく所蔵している総理府統計局図書館の所蔵刊本と既存のいくつかの刊行リストをつき合せてみた。その結果、刊行リストに記載されていても総理府統計局図書館に現物のないばあいがあった。また逆に、刊行リストに記載されていない現物が統計局図書館にあるばあいもあった。したがって既存の刊行リストは、刊本についてさえも完全なものではなく信頼できないということになった。

つぎに、もっとやっかいな問題は、先に述べたように、どこ迄を「日本政表」として採録するかということである。ここでは、主観的な判断ができるだけさけるために、既存のリストに「日本政表」として記載されるものと、総理府統計局図書館の「蔵書目録（和書の部）」の第3部 古資料の日本政表の項に記載された「日本政表」の刊本および最終原稿およびその一部、最終原稿にいたる過程の原稿と推定されたものを、刊本および最終原稿の部に記載し、その他すべて「日本政表」編集材料の部として別に掲げることとした。しかし、現物を照合した結果、必らずしも総理府統計局図書館の目録の判定に従わなかったばあいもあったことをお断わりしておきたい。

最終原稿の推定は、刊本があるばあいは、両者の比較を現物によって行なった。統計局図書館は、刊本がなくて最終原稿のみを所蔵していることがある。そのばあいは、他の図書館でも刊本を発見することができず、最終原稿の推定は、すべて統計局図書館の目録に拠った。そのばあい（総理府統計局蔵書目録）と注記した。

また、編集材料のなかから刊本のための最終原稿に近いと判断した草稿を発見したばあいは、これを刊本および最終原稿の部へ掲載した。

編集材料のうち、院省使府県進達調書の採録の決定は、もっとも困難な作業である。というのは、果して政表の進達原稿か各省独自の目的のために作成されたものか判定に苦しむばあいがあるからである。

したがって、政表原稿と編集材料の判定の基準、編集材料採録の判定基準、等はすべて現在の調査段階での暫定的結論であつて、今後の調査の結果、このリストはさらに改訂されるであろうということを、あらかじめお断りしておきたい。

2. 書誌的記載について

なお、書誌的記載について多くの問題があるので、ここで一応採用した原則について注記しておきたい。

1) 書名または題名

書名は、表紙の外題または題簽によつたが、問題は表紙が何時つけられたかということである。刊本のばあいは、大体問題がないが、原稿および編集材料については問題がある。原則として総理府統計局図書館が、古資料を製本する際につけた題名は採用せず、できるだけ作成当時の題名を忠実に再現することを心掛け、全く題名のないばあいにのみ、統計局図書館が後からつけた題名を採用することとした。その結果、書名または題名は、総理府統計局図書館の蔵書目録の題名と異なるものが相当あることに注意されたい。もちろん、蔵書目録の記載が完全に誤っているばあいは、これを訂正した。

2) 編者

編者の推定も、政表材料については、困難なばあいが多かった。基本的には原物について一々判定したが、その際、有力な根拠となったものは、使用された野紙に印刷された官省、府県名であった。しかし、野紙に印刷名のないものもあり、このばあいには、統計局の蔵書目録に記載されたものを採用し、これを〔 〕に入れた。

3) 刊年

刊本については、刊年の記載のあるばあい、および刊本の巻末に日付があつてこれを政表課誌によつて確認できたばあいは、注記なくただ明治何年とのみ記載した。例言、巻末、等に年月のあるばあいは〔例言〕、〔巻末〕、等と注記した。以上の何れでもないばあいは、統計局図書館蔵書目録の刊年を〔 〕に入れて記載した。政表原稿のばあいは、原稿に記載された作成年を使用した。

3. 配列について

はじめに「日本政表」の刊本およびその最終原稿と原稿の一部を掲げた。その配列の順序は、日本府県民費表、国郡高反別調、日本全国人員、等の主題別とし、そのなかの配列は調査対象年次順とした。つぎに「日本政表」編集材料を一括して掲げた。これを院省使府県進達原稿と太政官編集材料に大別し、さらにこの両者をそれぞれ、下記の解題で説明した「院省使府県政表編製調目録」（「目録」と略称）にあるもの、「目録」にないものに分類した。それ以下の配列の順序は、刊本と同じく、主題別、調査対象年次別とした。

この配列方法を採用した理由については、下記の解題を参照されたい。

「日本政表」刊本および最終原稿

日本府県民費表

- (1)明治六年日本府県民費表 〔太政官〕政表課 編 明治8年 126P. (総) (内) (国)
(2)明治六年日本府県民費表 東京 明治文献資料刊行会 昭和41年 翻刻本 (明治前期産業発達史資料別冊第9の5)
(3)明治七年日本府県民費表 〔太政官〕正院第五科 編 明治9年 155P. (総) (内)
(4)明治七年日本府県民費表 東京 明治文献資料刊行会 昭和41年 翻刻本 (明治前期産業発達史資料別冊第9の5)
(5)明治八年日本府県民費表 〔太政官〕調査局 編 明治10年 143P. (総) (内)
(6)明治八年日本府県民費表 東京 明治文献資料刊行会 昭和41年 翻刻本 (明治前期産業発達史資料別冊第9の5)
(7)明治九年日本府県民費表 〔太政官〕調査局 編 明治11年 136P. (総) (内)
(8)明治九年日本府県民費表 東京 明治文献資料刊行会 昭和41年 翻刻本 (明治前期産業発達史資料別冊第9の5)
(9)明治十年日本府県民費表 〔太政官〕調査局 編 明治12年 139P. (総) (内)

国郡高反別調

- ⑩明治六年国郡高反別調 上 下 〔太政官正院史官第五科政表掛〕 編 明治8年〔緒言〕(写)
2冊① (総) (セ・覆)

日本全国人員

- ⑪明治七年政表 日本全国人員 男女 出生 死亡 年令 族籍 職業 〔太政官〕正院第五科 編
明治9年 45P. ② (総) (内) (セ・マ)
⑫明治七年政表 日本全国人員 男女 出生 死亡 年令 族籍 職業 〔太政官〕正院第五科 編
明治9年〔巻末〕(写) 45P. ③ (総) (セ・マ)
⑬明治七年政表 日本全国人員 男女 出生 死亡 年令 族籍 職業 〔太政官〕正院第五科 編
〔明治9年〕(写) 48丁④ (総) (セ・覆)
⑭明治七年政表 日本全国人員之部 出生 死亡 年令 族籍 職業 〔太政官〕正院第五科 編
〔明治9年〕(写) 19丁⑤ (総) (セ・マ)
⑮明治八年明治九年日本政表 全国人員之部 〔太政官〕会計部 編 明治13年 51P.
(総) (内) (国) (セ・覆)
⑯明治九年政表 全国人員之部 〔太政官〕会計部 編 明治13年〔巻末〕(写) 19丁⑥
(総) (セ・覆)
⑰明治九年政表 日本全国人員 男女 夫婦 出生 死亡 年令 族籍 職業 壱児 〔太政官会計部〕
編 〔明治13年〕(写) 20丁⑦ (総) (セ・覆)
家禄賞典禄 杜寺教院 賦金
⑱明治六年政表 家禄賞典禄杜寺収納半租高之部 府県賦金之部 〔太政官〕正院第五科 編 明治8
年 64P. (総) (内) (セ・マ)
⑲明治六年政表 杜寺教院之部 〔太政官正院第五科〕 編 〔明治9年〕(写) 11丁⑧

- (総) (セ・覆)
- 20社寺調 自明治六年至同九年 [太政官調査局] 編 [明治10年] (写) 12丁⑨ (総)
- 21社寺明治十年政表 [内務省] 社寺局 編 (写) 49丁⑩ (総) (セ・覆)
- 22明治十二年政表 [内務省] 社寺局 編 明治14年 [巻頭] (写) 38丁⑪ (総) (セ・覆)
- 23明治七年日本政表 家禄賞典禄之部 府県賦金之部 [太政官] 調査局 編 明治11年 81P. (総) (内) (セ・マ)
- 24明治七年日本政表 賦金 [太政官] 調査局 編 明治11年 [巻末] (写) 31丁⑫ (総) (セ・マ)
- 25明治八年日本政表 家禄賞典禄之部 [太政官] 調査局 編 明治12年 72P. (総) (内) (セ・覆)
- 26明治八年日本政表 家禄賞典禄之部 [太政官] 調査局 編 [明治12年] (写) 34丁⑬ (総) (セ・覆)
- 27明治八年日本政表 府県税及ヒ賦金ノ部 [太政官] 調査局 編 明治12年 73P. (総) (内) (セ・覆)
- 28明治八年日本政表 府県税及ヒ賦金ノ部 [太政官] 調査局 編 明治12年 [巻末] (写) 32丁⑭ (総) (セ・マ)
- 29明治八年日本政表 府県税及ヒ賦金ノ部 [太政官] 調査局 編 明治12年 [巻末] (写) 34丁⑮ (総) (セ・覆)
- 紙幣公債及び諸券**
- 30明治六年政表 紙幣公債及ヒ諸券之部 [太政官正院第五科] 編 [明治8年] (写) 5丁⑯ (総)
- 31明治六年政表 紙幣公債及ヒ諸券之部 家禄賞典禄社寺半租高之部 賦金之部 [太政官] 正院第五科 編 明治8年 [巻末] (写) 37丁⑰ (総) (セ・覆)
- 32明治七年政表 紙幣公債償金及ヒ諸券銀行貨幣鑄造之部 [太政官] 編 [明治8~11年間] (写) 8丁⑱ (総) (セ)
- 海外貿易**
- 33明治六年海外貿易表 [太政官] 政表課 編 明治7年 46P. (総) (内) (セ・覆)
- 34明治七年政表 海外貿易之部 [太政官] 正院第五科 編 明治8年 38P. (総)
- 35铁道表 明治六年同七年海外貿易表 [太政官正院第五科] 編 明治8年 (写) 5丁⑲ (総) (セ・覆)
- 36明治八年政表 海外貿易之部 [太政官] 正院第五科 編 明治9年 26P. (総) (内) (セ・覆)
- 37明治八年政表 海外貿易之部 [太政官正院第五科] 編 [明治9年] (写) 71丁⑳ (総) (セ・マ)
- 38明治九年日本政表 海外貿易之部 [太政官] 調査局 編 明治10年 36P. (総) (内) (セ)
- 39明治十年日本政表 海外貿易之部 [太政官] 調査局 編 明治11年 63P. (総) (内) (セ)
- 鉄道**
- 40明治十一年日本政表 海外貿易ノ部 [太政官] 調査局 編 明治12年 83P. (総) (内) (セ)
- 41铁道表 明治六年同七年海外貿易表 [太政官正院第五科] 編 明治8年 (写) 5丁 (総) (セ・覆)
- 監獄 裁判 処刑 警察**
- 42八年政表 監獄局ノ部 [内務省] 編 [明治9年] (写) 12丁㉑ (総) (セ・マ)
- 43九年政表 監獄局ノ部 [内務省] 編 [明治10年] (写) (総) (セ・マ)
- 44十年政表 監獄局ノ部 [内務省] 編 [明治11年] (写) (総) (セ・マ)
- 45十一年政表 監獄局ノ部 [内務省] 編 [明治12年] (写) (総) (セ・マ)
- 46明治六年政表 司法処刑ノ部 陸海軍処刑ノ部 聽訟ノ部 警保ノ部 [太政官] 正院第五科 編 明治9年 80P. (総) (内) (セ・マ)
- 47明治七年日本政表 刑事裁判ノ部 陸海軍裁判ノ部 警察ノ部 [太政官] 調査局 編 明治10年 89P. (総) (内) (セ・マ)
- 48明治七年日本政表 刑事裁判ノ部 陸海軍裁判ノ部 [太政官調査局] 編 [明治10年] (写) 30丁㉒ (総) (セ・マ)
- 49明治七年政表 警察之部 [太政官] 調査局 編 明治10年 [巻末] (写) 18丁㉓ (総) (セ・マ)
- 50明治七年政表 陸海軍処刑之部 [太政官調査局] 編 [明治10年] (写) 16丁㉔ (総) (セ・マ)
- 51明治七年政表 処刑ノ部 [太政官調査局] 編 [明治10年] (写) 15丁㉕ (総) (セ・マ)
- 52明治八年日本政表 刑事裁判之部 [太政官] 調査局 編 明治12年 38P. (総) (内) (セ・覆)

- 53明治八年日本政表 刑事裁判ノ部 陸海軍裁判ノ部 [太政官]調査局 編 [明治10~14年間]
(写) 33丁^㉙ (総) (セ・覆)
- 54明治八年日本政表 陸軍海軍裁判之部 [太政官]調査局 編 明治12年 39P.
(総) (内) (セ・覆)
- 55明治八年日本政表 警察ノ部 [太政官]調査局 編 明治12年 [卷末] 36P.
(総) (内) (セ・覆)
- 56明治八年日本政表 警察ノ部 [太政官]調査局 編 明治12年 [卷末] (写) 18丁^㉙
(総) (セ・覆)
- 57明治八年度日本政表 警察 [太政官調査局] 編 [明治12年] (写) 14丁^㉙ (総) (セ・マ)
- 58明治八年日本政表 警察ノ部 [太政官]調査局 編 [明治12年] (写) 18丁^㉙
(総) (セ・マ)
- 59明治八年日本政表 警察ノ部 [太政官]調査局 編 明治12年 [卷末] (写) 25丁^㉚ (総)
- 60明治八年日本政表 警察ノ部 [太政官]調査局 編 [明治12年] (写) 21丁^㉛ (総)
- 61明治九年日本政表 警察ノ部 [太政官]調査局 編 明治12年 65P.
(総) (内) (セ・覆)
- 62明治九年日本政表 警察ノ部 [太政官]調査局 編 明治12年 [卷末] (写) 32丁^㉙
(総) (セ・覆)
- 63明治十年日本政表 警察ノ部 [太政官]会計部 編 明治13年 60P.
(総) (内) (セ・覆)
- 64明治十年日本政表 警察ノ部 [太政官]会計部 編 明治13年 [卷末] (写) 31丁^㉛
(総) (セ・覆)
- 65明治十年日本政表 警察ノ部 [太政官会計部] 編 [明治13年] (写) 31丁^㉛
(総) (セ・覆)
- 66明治十一年日本政表 警察ノ部 [太政官]会計部統計課 編 明治14年 [卷末] (写) 56丁^㉛
(総) (セ・覆)
- 67明治九年明治十年東京府下懲役場盜賊調 [太政官]調査局 編 明治11年 24P.
(総) (内)
- 68明治十一年東京府下懲役場盜賊調 [太政官]会計部 編 明治13年 30P.
(総) (内)
- 69明治十一年一月ヨリ六月マデ 東京府下懲役場盜賊調 [太政官会計部] [明治12年] (写)
13丁 (総) (セ・マ)
- 教育**
- 70明治六年政表 教育之部 [太政官正院第五科] 編 [明治8年] (写) 17丁^㉛
(総) (セ・覆)
- 71明治六年同七年日本政表 教育之部 太政官調査局 編 明治11年 [卷末] (写) 23丁^㉛
(総) (セ・覆)
- 72明治自六年至七年日本政表 教育之部 太政官調査局 編 [明治11年] (写) 24丁^㉛ (総)
- その他**
- 73明治九年東京事物統計表 [太政官] 編 [明治10年] (写) 18丁^㉛ (総) (セ・覆)

「日本政表」編集材料

院省使府県進達調書

A 「目録」にあるもの

官員

- 74院省使府県官員族籍調 明治六年 [太政官他] 編 [明治8~9年] (写)^㉛ (総) (セ・マ)
- 75海外留学生徒調 壬申年末調 [文部省] 編 [明治6年以降] (写) 65丁^㉛ (総) (セ・マ)
- 76院省使府県官員族籍調 明治七年 [太政官他] 編 [明治8~9年] (写)^㉛ (総) (セ・マ)
- 77明治八年官員表 [大蔵省統計寮] 編 [明治9年] (写)^㉛ (総) (セ・マ)
- 78院省使府県官員族籍調 明治八年同九年 [太政官他] 編 [明治9~11年] (写)^㉛ (総) (セ・マ)
- 79明治九年官員表 [大蔵省統計寮] 編 [明治10年] (写)^㉛ (総) (セ・マ)

政表課編集材料

B 「目録」にあるもの

官員

- (111) 条約国六年 海外行人六年 戊辰以来壬申
歳末限海外行人名調 院省使生徒六年 太政官
布告並布達表六年 左院議事並建白表六年 [太
政官] 編 [明治7年以降] (写) 14丁^㉛
(総) (セ・マ)
- (112) 自明治元年至同七年 官省使諸官員調 [太
政官] 編 [明治19年] (写)^㉛ (総) (セ・マ)
- (113) 明治八年分官費雇外国人一ヶ年給与高概算
[太政官] [明治9年] (写) 15丁
(総) (セ・マ)

院省使府県進達調書

- (80) 明治十年官員表〔大蔵省統計表〕編〔明治11年〕(写)⑥ (総)(セ・マ)
 (81) 院省使府県官員族籍調 明治十二年〔太政官他〕編〔明治13~14年〕(写)
 (総)(セ・マ)
 (82) 明治十二年官員表〔大蔵省統計表〕編〔明治13年〕(写)⑦ (総)(セ・マ)
 (83) 官員表 明治十二年 内務省 編 ((110)の政表編製雜之部をみよ)
 (84) 院省使府県官員族籍調 明治十三年〔太政官他〕編〔明治15年〕(写)⑧
 (総)(セ・マ)
 (85) 明治十四年十二月三十一日統計材料官員調 三冊ノ内一〔東京府他〕編〔明治15年〕(写)⑨ (総)(セ・マ)

船舶

- (86) 明治八年西洋形船舶表 明治八年西洋形日本製船舶表 等 内務省駅逓局察 編 ((110)の政表編製雜之部をみよ)
 (87) 西洋形船舶表 自明治六年至同十二年〔内務省駅逓局〕編〔明治13年〕(写) 87丁⑩
 (総)(セ・覆)
 (88) 船舶調 明治十三年一月 西洋形船舶現在数 蒸氣之部 風帆船之部〔内務省〕駅逓局編〔明治14年〕(写) 20丁⑪
 (総)(セ・覆)

陸海軍

- (89) 全国歩兵隊人員表 明治六年十二月 明治六年十二月卅一日調近衛騎兵隊 等 陸軍省 ((110)の政表編製雜之部をみよ)
 (90) 明治十年艦船諸港碇泊記 十二月調 明治六年艦船表 等 海軍省 ((110)の政表編製雜之部をみよ)

工部省

- (91) 考課状 明治七年〔工部省〕編〔明治8年〕(写) 9冊 (総)(セ・マ)
 (92) 明治六年七年私鉱借区表 工部省鉱山寮 編 明治7~8年(写) 32丁 (総)
 (93) 明治七年生野鉱山経費計算表 明治七年鉱山寮 経費計算表 等 工部省鉱山寮 ((110)の政表編製雜之部をみよ)
 (94) 明治七年鉄道寮経費計算表 明治七年阪神間鉄道経費計算表 等 工部省鉄道寮 ((110)の政表編製雜之部をみよ)
 (95) 明治七年鉄道寮儲外因人師長等報告書〔工部省鉄道寮〕編〔明治8年〕(写) 108丁⑫
 (総)(セ・覆)

土地

- (96) 反別坪敷数 明治五年六年比較調帳 内務省地理寮 編 明治8年(巻頭) (写) 153丁⑬
 (総)(セ・覆)
 (97) 明治六年賦税地田畠反別其外諸引仕訣帳〔内務省〕編〔明治7年〕(写) 66丁⑭
 (総)(セ・覆)

船舶

- (114) 明治六年船舶 太政官 ((110)の政表編製雜之部をみよ)

工部省

- (115) 明治八年分 院省使府県政表編製調 鉱山ノ部〔太政官〕編〔明治9年〕(写)
 13丁 (総)(セ・覆)

土地

- (116) 郡村石高帳 全〔太政官政表課〕編〔明治7年〕(写) 145丁⑮ (総)(セ・覆)
 (117) 明治六年限賦税地田畠反別調〔太政官政表課〕編〔明治9年〕(写) 10丁⑯
 (総)(セ・覆)
 (118) 全国反別石高総計 壬申年調〔太政官政

- 院省使府県進達調書
 98七年管轄限反別一覧表 内務省地理寮 編
 〔明治9年〕 (写) ⑥ (総) (セ・覆)
 99明治七年分 院省使府県政表編製調 地理寮
 民有税地反別比較調 駅通寮 官庁地調 [内
 務省] 編 [明治8年] (写) 77丁 ⑥
 (総) (セ・覆)

処刑 警察 衛生

- (100) 明治七年処刑人員 警視庁 ((110)の政表
 編製雑之部をみよ)
 (101) 明治七年処刑人員 高知県 ((110)の政表
 編製雑之部をみよ)
 (102) 明治七年処刑人員 長崎県 ((110)の政表
 編製雑之部をみよ)
 (103) 明治九年政表科目調査表 [内務省警視局]
 編 [明治10年] (写) 10丁 ⑦
 (総) (セ・マ)
 (104) 明治十年政表 警視庁 ((110)の政表編製
 雜之部をみよ)
 (105) 明治十一年府県警察政表 [内務省] 編
 〔明治12年〕 (写) (総) (セ・マ)
 (106) 府県警察政表 明治十二年自一月至十二月
 [内務省] 編 [明治13年] (写)
 (総) (セ・マ)
 (107) 明治十年虎列刺病表 内務省衛生局 編
 明治十一年 (写) 7丁 (総)
 (108) 開拓使警察政表 明治十二年自一月至十二
 月 [内務省] 編 [明治13年] (写)
 51丁 (総) (セ・マ)
 勸業寮
 (109) 明治七年分勸業寮 明治八年内務省中勸業
 寮等 内務省 ((110)の政表編製雑之部をみよ)
 その他
 (110) 政表編製雑之部 [陸軍省他] 編 [明
 治13年] (写) ⑥ (総) (セ・覆)

C 「目録」にないもの

紙幣 公債

- (124) 六七兩年分紙幣公債及金貨鑄造高 原書
 大蔵省統計寮 明治8年 (写) ⑥ (総)
 (125) 自明治八年一月至同九年六月 紙幣発行引
 揚流通高 金札引換公債秩祿公債証書交付及利
 息 銀行資本金株主員 紙幣流通高及準備金
 貨幣鑄造高及発行高 内外公債元利償還高 諸
 会社金券引揚高未済高 調書 大蔵省統計寮
 編 明治9年 (写) ⑥ (総) (セ・覆)

政表課編集材料

- 表課] 編 [明治7年] (写) 20丁 ⑥
 (総) (セ・覆)
 (119) 六年七年反別比較一覧表 [太政官] 史
 官第五科政表係 編 [明治9年] (写) 22
 P. ⑥ (総) (セ・覆)
 (120) 明治七年全国反別調 [太政官] 編 [明
 治8年] (写) 5丁 ⑥ (総) (セ・覆)
 (121) 全国田畠山野荒地其他増減表 明治9年
 [太政官] 編 [明治10年] (写) 23丁 ⑥
 (総) (セ・覆)

処刑 警察 衛生

- (122) 明治七年県処刑人員 太政官 ((の政
 表編製雑之部をみよ)
 (123) 明治八年長崎県処刑人員 太政官 ((の
 政表編製雑之部をみよ)

D 「目録」にないもの

日本全国人員

- (135) 生国区分 生国区别 年齢 宗旨 身上の
 有様 明治十年十一年比較 其他 太政官調査
 局政表課編 明治11年~12年 (写) 27丁 ⑦
 (総) (セ・覆)

紙幣 公債

- (136) 自明治十年七月至同十二年十二月 紙幣製
 造高表 諸紙幣流通表 銀行紙幣製造及渡高表
 [太政官] 編 [明治11~13年] (写)
 181丁 ⑦ (総) (セ・マ)

院省使府県進達調書

- (126) 自明治九年七月至同十一年六月 紙幣兌行
引揚流通高 内外公債元利償還高 銀行及諸会
社資本金其外調書 貨幣鑄造高及兌行高 大藏
省統計寮 編 明治12年 (写)⑥ (総) (セ・覆)
- (127) 全国國立銀行表 [大藏省] 会計部 編
明治13年 (写) 11丁 (総) (セ・覆)
- 家禄 賞典禄**
- (128) 明治6年調 華士族家禄賞典統計調帳 [大
藏省国債寮] 秩禄課 編 [明治7年] (写)
17丁 (総) (セ・マ)
- (129) 明治六年十二月三十一日現員家禄支給取調
牒 同上賞典禄支給取調牒 明治六年分社寺半
租渡高取調牒 [大藏省租税寮] 編 [明治8
年] (写) 68丁⑩ (総) (セ・マ)
- (130) 明治八年自一月至六月(上 同自七月至十
二月下) 使府県賞典禄変更調 上(下) 明
治8年 [大藏省] 編 [明治9年] (写)
100丁⑪ (総) (セ・マ)
- (131) 明治八年自一月至六月(上) 自七月至十二
月(下) 使府県家禄変更調 [大藏省] 編
[明治8~9年] (写)⑫ (総) (セ・マ)
- (132) 明治九年中使府県家禄変更調 [大藏省]
編 [明治10年] (写)⑬ (総) (セ・マ)
- 貿易**
- (133) 各港輸出物品表 自慶應二年至明治六年
[大藏省] 統計寮 編 明治7年 [例言]
22P. (総) (内) (セ・覆)
- (134) 大日本各海關輸出入物品表 自明治七年一
月至同九年六月 [大藏省] 租税寮 編 [明
治7~9年] 30冊 月刊⑭ (総) (内)

書誌注記

- ①太政官の署紙を使用している。
- ②巻頭には「明治六年明治七年日本全國人員」とあり。
- ③巻頭には「明治六年明治七年日本全國人員」とあり。部分的に刊本の綴込み、切張りあり。外題の右肩に「非」の朱書きあり。最終原稿と推定。統計局目録では、われわれのリスト⑬の「原書」と朱書きしてある草稿を最終原稿と推定しているが、2冊を比較してみると、⑬の「原書」の方が朱筆の訂正が多く、この⑫では、それを清書している。またこの⑫に筆で書かれたページ付が刊本のページ付と合致している。この2つの理由によって、⑫を最終原稿と推定した。(書誌注記④を参照)
- ④巻頭には「明治六年明治七年日本全國人員」とあり。部分的に刊本の綴込み、切張りあり。外題の右肩に「原書」の朱書きあり。原稿と推定。
- ⑤巻頭には「日本全國人員明治六年一月一日調 明治七年一月一日調」とあり。原稿と推定(統計局図書館蔵書目録)。
- ⑥巻頭には「日本政表全國人員明治八年九年」とあり。原稿と推定(統計局図書館蔵書目録)。
- ⑦原稿の1部と推定(統計局図書館蔵書目録)。
- ⑧最終原稿と推定(統計局図書館蔵書目録)。「政表課誌」によると明治9年1月に「社寺僧尼教院の諸表成る」とあるが、刊本は現在の調査段階では発見されていない。現在、総理府統計局図書館所蔵のこの原稿があるのみである。
- ⑨原稿と推定。太政官の署紙使用。完成年は10年から14年の間と推定されるが、ここでは10年とした。
- ⑩社寺局より統計院へ進達された「明治十二年政表」と合綴。内務省の署紙を使用。作成年不詳。
- ⑪「社寺明治十年政表」と合綴。内務省の署紙を使用。最初に内務大書記官何礼之と署名押印のある統計院幹事宛の申進書の綴込み。
- ⑫最終原稿と推定(統計局図書館蔵書目録)。
- ⑬外題右肩に「原書扣」の朱書きあり。巻末に太政官署紙による下書き添付(5丁)。最終原稿と推定

家禄 賞典禄

- (137) 各藩維新士卒禄調 (写) 11丁⑫
(総) (セ・マ)
- (138) 明治六年十二月三十一日現員家禄支給取調
牒 同上賞典禄支給取調牒 明治六年分社寺半
租渡高取調牒 [太政官] 編 [明治8年]
(写) 63丁⑬ (総) (セ・マ)
- (139) 明治七年家禄支給変更表 [太政官] 編
[明治8年] (写) 36丁⑭ (総) (セ・マ)

貿易

- (140) 自明治元年至同十年 十ヶ年貿易表輸出入
比例下調 [太政官会計部統計課] 編 [明
治13年] (写) 112丁⑮ (総) (セ・覆)
- (141) 貿易十ヶ年比較表取調参考要書類 [太政
官会計部統計課] 編 [明治13年] (写)⑯
(総) (セ・覆)

（統計局図書館蔵書目録）。

⑯最終原稿と推定（統計局図書館蔵書）。

⑰原稿と推定（統計局図書館蔵書目録）。

⑱原稿と推定。リストの⑩のものより最終原稿に近いと推定される。刊本は現在の調査段階では発見されていない。

⑲原稿と推定。紙幣公債及と諸券之部は、リストの⑩の前段階原稿であり、家禄賞典禄社半租高之部賦金之部は、リストの⑩の原稿である。

⑳原稿と推定（統計局図書館蔵書目録）。刊本は現在の調査段階では発見されていない。

㉑外題は「一、鉄道表 一、明治六年同七年海外貿易表」とあり、鉄道表と明治六年同七年海外貿易表とを同じ墨紙に筆写したものである。從って鉄道の主題の項にも、この草稿を⑪として掲載してある。表題紙には、明治八年十月調とあり。原稿と推定。

㉒題名は内題による。明治六年海外貿易物品表例言、明治八年政表海外貿易之部（右肩に「再纂」とあり）、明治八年政表海外貿易之部（右肩に「原纂」とあり）、明治八年三月各港税関金銀貨幣類外國輸出入高取調書、金銀貨幣類各國輸出入高調、明治十一年各港税関金銀貨幣類及地金外國輸出入高、新旧金銀貨幣各港輸出高、明治十三年各港税関金銀貨幣類及地金外國輸出入高を合綴。

㉓凡例首には「八年政表自七月一日至十二月卅一日」とあり、8年の後半年分の完全原稿。

㉔最終原稿の1部と推定（統計局図書館蔵書目録）。

㉕リストの⑪刊本のうち「警察ノ部」の最終原稿と推定。

㉖巻頭には「明治七年日本陸軍海軍々人軍属処刑表」とあり。リストの⑪刊本のうち「陸海軍裁判ノ部」の原稿と推定。

㉗巻頭には「明治七年日本処刑表」とあり。リストの⑪刊本のうち「刑事裁判ノ部」の原稿と推定。

㉘リストの⑤の刊本および⑤の刊本の原稿と推定。

㉙最終原稿と推定（統計局図書館蔵書目録）。

㉚巻頭には「日本政表 警察 明治八年」とあり。原稿と推定（統計局図書館蔵書目録）。

㉛原稿と推定（統計局図書館蔵書目録）。

㉜外題左肩に「本書」の朱書あり。明治8年警察ノ部原稿中最も訂正抹消が多い。原稿と推定（統計局図書館蔵書目録）。

㉝原稿と推定（統計局図書館蔵書目録）。

㉞原稿と推定（統計局図書館蔵書目録）。

㉟最終原稿と推定（統計局図書館蔵書目録）。

㉛書名は巻頭による。表紙には明治十年警察政表とあり。原稿と推定（統計局図書館蔵書目録）。

㉜最終原稿と推定（統計局図書館蔵書目録）。刊本は現在の調査段階では発見されていない。

㉝原稿と推定（統計局図書館蔵書目録）。刊本は現在の調査段階では発見されていない。

㉞最終原稿と推定（統計局図書館蔵書目録）。刊本は現在の調査段階では発見されていない。

㉟原稿と推定（統計局図書館蔵書目録）。

㉞太政官の墨紙を使用。

㉟題名は題簽による。刊年は上申年をもってあてた。

㉟題名は題簽による。

㉟題名は題簽による。

㉛表紙の外題には「大蔵省調查明治八年官員調 全」とあり、その右下に「統計局」とある。

㉜総理府統計局図書館で2冊に分けて製本してある。

㉝表紙の題簽には「大蔵省調查明治九年官員調 全」とあり、題簽の右下に「統計院」とある。

㉞表紙の題簽には「大蔵省調查明治十年官員調 全」とあり、題簽の右下に「統計院」とある。

㉞表紙の題簽には「大蔵省調查明治十二年官員調 全」とあり、題簽の右下に「統計院」とある。

㉞統計表の様式がととのい完成原稿になっているものが多い。

㉞東京府、京都府、大阪府、神奈川県、兵庫県、長崎県、新潟県、埼玉県、千葉県、茨城県よりの上申書を合綴したものであるが、使用墨紙は不明確。総理府統計局図書館で2冊に分けて製本してある。

㉞駅逓局の墨紙を使用。最後に太政官で独自に集計した太政官墨紙使用の集計表がある。

㉞駅逓局の墨紙を使用。内題に「明治十三年一月船舶現在数及び噸数同十二年中新規買入新造併取毀売払難破等之数及び噸数調書」とあり。

㉞工部省の墨紙を使用。

㉞題名は題簽による。

㉞表題紙には「明治六年賦税地田畠反別其外諸引仕訳帳 式冊之内乙」とあり。

㉞題名は内表紙の題簽による。表紙右肩に「明治九年一月内務省上申」とあり。巻末に「写本 明治九年一月調一冊」とあり。

- ⑥内務省の算紙を使用。
- ⑦題名の右肩に「警視」と朱書きあり。
- ⑧題名は題簽による。目録首には「政表編製諸部」とあり、各省府県進達の原稿を合綴したものである。個々の統計表はそれぞれの主題のもとに別に掲げた。総理府統計局図書館で2冊に分けて製本してある。
- ⑨太政官の算紙を使用。
- ⑩題名は内題による。内題左脇に「但大蔵省報告課より借用の上勝写す 明治十九年」と書きこみあり。外題には「明治九年より同十三年迄 官員調査稿下 附 履外國人在留外國人海外行人員調」とあり。太政官の算紙を使用。はじめに明治16年10月1日付の進達書があり、これによって大蔵省の作成年が16年であることが分る。太政官で19年に写したものであるが、特にこのリストに掲載した。総理府統計局で3冊に分けて製本してある。
- ⑪題名は題簽による。太政官の算紙を使用。統計局図書館蔵書目録には大蔵省租税資編があるが、現物にはどこにも大蔵省の記述はない。巻末に「六年調三府六十県」とあるので刊年の推定は7年とした。7年は政表課の時期であるので、編者は太政官政表課と推定した。この点、後の検討を要する。
- ⑫巻頭第1頁には「明治六年より国限賦税地田畠反別調」とあり。表題紙右下に「倉持調」とある。倉持は当時、太政官政表課の職員であるので太政官政表課編と推定した。
- ⑬太政官の算紙を使用。巻末に「右明治七年二月内務省地理寮より借鈔す」とあるので作成年は7年、と推定、また7年は政表課の時期であるので政表課編と推定した。
- ⑭表題紙右肩に「明治九年一月内務省上申」とあり。
- ⑮太政官の算紙を使用。
- ⑯題名は題簽による。太政官の算紙を使用。
- ⑰題名は内表紙題簽による。表紙右に史官第五科政表係とあり。大蔵省の算紙を使用。
- ⑱大蔵省の算紙を使用。
- ⑲大蔵省の算紙を使用。
- ⑳大蔵省の算紙を使用。巻末に明治9年大蔵省租税寮より正院第五科へ報告した「明治六年明治七年全国貢納石代平均相場」が合綴されている。
- ㉑題名の内〔 〕内の文字は後でつけ加えられたものである。大蔵省の算紙を使用。巻末に太政官で作成し、太政官算紙に書かれた「明治八年賞典祿変更調總計」がある。上↓を合綴してある。
- ㉒大蔵省の算紙を使用。巻末に太政官で作成し、太政官算紙に書かれた「明治八年使府県家祿変更調合計」がある。上下を合綴してある。
- ㉓大蔵省の算紙を使用。
- ㉔題名は題簽による。7年1月のみは題名が「大日本各港輸出入物品表」となっている。
- ㉕「明治十一年七月ヨリ十二月マデノ盜賊調 国分」、「明治十一年盜賊調生因区別」、「明治十一年七月ヨリ十二月マデノ盜賊調職業表」が合綴してある。
- ㉖太政官算紙による写本と大蔵省算紙を使用した大蔵省調査の原本とを合綴してある。
- ㉗内題の右に朱書にて「各藩封土版籍奉還前上卒祿高調（明治二年六月廿五日令達に拠て録上したもの）」とあり。
- ㉘太政官の算紙を使用。（129）の大蔵省租税寮よりの報告を太政官で手写したもの。大蔵省からの報告の巻末に合綴されていた「明治六年明治七年全国貢納石代平均相場」はない。
- ㉙太政官の算紙を使用。
- ㉚題名は題簽による。太政官の算紙を使用。
- ㉛題名は題簽による。本文第1丁には「十ヶ年比較表原書覚 宇川盛三郎」とあり。同紙右肩に「要用原書校正済」と墨書きがある。太政官の算紙を使用。

統計内容注記

以下の「日本政表」統計内容注記のうち、「日本府県民費表」については後段の第7章に、また「明治六年国郡高反別調」についても第7章に掲載したのでそこを見られたい。

日本全国人員

① 明治七年政表 日本全国人員 男女 出生 死亡 年
齢 族籍 職業
調査対象年 明治6年～7年
内容細目

明治6年明治7年日本全国人員：〔記事〕明治6年全国人員（男、女）明治7年全国人員（男、女）府県73ヶ国人員（5～7年<男、女>）日本全国人員表（表頭 国名：日向、大隅、等、合計、渡島、後志、等、合計、樺太、琉球、総計；表側 6～7年<男、女>、人員百人に付6年より7年の<増、減>、女百人に付男の比例<6～7年>）〔府県73ヶ国出生死亡比例〕（5～6年<出生、死亡>）
明治5年2月1日より12月2日まで日本府県73ヶ国出生死亡表（表頭 国別；表側 出生・死亡<男、女>、比例人員百人中）明治6年1月1日より12月31日まで日本府県

72ヶ国及び北海道琉球出生死亡表（表頭 国別；表側 同前表）〔6年中長崎県内肥前国の出生死亡人員〕（出生・死亡<男、女>）

年齢：〔記事〕〔明治6年7年両年男女年齢別表〕（6～7年<男<14才以下、15才以上21才未満、21才以上60才未満、40才以上60才未満、60才以上80才未満、80才以上>、女<14才以下、15才以上40才未満、40才以上80才未満、80才以上>）15才以上60才未満の者（6～7年<男>、比較7年の減する事）〔21才以上60才未満の者〕（同前表）

族籍：〔記事〕〔明治6年同7年府県73ヶ国及び北海道11ヶ国の男女族籍別表〕（表頭 族籍；表側 6～7年<戸主、家族<男、女>>、6年より7年の<増、減>）〔寺及び僧尼の戸主を除く家数と戸主〕（6～7年<家数、戸主>）〔僧尼の戸主及び寺数〕（6～7年<寺、僧尼の戸主>）

職業：〔記事〕〔府県73ヶ国職業別人員表〕（表頭 6～7年<男、女>；表側 農、工、商、雜業、雇人）〔人員百人中職業比例表〕（表頭 6～7年；表側 同前表）〔明治6年同7年人員総計の内脱籍の者〕（表頭 6～7年<国別>；表側 男、女）

19 明治八年明治九年日本政表 全国人員之部

調査対象年 明治8年～9年

内容細目

明治7年人員（男、女） 明治8年人員（男、女） 明治9年人員（男、女） 日本全国人員（明治8年同9年1月1日調）（表頭 国名：日向、大隅、等、合計、渡島、後志、等、合計、樺太、琉球、総計；表側 8～9年<男、女>、人員百人に付7年より8年の<増、減>、人員百人に付8年より9年の<増、減>、女百人に付男の比例<8～9年>）

〔明治6～8年まで府県72ヶ国及び肥前国長崎県内併に北海道琉球の出生死亡比較表〕（6～8年<出生、死亡>）

日本全国出生及び死亡（7年）（表頭 同前々表；表側 出生・死亡<男、女>、比例人員百人中） 日本全国出生及び死亡（8年）（同前表） 日本全国夫婦の組数（明治8年同9年1月1日調）（表頭 国別；表側 8～9年<夫婦の組数、人員百人中夫婦の組数>）

年齢：〔記事〕〔明治8年9年両年男女年齢別表〕（8～9年<男<15才未満、15才以上21才未満、21才以上40才未満、40才以上60才未満、60才以上80才未満、80才以上>、女<15才未満、15才以上40才未満、40才以上80才未満、80才以上>）15才以上60才未満の男（8～9年<男>、比較9年の増す事）21才以上60才未満の男（同前表）

族籍：〔記事〕〔全國族籍及び戸主と家族増減表〕 明治8年（表頭 族籍；表側 戸主・家族<男、女、7年より8年の<増、減>>） 明治9年（表頭 族籍；表側 戸主・家族<男、女、8年より9年の<増、減>>）

職業：〔記事〕〔職業別人員表〕（表頭 8～9年<男、女>；表側 農、工、商、雜業、雇人） 脱籍人員及80才以上除籍人員（明治8年同9年1月1日調）（表頭 国別；表側 8～9年<脱籍、80才以上除籍<男、女>>）

家禄賞典祿 社寺教院 賦金

18 明治六年政表 家禄賞典祿社寺収納半租高之部 府県 賦金之部

調査対象年 明治6年

内容細目

明治6年家禄賞典祿高人員及び社寺収納半租高家禄高及人員（6年12月31日調）（永世祿<華族<人員、米>、士族<人員、米、大豆、金>、寺院<人員、米>>、一代祿<華族<人員、米>、士族及平民<人員、米、大豆、金>>、年限祿<士族及平民<人員、米>>、買受祿<士族及平民<人員、米>>、総計<人員、米、大豆、金>）

賞典祿高及人員（6年12月31日調）（永世祿<皇族・華族<人員、米>、士族<人員、米、金>、平民<人員、米>、招塊社<〔社数〕米>>、一代祿<華族・士族・平民<人員、米>>、年限祿<士族・旧近衛兵・平民<人員、米>>、総計<人員、社、米、金>、家禄賞典祿総計<米、大豆、金>）

社寺収納半租渡高（6年12月31日調）（3府40県社寺収納半租高<米、金>） 社寺収納半租高家禄賞典祿の合算（米、大豆、金） 同上米及大豆を金に改め総計金額（米、大豆、金の総計）

明治6年賦金

明治6年各府県賦金取立並遣払高（6年12月31日調）：東京府（賦金取立高<劇場、見せ物、等>、同遣払高<大藏省納、道路橋梁修繕入費会議所渡、等>、差引残金） 京都府（賦金取立高<牛車地車馬車人力車等の賦金、演劇觀物其他浮業納金、等>、同遣払高<京都並伏水市中道路修繕費、授産所助費>、差引残金） 大坂府（賦金取立高<諸遊所賦金、諸宿屋賦金、等>、同遣払高<勸業場入費備、橋梁入費備、等>、差引残金無之） 他55県 各府県賦金取立併遣払総計表：3府55県賦金取立総計表（馬車人力車其外諸車賦金並免許料、諸船其外船繫場及び筏等賦金、等） 3府48県賦金遣払総計表（道路橋梁並構築水柵波止等諸修繕入費、貧民教育金、等）

19 明治六年政表 社寺教院之部

調査対象年 明治6年

内容細目

社寺（6年）：神社（表頭 国別；表側 神宮別宮、官幣社国幣社、等） 寺院（表頭 国別；表側 天台、真言、等）〔記事〕〔明治6年中諸国の廃寺〕（同前表）

僧尼（6年）（表頭 国別<僧、尼>；表側 同前表）

〔明治6年12月31日教部省調の社寺僧尼数と7年1月1日戸籍寮調数比較表〕（表頭 社、寺、僧、尼；表側 戸籍寮調、教部省調）

教院（6年）（大教院・中教院・小教院<国別>）

〔国幣社以上の神官及常雇併教導職〕（6年12月31日調）（神官、常雇、教導職）〔教導職の内國幣社以上の神官にて兼補する者及僧にて補する者の員数〕（神官にて兼補する者、僧にて補する者）

20 社寺調 自明治六年至同九年

調査対象年 明治6～9年

内容細目

從前宗派（華嚴宗、法相宗、等）〔從前諸宗派の内其本宗に帰入する者〕（天台宗<天台兼学派、同津安楽派、等>、真言宗<律派、修驗派>等） 現存宗派（天台宗<山門、寺門、真盛派>、真言宗<古義派、新義派>等） 僧尼（6年12月21日教部調）（表頭 国別<僧、尼>；表側 天台、真言、等）〔6年12月31日教部省調と同1月1日戸籍寮調の社寺僧尼の数比較表〕（表頭 社、寺、僧、尼；表側

戸籍寮調、教部省調）

教院（6年12月31日調）（大教院、中教院、小教院）
〔国幣社以上の神官及び常雇併教導職員数表〕（6年12月31日調）（神官、常雇、教導職）〔右教導職の内国幣社以上の神官にて兼補する者及び僧にて補する者員数表〕（神官にて兼補せる者、僧にて補する者）日本全国家数併寺数（6～9年）（表頭 国別；表側 家数・寺数<6～9年>）明治6年より同9年まで全国家数寺数増減表（表頭 6～9年；表側 家数、増、千戸に付比例、寺数、減、千戸に付比例）別表（表頭 6～9年；表側 脱籍、増）

21 杜寺明治十年政表

調査対象年 明治10～11年

内容細目

明治10年神宮並官国幣社神官族籍現数表（12月31日）（表頭 族籍、総計、前年比較<増、減>；表側 勅任、奏任、判任）明治10年神仏諸宗教導職族籍現数表（12月31日）（表頭 同前表；表側 2級以上、6級以上、等）明治10年神仏各宗区別教導職族籍現数表（12月31日）（表頭 同前表；表側 神道、天台、等）明治10年神仏各宗区別教導職等級現数表（12月31日）（表頭 2級以上、6級以上、等、総計、前年比較<増、減>；表側 同前表）明治10年神仏現数表（12月31日）（表頭 国別、総計、前年比較<増、減>；表側 神宮、官幣大社、等）明治10年神社増減表（從1月至12月）（表頭 国別；表側 官幣大社・官幣中社・等<増、減>、合計・差引合計<増、減>）明治10年寺院現数表（12月31日）（表頭 同前表；表側 天台、真言、等）明治10年寺院増減表（從1月至12月）（表頭 同前表；表側 天台、真言、等）明治10年寺院増減表（從1月至12月）（表頭 同前表；表側 天台・真言、等・等<増、減>、合計・差引合計<増、減>）明治10年教院現数表（12月31日）（表頭 同前表；表側 天台、真言、等）明治10年教院増減表（從1月至12月）（表頭 同前表；表側 天台、真言、等）明治10年教院講社現数表（12月31日）（表頭 国別<大教院、中教院、等>、総計<大教院、中教院、等>；表側 神道、天台、等）明治10年教院講社増減表（從1月至12月）（表頭 国別<大教院、中教院、等；表側 神道・天台・等<増、減>、合計・差引合計<増、減>）明治10年教院生徒資本寄附金員数表（從1月至12月）（表頭 国別<生徒、資本金、寄附金>；表側 神道、天台、等）明治11年神官並官国幣社神官族籍現数表（12月31日）（表頭 族籍、総計、前年比較<増、減>；表側 勅任、奏任、判任）別表（常雇）明治11年神仏諸宗教導職族籍現数表（12月31日）（表頭 同前表；表側 2級以上、6級以上、等）

22 明治十二年政表

調査対象年 明治12年

内容細目

明治12年神官併官国幣社神官族籍現数表（12月31日）（表頭 族籍、総計、前年総計、比較<増、減>；表側 勅任、奏任、判任）別表（常雇）明治12年神仏諸宗教導職族籍現数表（12月31日）（表頭 同前表；表側 2級以上、6級以上、等）明治12年神仏各宗区別教導職族籍現数表（12月31日）（表頭 同前表；表側 神道、天台、等）明治12年神仏各宗区別教導職等級現数表（12月31日）（表頭 2級以上、6級以上、等、総計、前年総計<男、女>、比較<増、減>；表側 同前表）明治12年神社現数表（12月31日）（表頭 国別、総計、前

年総計、比較<増、減>；表側 神官、官幣大社、等、合計、境外無格社）明治12年神社増減表（從1月至12月）（表頭 国別、総計、差引総計；表側 官幣大社・官幣中社・等・合計・差引合計<増、減>）

明治12年寺院現数表（12月31日）（表頭 同前々表；表側 天台、真言、等、合計、境外仏堂）明治12年寺院増減表（從1月至12月）（表頭 同前々表；表側 天台・真言・等・合計・差引合計<増、減>）

明治12年教院現数表（12月31日）（表頭 同前々表；表側 神道、天台、等）明治12年教院増減表（從1月至12月）（表頭 同前々表；表側 神道・天台・等・合計・差引合計<増、減>）明治12年講社現数表（12月31日）（同前々表）明治12年講社増減表（從1月至12月）（同前々表）

23 明治七年日本政表 家祿賞典祿之部 府県賦金之部

調査対象年 明治7年

内容細目

日本政表 家祿賞典祿 明治7年

〔記事〕家祿高及び人員（7月12月31日調）（永世祿<華族・華族格<人員・米>、士族<人員、米、大豆、金>、寺院<寺数、米>>、終身祿<華族<人員・米>、士族及平民<人員・米、大豆、金>>、年限祿・買受祿<上族及平民<人員・米>>）〔前表中重複するものを除く人員実数〕（人員<華族、同格、士族、士族及び平民、寺院>）〔明治7年中家祿に変更ある使府県別人員表〕（表頭 使府県別；表側 新に賜、復旧、等、献祿、奉還、等）

〔7年中実に増したる人員と祿高〕（人員、米、金）

〔7年中実に減じたる人員と祿高〕（人員、米、大豆、金）賞典祿高及び人員（7月12月31日調）（賞典永世祿<皇族・華族<人員・米>、士族<人員、米、金>>、家督迄の賞典祿<士族<人員、米>>、賞典終身祿<華族・士族・平民<人員、米>>、賞典年限祿<上族・旧近衛兵・平民<人員、米>>）〔明治7年中賞典祿に変更ありたる府県別人員〕（表頭 府県別；表側 新に賜、復旧、等、奉還、分割奉還、等）〔明治7年中賞典祿の増したる人員と祿高〕（人員、米）〔明治7年中賞典祿の減じたる人員と祿高〕（人員、米、金）家祿高賞典祿高総計（7年12月31日調）（米、大豆、金）

日本政表 賦金 明治7年

〔記事〕明治7年各府県賦金取立並遣払高（7年12月31日調）：東京府（賦金取立高<芸妓、娼妓、等、合計金、6年より増>、同遣払高<道路橋梁入費大蔵省へ償却、病院入用、等、合計金、6年より増、差引残高>）

京都府（賦金取立高<遊女芸者賦金、遊女芸者席貸納金、等、合計金、6年より減>、同遣払高<京都市中並伏水町道録の内官費の外民費の助費、官費修繕の外橋梁修繕助費、等、合計金、6年より減>）

大坂府（賦金取立高<諸遊所賦金、諸興業賦金、等、合計金、6年より増>、同遣払高<橋梁入費備、川浚入費備、等、合計金、6年より増>）他57県

各府県賦金取立並遣払総計表：3府57県賦金取立高（芸娼妓等及び貸座敷賦金併免許料、劇場観物及び諸興行其外遊戯物等賦金併免許料、等、合計金、比較6年より増）3府55県賦金遣払高（道路橋梁並溝浚水柵波止等諸営繕入費、学校及び教院費、等、合計金、比較6年より増）

酒田県賦米取高（与内米、郷普請米、合計米、6年より減）

同遣払高（救助米及び手当金・郷村堤防の費・貸下・合計
・6県より増<米、金>）

25 明治八年日本政表 家禄賞典禄之部

調査対象年 明治 8年

内容細目

家禄高及び人員（8年12月31日調）（永世禄<華族<人員、米>、士族<人員、米、大豆、金>、平民<人員、米>、寺院<寺数、米>>、終身増禄<華族<人員、米>、士族<人員、米、大豆、金>>、二代禄<士族<人員、米>>、年限禄<士族及平民<人員、米>>、年限増禄<士族<人員、米>>、買受禄<士族及平民<人員、米>>）（前表中重複するものを除く人員実数）（華族・士族、士族及び平民、平民）

〔明治 8年使府県別家禄高並其所持の人員表〕（表頭 使府県別：東京<華族・士族<人、米>>、京都<華族<人、米>、士族<人、米、金>、寺院<寺、米>>、等；表側 永世禄、終身禄、等）

〔明治 8年中家禄の増す者の種類及び人員表〕（表頭 使府県別<人、米、大豆、金>；表側 更に賜、復旧、等）〔前表中重複を除く人員と禄高〕（人員、米、大豆、金）〔明治 8年中家禄の減ずる者の種類及び人員寺数表〕（表頭 府県別<人、米、寺、金、豆>；表側 献禄、奉還、廢禄收禄寺、等）〔前表中重複を除く人員及び寺数と禄高〕（人、寺数、米、大豆、金）〔明治 8年中増す者と減ずる者との差引〕（前同表）

賞典禄及び人員（8年12月31日調）（賞典永世禄<皇族・華族<人員、米>、士族<人員、米、金>、平民<人員、米>、招魂社<社数、米>>、賞典終身禄<華族<人員、米>、上族<人員、米、金>、平民<人員、米>>、賞典年限禄<士族・平民・近衛下士官及近衛鎮台<人員、米>>、賞典終身増禄<華族・士族<人員、米>>、賞典年限増禄<平民<人員、米>>）〔前表中重複する者を除く人員実数〕（皇族、華族、等）

〔明治 8年中使府県別賞典禄高並其所持人員表〕（表頭 使府県別：東京<皇族<人、米>、招魂社<社、米>>、等、京都<華族・士族・等<人、米>>等；表側 賞典永世禄、賞典終身禄、賞典年限禄）

〔明治 8年中賞典禄の増す者と減ずる者の種類及び人員表〕（表頭 府県別<人米金別>；表側 増す者の種類及び人員<更に賜、奉還願下、等>、減ずる者の種類及人員<奉還、分割奉還、等>）〔前表中重複する者を除く人員と禄高表〕（表頭 人員、米、金；表側 増す者、減ずる者）〔明治 8年賞典禄高及人員 7年比較表〕（表頭 同前表；表側 8年の7年より増す事、8年の7年より減ずる事）家禄高賞典禄高総計（8月12月31日調）（同前年）

27 明治八年日本政表 府県税及ヒ賦金ノ部

調査対象年 明治 8年

内容細目

明治 8年府県税賦金取立併遣払高（8年12月31日調）：東京府（府税取立高<芸妓、娼妓、等、合計金、7年より減>、同遣払高<府下道路橋梁入費大藏省より拝借金 7年中返納残り納め、市郷道路橋梁修繕費へ元受、等、合計金、7年より減、差引残金>）

京都府（賦金取立高<遊女芸者、遊女芸者席貸、等、合計金、7年より増>、同遣払高<京都市中並伏水町中道路の

内官費の外民費の助費、官費修繕の外橋梁修繕助費、等、合計金、7年より減>）

大坂府（府税取立高<遊所税、遊業税、等、合計金、7年より増>、同遣払高<橋梁費、海口浚諸費、等、合計金、差引残金、7年より増>）他56県

府県税賦金取立並遣払高総計：3府56県府県税賦金取立高（芸妓等及び貨座敷県税賦金併免許料、劇場観物及び諸興行其外遊戯物等県税賦金併免許料、等、総計金、比較7年より増、貸附並操替金戻分配金預け金利息、土木局より下げる、前年より越金）

3府56県府県税賦金遣払高（道路橋梁並溝浚水柵波止等諸営繕入費、学校及び教員費、等、総計金、比較7年より増、操替及び貸下げる）

鶴岡集賦未取立高（与内米、郷普請米、合計米、7年より増）同遣払高（郷村堤防橋梁普請費・救助及び手当米金・等<米、金>、合計米金、7年より減）

〔明治 6年より 8年まで 3ヶ年の賦金及び府県税総高〕（6年 3府54県賦金取立高、7年 3府57県賦金取立高、8年 3府56県府県税賦金取立高、6年 3府47県賦金遣払高、7年 3府55県賦金遣払高、8年 3府56県府県税賦金取立高）

鶴岡県賦未取立高（6~8年<米>）鶴岡県賦米遣払高（6~8年<米、金>）

紙幣公債及び諸券

30 明治六年政表 紙幣公債及ヒ諸券之部

調査対象年 明治 6年

内容細目

〔太政官札発行高等〕（太政官札発行高、引揚高<新紙幣と交換、記名証書と交換>、流通高）〔民部省札発行高等〕（民部省札発行高、引揚高<新紙幣と交換、記名証書と交換>、流通高）〔大蔵省開拓使証券発行高等〕（大蔵省開拓使証券発行高、引揚高<新紙幣と交換>、流通高）〔旧藩県旗下札高等〕（旧藩県旗下札高、引揚高<新紙幣と交換、納切之分>、流通高）〔官省札証券旧藩県旗下札高等総計〕（官省札及証券旧藩下札高、引揚高、流通高）〔新紙幣発行高表〕（新紙幣発行高<官省札及証券旧藩県旗下札と交換、価格比較表発令前の相庭を以て公納の分交換に付新札払出し增高、等>）〔明治 6年中金札引換記名公債証書高等〕（金札引換記名公債証書高、同内<銀行之分、銀行外之分>、利息高）内国公債（新公債見込高、利息高、等、残債高、旧公債見込高、償還高、等、新旧公債残高合計）〔外國公債（英國旧公債高、利息高、等、殘債高、英國新公債高、利息高、等、英國新旧公債残高合計）〔全公元利債還及び残高総計表〕（金札引換公債及び内外新旧公債高、利息高、等）諸為換会社券發行引揚及び引揚残高（表頭 東京、横浜、等；表側 発行高、引揚高、引揚残高）

横浜為換会社洋銀券發行引換及び流通高（新券發行高、旧券と引換高、引換残高）銀行紙幣發行流通高（表頭 第1銀行、第5銀行；表側 紙幣寮より渡し高、流通高）

32 明治七年政表 紙幣公債償金及ヒ諸券銀行貨幣鑄造之部

調査対象年 明治 7年

内容細目

〔太政官札高等〕（太政官札高、引揚高<新紙幣と交換、記名証書と交換>、流通高）〔民部省札高等〕（民部省

札高，引揚高＜新紙幣と交換，記名証書と交換＞，流通高）〔大蔵省開拓使証券高等〕（大蔵省開拓使証券高，引揚高＜新紙幣と交換，返納＞，流通高）〔旧藩県旗下札高等〕（旧藩県旗下札高，引揚高＜新紙幣と交換，納切の分＞，流通高）〔官省札証券旧藩県旗下札高等総計〕（官省札及証券旧藩県旗下札高，引揚高，流通高）〔新紙幣発行高等〕（新紙幣発行高，明治6年交換の分，等）

〔明治6年中金札引換記名公債證書高〕（金札引換記名公債證書高，同内＜銀行之分，銀行外之分＞，利息高）〔明治7年7月より12月まで秩祿公債證書高等〕（秩祿公債證書高，利息高）内國公債（新公債見込高，利息高，等，残債高，旧公債見込高，償却高，等，残債高，官房新公債見込高，償却高，残高，同旧公債見込高，償却高，残高，内國新旧公債残総計）

外国公債（英國旧公債高，利息高，等，残債高，英國新公債高，利息高，英國新旧公債残高合計）〔全公債元利及び償却総計〕（金札引換公債秩祿公債及び内外新旧公債高，利息高，等）〔下の開債金〕（下の開債金，償却高）諸為換会社金券発行引揚及び引換残高（表頭 東京，横浜，等；表側 発行高，引揚高，引揚残高）

第2国立銀行洋銀券発行引換及び流通高（新券発行高，旧券と引換高，引換残高）銀行紙幣発行流通高（表頭 6年8月1日開業第1銀行，7年8月15日開業第2銀行，等；表側 紙幣券より渡高，流通高）〔最初より明治7年まで貨幣鑄造高等〕（最初より7年まで貨幣鑄造高同内＜金貨，銅貨＞，発行高同内＜金貨，銀貨，銅貨＞，造幣寮在高同内＜金貨，銅貨＞）

海外貿易

〔33〕明治六年海外貿易表

調査対象年 明治6年

内容細目

明治6年横浜神戸大坂長崎箱館新潟6港輸出入物品表（日本より外國に輸出＜生糸，熨斗糸，等189品目＞〔数量及び価額表示〕，外國より日本に輸入＜羅紗，毛織子，等398品目＞〔数量及び価額表示〕，比較＜輸入増＞）

〔原表中価を記せざるを以て総計に算入せざる者〕（輸出＜金貨，銀貨，等9品目＞，輸入＜金貨，銀貨，等15品目）

輸出積帰（1分銀，1朱銀，貨幣） 輸入積帰（羅紗，羅脊板，等117品目〔数量表示〕）

〔34〕明治七年政表 海外貿易之部

調査対象年 明治7年

内容細目

〔明治7年6年輸出入統計比較表〕（6～7年＜輸出，輸入，合計，比較輸入増＞）〔明治7年6年輸出入物品の代価比較〕（7年の輸出品6年より減ずる者左の如し＜生糸，蚕卵紙，等＞，7年の輸出品6年より増す者左の如し＜肩絲，茶，等＞，7年の輸入品6年より減ずる者左の如し＜羅紗，綿織子，等＞，7年の輸入品6年より増す者左の如し＜金巾及び木綿類，木綿糸，等＞）

明治7年横浜神戸大阪長崎箱館新潟6港輸出入物品表（日本より外國に輸出＜生糸，熨斗糸，等94品目＞，外國より日本に輸入＜羅紗，綿織子，等295品目〔数量及び価額表示〕）（輸出品輸入品積帰代価差引輸出入総計）（輸出総計，輸入総計，比較）

〔明治7年貨幣及び地金輸出入の数〕（日本より外國に輸出貨幣及地金＜2分金，1分銀，等＞，外國より日本に輸入貨幣及地金＜1分銀，1朱銀，等＞）〔貨幣及び地金輸出入総計〕（輸出総計，輸入総計，比較）

自千八百六十年至千八百七十四年米国サンフランシスコ港茶輸入表（表頭 1860～1874；表側 日本より輸入・支那より輸入〔数量及び価額表示〕＜1磅に付平均代価＞）

〔36〕明治八年政表 海外貿易之部

調査対象年 明治8年

内容細目

〔明治78両年輸出入物品原価比較表〕（7～8年＜輸出物品原価，輸入物品原価，合計，比較輸入多き事＞）〔輸入物品の内官用品原価〕（8年官用品原価，7年官用品原価）〔78両年官用品原価を除く輸入原価と輸出原価の比較〕（7～8年＜輸出物品原価，輸入物品原価，比較輸入多き事＞）

〔78両年輸出輸入の金銀貨幣及び地金価額〕（7～8年＜輸出金銀価，輸入金銀価，比較輸出多き事＞）

〔明治8年同7年輸出入物品原価増減比較表〕（8年の輸出品7年より増すもの＜椎茸，板昆布，等＞，8年の輸出品7年より減ずるもの＜煙草類，茶，等＞，8年の輸入品7年より増すもの＜豆，砂糖類，等＞，8年の輸入品7年より減ずるもの＜皮革類，食料，等＞）

明治8年横浜神戸大坂長崎箱館新潟6港輸出入物品表（日本より外國に輸出＜米，豆類，等105品目＞，外國より日本に輸入＜米，麦，等280品目＞〔数量及び金額表示〕）〔輸出品輸入品積帰原価差引輸出入原価総計〕（輸出原価総計，輸入原価総計，比較輸出より輸入多き事）

輸入官用品（牧草種物，驢馬，等86品目〔数量及び金額表示〕）〔明治8年中輸出金銀貨幣及び地金〕（日本より外國に輸出貨幣及び地金＜金貨，銀貨，等＞，外國より日本に輸入貨幣及び地金＜洋銀，支那銀，等＞）

〔38〕明治九年日本政表 海外貿易之部

調査対象年 明治9年

内容細目

〔明治9年輸出品原価〕（9年＜輸出品原価，輸入品原価，合計，輸出多き事＞）〔明治9年輸出入物品原価増減比較表〕（9年の輸出品8年より増すもの＜生糸，熨斗糸，等＞，9年の輸出品8年より減ずるもの＜茶，葉煙草等＞，9年の輸入品8年より増すもの＜生金巾，緋金巾，等＞，9年の輸入品8年より減ずるもの＜彈薬，小銃類，等＞）〔明治9年8年輸出入品原価総計比較表〕（8～9年＜輸出品原価，輸入品原価，比較輸出多き事＞）

〔明治89両年輸入官用品原価比較表〕（8～9年輸入官用品原価，9年の減ずる事）〔9年輸入品の8年より減じたる数目的内より官用に係る輸入品原価の減じたるもの〕（彈薬，小銃，等）

〔明治9年8年輸出入の貨幣及び金銀地金価額表〕（8～9年＜輸出貨幣及び金銀地金価，輸入貨幣及び金銀地金価輸出多き事＞）

明治9年横浜神戸大坂長崎箱館新潟6港輸出入物品表（日本より外國に輸出＜米，麦，等102品目＞，外國より日本に輸入＜支那米，麦，等249品目＞〔数量及び金額表示〕）〔輸出品輸入品積帰原価差引輸出入原価総計〕（輸出原価総計，輸入品原価総計，比較輸出の輸入より多き事）

輸入官用品（牧草種物、綿羊、等51品目）〔9年中輸入金銀貨幣及び地金（日本より外国に輸出貨幣及び地金＜金貨、銀貨、等＞、外国より日本に輸入貨幣及び地金＜洋銀、魯紙幣、等＞）〕

39 明治十年日本政表 海外貿易之部

調査対象年 明治10年

内容細目

〔明治9年10年輸出入品原価合計〕（9～10年＜輸出入品原価合計＞）〔明治9年10年輸出入品原価比較表〕（9～10年＜輸出品原価、輸入品原価、輸入多き事＞）〔明治10年輸出品原価1万円以上の物品原価増減表〕（明治10年の輸出品同9年より増すもの＜米、豆類、等＞、明治10年の輸出品同9年より減するもの＜蚕卵紙、生糸、等＞）〔10年の輸入品原価5万円以上の物品原価増減表〕（明治10年の輸入品同9年より増すもの＜蒸気船、帆前船、等＞、明治10年の輸入品同9年より減するもの＜生金巾、緋金巾、等＞）

〔明治9年10年輸入官用品原価比較表〕（明治9～10年＜輸入官用品原価＞、10年の減する事）〔10年輸入品の9年より減じたる数目的内より官用に係る輸入品原価の減じたるもの〕（銅類、鉄類、等）

〔明治10年同9年輸出入の貨幣及び金銀地金価額表〕（9～10年＜輸出貨幣及び金銀地金価額表、輸入貨幣及び金銀地金価額、輸出多き事＞）

明治10年横浜神戸大坂長崎箱館新潟6港輸出入品表（日本より外国に輸出＜米、麦、等103品目＞、外国より日本に輸入＜支那米、麦、等284品目＞〔数量及び金額表示〕）〔輸出品輸入品積帰原価差引輸出入原価総計〕（輸出品原価総計、輸入品原価総計、比較輸入多き事）

輸入官用品（麦、玉蜀黍、等45品目〔数量及び金額表示〕）〔明治10年中輸出入金銀貨幣及び地金〕（日本より外国に輸出貨幣及び地金＜金貨、銀貨、等＞、外国より日本に輸入貨幣及び地金＜洋銀、支那銀、等＞）

〔明治10年中各港より出帆又は着帆せしもの〕：出港（表頭 旗章：蒸気船・帆前船＜日本、大不列顛、等＞；表側 横浜・神戸・長崎・函館・新潟＜艘数、噸数＞）入港（同前表）

〔朝鮮との通商における輸出入品原価表〕（明治10年從7月至12年＜輸出品原価、輸入品原価、輸出多き事＞）日本と朝鮮との貿易輸出入半年表（10年7月1日より12月31日に至る）（日本より朝鮮に輸出＜米、麦、等231品目＞、朝鮮より日本に輸入＜米、豆、等46品目＞〔数量及び金額表示〕）〔日本の船舶朝鮮に往きしもの〕（表頭 船形：蒸気船、日本形船；表側 船数、船量）〔船舶の朝鮮より復りしもの〕（同前表）

40 明治十一年日本政表 海外貿易ノ部

調査対象年 明治11年

内容細目

〔明治10年11年輸出入品原価合計〕（10～11年＜輸出入品原価合計＞）〔10年11年輸出入品原価比較表〕（10～11年＜輸出品原価、輸入品原価、輸入多き事＞）〔10年11年兩年輸出品の内1万円以上の物品につき増減比較表〕（表頭 米、麦、等61品目；表側 10～11年、11年の10年より＜増、減＞〔数量及び金額表示〕）〔11年中米の輸出高〕（表頭 横浜、神戸、等；表側 官輸出米、内国商輸出米、外国商輸出米〔数量及び金額表示〕）

〔10年11年兩年輸入品の内1万円以上の物品につき増減比較表〕（表頭 豆、種子、等144品目；表側 同前々表）〔我国と通商する各国別輸出入表〕（表頭 外国名別；表側 輸出、輸入〔金額表示〕）

〔明治11年同10年輸出入の貨幣及び金銀地金価額表〕（10～11年＜輸出・輸入〔貨幣金銀地金価額〕、輸出多き事＞）〔11年中貨幣及び金銀地金を輸出せし国と輸入せし国〕（表頭 米合衆国、大不列顛、等；表側 輸出、輸入〔金額表示〕）

明治11年横浜神戸大坂長崎箱館新潟6港輸出入品表（日本より外国に輸出＜米、麦、等105品目＞、外国より日本に輸入＜米、麦、等281品目＞〔数量及び金額表示〕）

〔輸出品輸入品積帰原価差引輸出入原価総計〕（輸出品原価総計、輸入品原価総計、比較輸入多き事）

輸入官用品（牛、毛皮、等63品目〔数量及び金額表示〕）

〔明治11年中輸出入貨幣併金銀地金〕（日本より外国に輸出貨幣及び地金＜金貨、銀貨、等＞、外国より日本に輸入貨幣及地金＜洋銀、支那銀塊、等＞）

〔明治11年中横浜神戸等6港より出帆又は着帆せしもの〕：出港（表頭 旗章：日本、合衆国、等；表側 横浜・神戸・大坂・長崎・函館・新潟＜船数、噸数＞）入港（同前表）〔出港入港せる日本と外国の船前年との比較表〕：出港（表頭 10～11年＜日本、外国＞；表側 蒸気船・帆前船＜船数、噸数＞）入港（同前表）

〔11年中横浜神戸等6港間の内海を運輸せしもの〕：出港（表頭 旗章：日本、合衆国、等；表側 横浜・神戸・等＜船数、噸数＞）入港（同前表）〔日本と外国別船数合計表〕（表頭 出港・入港＜日本、外国＞；表側 蒸気船・帆前船＜船数、噸数＞）

〔明治11年中朝鮮との通商における輸出入品原価合計〕（11年＜輸出品原価、輸入品原価＞）明治11年日本と朝鮮との貿易輸出入品表（日本より朝鮮に輸出＜密柑、菓物、等187品目＞、朝鮮より日本に輸入＜米、麦、等53品目＞〔数量及び金額表示〕）〔明治11年中日本船の朝鮮に通航せしもの〕：往きしもの（表頭 船形：蒸気船、日本形船；表側 船数、船量）復りしもの（同前表）

鉄道

41 鉄道表 明治6年同7年海外貿易表

調査対象年 明治7年

内容細目

この表の海外貿易表は刊本の海外貿易表の統計数値と合致するので、ここでは鉄道表のみの統計内容を記載する。

鉄道

〔明治7年車類表〕（表頭 東京横浜車数、兵庫大坂車数；表側 機関車、客車、等）〔7年1月1日より同12年31日まで乗客及び貨金〕（乗客、乗客貨金、荷物貨金）〔兵庫より大坂までの7年5月11日開業より12月31日まで乗客及び貨金〕（同前表）

監獄 裁判 処刑 警察

42 八年政表 監獄局ノ部

調査対象年 明治8年

内容細目

未決監獄（8年自7月至12月）（表頭 使府県別；表側 入監＜越人員・新入人員〔男、女〕、出監死亡＜無罪・他管引渡・等〔男、女〕、等〕）未決監獄倉（同上）（同

前表) 已決監(同上) (同前表) 工種人別(表頭 同前表; 表側 大工, 土工, 等)

殊芸者(表頭 同前表; 表側 上級, 中級, 下級, 工錢等級<上級, 中級, 下級>) 已決監に入らざる已決囚及び監外の已決囚(表頭 同前表; 表側 未決監より決放のもの<収臍<男, 女>, 罷罪<男>等>, 責付閑刑禁獄<越人員・新入人員・等<男, 女>等>) 懲治監(表頭 同前表; 表側 越人員・新入人員・等<男, 女>) 孫児(表頭 同前表; 表側 越人員・新入人員・等<男, 女>) 囚獄掛(8月12月31日現員)(表頭 同前表; 表側 判任<8~15等>, 傷給, 等) 監倉掛(同上)(同前表) 已決監掛(同上)(同前表)

43 九年政表 監獄局ノ部

調査対象年 明治9年

内容細目

未決監(9年自1月至12月)(同前年同表) [同] 比較(増・減<入監・出監・等<男, 女>>) 已決監(同上)(同前年同表) [同] 比較(同前々表) 工種人別(同前年同表)

比較(増・減<懲役囚<内役(男, 女), 外役>, 殊芸者<上級・中級・下級(男, 女)>>等) 已決監に入らざる已決囚及び監外の已決囚(同前年同表) [同] 比較(増・減<収臍<男, 女>, 罷罪, 等>)

懲治監(同前年同表) 孫児(同前年同表) 比較(増・減<懲治者・脱籍無産者・孫児<入監・出監・在監(男, 女)>>)

未決監掛(9年12月31日現員)(同前年囚獄掛) [同] 比較(増・減<判任<専務, 兼務>, 傷給, 等>) 已決監掛(同上)(同前年監倉掛) [同] 比較(同前々表)

44 10年政表 監獄局ノ部

調査対象年 明治10年

内容細目

未決監(10年自1月至12月)(同前年同表) [同] 比較(同前年同表) 已決監(同上)(同前年同表) [同] 比較(同前年同表) 比較(同前年同表) 工種人別(同前年同表)

殊芸者(同前年同表) 已決監に入らざる已決囚及び監外の已決囚(同前年同表) [同] 比較(同前年同表) 懲治監(同前年同表) 孫児(同前年同表) 比較(同前年同表)

未決監掛(10年12月31日現在)(同前年同表) [同] 比較(同前年同表) 已決監掛(同上)(同前年同表) [同] 比較(同前年同表)

45 11年政表 監獄局ノ部

調査対象年 明治11年

内容細目

未決監(11年自1月至12月)(同前年同表) [同] 比較(同前年同表) 已決囚(同上)(同前年同表) [同] 比較(同前年同表) 工種人別(同前年同表)

殊芸者(同前年同表) 比較(同前年同表) 已決監に入らざる已決囚及び監外の已決囚(同前年同表) [同] 比較(同前年同表) 懲治監(同前年同表) 孫児(同前年同表) 比較(同前年同表)

未決監掛(11年12月31日現員)(同前年同表) [同] 比較(同前年同表) 已決監掛(同上)(同前年同表) [同] 比較(同前年同表)

46 明治六年政表 司法処刑ノ部 陸海軍処刑ノ部 聽訟

ノ部 警保ノ部

調査対象年 明治6年

内容細目

明治6年司法省及び各府県処刑員数 第1表(表頭 刑名: 死刑<梶, 斬, 絞>, 懲役<終身, 自10年至5年, 等>等; 表側 男, 女)(呵<男, 女>) 第2表(表頭 准流自10年至5年, 徒自3年至1年, 笞杖自百至十; 表側 男, 女) 第3表(懲役終身, 鎮銅終身)

[犯罪人員中明治6年1月大分県同年6月名東県及び福岡県の暴動事件に係る者其人員](表頭 死刑<斬, 絞>, 懲役<終身, 自10年至5年, 等>等; 表側 大分, 名東, 福岡) 別表(呵) [犯罪人員中前表3県の暴動に係る者を減ずる其人員](表頭 死刑<梶, 斬, 絞>, 懲役<終身, 自10年至5年, 等>等; 表側 男, 女) 別表(呵<男, 女>)

[未決囚囚囚及び牢死の者](表頭 未決囚, 病囚, 牢死; 表側 6年6月30日調・同年12月31日調<男, 女>)

[明治5年同6年死刑人員比較表](表頭 梶, 斬, 絞, 自裁; 表側 5~6年<男, 女>, 5年より6年の減ずる数) [明治5年同6年懲役終身及び死刑人員比較表](表頭 懲役終身, 死刑; 表側 5~6年, 5年より6年の増す者)

[明治6年中の贖罪取扱い及び罰金員数](贖罪取扱い, 罰金) [贖罪取扱いの内大分名東福岡3県の暴動に係る者の金数](大分県, 名東県, 福岡県)

[各裁判所及び各県処刑員] 第1表(表頭 各裁判所及各県別: 臨時, 司法, 東京, 等; 表側 梶・斬・懲役終身・等<男, 女>) 第2表(表頭 同前表; 表側 桿銅<男>, 除族・閑刑・等<男, 女>, 合計・呵<男, 女>) 第3表(表頭 同前表; 表側 1月至6月・7月至12月<未決囚・病囚・牢死<男, 女>>, 全牢<刑限内死<男, 女>>) 第4表(表頭 同前表; 表側 贖罪取扱い及び罰金の者・罰金の者<男, 女>, 贖罪取扱い及び罰金高, 罰金高)

明治6年各裁判所及び各県の聽訟に係る箇条: 第1表(6年自1月至12月)(表頭 各裁判所: 司法, 東京, 開市場, 等; 表側 済口, 裁許, 願下げ, 現在件数, 等) 第2表(表頭 県別; 表側 6年自1月至6月<済口>, 同年自7月至12月<裁許, 席前済口, 等>, 全年<新訴, 現在件数>) [聽訟諸条合計表](願下げの件, 訴状下げの件, 済口, 裁許, 等) 別表(新訴, 現在件数)

明治6年陸軍海軍々人軍属処刑表: 陸軍々人軍属の犯罪種類及び員数(人に疵につくる者, 剣を抜き人を脅かす者, 等) 犯人年齢(15年より19年迄, 20年より29年迄, 等) 犯人職務(少佐, 大尉, 等) 犯人生國(日向, 薩摩, 等) 犯人本籍(士, 卒, 平民<農, 工, 等>, 本籍不詳者)

犯人宗門(天台宗, 真言宗, 等) 犯人刑名(死, 徒終身, 等) 明治6年陸軍々人軍属罪状及刑名表(表頭 罪状: 抜剣同隊兵卒を微傷す, 腰剣を以て人力車夫を撃ち斬を負わす, 等; 表側 死刑, 徒終身, 等)

海軍々人軍属の犯罪種類及び員数(人に疵につくる者, 粗暴をなす者, 等) 犯人年令(15年より19年迄, 20年より29年迄, 等) 犯人職務(乗組肝煎, 廉宰, 等) 犯人生國(大隅, 薩摩, 等) 犯人本籍(士, 卒, 平民<商, 農, 職業不詳者>) 犯人宗門(真言宗, 浄土宗, 等) 犯人刑名(徒2年より1年迄, 放逐杖50, 等) 明治6年海軍々人軍属の罪状及び刑名表(表頭 罪状: 市人を打擲し微

傷を負す科、メスを持し同輩へ疵負す科、等；表側 徒、放逐、等）
警保表（表頭 捕縛せし罪人<人を殺せし者、人を殺さんと謀りし者人を疵を負はせし者、等>、賊難<殺されし者、疵を受けし者、等、合計、強盜に遇う戸数、窃盜に遇う戸数、等>；表側 第1～第6大区）〔強盜及び窃盜に取られし金穀等の員数〕（表頭 強盜<奪われし金数、奪われし穀数、等>、窃盜<盜まれし金数、盜まれし穀数、等>；表側 同前表）〔変革〕（6年4月より12月迄）（表頭 変死、行倒、等；表側 同前表）

〔失火の戸数〕〔遷卒は救はれし者〕（表頭 溺死せんとする者、自縊せんとする者、等；表側 同前々表）〔遷卒及び番人の捕縛せし罪人及び焼失せんとする箇所〕（表頭 人を殺せし者、人を殺さんと謀りし者人を疵を負はせし者、等；表側 遷卒捕縛する所の罪人、番人捕縛する所の罪人）

違式詮違（表頭 違式：不正又は腐敗の食物を知て之を売る者、往来下水等へ孫庇を張出す者、等合計、実決を受けし者<乗馬して猥りに駆ける者、裸になり又は肌ぬぐ者；表側 犯人<男、女>、贖金）

〔各大区詮違卒人員〕〔遷卒小頭助、等〕（賞典を賜りし遷卒人員等）〔賞典を賜りし遷卒人員<犯人を拘引し刺撃を受て死亡せし者、強盜を捕へし者及び疵を負ふ者、等>、慰労金を賜りし遷卒人員<1等慰労金拾円づつ賜りし者、2等慰労金8円づつ賜りし者、等>、懲罰を蒙りし遷卒人員<官物を破毀し及び遺失せし者、帰屯遅刻及び午睡せし者>、等）

〔47〕明治七年日本政表 刑事裁判ノ部 陸海軍裁判ノ部 警察ノ部

調査対象年 明治7年

内容細目

日本各裁判所及び各県処刑員数（7年）（表頭 刑名：死刑<梶、斬、絞>、懲役<終身、自10年至5年等>等、総計、呴；表側 男、女）

〔処刑人員中佐賀北条鳥取敦賀4県の暴動事件に係る者〕（表頭 死刑<梶、斬>、懲役<終身、自10年至5年、等>、除族に止る者、等；表側 佐賀、北条、等）〔犯罪人員の内より右4県の暴動に係る者を除く其人員〕（同前々表）

〔明治6年7年処刑人員表〕（表頭 同前表；表側 6～7年<男、女>）〔前表中佐賀北條鳥取大分名東福岡敦賀の暴動事件に係る者を除いたる処刑人員表〕〔同前表〕〔死刑等員数表〕（表頭 死刑、懲役終身；表側 5～7年）

日本各裁判所及び各県処刑表（7年） 第1表（同前年同表） 第2表（表頭 各裁判所各県：臨時、司法、東京、等；表側 除族に止る者<男>、閑刑終身<男>、等）

第3表（表頭 同前表；表側 収贖終身にあたる者・同10年より5年にあたる者・等<男、女>等）

日本政表 陸海軍裁判明治7年

陸軍々人軍属の犯罪種類及び員数（人に疵つくる者、粗暴をなす者、等）〔右人員の刑名〕（死、准流10年、等）

犯人年令（15年より19年まで、20年より29年まで、以下10年刻み、50年より59年まで、年令不詳者） 犯人職務（大佐、中佐、等） 犯人生國（日向、薩摩、等） 犯人本籍

（土、卒、平民<農、工、等>、本籍不詳者） 犯人宗門（真言宗、浄土宗、等）

陸軍々人軍属罪状及び刑名表（表頭 出戦中屢軍法を犯し銃剣を以て同夥を傷す、脱官婦人を傷す、等；表側 死、徒終身、等）

海軍々人軍属の犯罪種類及び員数（人に疵つくる者、鷄姦する者、等）〔右人員の刑名〕（回籍、停官、等） 犯人年令（15年より19年まで、20年より29年まで、30年より39年まで、40年より49年まで） 犯人職務（少佐、武庫正、等） 犯人生國（日向、薩摩、等） 犯人本籍（士、卒、平民<農、職業不詳者>） 犯人宗門（天台宗、真言宗、等） 海軍々人軍属罪状及び刑名表（表頭 罪状：於營内同輩へ疵負はす、遷卒に对抗し棒を以て疵を負はす、等；表側 回籍、停官、等）

日本政表 警察 明治7年

〔賊難を受けし人と家の数〕（殺されし人、疵付けられし人、等、合計、押込に遇ひし家、窃盜に遇ひし家、等）

〔押込追剥等に取られし金穀衣類等の員数〕（押込追剥追落しに取られし・窃盜に取られし<金・穀、等>）〔右合計表〕（金、穀、等）

〔府県別賊難表〕（表頭 府県別；表側 犯されし人、疵付けられし人、等）〔府県別賊難金穀等の員数〕（表頭 府県別；表側 押込追剥追落しに取られし・窃盜に取られし<金、穀、等>）〔府県別捕縛盜賊数〕（表頭 府県別；表側 甲〔人殺より火附までの賊〕、乙〔窃盜せし賊〕） 東京府警察表

〔東京府下盜賊の為めに損害を受けし人と家〕（表頭 犯されし人、疵付けられし人、等；表側 6～7年）〔東京府下押込追剥等に取られし金穀衣服等の員数〕（表頭 押込追剥追落しに取られし・窃盜に取られし<金、穀、等>；表側 同前表）〔東京府下大区別賊難に遇ひし人と家〕（表頭 犯されし人、疵付けられし人、等；表側 第1大区、第2第7大区～第6第11大区）〔東京府下大区別押込追剥等に取られし金穀等の員数〕（表頭 押込追剥追落しに取られし・窃盜に取られし<金、穀、等>；表側 第1大区、第2第7大区～第6第11大区）

〔東京府下大区別変故に因り死せし人等〕（表頭 犯されし人、疵付けられし、等；表側 第1大区・第2第7大区・第6第11大区・等<男、女>）〔自殺自縊溺死人の数〕（自殺せし人、自殺せんとする人、自縊せし人、等）

〔東京府下附火及び失火にて焼失せし家〕（表頭 火を附られし家、附火にて類焼せし家、等；表側 第1大区、第2第7大区～第6第11大区）〔東京府下巡査の捕えし罪人の数〕（人を殺せし人、人に疵を負せし人、等）

東京府下違式詮違犯人の数（表頭 違式<不正又は腐敗の食物を知て之を売る者、往来下水等へ孫庇を張出す者、等>、詮違<小路を馬車にて駆ける者、夜中無提燈にて車を挽く者、等>；表側 犯人<男、女>）〔明治6～7両年違式詮違条例を犯せし人員の内犯者百人以上ある条に就て比較〕（違式7年の減する者<乗馬して猥りに駆くる者、裸になり又は肌ぬぐ者、等>、詮違7年の減する者<夜中無提燈にて車を挽く者、馬車等を往来に置き行人を妨げる者、等>、詮違7年の増す者<馬車にて駆け行人に迷惑を掛くる者、荷車等行進ふ節行人に迷惑を掛くる者、等>）〔巡査人員〕（7年12月31日調）（巡査<士族、平民<農、

商，職業不詳者》》

52 明治八年日本政表 刑事裁判之部

調査対象年 明治 8 年

内容細目

日本裁判所処刑員数（8年） 第1表（表頭 刑名：死刑、斬、絞、等、懲役、終身、自10年至5年、等、等、合計、減等無料、全免；表側 男、女） 第2表（表頭 犯則：罰金の上禁獄、罰金の上没収、等；表側 同前表）

〔年齢別処刑員数〕（表頭 7年以上10年以下、10年以上15年以下、等；表側 被害者、斬絞、等、等、等；表側 男、女）〔年令男女別員数〕（表頭 同前表；表側 男、女）

犯者の職業（表頭 官吏、准官吏及び雇、等；表側 同前々表）〔犯者職業別男女別員数〕（表頭 同前表；表側 男、女）犯者の族籍（表頭 族籍；表側 同前々表）

〔犯者族籍別男女別員数〕（表頭 族籍；表側 男、女）

犯者の宗旨（表頭 天台宗、真言宗、等；表側 同前々表）

〔犯者宗旨別男女別員数〕（表頭 同前表；表側 男、女）

〔明治8年及び7年中処刑員数比較表〕 第1表（表頭 刑名：死刑、斬、絞、等、懲役、終身、自10年至5年、等、等、合計、犯則の者；表側 7～8年<男、女>）

第2表（表頭 呵；表側 同前表）〔明治6年より8年まで3ヶ年間の死刑及び懲役終身の員数〕（表頭 死刑、懲役終身；表側 6～8年）

〔明治8年中開市場及び開港場の裁判所に於て処刑せられし清國人員数〕：刑名（表頭 懲役<自3年至1年、自100日至10日>、罰金；表側 東京、神奈川、等） 年齢（15年以上20年以下、20年以上30年以下、等） 職業（農、工、商、雇人、職業知れざる者）

〔各裁判所及び各県処刑員数〕 第1表（表頭 裁判所：司法、東京上等、東京巡廻、東京上等裁判所々轄<東京、神奈川、等>；表側 被害者、斬、等、等、等；表側 同前表；表側 懲役終身、同10年至5年、等、等、等；表側 同前表；表側 甲、乙） 第2表（表頭 同前表；表側 甲、乙） 第3表（表頭 同前表；表側 減等無料、全免、等、等、等）

54 明治八年日本政表 陸軍海軍裁判之部

調査対象年 明治 8 年

内容細目

陸軍々人軍属の犯罪種類及び員数（人に疵つくる者、上官を殴つ者、等）〔右人員の刑名〕（死、准流、等）犯人年齢（15年以上20年以下、20年以上30年以下、等）

犯人職務（少将、大佐、等）犯人生國（日向、薩摩、等）犯人族籍（士、平民、農、工、等）本籍知れざる者）犯人宗旨（天台宗、真言宗、等）〔陸軍々人軍属罪状及び刑名表〕（表頭 同隊伍長に疵を負わず、同隊兵卒を剣にて傷つく、等；表側 死、准流、等）〔海軍々人軍属の犯罪種類及び員数〕（人に疵つくる者、人を擲する者、等）〔右人員の刑名〕（閉門、徒、等）犯人年齢（7年以上10年以下、10年以上15年以下、等）

犯人職務（中佐、小佐、等）犯人生國（大隅、薩摩、等）犯人族籍（士、平民、族籍知れざる者）犯人宗旨（天台宗、真言宗、等）

〔海軍々人軍属罪状及び刑名表〕（表頭 他人へ傷を負わす、枕を以て水夫を傷す、等；表側 閉門、徒、等）

55 明治八年日本政表 警察ノ部

調査対象年 明治 8 年

内容細目

〔賊難を受けし人と家の数〕（同前年同表）〔明治78両年中賊難を受けし人と家比較表〕（表頭 同前表；表側 7～8年、7年より8年の増、減）〔押込窃盗等に取られし金穀衣服等の員数〕（同前年同表）〔明治78両年中に取られし金穀衣服等員数比較表〕（表頭 同前表；表側 同前々表）

〔使府県別賊難表〕（表頭 使府県別；表側 殺されし人・痴付けられし人・等<7～8年>）

〔名東香川千葉茨城岡山の5県及び旧新治小田の2県の両年共に区域の同じき者に就き賊難に遇いし人と家〕（表頭 8年<名東、香川>、7年<名東>、7～8年<新治、千葉、茨城>、7～8年<岡山、小田>；表側 殺されし人、痴付けられし人、等、合計、押込に遇ひし家、窃盗に遇ひし家、等）

〔使府県別賊難金穀等の数〕（表頭 使府県別；表側 同前年同表）〔月別賊難表〕（表頭 殺されし人、痴付けられし人、等；表側 1～12月）〔使府県別捕縛盜賊数〕（表頭 使府県別；表側 甲・乙<7～8年>）〔甲は人殺しより火附までの賊、乙は窃盗せし賊を現す〕

〔明治8年分合焼置ありし諸県の78両年管轄の区域同じき者に就き其捕縛せし盜賊〕（表頭 8年<名東、香川>、7年<名東>、7～8年<新治、千葉、茨城>、7～8年<岡山、小田>；表側 甲、乙）

〔明治8年東京府内大区別賊難に遇ひし人と家〕（表頭 殺されし人、痴付けられし人、等、押込に遇ひし家、窃盗に遇ひし家、等；表側 第1大区・第2第7大区・等<7～8年>）〔東京府内大区別押込窃盗等に取られし金穀等の員数〕（表頭 押込追跡追落に取られし・窃盗に取られし<金、穀、等>；表側 第1大区、第2第7大区～第6第11大区）〔東京府内月別賊難表〕（表頭 殺されし人、痴付けられし人、等；表側 1～12月）〔東京府内各大区事故に因り死せし人等〕（表頭 殺されし人、痴付けられし人；表側 第1大区、第2第7大区～第6第11大区<7～8年>）〔右変難に因り死傷せし男女別人員〕（表頭 殺されし人、痴付けられし人、等；表側 男、女）〔変難に因り死傷せし月別人員〕（表頭 同前表；表側 1～12月）〔明治78両年東京府内にて死傷せし人比較表〕（表頭 殺されし人、痴付けられし人；表側 7～8年、7年より8年の増）

〔明治78両年捨子比較表〕（表頭 男、女；表側 7～8年<捨子、生存、死亡>、7年より8年の増）

〔東京各大区失火及び類焼せし家〕（表頭 失火せし家、失火にて類焼せし家；表側 第1大区、第2第7大区～第6第11大区）〔明治78両年焼失せし家比較表〕（表頭 附火にて焼かれし家、附火にて類焼せし家、等；表側 7～8年、7年より8年の増、減）

〔明治78両年東京府内巡回の捕えし罪人の数〕（表頭 人を殺せし人、人に疵を負せし人、等；表側 同前表）

〔東京府内違式及び詐違犯人の数〕（表頭 違式<不正又は腐敗の食物を知て売る者、春画等を売る者、等>、詐違<夜中無提燈にて車を挽く者、馬車にて駆け行人に迷惑を掛くる者、等>；表側 犯人<男、女>）〔明治78両

年違式詮違を犯せし人員の内50人以上ある条に就て比較】
〔表頭 詮違<夜中無提燈にて車を挽く者，馬車にて駆け行人に迷惑を掛くる者，等>，違式<乗馬して猥りに駆くる者，裸になり又は肌ぬぐ者，等>；表側 犯人<7～8年>，7年より8年の<増，減>〕

〔61〕明治九年日本政表 警察ノ部

調査対象年 明治9年

内容細目

〔明治9年府県及び開拓使管轄の地方にて賊難に遇ひし人と家〕(殺されし，疵付られし人，等，合計，押込に遇ひし家，窃盗に遇ひし家，等)〔右賊難に遇ひし人と家8年と比較表〕(表頭 殺されし人，疵付られし人，等，合計，押込に遇ひし家，窃盗に遇ひし家，等；表側 8～9年，8年より9年の<増，減>)〔押込窃盗等に取られし金穀衣服等の数〕(押込追剥追落に取られし・窃盗に取られし<金，穀，等>)〔押込窃盗等に取られし金穀衣服等の数8年と比較表〕(表頭 押込追剥追落に取られし・窃盗に取られし<金，穀，等>；表側 同前々表)
賦難表 第1表(表頭 府県及び開拓使別；表側 殺されし人，疵付られし人，等，合計，押込に遇ひし家，窃盗に遇ひし家，等) 第2表(表頭 月別：1～12月；表側 同前表) 第3表(表頭 府県別；表側 殺されし人・疵付られし人・等<8～9年>) 第4表(表頭 府県別；表側 押込追剥追落に取られし・窃盗に取られし<金，穀，等>)

明治9年府県及び開拓使管轄地方の事故(殺されし人，疵付られし人，等) 事故表 第1表(表頭 府県及び開拓使別；表側 殺されし人，疵付られし人，等) 第2表(表頭 1～12月；表側 同前表) 〔殺されし人疵付られし人の賊難事故別総表〕(表頭 殺されし人，疵付られし人；表側 賊難，事故)

〔捨子員数〕(表頭 府県及び開拓使別；表側 捨子<生存，死亡>) 〔失火怪火にて焼けし箇所又消留めし箇所等員数〕(表頭 同前表；表側 失火・怪火<焼けし箇所消留めし箇所，類焼せし家>) 〔右月別表〕(表頭 1～12月；表側 失火にて焼けし箇所併消留めし箇所，失火にて類焼せし家，等)

〔府県及び開拓使にて明治9年中巡査及び他人の捕へし罪人の内事故にて人を殺し人に疵を負わせし等者〕(人を殺せし人，人に疵を負わせし人，等) 〔右の外巡査及び他人の捕へし盗賊其他の罪人〕(兌器を持ち強盗せし人，兌器を持たず強盗せし人，等) 〔巡査及び他人の捕えし罪人地方別表〕(表頭 府県及び開拓使別；表側 人を殺せし人，人に疵を負わせし人，等)

〔東京府内にて賊難に遇ひし人と家〕 第1表(表頭 殺されし人，疵付られし人，等；表側 男，女) 第2表(押込に遇ひし家，窃盗に遇ひし家，等) 〔右賊難に遇ひし人と家月別表〕(表頭 1～12月；表側 殺されし人，疵付られし人，等，合計，押込に遇ひし家，窃盗に遇ひし家，等) 〔東京府内にて賊難に遇ひし人と家8年と比較表〕(表頭 殺されし人，疵付られし人，等，合計，押込に遇ひし家，窃盗に遇ひし家，等；表側 8～9年，8年より9年の<増，減>) 〔東京府内にて押込窃盗等に取られし金穀衣服等8年と比較表〕(表頭 押込追剥追落に取られし・窃盗に取られし<金，穀，等>；表側 同前表)

〔東京府内にて事故に因り殺されし人疵付られし人等男女別表〕(表頭 殺されし人，疵付られし人，等；表側 男，女) 〔右月別表〕(表頭 1～12月；表側 殺されし人，疵付られし人，等) 〔東京府内にて事故に因り殺されし人疵付られし人等8年と比較表〕(殺されし人，疵付られし人，等；表側 8～9年，8年より9年の<増，減>) 〔東京府内にて捨られし子8年と比較表〕(表頭 男，女，男女知れざる者；表側 8～9年<捨子，生存，死亡>，8年より9年の増)

〔東京府内にて火難に遇ひし箇所及び家〕(表頭 焼けし箇所，消留めし箇所，等；表側 失火，怪火) 〔右火難に遇ひし箇所と家月別表〕(表頭 1～12月；表側 失火にて焼けし箇所併消留めし箇所，失火にて類焼せし家，等) 〔右火難に遇ひし箇所と家8年と比較表〕(表頭 失火にて焼けし箇所併消留めし箇所，怪火にて焼けし箇所併消留めし箇所，等；表側 8～9年，8年より9年の増)

〔東京府内にて明治の年中巡査及び他人の捕えし罪人の内事故にて人を殺し人に疵を負わせし等者男女別表〕(表頭 人を殺せし人，人に疵を負わせし人，等；表側 男，女) 〔右の外巡査及び他人の捕えし盗賊其他の罪人男女別表〕(表頭 強盗せし人，兌器を持ち強盗せし人，等；表側 男，女)

〔明治9年東京府内にて違式及び詮違を犯せし人〕(表頭 違式<裸になり又は肌ぬく者，身体に刺繡をなす者，等>，詮違<往来筋にて便所に非る場所へ小便する者，店先に於て小児に小便等をなさしむる者，等>；表側 犯人<男，女>) 〔明治89両年違式詮違を犯せし人の内50人以上ある条に就て比較〕(表頭 違式<裸になり又は肌ぬく者，道路の車馬通行留を犯す者，等>，詮違<往来筋にて便所にあらざる場所へ小便する者，店先に於て小児に小便等をなさしむる者，等>；表側 犯人<8～9年>，8年より9年の<増，減>)

〔63〕明治十年日本政表 警察ノ部

調査対象年 明治10年

内容細目

〔明治10年3府32県及び開拓使にて賊難に遇ひし人と家〕(殺されし人，疵付られし人，等，合計，押込に遇ひし家，窃盗に遇ひし家，等) 〔右賊難に遇ひし人と家9年と比較表〕(表頭 殺されし人，疵付られし人，等，合計，押込に遇ひし家，窃盗に遇ひし家，等；表側 9～10年，9年より10年の<増，減>) 〔明治10年3府32県及び開拓使にて押込窃盗等に取られし金穀衣服等の数〕(押込追剥追落に取られし・窃盗に取られし<金，穀，等>)

〔右押込追剥等に取られし金穀衣服等9年と比較表〕(表頭 押込追剥追落に取られし・窃盗に取られし<金，穀，等>；表側 同前々表)

賦難表 第1表(表頭 府県及び開拓使別；表側 殺されし人，疵付られし人，等，合計，押込に遇ひし家，窃盗に遇ひし家，等) 第2表(表頭 1～12月；表側 同前表) 第3表(表頭 府県別；表側 殺されし人・疵付られし人・等<9～10年>) 第4表(表頭 府県別；表側 押込追剥追落に取られし・窃盗に取られし<金，穀，等>)

〔明治10年3府32県及び開拓使管轄地方の事故〕(殺されし人，疵付られし人，等) 〔右事故に因り殺されし人等9年と比較表〕(表頭 殺されし人，疵付られし人，等；表

側 9~10年, 9年より10年の<増, 減>) 事故表 第1表(表頭 府県及び開拓使別; 表側 殺されし人, 痞付られし人, 等) 第2表(表頭 1~12月; 表側 同前表) 第3表(表頭 府県別; 表側 殺されし人, 痞付られし人・等<9~10年> [殺されし人 痞付られし人の賊難事故別総数] (表頭 殺されし人, 痞付られし人; 表側 賊難, 事故)

[捨子員数] (表頭 府県別; 表側 捨子<生存, 死亡>) [右捨子9年と比較表] (表頭 捨子<生存, 死亡>; 表側 9~10年, 9年より10年の<増, 減>)

[失火怪火にて焼けし箇所又消留めし箇所等員数] (表頭 府県別; 表側 失火・怪火<焼けし箇所, 消留めし箇所, 等>) [右月別表] (表頭 1~12月; 表側 失火にて焼けし箇所併消留めし箇所, 失火にて類焼せし家, 等)

[附失火失火等火難に遇ひし箇所等9年と比較表] (表頭 失火にて焼けし箇所併消留めし箇所, 失火にて類焼せし家, 等; 表側 9~10年, 9年より10年の<増, 減>)

[府県及び開拓使にて明治10年中巡査及び他人の捕へし罪犯表] (事故に係り人を殺せし者等<人を殺せし人, 人に疵を負せし人, 等>, 盗賊又は他の犯罪に係る者<兌器を持ち強盗せし人, 兌器を持たず強盗せし人, 等>) [右事故及び盗賊等犯罪に係る者9年と比較表] (表頭 人を殺せし人, 人に疵を負せし人, 等; 表側 9~10年, 9年より10年の<増, 減>) [巡査及び他人の捕へし罪人地方別表] (表頭 府県及び開拓使別; 表側 人を殺せし人, 人に疵を負せし人, 等)

[大分熊本二県の警察に係る事件] : 賊難 第1表(表頭 殺されし人, 痞付られし人, 等; 表側 大分, 熊本) 第2表(表頭 押込追刺追落に取られし・窃盗に取られし<金, 穀, 等>; 表側 同前表) 事故(表頭 殺されし人, 痞付られし人, 等; 表側 同前表) 捕縛せし罪人(表頭 人を殺せし人, 人に疵を負せし人, 等; 表側 同前表) 火難(表頭 失火・怪火<焼けし箇所, 消留めし箇所, 等>; 表側 同前表) 捨子(表頭 捨子<生存, 死亡>; 表側 同前表)

[東京府内にて賊難に遇ひし人と家] 第1表(表頭 殺されし人, 痞付られし人, 等; 表側 男, 女) 第2表(押込に遇ひし家, 押込に遇ひし船, 等) [右賊難に遇ひし人と家月別表] (表頭 1~12月; 表側 殺されし人, 痞付られし人, 等, 合計, 押込に遇ひし家, 押込に遇ひし船, 等)

[右賊難に遇ひし人と家9年と比較表] (表頭 殺されし人, 痞付られし人, 等, 合計, 押込に遇ひし家, 押込に遇ひし船, 等; 表側 9~10年<男, 女>, 9年より10年の<増, 減>) [東京府内にて押込窃盗等に取られし金穀等9年と比較表] (表頭 押込追刺追落に取られし・窃盗に取られし<金, 穀, 等>; 表側 9~10年, 9年より10年の<増, 減>)

[東京府内にて事故に因り殺されし人 痞付られし人等男女別員数] (表頭 殺されし人, 痞付られし人, 等; 表側 男, 女) [右月別表] (表頭 1~12月; 表側 殺されし人, 痞付られし人, 等) [右事故に遇ひし人男女別9年と比較表] (表頭 同前々表; 表側 9~10年<男, 女>, 9年より10年の<増, 減>)

[東京府内における捨子9年と比較表] (表頭 男, 女,

男女知れざる者; 表側 9~10年<捨子, 生存, 死亡>, 9年より10年の減)

[東京府内にて失火怪火にて焼けし箇所等員数] (表頭 焼けし箇所, 消留めし箇所, 等; 表側 失火, 怪火) [右火難に遇ひし箇所と家月別表] (表頭 1~12月; 表側 失火にて焼けし箇所併消留めし箇所, 失火にて類焼せし家, 等) [東京府内にて火難に遇ひし箇所と家9年と比較表] (表頭 失火にて焼けし箇所併消留めし箇所, 失火にて類焼せし家, 等; 表側 9~10年, 9年より10年の<増, 減>) [東京府内にて巡査及び他人の捕へし男女の罪犯表] : 事故に係り人を殺せし者(表頭 人を殺せし人, 人に疵を負わせし人, 等; 表側 男, 女) 盗賊又は他の犯罪に係る者(表頭 兌器を持ち強盗せし人, 兌器を持たず強盗せし人, 等; 表側 男, 女)

[明治10年東京府内にて違式及び詐違を犯せし人] (表頭 違式<裸になり又は肌ぬく者, 裸体等見苦敷体にて乗馬する者, 等>, 詐違<往来筋にて便所に非る場所へ小便する者, 店先に於て小児に小便等をなさしむる者, 等>; 表側 犯人<男, 女>) [明治10年同9年違式詐違を犯せし人の内50人以上ある条に就て比較] (表頭 違式<裸になり又は肌ぬく者, 道路の車馬通行留を犯す者, 等>, 詐違<往来筋にて便所にあらざる場所へ小便する者, 店先に於て小児に小便等をなさしむる者, 等>; 表側 犯人<9~10年>, 9年より10年の<増, 減>)

60 明治十一年日本政表 警察ノ部

調査対象年 明治11年

内容細目

[明治11年3府35県及び開拓使管轄の地方にて賊難に遇ひし人と家] 第1表(表頭 押込に・追刺に<殺されし, 殺されんとする, 等>, 窃盗を捕へんとして<殺されし, 痞付られし>等; 表側 男, 女) 第2表(押込に遇ひし, 押込の七火を附られし, 等)

[10~11向年3府32県及び開拓使にて賊難に遇ひし人と家比較表] (表頭 殺されし, 痞付られし, 等, 合計, 押込に遇ひし, 窃盗に遇ひし; 表側 10~11年, 10年より11年の<増, 減>)

[明治11年3府35県及び開拓使にて盗賊に取られし金穀等] (押込追刺に取られし・窃盗に取られし<金, 穀, 等>)

[向年3府32県にて盗賊に取られし金穀等比較表] (表頭 押込追刺に取られ・窃盗に取られし<金, 穀, 等>; 表側 同前々表)

賊難表 第1表(表頭 府県及び開拓使; 表側 押込に・追刺に<殺されし・殺さんとせし・等<男, 女>, 窃盗を捕へんとして<殺されし・殺されんとせし<男, 女>, 等>)

第2表(表頭 同前表; 表側 押込に遇ひし家, 窃盗に遇ひし家, 等) 第3表(表頭 1~12月; 表側 賊難に遇ひし人<追刺に遇う, 摘撃に遇う, 等>, 賊難に遇ひし家<押込に遇う, 窃盗に遇う, 等>) 附表(表頭 同前表; 表側 殺されし人, 殺されんとする人, 等) 附表(表頭 刀物にて, 繩りて, 等; 表側 押込に・追刺に<殺されし・殺されんとせし・等<男, 女>>, 盗賊を捕へんとして<殺されし・痞付られし<男, 女>>)

第4表(表頭 府県及び開拓使別; 表側 殺されし人・痞付られし人・等<10~11年>) 第5表(表頭 同前表; 表側 押込追刺追落しに取られし・窃盗に取られし<金, 穀, 等>)

[明治11年中3府34県及び開拓使管轄地方の事故] (表頭

刀物にて殺されし、刀物にて殺されんとする、等；表側男、女）〔自殺し或は自殺せんとする人、等〕（表頭刀物にて自殺せし、刀物にて自殺せんとする、等；表側男、女）〔誤て死に致されし人誤て死に致されんとする人等〕（表頭誤て刀物にて死に致されし、誤て刀物にて死に致されんとする、等；表側男、女）〔誤て死せし人死せんとする人等〕（表頭誤て刀物にて死せし、誤て刀物にて死せんとする、等；表側男、女）〔難船洪水等の災難に罹る人〕（表頭難船にて死せし、難船にて死せんとする、等；表側男、女）〔獸類に殺されし人殺されんとする人等〕（表頭馬に殺されし、馬に殺されんとする、等；表側男、女）〔右事故にて殺されし人及び自殺せし人等の死傷の仕方区別表〕（表頭府県及び開拓使別；表側刀物にて殺されし・刀物にて殺されんとする・等＜男、女＞）〔殺されし人疵付られし人の賊難事故別総数〕（表頭殺されし人、疵付られし人；表側賊難、事故）〔明治11年3府35県及び開拓使管轄の地方の捨子員数〕（表頭府県及び開拓使別；表側捨子＜生存・死亡＜男、女等＞）〔右捨子10年と比較表〕（表頭捨子＜生存、死亡＞；表側10～11年、10年より11年の減）〔明治11年事故の附火にて焼かれ及び失火にて焼けし家数〕（表頭同前々表；表側附火＜焼かれし家、火を附られんとする家、等＞、失火＜焼けし家、失火せんとする家、等＞）〔右火難に遇ひし家月別表〕（表頭1～12月；表側火を附られし家、火を附られんとする家、等）〔明治11年3府35県及び開拓使管轄の地方にて火難に遇ひし家総数〕第1表（表頭附火にて焼かれし家、火を附られんとする家、等；表側賊難、事故）第2表（失火にて焼けし家、失火せんとする家、等）〔明治11年中鹿児島県の事故にて殺されし人等及び巡査併他人の捕へし罪犯表〕第1表（表頭殺されし、疵付られし、等；表側男、女）第2表（表頭殺人者、傷人者、等；表側男、女）
67 明治九年明治十年東京府下懲役場盗賊調
 調査対象年 9年～10年
 内容細目
 〔盗賊の種類〕（表頭強盜、監守盜、等；表側9～10年）刑を受けし度数（表頭初度、2度、3度以上；表側9～10年）年齢（表頭15才以下、15才以上20才以下、等；表側9～10年）身の上の有様（表頭男＜婦あり子ある者、婦あり子なき者、婦なく子ある者、独身＞、女＜夫あり子ある者、夫あり子なき者、夫なく子ある者、独身＞；表側9～10年）〔明治十年盗賊の原因〕（貧窮、酒色、博奕）生國（表頭国別；表側9～10年）〔盗犯の職業〕（表頭官員、神官、等；表側9～10年）宗旨（表頭天台宗、真言宗、等；表側9～10年）〔明治10年盗犯の懲役期限〕（表頭強盜、監守盜、等；表側懲役終身、同自10年至5年、等）
68 明治十一年東京府下懲役場盗賊調

調査対象年 明治11年

内容細目

〔犯者の種類〕（強盜、監守盜、等）〔犯者10年との比較表〕（表頭強盜、監守盜、等；表側10～11年、10年より11年の増）〔犯者懲役の期限〕（表頭同前表；表側同前年同表）〔犯者の刑を受けし度数〕（初度、2度、3度以上、度数知れざる者）〔犯者の度数10年との比較表〕（表頭初度、2度、3度以上；表側10～11年、10年より11年の増）

〔犯者の年齢〕（15才以下、15才以上20才以下、等）〔犯者の年齢比較表〕（表頭15才以下、15才以上20才以下、等；表側同前々表）

〔犯者身の上の有様〕（男＜妻あり子ある者、妻あり子なき者、妻なく子ある者、独身＞、女＜夫あり子ある者、夫あり子なき者、夫なく子ある者、独身＞）〔犯者身の上有様比較表〕（表頭同前表；表側10～11年、10年より11年の増、減）

〔原因〕（表頭同前年同表；表側同前表）〔犯者の生國〕（武藏、下総、等）〔犯者の職業〕（表頭教導職、僧侶、等；表側戸主、家族、等）〔犯者の宗旨比較表〕（表頭天台宗、真言宗、等；表側10～11年、10年より11年の増、減）

69 明治十一年一月ヨリ六月マテ東京府下懲役場盗賊調

調査対象年 明治11年1月～6月

内容細目

〔盗賊の種類〕（表頭強盜、監守盜、等；表側1月より3月まで、4月より6月まで）〔右盗賊の種類を懲役に処せられし期限分表〕（表頭同前表；表側1月より3月まで・4月より6月まで＜懲役終身、自10年至5年、等＞）刑を受けし度数（表頭初度、2度、3度以上；表側同前々表）〔刑を受けし者の年齢〕（表頭15才以下、15才以上20才以下、等）

〔刑を受けし者の身の上の有様〕（表頭男＜婦あり子ある者、婦あり子なき者、等＞、女＜夫あり子ある者、夫あり子なき者、等＞；表側同前表）

〔盗賊を為すの原因〕（表頭貧窮、酒色、博奕；表側同前表）〔犯者の生國〕（表頭国別；表側同前表）〔犯者の職業〕（表頭僧侶、教員、等；表側同前表）

〔犯者の職業を家主及び家主との統合を以て区分表〕（表頭同前表；表側1月より3月まで・4月より6月まで＜戸主、雇、等＞）〔犯者の宗旨〕（表頭天台宗、真言宗、等；表側1月より3月まで、4月より6月まで）教育

70 明治六年政表 教育之部

調査対象年 明治6年

内容細目

〔官立公立私立別校数外国教師教員及び生徒総数〕（表頭官立＜東京開成学校、東京医学校、等＞、公立＜外国语学校、師範学校、中学校、等＞、私立中学校、公立小学校、私立小学校；表側校数、外国教師、教員、生徒）

〔諸学校類別表〕（表頭小学校、中学校、等；表側同前表）

公立私立小学（表頭第1大学区＜東京、神奈川、等＞～第7大学区＜宮城、福島、等＞；表側学校＜公立、私立＞、教員・生徒＜男、女＞）公立私立中学（表頭県名

：千葉，足柄，等；表側 学校＜公立，私立＞，教員，生徒） 公立師範学校（表頭 府県別；表側 学校，教員，生徒） 公立私立外国语学校（表頭 府県別；表側 学校，外国语教師・生徒＜男，女＞） 公立私立女学校（表頭 府県別；表側 数）

〔官立学校の内師範学校を除き外国语教師をもって教授する其学科外国语教師教員生徒員数表〕：

第1表 東京開成学校（表頭 学科：法学理学，諸芸学，鉛山学；表側 外国教師＜英人，米人，仏人，独乙人＞，教員，生徒＜本科，予科＞） 第2表 東京医学校（表頭 医学；表側 外国教師＜独乙人＞，教員，生徒＜本科，予科＞） 長崎医学校（同前表）

第3表 東京外国语学校（表頭 英語学，仏語学，獨語学，魯語学，清語学；表側 外国教師，教員，生徒＜上等，下等＞） 第4表 大坂外国语学校（表頭 英語学；表側 同前表） 第5表 長崎外国语学校（同前表） 第6表 東京女学校（同前表）

〔海外留学官費生徒数〕（表頭 外国名別；表側 皇族，華族，士族，平民）

〔明治6年中免許刊行書籍〕（表頭 政法書，物理書，等；表側 日本文，漢文，西洋文，翻訳，反刻再刻） 〔明治6年中免許する新聞紙数〕（表頭 府県別；表側 数）

〔明治6年府県学資献納寄附金額〕（表頭 第1大学区

＜東京，神奈川，等＞～第7大学区＜宮城，磐前，等＞；表側 金額）

院省使諸生徒（6年12月31日調）（正院印書局＜植字，印刷，等＞，大蔵省＜文典，地理学，等＞等）〔院省使生徒人員合計につき壬申政表との比較増減〕（正院，大蔵省，等，差引）
(71) 明治六年同七年日本政表 教育之部

調査対象年 明治6年～7年

内容細目

諸学校総計表（表頭 小学校・中学校＜公立，私立＞，小学師範学校＜官立，公立＞等；表側 6～7年＜校数，生徒，教員＜内国，外国＞）

府県小学表（表頭 大学区：第1＜東京，神奈川，等＞～第7＜宮城，福島，等＞；表側 6～7年＜校数，生徒・教員＜男，女＞），6年より7年生徒の＜増，減＞）〔記事〕 府県中学校（表頭 大学区：第1＜千葉，足柄＞～第7＜宮城＞；表側 同前々表） 府県小学師範学校表

（表頭 大学区：第1＜東京，神奈川，等＞～第7＜磐前，秋田＞；表側 6～7年＜校数，生徒＜男，女＞，教員）

解題

1. 沿革

明治7年3月，統計の重要性がようやく上司に認識されて政表課は正院外史所管となり，職員も前年の4名から一気に26名に増員された。政表課が政府の統計中央機関として統計年鑑の編集に本格的にとり組む体制がはじめて整備されたといえよう。

政表課の着手した第1の仕事は政表課規程の完成であり，その作業の中味は「壬申政表」に続く第3回目の政表のための調査対象項目の選定であった。作業は半年で終了し，8月には決裁をとっている。（政表課規程の全文は，前章に掲げた。）(1)同規定第9条の「別冊取調科目」の詳細は，つぎの調査対象の項で述べることとする。以上の準備作業を終えた政表課は，いよいよ「日本政表」の編集を開始することとなり，11月28日，つぎのような議案をおこした。

「去八月當課仮規程相定取調箇條書を以て院省使府県へ御達相成度御達接の儀は追て可奉伺殿御決裁済の処今般壬申政表上巻御頒布にも相成候に付ては兼て伺済箇條の通年々書出候様仕度尤別紙箇條の儀は御達並御布告諸規則に拠り政表に記載すべき条件を取調候儀には候へ共書出方一時に整理を得兼候条々も可有之併右に因り大綱相立候へば漸々政表の体裁を為し候様可相成と存候仍て御達接相添此段奉伺候尤期限も有之候間速に御決裁の儀奉仰候也」

この議案本文にある「別紙箇條」は，さきの8月に決裁をとった「別冊取調科目」を若干改善したものである。この議案が12月12日に決裁された結果，12月18日に太政官達第166号をもって府県へつぎのような調査依頼が達せられた。

府県外国语学校表（表頭 大学区：第1＜東京，神奈川＞～第7＜磐前，青森＞；表側 6～7年＜校数，生徒＜男，女＞，教員＜内国人・外国人＜男，女＞＞） 小学師範学校長（表頭 東京師範学校，愛知師範学校，等；表側 6～7年＜生徒，教員＞）

東京女学校表（表頭 学科：下等小学；表側 6～7年＜生徒，女教員＜内国人，外国人＞＞）

東京外国语学校表（表頭 英語学，仏語学，等；表側 6～7年＜生徒＜上等，下等＞，教員＜内国人，外国人＞＞）

英語学校表（表頭 東京英語学校，愛知英語学校，等；表側 同前表） 医学校表（表頭 東京医学校，長崎医学校；表側 6～7年＜生徒＜本科，予科＞，教員＜内国人，外国人＞＞） 開成学校表（表頭 法学，理化学，等；表側 同前表）

海外留学官費生徒表（表頭 外国名別；表側 6～7年＜皇族，華族，士族，平民＞）

府県小学扶助金受業料並寄附金表（表頭 大学区：第1＜東京，神奈川，等＞～第7＜宮城，福島，等＞；表側 6～7年＜扶助金，受業料，寄附金＞）

准刻発兌書籍表（表頭 政科，物理，等；表側 6～7年＜和文，漢文，洋文，翻訳，翻刻＞） 新聞紙免許表（表頭 府県別；表側 6～7年＜免許数＞）

院省使生徒表附海外留学生（表頭 正院印書局＜植字，刷印，等＞，内務省＜製糸，農業＞等；表側 6～7年）

(73) 明治九年東京事物統計表

調査対象年 明治9年

内容細目

明治9年東京事物統計表：反別（田，畠） 国税（米，金）府税（金） 市場（魚，青物） 家畜（飼牛羊＜官・私＜牛，羊＞） 飼馬（官，私） 屠牛羊（牛，羊）

船（蒸気・西洋形風帆＜艘，噸＞，和船50石以上・50石以下＜艘，石＞） 車（牛車，荷馬車，等） 戸籍表（戸，社，寺，華族・同家族＜男，女＞等） 上の人民総計の内（出生・廃疾・等＜男，女＞） 入寄留（戸数，華族・士族＜男，女＞等） 出寄留（華族士僧平民・上の人民家族＜男，女＞） 本籍入寄留之職分（官員・神官・等＜男，女＞）

農工商等差表（農・工・商＜上等，中等，下等＞） 商業種類併戸数（糸商，椅子商，等） 職工種類併戸数（石職，糸組職，等） 雑業之内（半農，半商，等）

「年々政表編製候につき左の箇条の通取調本年分より毎翌年三月限可差出此旨相達候事
但明治六年分も取調來八月限差出尤委細の儀は政表課へ可打合事」(この本文にある「左の箇条」は、3の調査対象の項に掲げた。)

ついで12月20日に、左院、内務省はじめ各省、開拓使、警視庁へ同様の通達が発せられ、これには取調科目が別紙として添えられた。

この達書によって府県および各院省が取調科目を調査して政表課へ差出した調書を同課が点検し、取調科目別に編集が行なわれた。このようにして「明治六年日本府県民費表」をトップとして編集の終了した順に分冊として刊行されたのが「日本政表」のシリーズである。(2)

しかし「日本政表」の刊行は、多くの未完成草稿を残したまま明治13年に終了している。その理由は明らかでないが、杉が12年から甲斐国現在人別調の調査に全力を注ぐことになったため、政表編製の仕事から完全に手を引いたことも大きな原因のひとつであったと思われる。「日本政表」の後を受けた統計年鑑として政表課が完成したのは、明治14年1月に刊行された「統計要覧」であった。

2. 調査目的

「日本政表」の調査目的は、上記の沿革で述べたように、政表課規定の第2条、「政表は諸省使府県等より録上する所の諸件を総括し全国の形勢を表章するものにして…一切の事実計数を分合比較して其得失を監照し以て其形状を知り施政の実際要領を得るに於て一大緊要とするもの也」と記された、日本の国政の全容を把握するための統計年鑑を編成することにあったといえよう。

しかし政表課が「日本政表」を編成しようとした目的は、単に統計年鑑の作成のみであろうか。同規程の第1条に「全国の事実計数を総括する者は独り正院の権限義務とす是れ本課の設ある所以なり」と強調しているように、当時、大蔵省統計寮と中央統計行政のヘデモニーを争っていた政表課が、「日本政表」の完成によって同課を名実ともに維新政府の中央統計局たらしめようと思図したことには疑いなく、「日本政表」の完成には政表課の面子がかかっていたといってもよいであろう。

3. 調査対象

「日本政表」の調査対象にかんする構想は、明治5年1月に杉が政表に関する上司の質問に答えた返書に記載されているものが最初であるが、この段階ではまだ抽象的な構想に過ぎなかった。(3)

「壬申政表」に引き続き刊行される予定の統計年鑑では、調査対象は一挙に拡大されることとなった。この調査対象の最初の全貌をしめすものが、政表課規程の別冊乙号の取調科目である。「法規分類大全 第一編 文書門 記録志表」の統計の部では、この別冊は、「乙号科目は次の達第百六十六号と大同小異なるを以て省く」として省略されているが、「太政類典 第二編」(参考文献、1)には収録されており、またその草案である「政表取調科目草案」が統計局図書館に所蔵されている。(4)

12月18日の府県にあてた調査命令の本文に「左の箇条」と書かれた取調箇条(調査対象)は、大綱において別冊取調科目と変わっていない。全文は、以下のとおりである。

一 官員族籍

但勅奏判等外を区別し壬申政表に徴ひ記載すべし

一 履入外国人

但職掌学科給料及び國名を区別記載すべし

一 管内人民自費履入外国人

但職業学科給料國名人員男女を区別し壬申政表の例に徴ひ記載すべし尤学校教師にて文部省へ届出る分は記載に及ばず

開港市開港有之府県

一 管内在留海外何国人 男若干 女若干

何学	男	若干
	女	若干
何業	男	若干
	女	若干
何々	男	若干
	女	若干

但伝教師は其旨を記すべし

右件々は十二月三十一日の現員を以て記載すべし

徵兵

一 常備兵 若干

内

士族	若干
農	若干
商	若干
何	若干

一 第一後備兵 若干

内訳前同断

一 第二後備兵 若干

内訳前同断

- 一 同満期人員 若干
内訳前同断
- 一 徵兵代入料上納人員 若干
内訳前同断
- 一 本年度海軍徵募人員 若干
内訳前同断
右は国分けを以て記載すべし
- 一 其序限取立賦金 若干
但内訳を記すべし
- 一 賦金支用高 若干
但内訳を記すべし

右は十二月三十日の調を以て記すべし尤も一年に満たざる分は何月より何月までと調すべし
右条件の外表表中に記載すべきものは總て書出すべし

また12月20日に各省に出した調査命令の別紙取調科目は、各省の当時の統計調査および業務統計の全部を含む龐大なものであって紙数の関係でここでは省略したが、「法令全書」、「法規分類大全」には収録されており、また「総理府統計局百年史資料集成 第1巻」にも再録されている。(同書。p. 307~325) またその草稿が統計局図書館にある。(5)

この取調箇条による調査命令は、各院省の統計調査体制の当時の水準に対して理想的に過ぎ、政表課に進達された調書には政表課の予想以上に多くの未回答の調査項目が含まれることとなつた。

そのため政表課は「日本政表」を1冊の年鑑として刊行する方針を変更して編集の容易な項目毎に分冊として刊行せざるをえなくなったのであった。しかし、その分冊の刊行も編集に予想以上の日数を要したため、結局「日本政表」は、多くの未完成な原稿および編集材料を残したまま中絶してしまつたのである。

「日本政表」の刊本は全部で27冊であつて主題別にみるとつぎのようになる。

府県民費表、5冊(対照年は6~10年)、日本全国人員、2冊(7~9年)、家禄賞典禄および府県賦金、4冊(6~8年)、海外貿易、6冊(6~11年)、裁判および警察、9冊(6~11年)、教育、1冊(6年)

以上のうち、統計表としての連続性もあり、調査対象年度も比較的長くカバーしているものは、府県民費表と貿易統計のみであつて、その他の統計書は統計表の連続性に問題があるもの、対象年の短いもの等、それぞれ欠点がある。この事情は、未完成原稿を考慮しても大勢に変りはない。(「日本政表」の刊行状況および未完成原稿および編集材料の大要については、調査系列の最後に詳説した。)

またこれらの項目別統計書に収録された箇々の統計表の数値についてみても、調査項目の細目について各院省間、府県間あるいは年度毎に統一性がなく比較不可能であり、統計数値そのものについての信頼度にも疑いがある。これらの欠点は、結局、当時の中央、地方の統計調査体制の貧弱な水準をそのまま反映したものであつて止むを得ない結果であった。

「日本政表」は以上にみるように、日本の国勢の全容を把握するための統計年鑑の刊行という当初の政表課の意気込みに反して失敗作に終つたといえるであろう。しかし「日本政表」の功績は、むしろ、その編集過程において杉の指導によって政表課に多くの統計実務家が養成されたこと、また後に述べる政表掛会議にその一端がみられるように、各省の統計調査の水準を高め、調査体制の整備を促進することによって、「日本政表」に続く「統計要覧」、「帝国統計年鑑」が誕生する基盤作りの役割を果した点に求めべきであろう。

4. 調査系列

「日本政表」は、太政官政表課より各院省および使府県に対して調査命令が出され、その結果、政表課へ進達された調書を同課が主題別に編集、刊行したものである。したがつて「壬申政表」と同じく、その材料は、すべて中央官庁および地方の使府県から提供された統計表であつて政表課独自の調査によるものではなかった。政表課は、これらの統計表を点検して、疑問の数値について作成官庁に質問して訂正を行ない、また統計表の様式について指導を行なつたに過ぎない。統計表様式についても7年12月にはじめて通達した政表取調に添付した「別紙の箇条」は、書上げ方式であつて、これは前月の11月28日の政表編成の議案に「尤別紙箇条の儀は御達並御布告諸規則に拵り政表に記載すべき条件を取調候儀には候へ共書出方一時に整理を得兼候条条も可有之併右に因り大綱相立候へば漸漸政表の体裁を為し候様可相成と存候」といっているように、当時の各省および地方庁の統計業務の実情を考慮して漸進主義をとつた結果によるものであろう。

また取調箇所についても、同議案にあるように、はじめから完全な回答は期待していなかつたようである。しかし調査の回収結果は政表課の予想以上に悪く、それも期限内にはなかなか回収されなかつた。

これらの調書および編集材料は、その大部分が散佚してしまつたが、なお編集過程を知るに足る程度のものは残されており、わが国における統計年鑑のもっとも初期の編集状況を伝える貴重な資料である。

総理府統計局図書館には、「日本政表」の刊本および原稿の他に、このようにして中央各省および地方使府県から進達された調書と、政表課がこれを点検し、再集計等の操作を行なつた結果が政表編製材料として所蔵されている。また同図書館には、「院省使府県政表編製目録」と題された、進達調書の受付控が残されている。

この「目録」は、明治6年分から18年上半期分迄の進達調書の年別、官省および使府県別、取調箇条別の受付記録である。明治10年分迄の各年の調書については、帳簿の欄外に官員、雇用外国人、等の取調箇条別の分類記号があり、また本文は中央各省、地方使府県等の省庁別に進達調書の取調箇条別の受付記録が記載されており、この「目録」は、政表課所蔵進達書の目録である

と同時に、当時の政表課が所蔵していた日本政表関係の統計の調査対象別索引としても使用し得る。

われわれは先ず政表課の「日本政表」編集作業の実態をとらえる一助として「政表編製目録」に記載されている統計表の受付記録を一覧表に作成してみた。紙数の都合でここでは明治6年と7年の2年分の表(第2表, 3表)のみを掲載することにとどめたが、これによって政表編製のスタートの時期における調査の収集状況を知ることができよう。

「日本政表」の取調箇条は、中央各省庁の当時の統計調査体制の水準では到底回答の不可能な調査項目が多数含まれていたために、調査命令を受けた各省庁と政表課の間に質疑応答がかわされたが、その一端を「法規分類大全 第一編 文書門 記録志表」の統計の部に収録された資料によってうかがってみよう。

大蔵省は先に「壬申政表」作成の際、その草稿のうち歳入出統計が不完全であるという理由で政表課の調査依頼を拒否し、そのため刊行された「壬申政表」は、政府財政統計に関する部分が削除されたことは既に述べたが、「日本政表」調査の依頼を受けた同省は、再び8年1月31日の上申をもって「…右歳入に於ては壬申二百二十二号御布告の通り夫夫納期有之當三月迄調理不行届は勿論從て歳出も右に準じ差向決算の期難見極且六年分も勘定帳全備不致既に兼て御下問相成候壬申政表も書類不備の為め今以て調査行届兼今以上皇期限難申上仕合に御座候…」という理由で歳入出統計の提出を拒否しており、政表課も同2月13日の指令でこれを認めざるを得なかった。大蔵省と政表課との間には、さらに7月に太政官札の発行高の件についてもやりとりが行なわれている。

また工部省は2月14日付の史官宛に「…鉱山私抗産出高壳高等は兼て地方官へ相達置候へども未だ差出不申候条追て取調出来候まで何地何鉱の区別のみ取調差出候様致し度此段兼て及御掛合候也」と照会を行ない、2月15日、許可を得たが、さらに3月28日に史官宛の問合でつぎのように質問をしている。

「官鉱

- 一 何地何鉱
- 一 同何鉱物堀高出
- 一 同代価

但一鉱毎に区別記載すべし

政表編製に付廉書を以て御達相成候内官鉱取調の儀前書難形の通に候処本年出鉱高を以て直に製煉一箇年の収納高と致し候儀は難相定候仮令ば一箇年鉱石堀出高二百万貫有之其内百二十万貫製鉱分析いたし純金銀六百貫を得候へば則鉱石八十万貫は翌年へ越戸と相成候訣にて出鉱高及び製煉量目等書載候とも其実は前年より後年に相渡一箇年の事業区分難相立就ては鉱石前年越戸翌年へ残高と請細書載候ては事数年に亘り政表編製の御趣意に於て如何可有之哉に付則別紙の通取調差出可然哉此段兼て及御問合に候也

佐渡金鉱

一月より十二月迄

- 一 出鉱 八十三万四百三十五貫三百目

同

- 一 製煉量目 純金 十貫百五十八匁九分九厘六毫九絲 純銀 五百貫九百七十六匁八分六厘三毫二絲

是は本年堀出高と前年越戸と合て鉱石百六十六万八千四百三十二貫六百九十目より産出量目

その結果、政表課は4月7日の回答で工部省の提案を了承して、鉱山の生産高統計は、つぎのような書上げ方式に改められた。

何地何鉱

- 一 何年越鉱 若干
- 一 本年堀出高 若干
- 合計 若干
- 一 右製煉高 若干
- 代価 若干
- 残鉱 若干

以上その他、陸軍省、司法省、海軍省との応答の記録もみえる。恐らくこのような往復文書は、8年以後もとりかわされていたと思われる。

ここで調査系列に関連してつぎの2点について述べておこう。ひとつは各省年報であり、ひとつは政表掛会議である。

各省年報の編集について

明治9年7月1日、政表課はこれ迄各府から差出されてくる者課状が「記載の条件頗詳密を極むと雖ども多くは一省中事務取扱の順序を記するに過ぎずして却て繁冗に涉り事務の要領を検知し難」いという理由で、各省の事務報告の編輯例則を定めるよう稟議をおこした。この件が裁決されて同月8月2日、太政官から院省使並に地租改正事務局にあてて、報告書編輯例則を「左の要目に照準し」て詳細に取調べ、来る9月中に差出すよう達せられた。この「報告書編輯例則取調に付ての要目」は以下のようである。

- 1 官員の数、1 履外外国人並其職務給料等、1 事務の要領、1 諸般の経費

また、報告書編輯の年度は会計年度とし、7月から6月迄を1期と定められた。

その結果、各省府から提出された編輯例則を政表課においてさらに検討した結果、最終案が決定し、同年12月18日、各府へ「別紙例則」の通り明治8年度の報告書を翌10年6月中に差出すよう達せられた。ただし、内務、大蔵両省は既に8年度分報告書に着手していたので9年度よりの分を提出するよう命ぜられた。

第3表 「日本政表」編集材料進達状況

このようにして政表課の指導によって各省年報の様式が定められた結果、各省庁からの「日本政表」調書の進達は、年報をもって替えられることとなった。(6)その結果「日本政表」のために特に徵集される調書は、9年分より官員、徴兵、賦金、雇外国人、在留外国人、海外派出官員等の限られた調査項目のみとなった。ところが、年報は会計年度をもって編集されているため、曆年をもって編集方針としている「日本政表」の編集材料としては、使用に困難がある。「日本政表」の編集が、明治8年分をもって大部分終了しているのは恐らく、このことも原因のひとつであろう。

政表掛会議について

明治9年5月17日、政表課では「日本政表」のための各庁の調書がまちまちで編集上に支障が多いため、各庁の政表担当の主任を太政官第五科に召集して政表作成について会議を開催したいという旨の稟議をおこし、この件が裁決されて5月に先ず外務、内務、大蔵、工部、司法の5省へ「主任の者毎月両度正院第五科政表掛へ出頭熟議」したい旨の通知が出された。6月20日、第1回の政表会議が開催され、会議の規則が作成され、7月5日に決裁された。

この「第五科政表掛会議規則」の第1条に「政表取調方法は主として各庁担任の事務を講究するは勿論なれども政表は国家人民一般の所行上に於て現出する所の事実を探討し其利害得失を表章することを務むるが故に此に会する各庁政表掛の官員は一偏に拘泥することなく互に協議して広く事実を彙集弁明すべき事」とあり、第3条に「取調の条件は大略別冊規程第八款の如く定むと雖も其緩急順序及び細目に至りては各員の熟議に依り参酌商量すべき事」とある。

会議は毎月、第1と第3火曜日に開かれることとなり、実質的会議は7月4日に第1回が召集され、その後翌10年3月6日の会議迄に合計14回開かれた。その後は九州地区の戦乱のため中断し、そのまま自然消滅した。この会議の記録が総理府統計局図書館に所蔵されており、またそれを整理した全文が「総理府統計局百年史資料集成 第1巻」に再録されている。(7)

いま、この再録版の「政表会議記録」によって全14回の議題をあげておこう。

- 7月4日 刊行表中人殺の調の事
- 7月18日 食物取調の事
- 8月1日 民口戸籍調の事
- 9月5日 人の調の事 家数調の事
- 9月19日 9月5日に同じ
- 10月3日 9月5日、9月19日に同じ
- 10月17日 戸籍調の事 東京府下盜賊調の事 東京府下芸妓、娼妓の事
- 11月7日 明治6年7年人員表の事
- 11月21日 食物取調の事 海外貿易表の事 外国入人員帰回国届の事
- 12月5日 明治7年人員表中脱籍の事 貿易調の事 難破船表の事 失火調の事
- 12月19日 明治8年東京府下民費表を新聞紙に掲載する事 民費調会計年度の事 官用外団品取調の事 東京府下火災調の事 行刑表名目の事

- 10年2月6日 食物調の事 警察表改正の事 社寺調改正の事 死亡人職業調の事 变死調の事 東京府下戸籍調の事
- 2月20日 東京府下人口表の事 勤業寮物産調の事
- 3月6日 会計年度の事 家数調の事

会議は、終始、政表掛主任の杉のリードによって進められ、上記の議題にみられるように人口、物産とくに食糧、貿易、犯罪、民費、等の諸統計について統計調査の方法、様式、精度等のあらゆる問題をとりあげて活発な意見がたたかわされ、当時の官庁統計の改善に大きな貢献を果した。

われわれは、この記録のなかから杉の統計行政のリーダーとしての活躍の有様を知ることができるし、また当時、大蔵省統計寮と中央統計行政一元化をめぐって争っていた杉の心境をもうかがうことができる。さらに杉の統計理論、経済理論についても、断片的ではあるが知ることもでき、この「記録」は明治前期の統計史の貴重な史料であると同時に統計学者杉 亨二の研究資料としても見逃すことのできないものであろう。

この「記録」においてとり扱われた物産、人口、等の箇々の主題にかんする統計をめぐる論点については、それぞれのところへゆずった。例えば勤業寮の物産表についての批判は、「本書下巻」の第1章(p.15~16)を見られたい。人口、民費、警察等については後段のそれぞれの箇所を見られたい。

最後に進達調書から太政官の編集を経て刊行された「日本政表」の全貌を紹介しておこう。

「政表編製調目録」と、現存する統計局図書館の政表材料とを対照してみると、残念ながらこの「目録」に掲載されている殆んどの調書は失われてしまっている。また政表課がこれらの調書を資料として作成した再集計表もその大部分が散佚してしまった。これらの調書および再集計表のなかには、刊本「日本政表」およびその原稿にも収録されなかった多くの貴重な統計表があつたに違いない。

そこでわれわれは、「日本政表」の全貌をつかむために、残存している調書および再集計表を整理して、刊本「日本政表」および原稿と既存のいくつかの「日本政表」刊行リスト(8)とつき合せ、改めて現在の時点で知り得る限りの「日本政表」の刊本、原稿、編集材料のリストを作成してみた。これが上記のリストである。われわれは、再集計表のうち「日本政表」の原稿に迄完成されていると推定したものは、第1部の「日本政表」刊本および最終原稿の部へ分類し、残りを大別して院省使進達原稿と太政官編集材料に分類した。編集材料のうちには、「政表編製調目録」にもともと記載されていないものも含まれているので、これをさらに「目録」に記載されているものと、記載されていないものに分類した。「目録」に記載されていないものは、大部分大蔵省関係の進達調書と、それにもとづいて政表課が編集した資料である。

われわれの現在の調査段階では、この分類方法は、なお不充分であり、将来再検討の結果、訂正があることがあるであろう。また編集材料にも多くの見落しがあると思われる。(9)しかし、この程度のリストによっても日本政表の全体のスケールを一応うかがうことは可能であろう。

以下、上記のリストの順序にしたがって「日本政表」の刊本の全分冊と原稿および編集材料の大要を紹介しよう。

日本府県民費表

「日本政表」刊本および最終原稿リスト(1)～(9)は、府県の経費統計であり、明治6年から10年迄を対象として5冊刊行された。これについての解題は第7章にゆずった。

反別石高統計

「明治六年国郡高反別調」(10)は、民費調の附属資料から作成された上下2冊の完全原稿であり、日笠論文(参考文献、3)も、これを日本政表未刊行分としているものである。以上その他、この分野に属する政表編集材料としては、内務省地理寮の調書である「反別坪数明治五年六年比較調帳」(11)から「明治七年分民有税地反別比較調」(12)迄の資料と、政表課によって作成された「郡村石高帳 全」(116)から「全国田畠山野荒地其他増減表 明治九年」(121)迄の資料がある。これらの反別石高統計についても、第7章の解題にゆずった。

全国人員統計

人員統計の刊本は7年から9年迄を対象時期とした「明治七年政表 日本全国人員」(11)と「明治八年明治九年日本政表 全国人員之部」(15)と2冊刊行されている。何れも内務省戸籍局の戸籍帳によるものである。また7年と9年を対象とした全国人員之部の原稿が残っている。また政表編集材料としては、10年と11年を比較した「生國区分」(135)がある。

人口統計は、政表掛会議においても、もっとも熱心に議論された分野である。本書でも後段の第10章、第11章で詳説した。

社寺教院統計

社寺教院之部は、6年から9年迄の4年間を対象時期とした教部省および内務省社寺局の調書にもとづいて太政官で作成された原稿(19、20)と10年、12年を対象時期とした内務省社寺局の調書(21)、(22)があるが、刊本は刊行されなかった。

家禄賞典禄および府県賦金統計

はじめ明治6年分と7年分が「家禄賞典禄社寺収納半祖高之部 府県賦金之部」(18)および「家禄賞典禄之部 府県賦金之部」(23)として刊行され、8年分は「家禄賞典禄之部」(25)と「府県税及ヒ賦金ノ部」(27)に分けて刊行された。政表編集材料としては、6年、8年、9年分を調査した大蔵省国債寮および租税寮の調書がある。

紙幣、公債、諸券統計

紙幣、公債および諸券の刊本はない。6年と7年分の原稿「紙幣公債及ヒ諸券之部」(30)、「紙幣公債債金及ヒ諸券銀行貨幣鑄造之部」(32)と編集として、6年から11年6月迄の分の大蔵省統計寮による調書(124)～(126)と(127)が残っている。

海外貿易統計

政表課の貿易統計は「明治六年海外貿易表」(33)が最初の刊本である。ついで7年から11年迄は「改表 海外貿易之部」(34)、(35)～(39)として5冊刊行された。編集のための資料は大蔵省統計寮が作成した「大日本各港輸出入物品年表」(明治6年)、「大日本各港輸出入年表」(明治7年)、「大日本各港輸出入半年表」(明治8年上半期～)等によったものである。

「明治八年政表 海外貿易之部」の例言に「輸出入金銀貨幣及び地金の内貿易に関する者と関せざる者との二類あるべし然れども其調なきを以て之を明かにし難且輸出入物品の内我國商人の売込引取たる員数及び価額も亦知る事を得ず故に此篇は唯海関を出入せる所の総額に就き其物品と金銀貨幣及び地金とを分ちて之を記載するのみ」とあるが、この金銀の輸出と貿易実態の正確な把握の2点については、政表掛会議でもしばしばとりあげられている。

例えば11月21日の会議で杉は、「八年貿易表の編製稍成功に近づきたれども種々の不都合に妨げられて詰り其実況を明白にすること能はず元来是迄貿易表には租税寮の輸出入物品表を以て其編製の原書となするに右の物品表は各港にて税関を通過せし物品を記載せる者なれば其記載せる中或は在留外国人の倉庫に在りて未だ内国人の手に買取らざる物品あるべし故に此表に拠て編製せし者にては未だ内外貿易の実況を明白にすと云ふべからず」といい、実況を明白にするためには売込引取問屋の調査が必要であるが、彼等は税金を恐れて取引を隠すためその実態がつかみ難く、勧商局が責任をもってその実態を調査すべきであるといっている。また金銀貨幣の流出については、これを貿易によるものと貿易外の原因に分けて議論を展開しているが、結論として流出金銀貨幣の統計は、大蔵省国債寮が調査を担当し、同寮が調査できない分については政表課から各官省へ問い合わせることとしている。(10)以上の他、貿易統計については、12月5日に再び勧商局の貿易実態調査に関する議論があり、また新たに輸入品のうち官用品と人民の買上品を区別する問題について議論がなされている。(11)

鉄道

(41)の「鉄道表」は「明治六年七年海外貿易表」と合冊されていたものであり、明治8年10月の調査である。なお、鉄道関係の政表編成材料としては、政表課で各省府県の調書を合綴した「政表編製雑之部」(110)につきの工部省鉄道寮の調書がある。

「明治7年鉄道寮経費計算表」、「明治7年阪神間鉄道経費計算」等(42)

「明治7年鉄道寮備外國人師長等報告書」(45)

監獄、裁判、処刑、警察統計

犯罪統計については、6年分が「司法処刑ノ部 陸海軍処刑ノ部 聽訟ノ部 警保ノ部」(46)という書名で、また7年分が「刑事裁判ノ部 陸海軍裁判ノ部 警察ノ部」(47)という書名で刊行された。8年分は「刑事裁判之部」(42)、「陸軍海軍裁判之部」(54)、「警察ノ部」(48)と、3冊に分けて刊行された。9年、10年分については「警察ノ部」(49)、(50)のみ刊行された。11年分以降は刊本はなく、11年分については「警察ノ部」(50)の最終原稿がある。12年分については「府県警察政表 明治十二年自一月至十二月」

(106)と「開拓使警察政表 明治十二年自一月至十二月」(108)という、何れも内務省によって作成された調書がある。

警察行政は比較的早く確立をみたため、調書の回収率はかなりよく、そのため改表課には、7年から11年分迄の期間にわたる多くの改表編成材料が残されている。(100)～(105), (122), (123)。このうち、内務省の編集した8年から11年分迄の「改表監獄ノ部」(42)～(45)は、完成原稿であり、改表原稿の部へ入れた。

改表課はまた東京府の犯罪統計を別に刊行した。そのうち現在残っているものは9年と10年と11年分の「東京府下懲役場盗賊調」(67), (68)がある。

警察統計に関連して改表課は衛生統計作成の意図もあったようであるが、現在「明治十年虎列刺病表」(107)という、内務省衛生局の調書があるのみである。この資料は、日笠論文(参考文献、3)に改表未刊行分としてあげられている。

以上の警察統計の詳細については、本書第9章の解題を見られたい。

教育統計

教育統計の刊本としては「六年改表 教育之部」(70)があるのみである。その他に6年と7年分を対象とした「明治六年同七年日本改表 教育之部」(71)という調査局編の原稿がある。材料は文部省の進達した6年と7年分の調書および第1回、第2回の「文部省年報」に拠っている。

教育統計については、第12章の解題を見られたい。

以上の他、「明治九年東京事物統計表」(73)がある。完成原稿であり、日笠論文(参考文献、3)もこれを改表未刊行分としている。

以上が「日本改表」リストのうち、第1部の「日本改表」刊本および最終原稿を中心とした紹介である。つぎに改表編成材料のうち、今迄触れなかったものを紹介しよう。

改表課の調書受付簿である「改表編製調目録」で使用されている調書の分類項目のうち、官員、雇外外国人(公、私)、在留外国人、徴兵の項目は改表の調査項目であって、第2、3表にみられるように、調書の回収率は高かった。8年以降14年迄についても同様である。ところが、「日本改表」の刊本では、官員、雇外外国人の部はない。その理由は不明である。しかし、編製材料のなかには官員統計が多く残されている。その他、編製材料のなかには、刊本の「日本改表」に収録されていない貴重な統計が多いと思われるるので、ここで主として「改表編製調目録」の分類項目の順序にしたがってその大要を紹介しておこう。

官員、雇外外国人、派出官員統計

官員族籍調は、大蔵省統計寮、太政官、内務省の調査による調書を合せると6年から10年迄、12年から14年迄がカバーできる。(74), (76)～(85), (112)。その他、5年、6年の「海外留学生徒調」(75), (111), 8年の「官費雇外外国人一ヶ年給与高概算」(113)等がある。

船舶統計

船舶統計は、内務省駅逕局調による8年の「西洋形船舶表」(86), 13年1月の「西洋形船舶現在数」(88)の他、6年から12年迄を括した「西洋形船舶表」(74)がある。

工部省関係統計

鉄道関係の統計は先に述べたが、その他につぎのような統計がある。

「工課状 明治七年」(91)

これは工部省の鉄道寮、燈台寮、工学寮、製作寮(赤羽製作所、兵庫製作所、長崎製作所を含む)、電信寮の事業報告書であり、統計書として使用し得る。

「明治七年生野鉱山経費計算表、等」(93)

これは(110)の「改表編製雜之部」に含まれているつぎの統計表を抜きだしたものであって鉱山寮の調査である。

明治七年生野鉱山経費計算表(明治七年準備金区分別総計表より抜萃)、明治七年鉱山寮経費計算表、明治七年佐渡出張鉱山寮経費計算表、明治七年大葛鉱山経費計算表、明治七年釜石鉱山費計算表、明治七年小坂鉱山経費計算表、明治七年島根鉱山経費計算表、明治六年未決算追勘定仕上総計表抜萃、明治七年額外金請払総計表より抜萃、明治七年工部省諸収入計算表より抜萃、明治七年諸収入表附録各鉱山出鉱収入計算表、明治七年三池鉱山経費収入比較表、明治七年高麗炭山経費収入比較表、生野支庁年計、生野銅坑、大葛支庁の年計、小坂支庁の年計、三池支庁の年計、佐渡支庁年計、高麗支庁年計、諸坑業の義許可する者総計三千貳百貳拾壱ヶ所 内訳。

「明治六年七年私鉱借区表」(92)

「明治八年分 院省使府県製表編製調 鉱山ノ部」(115)

これにはつぎの統計表が含まれている。

官行鉱山出鉱表(8年)、借区並試掘鉱山表

勸業寮関係統計

「明治七年分勸業寮、明治八年内務省中勸業寮、等」(109)

(110)の「改表編製雜之部」にあったものである。この勸業寮調書のなかには、上野国富岡町製絲場製絲高御払代調書(7年)、和泉国堺戒鳴志町製絲場製絲高及御払代価調書(7年、8年)等の統計表が含まれている。これらの統計表は本書下巻に収録した「内務省年報」、「旧勸業寮第一回年報摘要」にもあるが、それは会計年度(8月～翌年7月)による統計であり、この改表編成材料の統計表は曆年によっている。

5. 根據法

明治7年12月18日 太政官達第166号 輪廓附 府県(改表編製付取調の箇条及進致日限 法令全書 明治7年)

明治7年12月20日 太政官達無号 各通 内務省、大蔵省、司法省（内務大蔵司法三省をして年々政表を進致せしむ 法令全書 明治7年）
明治7年12月20日 太政官達無号 各通 左院、外務省、陸軍省、海軍省、文部省、教部省、工部省、宮内省、開拓使（左院外七省並開拓使をして年々政表を進致せしむ 法令全書 明治7年）
明治7年12月20日 太政官達無号 警視庁（警視庁をして年々政表を進致せしむ 法令全書 明治7年）
明治9年8月2日 太政官達無号 院省使並地租改正事務局（各庁報告書編輯例則案を差出さしむ 法令全書 明治9年）
明治9年12月28日 太政官達無号 元老院（元老院報告書編輯例則 法令全書 明治9年）
明治9年12月28日 太政官達無号 外務省（外務省報告書編輯例則 法令全書 明治9年）
明治9年12月28日 太政官達無号 各通 内務省、大蔵省（内務省、大蔵省報告書編輯例則 法令全書 明治9年）
明治9年12月28日 太政官達無号 各通 地租改正事務局、陸軍省、海軍省、教部省、工部省、司法省、宮内省、開拓使（地租改正事務局、陸軍、海軍、教部、工部、司法、宮内六省並に開拓使報告書編輯例則 法令全書 明治9年）
明治9年12月28日 太政官達無号 文部省（文部省報告書編輯例則 法令全書 明治9年）
明治10年3月3日 文部省へ指令（文部省政表進達を止む 法規分類大全 第一編 文書門）
明治15年12月8日 太政官達第65号 輪廓付 官省院府県（統計院に於て統計表材料徵集に付政表取調書差出すに及ばず 法令全書 明治15年）

注

- (1) 政表課規程の草稿が統計局図書館にある。それは「政表規定併御達案」と題する草稿で、はじめに政表課規程の全文があり、欄外に明治七年八月七日決裁済と墨書がある。つぎに明治七年十二月政表編製に付御達書と題する、7年11月28日に提出した政表編製のための達書案および院省使府県別の別紙之箇条（別冊取調科目）がある。その冒頭に明治七年十二月廿八日、その下に同十二月十二日決裁とある。
- (2) 杉の「自叙伝」にこの「日本政表」編集の事情をつぎのようについている。「其後引続き「壬申政表」、全国人別、学事、農工商に関する事及び外国貿易、船舶、民費、警察、司法、犯罪、家禄、賦金等の事を調査し、年々改正を加へて「何年政表」として印刷に附し公布せらることになった。」（杉 亨二：自叙伝、参考文献、15）
- (3) この構想は、「政表課誌」（「総理府統計局百年史資料集成 第1巻」所収）p.369～370を見られたい。
- (4) この「政表取調科目草案」は、表紙の右肩に「政四号」とあり、明治七年五月の日付がある。本文のはじめに「政表編製に付院省使府県より具状すべき科目」とある。この草稿は「太政類典」に収録されたものと同文であるので最終原稿と推定される。総理府統計局図書館には、別につぎの2種類の取調科目の草稿がある。
 - 1) 「政表編成ニ付省使府県ヨリ具収スペキ件名」
日付はないが、表紙の右肩に「政五号」とある。この草稿は、内務省はじめ8省と警視庁および使府県の取調科目のリストである。
 - 2) 「政表中記載スヘキ諸件」
この草稿も日付ではなく、右肩に「政六号」とある。大部分がペンで走り書されたものであるが、人口、学校、犯罪人の科目に表式が作成されている点は特に注目される。何故ならば、12月18日および20日の達書の取調箇条は書上げ方式であって、これに別紙表式は添付されていないからである。恐らく政表課では、このような表式の試案をいくつか作成したが、最終段階で表式調査による方式を採用することを断念したのであろう。
- (5) この草稿は4点あり、成立の順序にしたがってあげれば、つぎのようになる。
 - 1) 「政表取調箇条 全」
表紙の右肩に「政第六六号」とあり、日付はない。はじめに11月28日の政表課議案の原案があり、つぎに各省および府県へ宛達書の原案と、「別紙之箇条」である取調科目が太政官以下、列挙されている。これには多くの訂正墨書がある。
 - 2) 「政表規定 全」
表紙右肩に「政第六拾号」とあり、構成は1)と同じであるが、取調科目は、上記1)の訂正付きの草稿を清書し、さらに訂正を墨書したものである。
 - 3) 「政表規定 全」
表紙右肩に「政第五九号」とある。構成は上記2)と同じであるが、取調科目は、上記2)をさらに清書したものである。また政表課議案の前に十二月十二日決裁とある。
 - 4) 「政表規定併御達案」
はじめに政表課規定があり明治七年八月七日決裁と書かれた政表課規定の全文がある。つぎに「明治七年十二月政表編製ニ付御達書」と題された12月18日と20日の達全文があり、つぎに取調科目が列挙されている。これは上記の3)を清書したものであり、これが発表された取調科目と同文であるので最終原稿であろう。
- (6) 例えば10年2月22日、文部省から「政表中に記載すべき件々は報告書に包括相成只年度の差異有之のみに候へば」、今後は報告書のみを進達して政表調書は進達しないことにしたい旨太政官へ何が出され、これが3月3日裁決されている。
- (7) 統計局図書館に所蔵されている政表掛会議の記録は、毛筆で書かれた草稿を順序なく8冊に製本したものである。統計局ではこの草稿を検討した結果、大きくつぎのグループに分けている。

1) 政表会議筆記、政表会議日誌

このグループは、題名は色々であるが、いづれも高橋二郎、小川為次郎、杉山鶏児の3人の筆記者による会議の経過の記録である。同一会議の記録を2名が別々にとっているばかりが多い。

2) 政表会議記事(初稿および2稿)

上記の1)の会議記録を整理要約したものである。

3) 政表会議日誌稿と政表会議日誌原稿

2)をさらに整理したもので、日誌稿は9月5日の会議の分で終っている。日誌原稿は9月19日の会議からはじまっているが、これは走り書のメモであって成稿となっていない。

4) 政表会議録

もっとも簡単な要約で出席者の名簿、会議の議題および決定事項のみ。

5) 戸籍方法議案

9月5日の会議に提出された参考資料である。

上記の資料は、相互に重複があるが、またかなりの違いもあって相補う面もあるので、政表会議の全貌を知るために、戦後、総理府統計局で復刻した「政表会議日誌、昭和36年」は不充分であり、上記の「百年史資料集成 第1巻」の再録版(p.435~553)によらなければならない。

(8) 既存の「日本政表」の刊行リストには、つぎのようなものがある。

1) 太政官編纂の統計書類「統計集誌」10号(明治15年)

2) 明治4年12月より政表の材料を院省使及東京府より徵集し左の政表類を刊行せり「高橋二郎：本邦中央統計機関の沿革」「統計集誌」359号(明治44年)に所収。(「総理府統計局百年史資料集成 第1巻」に再録。p.630。)

3) 牛場卓蔵他編：太政官時代の刊行統計書(大正五年統計局刊統計図表並書籍陳列目録、統計集誌第十号第三百五十九号を参照して作成せり)「日笠研太：杉亨二博士と明治維新の統計、6「統計学雑誌」622号(昭和13年)」所収。

4) 日本政表未刊行のもの「日笠研太：杉亨二博士と明治維新の統計、7「統計学雑誌」624号(昭和13年)」所収。

(9) ただし、統計局図書館の蔵書目録では、これらの編集材料は、同目録の日本政表の項目(p.770~776)以外の箇所にも分散しており、従って蔵書目録の記入だから、これを選別することは困難である。筆者の選別もその意味では将来の補正が必要であろう。

(10) 政表会議筆記(「総理府統計局百年史資料集成 第1巻」所収の政表会議記録。p.485~490。

(11) 同上。p.492~494。

参考文献

第4章の終りの参考文献を見られたい。

4 統計要覧 [太政官]会計部 編 明治14年

(1)統計要覧 [太政官]会計部 編 明治14年〔例言〕 268 p. ① (総)①(内)①(セ)
(2)統計要覧 [太政官会計部] 編 [明治14年] (写) 140丁 ② (総)
(3)統計要覧材料 [太政官会計部] 編 [明治14年] (写) 138丁 (総) (セ・マ)

所蔵注記

①表紙、目次一部欠。

書誌注記

①書名は例言首による。表紙には「統計要覧 全」とあり。

②書名は内題による。題簽には「統計要覧原稿」とあり。

統計内容注記

調査対象年 明治

内容細目

土地

面積(表頭 本地、四国、等；表側 属島の数、本地周囲里程、属島周囲里程、本地面積、属島合面積)
経緯度(表側 国別<地名>；表側 北緯、東西経)
郡区町村(表頭 府県別；表側 区数、郡数、町数、村数)
官用地(13年11月現在積)(表頭 官省使府県別；表側 坪数)
官林段別(表頭 国別；表側 1~3等、禁伐、員外)
民有耕地(表頭 府県別<反別、地価>；表側 田、畠、宅地、市街宅地)
改正未済民有耕地(表頭 新潟、千葉、石川、鹿児島；表側 同前表)

人口

人口第1 戸数(表頭 社数；寺数、戸数、寄留戸数；表側 5~9年)
人口第2 族籍(表頭 皇族・華族・等<男、女>；表側 5~9年)
人口第3 出生死亡等(表頭 戸主・出生・等<男、女>；表側 同前表)
人口第4 職業分け(北海道及樺太を除く)(表頭 職別：農、工、商、雜業、雇人<男、女>；表側 6~9年)
人口第5 各年全国人員(表頭 5~9年、12年；表側 男、女)
人口第6 各府県人員(表頭 使府県別；表側 男、女)
(以上土地、人口の諸表は内務省諸局の年報若くは調書に依る)

歳出入

歳入出統計(表頭 年：第1~第8期、8~13年度；表側 歳入、歳出、残贏、不足)
歳入科目分け第1(表頭 地税、海関税、等；表側 第1~第8期)
歳入科目分け第2(表頭 地税、海關税、等；表側 8~13年度)
歳出科目分け第1(表頭 各官省経費、陸海軍費、等；表側 第1~第8期)
歳出科目分け第2(表頭 国債元利償還、帝室及皇族費、等；表側 第8~第13年度)

諸税

国税第1(表頭 地税、海關税、等；表側 第1~第8期)

国税第2(表頭 海關税、地税、等；表側 8~13年度)
地方税(予算額による)(表頭 府県別；表側 12~13年度<地価割、戸数制、營業種別>)(内務省諸局の年報若くは調書に依る)

国債準備

内外国債準備貸附(表頭 新公債、金札引換公債、等；表側 8~13年度)

紙幣

各年流通紙幣(表頭 元年12月~7年12月、8年6月30日~13年6月30日；表側 紙幣流通高、銀行紙幣流通高)

紙幣発行高及交換支銷高差引(13年6月30日迄の発行高、同交換引揚高、同支銷高、差引流通高)

貨幣

鑄造及発行高(表頭 自創業至7年6月、7~12年度；表側 鑄造高・発行高<金貨、銀貨、銅貨>)

自創業至13年6月各種貨幣鑄造並発行高(表頭 20円金、10円金、等；表側 鑄造高、発行高)

造幣局輸納金銀塊(表頭 4~12年度；表側 金塊・銀塊<政府、人民、外国人>)

国立銀行

国立銀行第1 本店支店の数資本金紙幣(表頭 6年12月31日~13年6月30日(半年刻み)；表側 本店の数、支店の数、資本金高、流通紙幣の高)

国立銀行第2 諸預り金積立金振出手形貸附金(表頭 同前表；表側 定期預金、当座預金、等)

国立銀行第3 為換荷為換割引(表頭 9年下~13年上；表側 為換払出受込高、荷為換払出受込高、割引払出受込高)

国立銀行第4 本店支店の数資本金紙幣府県分け(13年6月30日の現数)(表頭 府県別；表側 本店の数、支店の数、資本金高、発行紙幣高)

国立銀行第5 諸預金積立金振出手形貸附金府県分け(13年6月30日の現数)(表頭 府県別；表側 定期預金、当座預金、等)

国立銀行第6 為換荷為割引府県分け(表頭 府県別；表側 為換払出受込高・荷為換払出受込高・割引払出受込高<12年下半期、13年上半期>)

(以上の歳出入、国税、国債準備、紙幣、貨幣、国立銀行および後出の船舶、海關輸出入の諸表は大蔵省歳出入決算、予算報告及同省諸局の年報若くは調書に依る)

郵便

郵便線路(表頭 5~12年度；表側 線路里程、前年比較)

増、線路延里数、前年比較増）

郵便局数（表頭 局等別：本局及出張郵便局、2等、等；表側 5～7年、8～12年度）

郵便物数（表頭 書状、書留、等；表側 同前表）

外国郵便物数（表頭 発の部・着の部＜書状、各種書留等＞；表側 8～12年度）

郵便為替（表頭 資金＜官、私＞、額越高、等、總計、為替料；表側 8～12年度＜証書枚数、金額＞）

駅通貯金（表頭 9年6月30日～13年6月30日；表側 預所の数、預金高、預け人の数、1人平均預け金高）
(以上郵便の諸表は内務省諸局の年報若くは調書に依る)

鉄道

(表頭 8年度＜東京横浜間、大阪兵庫間＞、9～11年度＜東京横浜間、京都兵庫間＞、12年度＜東京横浜間、京都兵庫間、京都大津間＞；表側 里程、線長、等）

[別表] (表頭 東京横浜間、京都兵庫間；表側 自創業至13年6月興業費総額、営業資本額)

電信

電信第1 局数距離線条延長（表頭 12年6月・13年6月・13年11月＜中央区、南線、北線、北海道＞；表側 局数、距離、線条延長）

電信第2 電信数収入金営業費興業費営業資本（表頭 11～12年度；表側 電信の数、収入金、営業費）

[別表] (自創業至13年6月興業総額、営業資本)

(以上鉄道、電信の諸表は工部省年報若くは調書に依る)

船舶

蒸汽商船第1 (表頭 6年12月～12年12月；表側 船数、噸数、馬力)

蒸汽商船第2 (12年12月調) (表頭 50噸未満、50噸以上百噸未満、等；表側 同前表)

明治12年中内国新造蒸汽商船 (表頭 50噸未満、50噸以上百噸未満、百噸以上2百噸未満；表側 同前表)

明治12年中外国買入蒸汽商船 (表頭 50噸未満、百噸以上2百噸未満；表側 同前表)

西洋型帆走商船第1 (表頭 6年12月～12年12月；表側 船数、噸数)

西洋型帆走商船第2 (表頭 50噸未満、50噸以上百噸未満；表側 同前表)

明治12年中内国新造帆走商船 (表頭 50噸未満、50噸以上百噸未満、等；表側 同前表)

明治12年中外国買入帆走商船 (表頭 2百噸以上3百噸未満、3百噸以上4百噸未満、4百噸以上5百噸未満；表側 同前表)

(以上蒸気商船、西洋形帆走商船の諸表は内務省諸局の年報若くは調書に依る)

日本形50石以上商船第1 (表頭 4～12年；表側 船数、石数)

日本形50石以上商船第2 (12年12月調) (表頭 50石以上百石未満、百石以上2百石未満、等；表側 同前表)

駁漁船及海川小廻船 (12年12月調) (表頭 船長：4間未満、4間以上21間未満まで [1間刻み]；表側 船数)

諸車

各年諸車数 (表頭 2疋以上馬車、1疋以上馬車、等；表側 8～12年)

燈台

燈台の形質等級 (13年11月調) 第1表 (表頭 形質：鉄造、石造、等；表側 数) 第2表 (表頭 等級：1～6等、無等；表側 数)

鉱山

官行鉱山第1 (表頭 9～12年度；表側 金、銀、銅、鉄、鉛、石炭、コーカス)

官行鉱山第2 (12年度產出額) (表頭 地名：生野鉱山、佐渡鉱山、等；表側 同前表)

民行鉱山 (11年產出額) (表頭 金、銀、等40品目；表側 重量)

(以上燈台、鉱山の諸表は工部省年報若くは調書に依る)

海關輸出入

輸出入総計各年比較 (表頭 元年～13年；表側 輸出、輸入、輸出超過、輸入超過)

五万円以上輸出品 (表頭 同前表；表側 米・麦・等47品目＜斤・元価＞)

拾万円以上輸入品 (表頭 同前表；表側 米・豆・等83品目＜同前表＞)

各年金銀輸出入比較 (表頭 5～13年；表側 金銀輸出額、同輸入額、同輸出超過、同輸入超過)

各年新貨幣輸出入超過 (表頭 5～13年、以上9年間差引超過；表側 金貨過出、同過入、銀貨過出、同過入、金銀貨過出、同過入)

各年旧貨幣輸出入超過 (同前表)

各年外国貨幣及金銀塊輸出入超過 (表頭 同前表；表側 金過出、同過入、銀過出、同過入、金銀過出、同過入)

学校

小学第1 学校教員生徒 (表頭 6～12年；表側 学校数＜公立、私立＞、教員数・生徒数＜男、女＞)

小学第2 同府県分け (11年現数) (表頭 府県別；表側 同前表)

小学第3 学齢就学人員 (表頭 6～12年；表側 学齢人員、就学人員、学齢百人に付就学の割)

小学第4 同府県分け (表頭 府県別；表側 同前表)

中学校 (表頭 7～12年；表側 学校数＜公立、私立＞、教員数・生徒数＜男、女＞)

師範学校 (表頭 6～12年；表側 同前表)

(以上学校諸表は文部省の年報に拠る)

陸軍

軍人軍屬総員 (13年10月1日調) (表頭 将校及相等官＜在職、非職＞、上長官＜隊付、隊外、等＞等；表側 人員)

諸隊軍人 (13年10月1日調) (表頭 步兵・騎兵・等＜上長官、士官、等＞；表側 人員)

軍馬 (13年10月調) (表頭 軍馬局、近衛、等；表側 馬数)

海軍

海軍武官兵卒 (13年11月31日調) (表頭 将官、佐官、等；表側 人員)

海軍下士卒職分 (13年11月30日調) (表頭 艦内教授、筆記、等；表側 下士、下士相当、卒)

海軍艦船 (13年7月調) (表頭 扶桑艦、龍驤艦、等；表側 等級、造年月日、乗線長、乗組定員、等)

(以上陸軍、海軍諸表は陸軍省及び海軍省の調書に拠る)

警察

東京警視第1 署数（表頭 本署，分署，同出張所；表側 10年 6月30日，11年 6月30日，12年，13年10月31日）
東京警視第2 警視人員（表頭 警視，同補，警部，等；表側 9年12月31日，11年 6月30日，12年，13年10月31日）
東京警視第3 警視費（表頭 官費，民費，地方税；表側 10～13年度）

府県警察第1 署数（表頭 本署，分署；表側 10年 6月30日，11年 6月30日，12年，13年10月31日）
府県警察第2 警察人員（表頭 警部，巡査；表側 9年12月31日，11年 6月30日，12年，13年10月31日）
府県警察第3 警察費（表頭 官費，地方税；表側 12～13年度）

府県警察第4 署数警察人員警察費の府県分け（13年10月31日調）（表頭 府県別；表側 署，分署，警部，等）
(以上警察諸表は内務省諸局の年報若くは調書に依る)

司法

裁判所の数（13年11月30日調）（大審院，上等裁判所，地方裁判所，同支庁，区裁判所）
判事検事人員（13年11月30日調）（判事，同補，検事，同補）

民事刑事（自12年1月至同年12月）（表頭 民事上告，民

事控訴，等，合計，刑事上告，上等裁判所扱，等；表側判決，未決，願下）

(以上司法諸表は司法省の調書に拠る)

監獄

警視並府県監獄 檻獄署懲役禁獄未決罪囚及檻獄費（13年6月30日調）（表頭 警視府県別；表側 未決禁獄，微役監獄署，13年度監獄署費予算）

府県会

議員并選挙権被選権を有する者（表頭 府県別；表側 議員，被選挙権を有する者，選挙権を有する者，人口，人口百人中選挙権を有する者の割合）

(以上監獄，府県会の諸表は内務省諸局の年報若くは調書に依る)

北海道

開拓使設置前北海道開墾地（表頭 田，畠，宅地，海産干場；表側 札幌本庁管内分，函館支庁管内分）

開拓使設置後北海道開墾地（12年12月調）（表頭 田，畠，宅地，牧場，海産干場；表側 札幌本庁分，函館支庁分，根室支庁分）

北海道重要物産（表頭 鮭，鰯，等10品目；表側 同前表）

(以上北海道諸表は開拓使の調書に拠る)

解題

1. 沿革

全国総括統計書を作成する目的で政表課によって開始された「日本政表」の刊行事業は、当初の編集計画が大規模に過ぎたため、一冊の統計年鑑としてこれを刊行することが不可能と分り、編集方針を分冊刊行に切り替えた。ところが、この分冊刊行も遅々としてはかどらなかった事情は先に述べたとおりである。

明治13年2月、内閣と諸省は分離、同3月、太政官の機構改革によって六部制が採用された結果、政表掛は統計課と改称して会計部の所管となった。11年、福沢の推薦によって大蔵省に入り、大隈のブレインとして活躍していた矢野文雄少書記官は、3月5日に会計部勤務を命ぜられて統計課を担当することとなった。彼は5月6日には権大書記官兼二等検査官に昇進している。

13年後半に入り、杉は甲斐国現在人別調に全力をあげることとなり、杉の下で「日本政表」を完成することはいよいよ難かしくなってきた。一方、統計課としては、大蔵省統計寮と権限争いの結果、9年12月に國の中央統計機関として正式に認められた事情もあり、しかも大蔵省統計寮は9年に既に全国総括統計書として「統計表」を刊行している手前、一刻も早く統計年鑑を刊行しなければ中央統計機関としての鼎の輕重を問わされることになるという情勢に追いつまっていた。

そこで事態を憂慮した矢野は、「日本政表」の刊行を中止し、統計課準奏任の牛場卓蔵を主任として新たに1冊本の統計年鑑を急拠、編集させることになった。牛場は三田における矢野の後輩であり、3月4日、兵庫県御用掛から矢野の推薦によって統計課へ転じた有能な官僚であった。以上が「統計要覧」刊行の背景である。(1)

14年1月に完成した(2)「統計要覧」は、太政官から刊行された、統計という名前のついた最初の全国総括統計書であり、翌15年に刊行された第1回「統計年鑑」の前身である。

2～3. 調査目的 調査対象

「統計要覧」の成立が、以上のような事情によるものであったとすれば、矢野の命令を受けた牛場が編集を開始するに当って早期刊行を第1の目標におき、内容の充実を2の次にしたことは明らかであろう。

このようにして完成した「統計要覧」は四六版268頁の小冊子であった。全体の構成は、土地、人口、歳入出、諸税、国債準備、紙幣、貨幣、國立銀行、郵便、鉄道、電信、船舶、諸車、燈台、鉱山、海關輸出入、学校、陸軍、海軍、警察、司法、檻獄府県会、北海道の24項目に分れ、総計91表の統計表が収録されている。

「日本政表」の失敗の後を受けて作成されたこの「要覧」は、以上の構成によっても見られるように、曲りなりにもわが国の國勢を総括した最初の統計年鑑であるといえよう。しかし一步立ち入ってその内容をみれば統計書としては色々問題があるといわなければならない。

「要覧」の例言に「以上の諸表は即今調査し得べきものに限り之纂集せるを以て体裁固より同じからず年曆亦一なる能はず故に表首各年月を記し以て調査の時期を示す」とあるように、この「要覧」は、早期出版を目指して短期間に編集されたものであったために主題の選択にも多くの洩れがある。最大の欠陥は農業統計の完全欠如である。また箇々の統計表の表式も不統一である。ましてや統計数値の吟味は一切行われなかつたとみてよいであろう。また調査対象年についてみれば、とにかく明治元年から数値がとれるのは貿易と財政統計のみであつて、他の統計表の殆どは明治8年から9年からの数値である。土地、陸軍、海軍については、現在数値しか知ることができない。したがつてこの「要覧」によって明治元年以降の日本の国勢の推移を知ること

は不可能であって、そのためには各省の発行した統計年報をみなければならない。

このように「要覧」は、編集姿勢に問題があつたため、統計年鑑としての利用価値にはかなり疑問があるが、つぎの第1回「統計年鑑」の編集のための試作品という意味で、その歴史的価値は一応評価すべきであろう。

4. 調査系列

「統計要覧」は、太政官会計部統計課より各院省、開拓使および地租改正事務局へ調査項目を指定して調書の提出を求め、その結果進達された調書を編集して刊行されたものである。統計局図書館には、これらの各省庁から提出された調書が一冊に合総されて保存されている。それは「統計要覧材料」と題されているが、この題名は統計局図書館で後からつけられたものと思われる。

この「統計要覧材料」と刊本「統計要覧」とを比較してみると、「統計要覧」に収録されている統計表は、統計表名に若干の変更があるが、殆んど「統計要覧材料」にもある。例えば「統計要覧」の国立銀行の項に収録されている第1表から第6表にあたる「統計要覧材料」に綴じこまれている大蔵省調書は、つぎの諸表である。国立銀行本支店／員数資本金額発行紙幣及積立金高表、貸付金表、諸預金表、別段併約定期預金及振出手形表、国立銀行為換取組高表、国立銀行荷為換取組高表、国立銀行割引表。

以上の点から判断すると、牛場は、「日本政表」の編集材料および各省の年報を参照して明治7年12月の政表調査命令の取調項目とは全く独立に「統計要覧」のための大項目および統計調査項目を決定し、それにもとづいて各省庁に調査項目を示して報告を求める、その結果回答された調書を編集したものと思われる。

この調査の照会については、上記の大蔵省の国立銀行関係調書に添えられた書状につきのようないっている。

「第百四十四号を以て国立銀行本支店以下諸項至急御入用に付本月十五日限り取調可差出旨御照会之趣致承知候則別冊調製及御送付此段及御回答候也」

明治十三年十二月十五日

大蔵卿佐野常民

会計部參議大隈重信殿

また同じく「統計要覧材料」にある工部卿山元庸三から大隈にあてた12月16日付の鉄道関係統計の進達書に「客月廿九日第百四十四号を以て各省鉄道其他に係る件々至急御入用に付来る十五日限差出候様御申越之趣致了承候…」とある。以上の2省の他にも、ほぼ同様の文面の進達書状がいくつみられる。これらの書状によって、統計課が新編集計画にもとづいて11月29日に会計部第144号によって各省庁にあてて調査を依頼し、12月15日迄に回答を提出するよう求めたことが判明する。この調査依頼の原文は「公文録」にもないが、別冊表式は添付されていなかったようであつて各省庁の調書は、大蔵省、陸軍省、地租改正事務局、等の例外を除くと殆んど書上方式である。この回答が、大体12月25、6日迄に統計課に到着しており、「統計要覧」の最終原稿の完成は1月末であるから、編集期間は約1ヶ月ということになる。

「統計要覧」に収録されている統計表の数値と、その材料である「統計要覧材料」に収録されている調書の数値を個々に突き合わせてみると「統計要覧」の統計表の数値は、調書の数値と全く変わらず、ただ端数を切り捨てただけである。したがって1ヶ月の短期間に統計課が実施した編集作業は、調書を統計表の形式に整備するだけであったといつてよい。

しかも、その編集はかなり杜撰であつて、例えば官林段別、民有耕宅地、府県会のように、しばしば調査年月の注記を欠き、また大蔵省の調書のうち、船数年々増減表は会計年度によると注記してあるにもかかわらず「要覧」の船舶統計にその注記を欠いているため、曆年と誤解される。このように「要覧」は統計書としては多くの問題点をもつておあり、研究者がこれを利用する際は、少なくとも「統計要覧材料」を併用すべきであろう。

注

(1) 以上の「統計要覧」成立の事情について当時の統計課員であった岡松 径は、つぎのようないっている。

「明治十三年三月従前の政表事務は会計部統計課に移り程なく牛場卓蔵君は会計部准委任御用掛月俸八拾円を以て入課され別室に於て新入の属官佐藤佳馬君浅沢源八郎君を指揮して各所より材料を蒐集して統計要覧なる冊子を編輯され年末に至りて発刊されました此の要覧は統計院より今日まで発刊する日本帝国統計年鑑の萌芽と認められます牛場君が入課して特に此の業務を執られたる事情を揣摩致しますと当時会計部勤務兼統計課勤務なる矢野権大書記官が全国事物の概略的結果を早く認知せんとせらるる希望より興りたることと思はれます而して之を従前の課員に執らしめなかつたのは杉先生を始め属官は既に甲斐国人別調の材料の将に到着せんとする場合で之が準備に暇はなく因て牛場君が命ぜられたのであらふか…」(岡松 径:参考文献, 8。p. 617)。

(2) 14年1月に「統計要覧」が完成したというのは、「政表誌」によるものであるが、統計局図書館に所蔵されている「明治十三年同十四年統計材料関係往復簿統編外二件」という稿本に綴じこまれている14年2月8日付の得能印刷局長から太政官会計部書記官宛の手紙によると、「統計要覧」の印刷は、「来る三月六日頃に整頓御引渡し度此段御回答および候也」とあるので、1月に完成したのは原稿であつて「要覧」の刊行は、少なくとも3月か、それ以降であろう。なお、この手紙の追伸に印刷費概算があり、それによると「要覧」の印刷部数は600部で、費用は本紙100部、1部66銭2厘、仮紙500部、1部41銭、計600部で271円20銭とある。

5 帝国統計年鑑 太政官統計院 編 明治15年～

- (1)統計年鑑〔太政官〕統計院 編 明治15年 678P. ① (総) (内) (国)
(2)第一回日本帝国統計年鑑 東京 東京プリント出版社 昭和36年 覆刻本
(3)統計年鑑(第一回)明治十五年 東京 明治文献資料刊行会 昭和42年 2冊 覆刻本(明治前期産業発達史資料 別冊(20)～(1);(2))
(4)第二統計年鑑〔太政官〕統計院 編 明治16年 785P. ② (総) (内) (国)
(5)第二回日本帝国統計年鑑 東京 東京プリント出版社 昭和37年 覆刻本
(6)第二統計年鑑原稿 教育ノ部 衛生ノ部 社寺ノ部〔太政官統計院〕編〔明治16年〕(写)
70丁③ (総)
(7)第二統計年鑑農業・山林・漁業草稿〔太政官統計院〕編〔明治16年〕(写) 225丁④ (総)
(8)第三統計年鑑〔太政官〕統計院 編 明治17年 970P. ⑤ (総) (内) (国)
(9)第三回日本帝国統計年鑑 東京 東京プリント出版社 昭和38年 覆刻本
(10)第三統計年鑑(第三回)明治十七年 東京 明治文献資料刊行会 昭和42年 2冊 覆刻本(明治前期産業発達史資料 別冊(20)～(3);(4))
(11)明治十五年第三統計年鑑政事ノ部下調書類 全〔太政官統計院〕第三課政事部 編〔明治17年〕(写) 157丁⑥ (総) (セ・覆)

書誌注記

- ①書名は目録首による。
②書名は目録首による。
③題簽には「第二統計年鑑原稿 教育ノ部」とあり。本文はつぎの3部に分かれている。第二統計年鑑 教育ノ部 第二統計年鑑 衛生ノ部 附陸海軍衛生 第二統計年鑑 社寺ノ部。虫食いあり。また下から1/4位迄は、破損がひどくて判読できない。
④書名は題簽による。本文はつぎの3部に分かれている。第一課農業ノ部 第一課山林ノ部 第一課漁業ノ部。
⑤書名は目録首による。
⑥前半は原稿で、後半は原稿材料が順不同でとじこまれている。

統計内容注記

(1) [第一] 統計年鑑

調査対象年 明治13年

内容細目

土地

- 第1 経緯度極点(表頭 土地:全国, 本地, 等; 表側 経度極点<地名<極南, 極北>, 度数>)
第2 諸国経緯度(表頭 国別; 表側 測地, 経度<東, 西>, 北緯)
第3 面積及周囲(表頭 土地:本地, 佐渡, 等; 表側 属島の数, 周囲<本地, 属島>, 面積<本地, 属島, 合計, 百分比例>)
第4 面積国別(表頭 国別; 表側 属島の数, 面積<本地, 属島, 合計, 百分比例>)〔気象測候所の位置及観測時間〕(記事)
第5 気象の1(表頭 1～12月・1ヶ年<地名:長崎, 広島, 等; 表側 12年・13年<晴雨量<平均, 最高, 日, 最低, 日>, 水気の張力平均>)
第6 気象の2(表頭 同前表; 表側 12年・13年<寒暖計<平均, 最高, 日, 最低, 日>, 湿気平均>)
第7 気象の3(表頭 同前表; 表側 12年・13年<雲の平均, 雨量総計, 天気日数<雨, 雲, 等>, 風の速力<平均, 最強, 日>>)
第8 府県別郡区町村の数及耕宅地(府県名は14年12月調, 郡区町村数は12年12月調, 耕宅地は13年6月調)(表頭 府県別<国別>; 表側 区数, 郡数, 等)

第9 国別郡区町村の数及耕宅地(郡区町村数は12年12月調, 耕宅地は13年6月調)(表頭 国別; 表側 区数, 郡数, 等)

第10 府県別田畠宅地反別地価(反別地価は13年6月調)(表頭 府県別; 表側 田・畠・宅地<反別, 地価, 平均1反地価>)

第11 国別田畠宅地反別地価(反別地価は13年6月調)(表頭 国別; 表側 同前表)

第12 全国官有地(15年2月調)(表頭 種類: 第1～第4種; 表側 反別)

第13 全国民有地(13年6月調)(表頭 種類: 第1種<田, 畠, 等>; 表側 反別) 以上第1表より第13表まで内務省地理局の調に拠りて編纂す

人口

第1 全国人員(表頭 5～13年<調査月日>; 表側 男, 女)

第2 国別人員(毎年1月1日調)(表頭 国別; 表側 9年・12～13年<男, 女>)

第3 府県及開拓使人員(13年1月1日調)(表頭 府県及開拓使別; 表側 男, 女)

第4 全国人員年齢(13年1月1日調)(表頭 年齢: 7年未満, 7年以上20年未満, 20年以上50年未満, 50年以上80年未満, 80年以上, 年齢不詳; 表側 男, 女)

第5 全国人員族籍(毎年1月1日調)(表頭 族籍; 表側 9年・12年・13年<男, 女>)

第6 府県及開拓使出生人員(表頭 府県及開拓使別; 表側 9～12年<男, 女>)

第7 府県及開拓使死亡人員（同前表）

第8 府県及開拓使人員百人中出生死亡比例（表頭 同前表；表側 9~12年<出生、死亡>）

以上第1表より第8表までは内務省戸籍局の調に拠りて編纂す

第9 在留外国人（表頭 外国名別：米合衆国・英吉利、等<男、女>；表側 9~13年<官雇、私雇、公使領事、等、各居留地在留>）

第10 各居留地在留外国人（表頭 市港：東京、横浜、等；表側 9~13年<男、女、男女不詳>）

第11 各居留地在留外国人別（表頭 外国名別：米合衆国、英吉利、等；表側 9~13年<男、女、男女不詳>）

第12 各居留地在留外国人別（13年）（表頭 同前表；表側 東京・横浜、等<男、女>）

以上第9表より第12表までは元会計部統計課の調に拠りて編纂す

第13 海外行人員（表頭 外国名別：米合衆国・英吉利、等<男、女>；表側 9~13年<旅券附与、同返納>）

第14 海外行事由（明治13年）（表頭 同前表；表側 旅券附与・旅券返納<公用、留学、等>）

以上第13表第14表は外務省の調に拠りて編纂す

農業

第1 全国播種反別（表頭 種類：米、糯米、等14品目；表側 10~12年<反別、百分比例>）

第2 全国農産收穫（表頭 種類：米、糯米、等26品目；表側 10~12年〔数量表示〕）

以上第1表第2表は内務省旧勧農局の「農産表」及常平局の調に拠りて編纂す

第3 米（13年）（表頭 国別<種類：早稻、中稻、等>；表側 播種反別、收穫〔数量表示〕、1反に付收穫）

第4 麦（13年）（表頭 国別<種類：大麦、小麦、裸麦>；表側 同前表）

第5 雜穀及芋類（12年）（表頭 国別；表側 粟・稗、等<播種反別、收穫〔数量表示〕、1反に付收穫>）

以上第3表より第5表までは大蔵省常平局の調に拠りて編纂す 但し第5表中甲斐の各種は原表を欠くを以て旧勧農局調を以て之を補う

第6 特有農産（12年）（内務省旧勧農局の調）（表頭 国別；表側 実綿、麻、等12品目〔数量表示〕）

第7 牛馬（表頭 種類：現存・減耗<牛馬>；表側 10~12年<頭数、百分比例>）

第8 牛（12年）（表頭 国別<牝、牡>；表側 内国種・外国種・雜種<当才、2才以上>）

第9 屠斃牛（12年）（表頭 国別<牝、牡>；表側 内国種・外国種・雜種<屠、斃>）

第10 馬（12年）（同前々表）

第11 斂馬（12年調）（表頭 国別<牝、牡>；表側 内国種、外国種、雜種）

以上第7表より第11表までは農商務省農務局の調に拠りて編纂す

山林

第1 官林（13年7月1日調）（表頭 府県別；表側 简所・反別・立木<用材林、禁伐林>）

第2 官林伐採木数（表頭 8~12年度；表側 木数）

第3 薪炭（12年度）（表頭 府県別；表側 薪・炭<量

目、価>）

以上第1表より第3表までは農商務省山林局の調に拠りて編纂す

漁業及製塩

第1 水産（表頭 乾魚、鰹節、干鰯；表側 9~12年〔数量表示〕）

第2 水産国別（12年）（表頭 国別；表側 乾魚、鰹節、干鰯〔数量表示〕）

以上第1表第2表は旧勧農局の調に拠りて編纂す

第3 製塩（表頭 9~12年；表側 塩田、製塩〔数量表示〕）

第4 製塩国別（表頭 国別；表側 塩田反別、製塩〔数量表示〕）

以上第3表第4表は大蔵省租税局の調、製塩石高は旧勧農局の調に拠りて編纂す

鉱山

第1 官行鉱山（12年）（表頭 鉱山：佐渡、生野、等；表側 地名、鉱種、抗数、坪数）

第2 官行鉱産（表頭 鉱種：金・銀、等<鉱山：佐渡、生野、等>；表側 自明治元年至2年9月~自8年1月至6月、8~12年度〔数量表示〕）

第3 民行鉱山（12年）（表頭 鉱種：金、銀、等；表側 府県数、抗数、等）

第4 府県別民行鉱山（表頭 府県別<鉱種：泥炭、銀、等>；表側 抗数、坪数、借区人員、借区税）

第5 民行鉱産（表頭 種類：金・銀、等；表側 7~12年〔数量表示〕）

第6 府県別民行鉱産の1（12年）（表頭 府県別；表側 金、銀、等〔数量表示〕）

第7 府県別民行鉱産の2（12年）（表頭 府県別；表側 硫黄、明礬、等〔数量表示〕）

以上第1表より第7表までは工部省鉱山局の調に拠りて編纂す

工業

第1 酒類醸造（表頭 5~7年、自8年1月至9月~自12年10月至9月；表側 清酒、濁酒、等〔数量表示〕）

第2 府県及開拓使酒類醸造（自12年10月至13年9月）（表頭 府県及開拓使別；表側 清酒・濁酒、等<醸造主、石高、元米>）

以上第1表第2表は大蔵省租税局の調に拠りて編纂す

第3 度量衡製作（表頭 9~12年度；表側 尺度、坪量、權衡）

第4 府県及開拓使度量衡製作（12年度）（表頭 府県及開拓使；表側 尺度<製作主、曲尺、等>、坪量<製作主、1斗、等>、權衡<製作主、干木、等>）

以上第3表第4表は農商務省商務局の調に拠りて編纂す

通運

第1 郵便局（表頭 級等：本局及出張所、2~5等、無等、郵便取扱所、郵便函、郵便切手売下所；表側 5~7年、8~13年度）

第2 郵便線路（表頭 5~14年；表側 本線里程、支線里程）

第3 郵便物（表頭 書状、書留、等；表側 5~7年、~13年度）

第4 郵便為換 第1表（表頭 種類：資金；表側 8~

13年度<官金、私金>) 第2表(表頭 種類:前年度振出越高、本年度振出高、合計、本年度払渡高、差引次年越高、為替料;表側 8~13年度<証書、金額>)

第5 府県及開拓使郵便(13年度)(表頭 府県及開拓使別;表側 郵便局、郵便物、等)

第6 外国郵便物(表頭 種類:発・着<書状、各種書留、等>;表側 8~13年度)

第7 駅逓局所管貯金(表頭 種類:預り所、前年より預金越高、等;表側 8年上半年分、8~13年度)

以上第1表より第7表までは農商務省駅逓局の調に拠りて編纂す

第8 電信(表頭 自2年創業至4年12月、5~7年、8年自1~6月、8~13年度;表側 局、線路延長、音信、収入金、興業費、営業費)

第9 電信線路(14年6月調)(表頭 設置場所:中央線<東京府下分局線、同各序線、等>、南線<第1~第10区>、等、北海道;表側 局、線路長、添架、線路延長)

以上第8表第9表は工部省電信局の調に拠りて編纂す

第10 鉄道(表頭 8~13年度<東京横浜間、神戸大阪間、等>;表側 里程、賃金<乗客、荷物>、収入金、営業費)

第11 鉄道乗客及賃金(13年度)(表頭 停車場:東京横浜間<新橋、品川、等>、神戸大津間<神戸、三の宮、等>;表側 1等乗客、2等乗客、3等乗客、賃金)

第12 鉄道興業費(自創業至13年度)(表頭 東京横浜間、神戸大阪間、等;表側 開業年月、敷地坪数、等)

第10表より第12表までは工部省鉄道局の調に拠りて調整す

第13 諸車(表頭 種類:二疋立以上馬車、一疋立馬車、2人乗人力車、等;表側 8~12年度、13年12月)

第14 諸車府県別(13年)(表頭 府県別;表側 同前表表頭)

第15 西洋形商船(表頭 6~13年;表側 蒸気船<船数、噸数、馬力>、風帆船<船数、噸数>)

第16 日本形船(表頭 8~12年度;表側 5百石以上船数、5百石未満船数、石数、解漁船及海川小廻船、免税船)

第17 府県及開拓使船舶(13年6月調)(表頭 府県及開拓使別;表側 蒸気船、風帆船<船数、噸数>、日本形5百石以上、等)

第18 新造及買入西洋形商船(表頭 6~13年;表側 新造・外国ヨリ買入<蒸気船<船数、噸数、馬力>、風帆船<船数、噸数>>)

第19 難破船(13年)(表頭 遭難地方:東京、京都、等;表側 日本形船<50石以上2百石未満・2百石以上5百石未満・5百石以上<破、損、漂>>、蒸気船<1噸以上50噸未満・50噸以上百噸未満・百噸以上<破、損、漂>、風帆船<20噸以上50噸未満・50噸以上百噸未満・百噸以上<破、損、漂>>)

第13表より第19表までの内第15、18、19の3表は農商調査管船課の調に拠り、其他は大蔵省租税局の調に拠りて調整す

銀行及金融

第1 全国国立銀行(表頭 自6年7月至7年6月、自7年7月至8年6月、8~12年度、13年度上半期;表側 本店、支店、等)

第2 府県及開拓使国立銀行(表頭 府県及開拓使別;表側 13年上半季・13年下半季<本店、支店、等>)

第3 府県其他国立銀行出入金額(表頭 府県別、朝鮮;

表側 13年上半季・13年下半季<資本金、入金、出金、資本金百円に付<入金、出金>>)

第4 全国国立銀行預金及貸付金(表頭 自6年7月至7年6月、自7年7月至8年6月、8~12年度、13年度上半期;表側 定期預金、当座預金、等)

第5 府県其他国立銀行預金及貸付金(13年)(表頭 府県別、朝鮮;表側 同前表)

第6 全国国立銀行諸手形(表頭 9年下半期~13年下半期;表側 為換手形、荷為換手形、等)

第7 府県其他国立銀行諸手形(13年)(表頭 府県別、朝鮮、上海、香港;表側 為換手形<振出高、受入高>、荷為換手形・割引手形<貸出高、取立高>、代金取立手形振出手形)

第8 国立銀行株券売買相場(表頭 百円券<東京第1、横浜第2、等>、50円券<熊本第9、岐阜第16、等>、25円券<秋田第48、鶴岡第67、等>;表側 自6年7月至7年6月・自7年7月至8年6月・8~12年、13年度上半期<売買株数、百円平均>)

第9 全国国立銀行株主(13年6月調)(表頭 族籍<農工、商、雑種>;表側 株金高、百分比例)

第10 私立銀行(13年)(表頭 府県別、名称:三井、共立、等>;表側 創立許可年月、資本金、株式、株数)

第11 銀行類似会社(13年6月調)(表頭 県別;表側 会社の数、資本金)

第12 全国諸銀行資本金(13年)(表頭 府県及開拓使別;表側 資本金<国立、正金、私立、類似、合計、百分比例>)

第13 株式取引所資産及純益(表頭 11年下半季~13年下半季;表側 東京株式取引所・大阪株式取引所<株数、資本金、仲買身元金、株金百円に付純益>)

第14 東京株式取引所売買高(表頭 旧公債証書、新公債証書、等;表側 12年上半季~13年下半季<出来高、百円平均相場>)

第15 大阪株式取引所売買高(同前表)

第16 外國為換相場(表頭 7年1月~13年12月(月別);表側 巴里、倫敦、紐育)

第17 横浜銀貨相場(表頭 1~12月、平均:表側 7~13年)

以上第1表より第17表までは大蔵省銀行局の調に拠りて編纂す

外国貿易

第1 輸出入物品元価(表頭 7~13年、平均;表側 輸出<日本品輸出元価、外国品再輸出元価>、輸入<外国品輸入元価、日本品再輸入元価>)

第2 輸出入物品元価国別(表頭 外国別:米合衆国、英吉利、等;表側 輸出・輸入<10~13年、平均>)

第3 輸出入物品元価内外商別(表頭 10~13年、平均;表側 輸出・輸入<日本商、外国商、百分比例<日本商、外国商>>)

第4 輸出入物品元価各港別(表頭 7~13年、平均;表側 輸出・輸入<横浜、神戸、等>)

第5 輸出入物品元価合計各港別(表頭 7~13年、平均;表側 横浜、神戸、等)

第6 輸出物品別(表頭 米、麦、等104品目;表側 数量・元価<7~13年>)

- 第7 輸入物品別（表頭 米、豆、等241品目；表側 数量・元価<7~13年>）
- 第8 各港輸出入貨幣及金銀地金（表頭 7~13年、平均；表側 輸出、輸入、輸出超過）
- 第9 各港輸出入貨幣及金銀地金國別（表頭 外國別：米合衆國、英吉利、等9ヶ国；表側 輸出・輸入<10~13年>）
- 第10 各港輸出貨幣及金銀地金類別（表頭 金貨、銀貨、等；表側 7~13年）
- 第11 各港輸入貨幣及金銀地金類別（同前表）
- 第12 外国出入船舶（表頭 7~13年、平均；表側 出港・入港<蒸気船・帆船、噸数>）
- 第13 外国出入内外船舶港別（表頭 蒸気船・帆船<7~13年>；表側 出港・入港<横浜・神戸、等<船数・噸数>）
- 第14 内国出入船舶（表頭 7~13年、平均；表側 出港・入港<蒸気船・帆船、等>）
- 第15 内国出入内外船舶港別（同前々表）
- 第16 朝鮮輸出入物品元価（表頭 11~13年；表側 輸出、輸入）
- 第17 朝鮮輸出物品別（表頭 酒、塩、等33品目；表側 数量・元価<11~13年>）
- 第18 朝鮮輸入物品別（表頭 粉米、米、等28品目；表側 同前表）
- 第19 朝鮮出入船舶（表頭 船種：蒸気船・西洋形帆船・日本形帆船；表側 出港・入港<11~13年>；表側 船量）
- 以上第1表より第19表までは大蔵省関税局の調に拠り会計年度を改め歴年となして編纂す
- 衛生**
- 第1 衛生会人員（13年6月30日調）（中央<会長、委員、書記、雇>、地方<府県別>）
- 第2 全国医師産婆薬舗（表頭 9~12年度；表側 医師<試験を受けし者、試験を須たざる者、旧来開業せし者>、産婆、薬舗<免許を受けし者、旧来開業せし者>）
- 第3 府県及開拓使医師産婆薬舗（13年6月30日調）（表頭 府県及開拓使；表側 同前表）
- 第4 府県及開拓使病院（13年6月30日調）（表頭 府県及開拓使；表側 本病院・支病院<官立、公立、私立>、微毒病院・癲狂病院<公立、私立>、脚氣病院<官立、私立>、起瘻病院<私立>、眼科病院<私立>）
- 第5 病院患者病症別（表頭 東京大学医学部病院、同大学医学部附属病院、等；表側 流行病、全身病、等）
- 第6 全国死亡人病症別（表頭 11~12年度<男、女>；表側 同前表）
- 第7 死亡人病症府県別（12年度）（表頭 府県別<男、女>、総計、百分比例；表側 同前表）
- 第8 死亡人年令府県別（12年度）（表頭 府県別；表側 1年未満、1年以上2年未満、2年以上3年未満、3年以上4年未満、4年以上5年未満、5年以上は20年迄は5年刻み、20年以上80年迄は10年刻み、80年以上）
- 第9 全国伝染病地方病患者病症別（表頭 9~11年度<男、女、男女不詳>、12年度<男、女>；表側 虎列刺、腸窒扶私、等）
- 第10 府県及開拓使伝染病患者病症別（表頭 府県及開拓使<国別>、等）

- 窒扶私等病名、上の内死亡人、患者百人に付死亡比例）
- 第11 全国伝染病地方病患者年令別（12年度） 第1表（表頭 5年未満・5年以上10年未満・10年以上15年未満・15年以上25年未満・15年以上40年未満・40年以上60年未満・60年以上・年令不詳<男、女>総計、右の内死亡人、患者百人に付死亡比例；表側 虎列刺、腸窒扶私、等）
- 第2表（表頭 1年未満・1年以上5年迄は1才刻み、5年以上7年未満・7年以上10年未満・10年以上15年未満・15年以上20年未満・20年以上30年未満・30年以上・年令不詳<男、女>総計、右の内死亡人の患者百人に付死亡比例；表側 実布の里歟、天然痘）
- 第12 全国伝染病患者職業別（12年度）（表頭 虎列刺、腸窒扶私、等；表側 官吏、陸軍軍人、等）
- 第13 全国伝染病患者月別（12年度）（表頭 7月~翌年6月、月不詳；表側 肠窒扶私、癰疹窒扶私、等）
- 第14 全国種痘人員（表頭 9~12年度；表側 初種・再種<善感、不善感>）
- 第15 府県及開拓使種痘人員（表頭 府県及開拓使別；表側 9~12年度<初種・再種>；表側 船籍、等）
- 以上第1表より第15表までは内務省衛生局の調に拠りて編纂す
- 社寺**
- 第1 全国國幣社以上神官（表頭 族籍；表側 10~13年<勅任、奉任、判任>）
- 第2 神仏諸宗教導職（表頭 同前表；表側 10~13年<2級以上、6級以上、7級以下、試補>）
- 第3 神仏諸宗教導職宗旨別（13年）（表頭 等級：2級以上・6級以上・7級以下・試補<男、女>；表側、神道、天台、等）
- 第4 全国神社（表頭 社格：神宮、官幣大社、等；表側 10~13年）
- 第5 神社及神宮國別（13年）（表頭 國別；表側 神宮、官幣大社、等）
- 第6 全国寺院（表頭 宗旨：天台、真言、等）；表側 10~13年）
- 第7 寺院及住職國別（13年）（表頭 國別；表側 天台、真言、等、住職<男、女>）
- 第8 全国教院講社（表頭 宗旨：神道、天台、等；表側 教院・講社<10~13年>）
- 第9 全国宗学生徒（13年）（表頭 同前表；表側 男、女）
- 以上第1表より第9表までは内務省社寺局の調に拠りて編纂す

教育

- 第1 全国学校（表頭 11~13年<小学校、中学校、等>；官立・公立・私立<学校、教員・生徒>）
- 第2 開拓使学校（表頭 管轄：本府、函館支府、根室支府、東京出張所；表側 11~13年<学校、教員・生徒>）
- 第3 官立専門学校（表頭 司法省法学校、陸軍士官学校、等；表側 11~13年<教員・生徒、卒業生徒、中途退学生徒>）
- 第4 海外留学官費生徒（表頭 諸省及開拓使：陸軍省、海軍省、文部省、司法省、開拓使；表側 11~13年<生徒、卒業生徒、中途退学生徒>）

第5 学齢人員府県別（13年）（表頭 府県別；表側 学齢人員＜男，女＞，学齢人員百人に付就学小学生徒）

第6 小学校府県別（13年）（表頭 府県別；表側 公立・私立＜学校，教員・生徒＜男，女＞）

第7 中学校府県別（13年）（同前表）

第8 東京大学校（13年8月調）（表頭 大学3学部＜法学，理学，文学＞，大学予備門＜普通科＞，大学医学部＜本科＜医学，旧製薬学＞，予科，等＞；表側 教員＜外国人，外国人＞，生徒，卒業生徒，中途退学生徒）

第9 工部大学校（13年）（表頭 学科：土木，機械，等；表側 同前表）

第10 師範学校府県別（13年）（表頭 府県別；表側 官立・公立＜学校，教員・生徒＜男，女＞）

第11 公私立専門学校府県別（13年）（表頭 府県別＜法学，医学，等＞；表側 公立・私立＜学校，教員・生徒＜男，女＞）

第12 各種学校府県別（13年）（表頭 府県別＜学科：皇学，英学，等＞；表側 同前表）

第13 全国公学費歳入出 第1表（表頭 歳入＜11～13年＞；表側 前年より越高，協議集金，等） 第2表（表頭 歳出＜11～13年＞；表側 教員給料，学務委員給料，等）

第14 公学費歳入府県別（13年）（表頭 府県別；表側 前年より越高，協議集金，等）

第15 公学費歳出府県別（13年）（表頭 府県別；表側 小学校給料，同補助員給料，等，合計，生徒1人に付比例）

第16 書籍館（13年）（表頭 地名：東京神田錦町・同本郷元富士町，等＜官公私立別＞；表側 館数，書籍＜和漢洋＞，来観人）

第17 博物館（13年）（表頭 地名：東京山下門内・同神田一橋通，等＜官公私立別＞；表側 館数，物品数，来観人）

第18 出版書籍（表頭 種類：神祇，音楽，等；表側 10～11年度＜著述，編輯，翻訳，翻刻＞）

第19 新聞紙及雑誌（表頭 8～11年度；表側 種類，発売数）

第20 府県開拓使新聞紙及雑誌種類並発売数（11年度）（表頭 府県及開拓使別；表側 種類，発売数）

以上第1表より第20表までの内第1第3の2表は文部省司法省陸軍省海軍省工部省農商務省第2表は開拓使第4表は陸軍省海軍省文部省司法省及開拓使第9表は工部省第17表は内務省文部省第18表第19表第20表の3表は内務省の調に拠り其他は皆文部省の調に拠り編纂す

警察

第1 全国警察署及官員（表頭 9～12年；表側 本署，分署，警視，同補，等）

第2 全国犯罪者（表頭 罪状：人を殺せし者，強盗人を殺せし者，等；表側 9，10，11～12年＜男，女＞）

第3 全国犯罪者捕拿及自首（表頭 同前表；表側 11人＜警察官，人民，自首＞，12年＜警察官，人民，市民協力，自首＞）

第4 全国賊難に遇せし人及家 第1表（表頭 種類：人＜押込追剥に殺されし，同殺されんとせし，等；表側 9，10，11～12年＜男，女＞） 第2表（表頭 種類：家＜押込に遇ひし，窃盗に遇ひし，等；表側 9～12年）

第5 全国賊難救護 第1表（表頭 種類：人＜押入追剥に殺されんとせし，同傷けらし，等；表側 11年＜警察官，

人民＞，12年＜警察官，人民，吏民協力＞） 第2表（表頭 種類：家＜押込に遇ひし，窃盗に遇ひし，放火せられんとせし＞；表側 11年＜警察官，人民＞，12年＜警察官，人民，吏民協力＞）

第6 全国盜賊に取られし物品（表頭 9～12年；表側 強盗・窃盗＜金，穀，衣服，雑品＞）

第7 全国警察に係る事故（表頭 種類：死せし人＜自ら死せし，誤て死せし，等＞，死なんとせし人＜自ら死なんとし，誤て死なんとし，等＞，傷つきし人＜自ら傷つけし，誤り傷つけし，等＞，雑種＜途上発病，発狂，等＞；表側 9，10年，11～12年＜男，女＞）

第8 全国警察に係る事故救護（表頭 種類：死なんとせし人＜自ら死なんとせし，誤て死なんとせし，等＞，傷つきし人＜自ら傷つけし，誤り傷つけし，等＞，雑種＜途上発病，発狂，等＞；表側 11年＜警察官，人民＞，12年＜警察官，人民，吏民協力＞）

第9 全国火災（表頭 9～12年；表側 放火せられ及類焼せし家，失火及類焼せし家）

第1表より第9表までは内務省警保局の調に拠りて編纂す
監獄

第1 全国未決監出入人員（表頭 種類：前年より越入員，入監人員，出監人員＜無罪，処刑，等＞，残留人員；表側 9～13年＜男，女＞）

第2 全国已決監出入人員（表頭 種類：前年より越入員，入監人員，等，出監人員＜満期放免，収容，等＞，残留人員＜閑刑，禁獄，懲役＞；表側 9～13年＜男，女＞）

第3 全国懲役囚刑期区分（表頭 刑期：懲役＜終身，10年，等＞；表側 11～13年＜男，女，国事犯男＞）

第4 全国未決已決囚携帯孩兒（表頭 種類：前年より越入員，入監人員，出監人員＜親に從ふて出監，病死＞，残留人員；表側 9～13年＜男，女＞）

第5 全国懲治監出入人員（表頭 種類：父兄の情願に依る者＜前年より越入員，入監人員，出監人員＜改良，死亡＞，残留人員＞，脱籍無産の者＜前年より越入員，入監人員，出監人員＜復籍，死亡＞，残留人員；表側 9～13年＜男，女＞）

第6 府県及開拓使未決監出入人員（13年）（表頭 府県及開拓使別＜男，女＞；表側 前年より越入員，入監人員，出監人員＜無罪，処決，等＞，残留人員）

第7 府県及開拓使已決監出入人員（13年）（表頭 同前表；表側 前年より越入員，入監人員，出監人員＜満期放免，収容，等＞，残留人員＜閑刑，禁獄，懲役＞）

第8 府県及開拓使未決已決囚携帯孩兒（13年）（表頭 府県及開拓使別；表側 前年より越入員・入監人員＜男，女＞，出監人員＜親に從ふて出監・病死＜男，女＞＞，残留人員＜男，女＞）

第9 府県及開拓使懲治監出入人員（13年）（表頭 府県及開拓使別＜男，女＞；表側 父兄の情願に依る者＜前年より越入員，入監人員，出願人員＜改良，死亡＞，残留人員＞，脱籍無産の者＜前年より越入員，入監人員，出監人員＜復籍，死亡＞，残留人員＞）

第1表より第9表までは内務省監獄局の調に拠りて編纂す
司法

第1 裁判所及官員（表頭 庁名：大審院，上等裁判所，等；表側 9～11年＜庁数，官員＞）

第2 裁判庁判事検事同補人員（表頭 庁名：大審院・上等裁判所，等＜官名：判事，判事補，等＞；表側 9～11年）
 第3 大審院及上等裁判所民事件数（表頭 庁名：大審院 ＜種類：越高，新規，願下，棄却，等＞，上等裁判所＜種類：越高，初告，控訴，等，函館裁判所控訴＜種類：控訴，未決＞；表側 9～11年）
 第4 地方及支庁区裁判所勧解庁民事訴訟件数（表頭 庁名：地方裁判所・地方裁判所支庁・区裁判所・勧解庁＜種類：越高，新訴，願下，等＞；表側 9～11年）
 第5 大審院及上等裁判所刑事取扱件数（表頭 庁名：大審院・上等裁判所＜種類：越高，新規，等＞；表側 9～11年）
 第6 処刑人員（表頭 刑名：死刑＜斬，斬，絞＞，懲役＜終身，自10年至5年，自3年至1年，自百日至10日＞等；表側 9～11年＜男，女＞）
 第7 処刑者年令（表頭 年令：7年以上15年未満，15年以上20年未満，20年以上90年未満まで10年きざみ，年令不詳；表側 9～11年＜男，女＞）
 第8 処刑者生国（表頭 生国別，無籍，生国不詳；表側 9～11年＜男，女＞）
 第9 処刑者職業（表頭 職業：農業，牧畜，等；表側 9～11年＜男，女＞）
 第10 処刑者族籍（表頭 族籍；表側 9～11年＜男，女＞）
 第11 国事犯者処刑人員（表頭 刑名：死刑斬，懲役＜終身，自10年至5年，自3年至1年，自百日至10日＞等；表側 9～11年＜男，女＞）
 第12 国事犯者生国（表頭 国別；表側 9・11年＜男，女＞）
 第13 国事犯者本貫（10年）（表頭 府県及開拓使別；表側 男，女）
 第14 国事犯者年令（表頭 年令：7年以上15年未満，15年以上20年未満，20年以上80年未満まで10年きざみ，年令不詳；表側 9～11年＜男，女＞）
 第15 国事犯者族籍（表頭 族籍；表側 9～11年＜男，女＞）
 第16 国事犯者職業（表頭 職業：農業，工業，等；表側 同前表）
 第17 清国在留領事の処断せし人員（表頭 刑名：懲役，自百日至10日，贖罪自百日至10日，収贖自百日至10日；表側 同前表）
 第18 清国在留領事の処断せし罪人生国（表頭 生国別；表側 同前表）
 第19 清国在留領事の処断せし罪人年令（表頭 年令：15年以上20年未満，20年以上50年未満まで10年きざみ，年令不詳；表側 同前表）
 第20 清国在留領事の処断せし罪人職業（表頭 職業：農業，等；表側 同前表）
 以上第1表より第20表までは司法省の調に処りて編纂す

陸軍

第1 常備兵隊数及人員（表頭 9～14年＜種類：歩兵，騎兵，等＞；表側 隊数＜大隊，中隊，等＞，人員）
 第2 近衛鎮台諸隊人員（14年 6月調）（表頭 所管：近衛＜歩兵2連隊（4大隊），騎兵1中隊，等＞，鎮台＜東京・仙台，等＜種類：歩兵3連隊（9大隊），騎兵1大隊，等＞；表側 上長官，士官，等）

第3 土官学校生徒大隊人員（14年 6月調）（長官，士官，下士，生徒＜3年生《歩，騎，砲，工》，2年生《歩，騎，特科》，1年生《無科》＞）
 第4 教導団諸隊人員（14年 6月調）（表頭 種類：歩兵1大隊（4中隊），騎兵1中隊，等；表側 上長官，士官，等）
 第5 軍用電信隊人員（14年 6月調）（表頭 職務：上長官，士官，下士，技士，生徒，建築兵，生兵；表側 人員）
 第6 憲兵隊人員（14年 6月調）（表頭 職務：上長官，士官，等；表側 人員）
 第7 予備後備軍人員（14年 6月調）（表頭 軍管：第1～第6；表側 予備，後備）
 第8 国民軍人員（13年）（表頭 軍管：第1～第7＜府県及開拓使＞；表側 17～19歳）
 第9 軍人軍属（14年 6月調）（表頭 職務：将官及相当官＜在職，非職＞，上長官＜隊附，隊外，非職，後備軍駆員＞等；表側 人員）
 第10 微兵（表頭 9～14年；表側 微兵相当人員，微集人員，等）
 第11 微集人員内訳（表頭 種類：常備兵，補充兵，5尺未満歩兵；表側 9～14年）
 第12 翌年回及先入兵人員内訳（表頭 種類：翌年回人員，検査人員，先入兵人員；表側 同前表）
 第13 予備兵人員（表頭 種類：第1 予備兵，第2 予備兵；表側 同前表）
 第14 免除役人員内訳（表頭 種類：検査不合格，宿痾不具，等；表側 同前表）
 第15 微兵免役料を納めし者（表頭 軍管：第1～第7；表側 7年＜全額を納し者，半額を納し者＞，8～14年）
 第16 軍馬（14年 6月調）（表頭 所用：軍馬局，近衛，等；表側 馬数）
 第17 陸軍裁判所官員（表頭 官名：長，評事，等；表側 9～13年）
 第18 軍人軍属犯罪者刑名（表頭 刑名：死刑，準流，等；表側 9～13年）
 第19 軍人軍属犯罪者年齢（表頭 年齢：15年以上20年未満，20年以上60年未満まで10年きざみ，年齢不詳；表側 9～13年）
 第20 軍人軍属犯罪者族籍（表頭 族籍；表側 9～13年）
 第21 軍人軍属犯罪者職務（表頭 職務：将官，上長，等；表側 9～13年）
 第22 軍医及薬官出仕等人員（13年）（軍医監督，軍医監等）
 第23 軍人患者比例（表頭 所管：近衛東京鎮台教台教導団諸学校，仙台鎮台，等；表側 9～13年＜兵員1日平均，1周年平均1日患者，兵員百人に付患者比例＞）
 第24 軍人患者（13年）（表頭 所管：同前表；表側 患者＜旧患，新患＞，施療日数，等）
 第25 軍人患者病症別（表頭 病名：呼吸器病，血行器病，等；表側 9～13年＜患者，全治，等＞）
 以上第1表より第25表までは陸軍省の調に処りて編纂す

海軍

第1 軍艦及乗組人員（14年）（表頭 艦船：扶桑艦，龍驤艦，等；表側 船種，船質，噸数，等，乗組人員（士官，下士，兵卒））

- 第2 軍艦の1(14年)(表頭 艦船:扶桑艦, 龍驤船, 等; 表側 等級, 製造月日, 等)
- 第3 軍艦の2(表頭 同前表; 表側 装帆, 排水積, 等)
- 第4 軍艦乗組人員(14年)(表頭 艦船:扶桑艦, 龍驤艦, 等; 表側 佐官, 尉官, 等)
- 第5 軍人軍属(14年6月30日調)(表頭 職務:将官及相当官, 等<在職, 非職>, 下士, 表; 表側 人員)
- 第6 水兵諸工夫徵募府県別(表頭 府県及開拓使別; 表側 9~13年度)
- 第7 海軍裁判所官員(表頭 官名:長, 評事, 等; 表側 9~13年)
- 第8 軍人軍属犯罪者刑名(表頭 刑名:死刑, 準流, 等; 表側 同前表)
- 第9 軍人軍属犯罪者年齢(表頭 年齢:10年以上15年未満, 15年以上20年未満, 20年以上60年未満まで10年きざみ, 年齢不詳 同前表)
- 第10 軍人軍属犯罪者族籍(表頭 族籍; 表側 9~13年)
- 第11 軍人軍属犯罪者職務(表頭 職務:上長官及相当官, 士官及相当官, 等; 表側 同前表)
- 第12 軍医及出仕等人員(13年)(軍医総監, 軍医監, 等)
- 第13 軍人患者(表頭 病名:種痘, 水痘, 等; 表側 9~13年<患者, 全治, 死亡, 半治, 残留>)
- 以上第1表より第13までは海軍省の調に拠りて編纂す
- 財政**
- 第1 国庫歳入出(表頭 第1~第8期, 8~14年度; 表側 歳入, 歳出, 残贏, 不足)
- 第2 国庫歳入の1(表頭 科目:通常歳入<地税, 海関税, 等>, 例外歳入<紙幣発行, 借入金, 等>; 表側 1~8期)
- 第3 国庫歳入の2(表頭 科目:経常歳入<租税<海関税, 地税, 等>, 作業益金<内務省製作, 内務省山林, 等>, 雑収入<森林収入, 官有地貸下料, 等>>, 臨時歳入<諸返納<諸貸出金返納, 官方及旧藩々貸金返納, 等>, 雑収入<官有物払下代, 雑入>>; 表側 8~14年度)
- 第4 国庫歳出の1(表頭 科目:通常歳出<各官省経費, 陸海軍費, 等>, 例外歳出<征討諸費, 旧幕旧藩に属する諸費, 等>; 表側 第1~8期)
- 第5 国庫歳出の2(表頭 科目:経常歳出<国債償還<内国債, 外国債, 等>, 国債利子<内国債利子, 内国債雑費, 等>, 等>臨時歳出<興業費<大蔵省印刷, 海軍省船渠, 等>, 広島県鉱山, 等; 表側 8~14年度)
- 第6 国税の1(表頭 科目:地税, 海関税, 等; 表側 第1~8期)
- 第7 国税の2(表頭 科目:海関税<海関輸出税, 海関輸入税, 等>, 地税<田税, 畑税, 等>等; 表側 8~14年度)
- 第8 各種公債(表頭 種類:内国債<旧公債, 新公債, 等>, 外国債<旧公債, 新公債>; 表側 発行年度, 発行額, 利子, 第6期~第8期, 8~14年度)
- 第9 各種国債増減(表頭 年次:6~8期, 8~13年度<内国債<旧公債, 新公債, 等>, 外国債<旧公債, 新公債>>; 表側 在高, 増<発行, 整理>, 減<消却, 整理>)
- 第10 準備金及貸附(表頭 8~14年度; 表側 準備, 貸附)
- 第11 造幣局輸納金銀塊(表頭 自3年11月創業至4年6月

- ~13年度; 表側 金塊・銀塊<政府, 人民, 外国人>)
- 第12 貨幣鑄造及発行高(表頭 自3年11月創業至4年12月, 5~7年, 8年上半年, 8~13年度; 表側 鑄造高・発行高<金貨, 銀貨, 銅貨>)
- 第13 各種貨幣鑄造及発行高(自3年11月創業至14年6月)(表頭 種類:貳拾円金, 拾円金, 等; 表側 鑄造高, 供試高, 発行高, 造幣局在高)
- 第14 流通紙幣(表頭 年次:2年正月元日~8年1月元日, 8年7月1日~14年7月1日; 表側 紙幣, 銀行紙幣)
- 第15 紙幣発行及支銷高(表頭 元年~7年, 8年上半年, 8~14年度; 表側 各会計年首流通高, 各会計年間発行高, 各会計年間支銷高, 差引<増, 減>)
- 第16 各種流通紙幣(14年7月1日)(表頭 種類:百円札, 五拾円札, 等; 表側 紙幣, 銀行紙幣)
- 以上第1表より第16表までは大蔵省の調に拠りて編纂す
- 第17 国庫支出府県経費(表頭 府県別<年度:12~14>; 表側 官費<本府経費, 警察費, 等>, 地方税補助金<警察費補助, 営繕費, 等>)
- 以上第17表本府経費及監獄費は府県予算張に拠り警察費, 同補助金, 囚徒費, 土木費は内務省の調に拠り師範学校補助金及小学校補助金は文部省勘定帳及歳入出予算表に拠りて編纂す
- 第18 地方収入(表頭 科目:地方税<地価割, 営業税, 等>, 雜収入<前々年度繰越金, 寄附金, 雜収>, 賦金<本年収入, 前年度繰越金>; 表側 府県別<12~14年度>)
- 第19 地方支出(表頭 科目:地方税雑収入の支出<警察費・土木費・等<年度:12~14>>, 賦金支出<探偵費・換微費・等<年度:12~14>>; 表側 府県別)
- 以上第18第19表は内務省の調に拠りて編纂す
- 政事**
- 第1 官員(表頭 階級:勅任, 奏任, 等; 表側 9~13年)
- 第2 官員文武別(表頭 文官<勅任, 奏任, 等>, 武官<勅任・奏任・判任<陸軍, 海軍>>; 表側 11~13年)
- 第3 官員各官庁別(表頭 官庁:太政官, 元老院, 等; 表側 9~13年<勅奏判任官及等外吏, 御用係属>)
- 第4 官員族籍(表頭 族籍; 表側 9~13年)
- 第5 官員各官庁階級別(13年)(表頭 官庁:太政官, 元老院, 等; 表側 勅任, 奏任, 等)
- 第6 官員族籍階級別(13年)(表頭 族籍; 表側 同前表)
- 第7 外国駐劄官員(表頭 駐劄外国名別:米合衆国, 英吉利, 等; 表側 9~13年<勅任, 奏任, 判任, 雇外国人>)
- 第8 郡区吏員(表頭 府県及開拓使別; 表側 11~13年<郡区長, 書記>)
- 第9 郡区吏族籍(表頭 族籍; 表側 11~13年)
- 第10 町村吏員(13年度)(表頭 府県及開拓使別; 表側 戸長)
- 第11 府県会(13年)(表頭 府県別; 表側 議員, 被権者を有する者, 等)
- 第12 官雇外国人(表頭 官庁:太政官, 元老院, 等; 表側 9~13年<人員, 月給>)
- 第13 官雇外国人別(表頭 外国名別:米合衆国, 英吉利, 等; 表側 同前表)
- 第14 官雇外国人月給別(13年)(表頭 月給:五拾円以

下, 五拾円以上百円未満, 等; 表側 米合衆国, 英吉利, 等)
第15 官雇外国人職掌別(13年)(表頭 職掌: 政治学教員, 法学教員, 等; 表側 同前表)
以上第1表より第15表までは旧会計部統計課の調に拠りて編纂す

北海道

第1 開拓使本支庁所管郡区(表頭 札幌本庁・函館支庁・根室支庁<国別<郡区(郡区役所位置)>>; 表側 町数, 村数)
第2 開拓道路間数(表頭 道巾: 6間, 5間, 等; 表側 自9年7月至10年6月, 自10年7月至11年6月, 自11年7月至12年6月)
第3 札幌区元標より各地への距離(表頭 地名: 函館・渡島国函館区末広町壱町目, 根室・根室国根室郡松ヶ板町, 等; 表側 里程)
第4 開拓使設置以来の開拓地(12年)(表頭 田, 畑, 等; 表側 札幌本庁所管, 函館支庁所管, 根室支庁所管)
第5 戸数(表頭 9~13年; 表側 同前表)
第5 第6, 2表の13年分第7表の12年分は内務省戸籍局の調に拠り其他は開拓使の調に拠る
第6 入員(毎年1月1日調)(表頭 9~13年; 表側 札幌本庁所管・函館支庁所管・根室支庁所管<男, 女>)
第7 出生死亡(表頭 8~12年; 表側 出生・死亡<札幌本庁所管, 函館支庁所管, 根室支庁所管>)
第8 屯田兵入員(14年10月調)(表頭 官職: 准上長官, 准士官, 等; 表側 兵員)
第9 家畜(毎年6月30日調)(表頭 9~12年; 表側 牛, 馬, 等)
第10 家畜所有別(12年6月30日調)(表頭 所管: 札幌本庁・函館支庁・函館支庁・根室支庁<所有: 官有, 民有>; 表側 牛・馬・等<牝, 牡>)
第11 海産(11年)(表頭 品種: 鮭<生, 乾, 等>, 鰯<生, 塩切紅, 等>等; 表側 札幌本庁所管, 函館支庁所管, 根室支庁所管)
第12 産物出港税及地方税之收入(表頭 8年自4月至6月, 8~12年度; 表側 札幌本庁所管・函館支庁所管・根室支庁所管<出港税, 地方税>)
第13 産物出港税及地方税之支出(表頭 科目: 船改諸費, 同序中費, 等; 表側 8~11年度)
第14 国税(表頭 種類: 地税, 物産税, 等; 表側 第6~8期, 8~12年度)
以上第5第6第7の3表は開拓使及内務省戸籍局の調第14表は大蔵省の調, 其他は總て開拓使の調に拠りて編纂す

(4) 第二統計年鑑

調査対象年 明治14年

内容細目

土地

第1 経緯度極点(同前年同表)
第2 周囲面積(同前年同表) 気象側候所の位置及観測時刻: 位置(表頭 地名別; 表側 英国緯度偏東, 北緯, 平均海面よりの高さ) 時刻(表頭 地名別; 表側 午前, 午後)
第3 気象の1(表頭 12~14年<地名: 長崎, 広島, 等>; 表側 晴雨計・寒暖計<平均, 最高, 同上月日, 最低,

同上月日>, 平均<露点, 水気, 湿気>)
第4 気象の2(表頭 同前表; 表側 雲の平均自零至十, 降雨量<総計, 最大, 同上月日>, 天気日数<雨, 雪, 等>, 24時間風速<平均, 最強, 同上月日>)
第5 府県及開拓使郡区町村並面積(14年12月調)(表頭 府県及開拓使別<国別>; 表側 区, 郡, 町, 村, 面積, 平均一方里<人口, 民有<田, 畑, 等>>)
第6 全国官有及民有地反別(14年12月調) 第1表(表頭 官有地<地種: 第1種~第4種, 山林>; 表側 反別)
第2表(表頭 民有地<地種: 田, 畑, 等>; 表側 反別, 百分比例)
第7 府県別民有地反別地価の1(14年12月調)(表頭 府県別; 表側 田・畑・宅地<反別, 地価, 平均1反地価>)
第8 府県別民有地反別地価の2(表頭 府県別; 表側 山林原野・塩田・雜種地<反別, 地価, 平均1反地価>)
第9 府県別民有地反別百分比例(表頭 府県別; 表側 田, 畑, 等)
第10 軍管管轄区画(14年12月調)(表頭 軍管: 第1~第6<師管: 第1~第14<府県>>; 表側 区, 郡, 町, 村, 人口)
第11 裁判区画(14年12月調)(表頭 上等裁判所<地方裁判所<府県及開拓使別>>; 表側 区, 郡, 町, 村, 人口)
人口
第12 全国人員(表頭 5~9年, 12~14年<調査月日>; 表側 男, 女) [各年人員の内生死詳らかならざる者] (表頭 5~9年, 13~14年; 表側 男, 女)
第13 国別人員(毎年1月1日調)(表頭 国別; 表側 13~14年<男, 女>, 13年~14年の・人口千に付<増, 減>)
第14 府県及開拓使人口(14年1月1日調)(表頭 府県及開拓使別<男, 女>; 表側 族籍<戸主, 家族>)
第15 全国人員年齢(14年1月1日調)(表頭 年齢: 7年未満, 7年以上20年未満, 20年以上50年未満, 50年以上80年未満, 80年以上, 年齢不詳; 表側 男, 女, 合計, 百分比例)
第16 全国人員族籍(14年1月1日調)(表頭 族籍; 表側 戸主・家族<男, 女>)
第17 国別出生死亡人員(13年)(表頭 国別, 統計, 5~12年; 表側 出生<男, 女>, 人口百人に付出生の比例, 死亡<男, 女>, 人口百人に付死亡の比例)
農業
〔米穀作付反別収穫石高の大蔵省調査と農商務省調査比較表〕(表頭 米穀; 作付反別・収穫石高<大蔵省調, 農商務省調, 差異>; 表側 12~14年)
第18 米作反別収穫高(14年)(表頭 府県別; 表側 米作反別・収穫石高・1反に付収穫高<米, 糜米, 番米> [数量表示]) [米作全国年々増減比較表] (13年1月大蔵省乙第4号の令達に拠る平年作調査) (表頭 平年, 11~14年<増, 減>; 表側 作付反別, 収穫石高) [米作早中晚反別及収穫高] 第1表(表頭 種類: 早稻, 中稻, 晚稻; 表側 作付反別・収穫石高・反別百分比例・石高百分比例<12~14年> [数量表示]) 第2表(表頭 国別: 護内5ヶ国, 東海道自伊賀至伊豆九ヶ国, 等; 表側 作付反別・収穫石高<13~14年<早稻, 中稻, 晚稻>> [数量表示])

第19 麦作反別及収穫高 第1表(14年)(表頭 府県別；表側 作付反別・収穫石高・1反に付収穫高<大麦, 梗麦, 小麦>〔数量表示〕)〔麦作全国年々増減比較表〕(平年作調査は13年1月大蔵省乙第4号の令達に拠る)(表頭 平年, 11~14年<増, 減>；表側 作付反別, 収穫石高)

第20 大豆, 粟, 稚作付反別及収穫高(13年)(表頭 府県別, 総計, 11~12年；表側 作付反別・収穫石高・1反に付収穫高<大豆, 粟, 稚>〔数量表示〕)

第21 粟, 蜀黍, 畜麦作付反別及収穫高(13年)(表頭 同前表；表側 作付反別・収穫石高・1反に付収穫高<粟, 蜀黍, 畜麦>〔数量表示〕)

第22 玉蜀黍, 馬鈴薯, 甘薯作付反別及収穫高(13年)(表頭 同前表；表側 作付反別・収穫貫目・1反に付収穫高<玉蜀黍, 馬鈴薯, 甘薯>〔数量表示〕)〔14年全国雑穀その他数量総表〕(表頭 種類: 大豆, 粟, 第9品目；表側 作付反別, 収穫石高)〔米麦以下各種年々作付反別百分比例〕(表頭 米, 麦, 等11品目；表側 11~14年)

第23 実綿, 麻, 甘蔗, 葉煙草, 藍葉, 菜種, 梢皮, 蘭収穫高(14年)(表頭 府県別, 総計, 11~13年；表側 実綿, 麻, 等8品目〔数量表示〕)

第24 全国各種被害反別(表頭 害名: 虫害, 水害, 等；表側 11~14年)〔被害反別田畠区別表〕(表頭 地種: 田, 畑, 田畠混淆；表側 11~14年)〔全国耕地と被害反別歩合〕(11~14年)

第25 府県及開拓使虫水旱被害反別(表頭 府県及開拓使別；表側 虫害・水害・旱害<13~14年>)

第26 製茶(14年)(表頭 府県別, 総計, 11~13年；表側 茶畠反別, 製茶量目〔数量表示〕)

第27 養蚕(14年)(表頭 同前表；表側 桑畠反別, 桑葉収穫高, 蚕卵紙産出高, 蘭産出高, 生糸産出高〔数量表示〕)

第28 全国牛数(表頭 種類: 内国種・外国種・雜種<11~13年>；表側 現存<当歳・2歳以上<牝, 牡>>, 減耗<屠, 焼<牝, 牡>>)

第29 府県及開拓使牛数(13年) 第1表(表頭 府県及開拓使別<種類: 内国種, 外国種, 雜種>；表側 同前表)

第2表(表頭 11~12年；表側 現存<当歳, 2歳以上>, 減耗<屠, 焼>)

第30 全国馬数(表頭 種類: 内国種・外国種・雜種<11~13年>；表側 現存<当歳・2歳以上<牝, 牡>>, 減耗<焼<牝, 牡>>)

第31 府県及開拓使馬数(13年) 第1表(表頭 府県及開拓使別<種類: 内国種, 外国種, 雜種>；表側 同前表)

第2表(表頭 11~12年；表側 現存<当歳, 2歳以上>, 減耗<屠, 焼>)

山林及鳥獣

第32 官林(14年6月調)(表頭 府県別<林位: 1等~2等, 員外, 等>, 総計, 11~13年；表側 箇所, 反別, 立木, 立竹)

第33 官林主副産物払下料(13年度)(表頭 府県別, 総計, 12~13年；表側 主産物払下料, 副産物臨時払下料)〔官林主副産物種類〕(表頭 主産物<品類: 木, 竹>副産物<品類: 柴, 枝条, 等24品目>；表側 料金)

第34 官林貸地, 年期払下副産物, 及借区堀採土石類(13年度)(表頭 府県別, 総計, 12~13年；表側 官林貸地<反別, 借地料>, 年期払下副産物<反別, 料金>, 借区堀採土石類<坪数, 料金>)〔年期払下副産物種類〕(14年度)(表頭 種類: 柴, 木皮, 等13種; 表側 反別, 料金)〔借区堀採土石種類〕(14年度)(表頭 種類: 石灰石, 花崗石, 等16種; 表側 坪数, 堀採料)

第35 民林(14年6月)(表頭 府県別; 表側 箇所・反別<山林, 竹林, 等>)〔各種反別と地価の百分比例〕(表頭 地種: 山林, 竹林, 等; 表側 本表2府26県合計地価, 同上反別百分比例, 同上地価百分比例)

第36 銃獵免許鑑札附与人員(14年度)(表頭 府県及開拓使別, 総計, 11~13年; 表側 職獵免許人員, 遊獵免許人員)

漁業及製塩

第37 漁業戸数及人員(13年)(表頭 府県別; 表側 戸数, 人員<男, 女, 1戸に付>)

第38 漁船(13年)(表頭 府県別; 表側 鯨船数, 地引網用船数, 等)

第39 漁網(13年)(表頭 府県別; 表側 地曳網, 八手網, 雜網)

第40 水産物採収高(14年)(表頭 府県別, 総計, 11~13年; 表側 乾魚, 鰐節, 干鱈〔数量表示〕)

第41 製塩(14年)(表頭 府県別; 表側 塩田反別, 製塩石高)

鉱山

第42 官行鉱山(14年)(表頭 鉱山別; 表側 鉱種, 箇所, 坪数, 人員<役員, 鉱夫>, 堀出高, 製鍊高, 売却代価)

第43 官行鉱山興業費(14年)(表頭 鉱山別; 表側 瘡舎費, 器機費, 等)

第44 官行鉱山營業費(14年)(表頭 地名別; 表側 備給, 雜給, 等)

第45 官行鉱産(表頭 物名: 金, 銀, 等7品目<鉱山別>; 表側 売却量目・売却代価<9~13年度>)

第46 民行鉱業の1(13年)(表頭 府県別・総計<現行, 休業>, 9~12年; 表側 借区坪数, 借区人員, 借区税, 堀出高, 製鍊高, 出来高<金, 銀, 等9品目>, 行業工数・營業費<堀出, 製鍊>)

第47 民行鉱業の2(13年)(表頭 同前表; 表側 借区坪数, 借区人員, 借区税, 堀出及出来高<硫黄, 明礬, 等11品目>・行業工数・營業費<堀出, 製鍊>)

第48 民行鉱業の3(13年)(表頭 物名: 白目, 長砂, 等<府県<現行, 休業>>; 表側 借区坪数, 借区人員, 借区税, 堀出高, 出来高, 行業工数・營業費<堀出, 製鍊>)

工業

第49 工部省所管工作業(14年12月31日調)(表頭 工業種類: 造船, 水車機械製造所, 等, 工場地名; 表側 機械の馬力<蒸氣力, 水力>, 職工平均数<男, 女, 15才以下>, 1年製産総価)

第50 工部省所管鉱山工業(14年12月調)(表頭 鉱山別; 表側 機械の馬力<蒸氣力, 水力>職工平均数<男, 女, 15才以下の者>)

第51 府県及開拓使工業場(14年12月末調)(表頭 類種: 飲食, 等の製造, 生糸製造, 等<府県及開拓使別>; 表

側，工場数<官立，公立，私立，不詳>，機械馬力<蒸気，水力>，產出値）

第52 酒類醸造（14年度）（表頭 府県別，総計，9～12年；表側 醸造場，清酒，濁酒，等<元米，醸造>，〔数量表示〕）

築造

第53 府県土木費及營繕費（13年度） 第1表（表頭 土木科目：淀川筋改築工費，木曾川筋改築工費，等，総計，12年度；表側 土木費） 第2表（表頭 营繕科目：庁舎營繕，監獄營繕，等，総計，12年度；表側 营繕費）

第54 灯台灯船浮標及礁標の費用（表頭 自元年7月至同年9月～自14年7月至15年6月；表側 新築費用・修繕費用・等<灯台，燈船，等>）

第55 灯台灯船浮標及礁標の数（表頭 種類：燈台，燈船，浮標礁標；表側 2～14年）

第56 東京瓦斯灯（13年度） 第1表（表頭 区名別；表側 街灯基數，等，所用戸数） 第2表 費用（收入<街燈点火料，各戸所用瓦斯代，等；支出<吏員諸雇給料，諸器械買入街燈修繕等諸費，等>）

第57 東京水道（14年） 第1表 玉川上水（表頭 郡区名別；表側 延長，在米井，等） 第2表 神田上水（表頭 郡区名別；表側 同前表）

貯銀

第58 農工及諸雇貯銀（表頭 府県別，平均；表側 1日<農夫・大工，等<上，中，下>，1ヶ月<僕・婢<上，中，下>>）

第59 東京大阪両府職工1日平均貯銀（14年12月調）（表頭 府別，平均；表側 大工，石工，等）

第60 工部省所管鉱山職工鉱夫運搬夫1日平均貯銀（14年12月調）（表頭 地名別，平均；表側 職工・鉱夫・運搬夫<男，女，15才以下の者>）

内国商業

第61 商法会議所（14年）（表頭 地名別；表側 議員，議事件数，会議日数）

第62 商売（表頭 府県別；表側 12～14年<卸売，仲買，小売>）

第63 米商会所（表頭 地名別：東京兜町・東京蛎殻町，等<10～14年<上半季，下半季>>；表側 株主人員，仲買人員，等）

第64 米商会所売買出来高（表頭 地名別；表側 9～14年（数量表示））

第65 米商会所限月建相場平均の1（表頭 10～14年<地名別>；表側 1～6月）

第66 米商会所限月建相場平均の2（表頭 同前表；表側 7～12月）

第67 各地正米相場の1（1石）（表頭 13～14年<1～12月，平均>；表側 東京<武州>，大阪<摂津，肥後，筑前，加賀>等）

第68 各地正米相場の2（1石）（表頭 同前表；表側 桑名<地米，忍，金太>，伏木地米，等）

第69 各地大麦小麦及大豆相場（1石）（表頭 同前表；表側 大麦<東京<武州>，兵庫地麦，等>，小麦<東京<相州，常州>，大阪<相州，肥後>等>，大豆<東京<常州，青柳，相州梅沢，等>>）

第70 各地生絲相場の1（9貫目）（表頭 同前表；表側

上州<前橋，富岡>，岩代<掛田，針道>）

第71 各地生絲相場の2（9貫目）（表頭 同前表；表側 信州<上田>，武州<八王子>等）

第72 各地屑絲相場（9貫目）（表頭 同前表；表側 上州<前橋，富岡>，岩代<掛田，針道>等）

第73 各地真絲相場（9貫目）（表頭 同前表；表側 上州<前橋，富岡>，岩代<掛田，針道>等）

第74 各地縹綿及実綿相場（表頭 同前表；表側 縹綿（1貫目）<東京<參州（上銘）>，兵庫<播州，攝州武庫>等>，実綿（10貫目）<參州地綿，尾州地綿，攝州（武庫）>）

第75 各地製茶相場の1（百斤）（表頭 同前表；表側 東京<山城<上等，中等，下等>>，大阪<江州<上等，中等，下等>>等）

第76 各地製茶相場の2（百斤）（表頭 同前表；表側 遠州<上等，中等，下等>，駿州<青製下等，宇治製上等，同中等>，勢州四日市<北伊勢上等，中等，下等>）

第77 各地製茶相場の3（百斤）（表頭 同前表；表側 山城・下総<製茶<上等，中等，下等>>，江州<綠茶上等，中等，下等>）

第78 各地葉煙草相場（百斤）（表頭 同前表；表側 東京<薩摩上，相州上>，野州<上等>等）

第79 各地砂糖相場（百斤）（表頭 同前表；表側 豊州<三本松巻，三盆>，土州<黒糖，白糖>等）

第80 各地水油及石油相場（表頭 同前表；表側 水油（1石）<東京<阪水，地水>，大阪>，石油（1箱）<東京，大阪>）

第81 各地小豆，薪，炭，石炭，酒，監，醬油相場（表頭 地名別<13～14年<小豆，薪，炭，石炭，酒，監，醬油>>；表側 1～12月，平均）

第82 港湾河岸場出入船舶及物品価額（13年）（表頭 府県別<港湾河岸>；表側 出船・入船<西洋形，日本形>，輸出・輸入<主要品，価額>）

第83 諸会社（14年6月調）（表頭 府県別；表側 商業諸会社・工業諸会社・農業諸会社・其他諸会社<社数，資本金>，平均1会社資本金）

外国貿易

第84 輸出入物品元価（表頭 元年～14年，平均；表側 輸出<日本品輸出元価，外国品再輸出>，輸入<外国品輸入元価，日本品再輸入>）

第85 輸出入物品元価内外商別（表頭 10～14年，平均；表側 輸出・輸入<日本商，外国商，百分比例<日本商，外国商>>）

第86 輸出入物品元価国別（表頭 外国名別；表側 輸出・輸入<11～14年>）

第87 輸出入物品元価各港別（表頭 10～14年，平均；表側 輸出・輸入<横浜，神戸，等>）

第88 輸出入物品元価合計各港別（表頭 同前表；表側 横浜，神戸，等）

第89 輸出物品別（表頭 穀物粉類<米，麦，豆，麦粉>，醸造飲料類<酒，麦酒，醤油>等153品目；表側 数量・元価<11～14年>）

第90 輸入物品別（表頭 穀物粉類<米，麦，燕麦，玉蜀黍，豆類，麦粉>，醸造飲料類<飲料，洋酒，等>等302品目；表側 同前表）

- 第91 輸出入貨幣及金銀地金（表頭 5～14年；表側 輸出，輸入，輸出入超過）
- 第92 輸出入貨幣及金銀地金國別（表頭 國別；表側 輸出・輸入<11～14年>）
- 第93 輸出入貨幣及金銀地金類別（表頭 種類：金貨，銀貨，等；表側 同前表）
- 第94 外國出入船舶（表頭 10～14年，平均；表側 出港・入港<蒸氣船・風帆船<船數，噸數>>）
- 第95 外國出入内外船舶港別（表頭 蒸氣船・風帆船，等<10～14年<日本，外國>>；表側 出港・入港<横濱・神戶，等<船數，噸數>>）
- 第96 内國出入船舶（表頭 10～14年，平均；表側 出港・入港<蒸氣船・風帆船<船數，噸數>>）
- 第97 内國出入内外船舶港別（同前々表）
- 第98 朝鮮輸出入物品元価（表頭 11～14年；表側 朝鮮へ輸出，朝鮮より輸入）
- 第99 朝鮮輸出入物品別 第1表（表頭 釀造飲料類<日本酒類，酢，醬油>，砂糖，茶，香料類<砂糖類，茶，胡椒>等114品目；表側 朝鮮へ輸出<数量・元価<11～14年>>） 第2表（表頭 穀物類<黍米，米，等>，動物植物食用品類<牛，食料，等>等82品目；表側 朝鮮より輸入<数量・元価<11～14年>>）
- 第100 朝鮮出入船舶（表頭 蒸氣船，西洋形風帆船，日本形風帆船；表側 出港・入港<11～14年<船數，船量>>）
- 通運**
- 第101 郵便局線路及郵便物数（表題 4～14年；表側 郵便局，郵便受取所，等）
- 第102 内國郵便物（表頭 書狀，書留等；表側 10～14年）
- 第103 外國郵便物（表頭 発・着<書狀，書留，等>；表側 10～14年）
- 第104 郵便府県別（14年）（表頭 府県及開拓使別；表側 本局及出張所，郵便局，等）
- 第105 郵便為換（表頭 8～14年；表側 資金<官金，私金>，振出高<前年より越金額，本年>，払渡高，残金，為換料）
- 第106 電信（表頭 5～7年，8年自1月至6月，8～14年度；表側 局，線条延長，音信・收入金<官報，私報>，興業費；營業費）
- 第107 電信府県別（14年）（表頭 府県及開拓使別，合計，海底線<前田門司間，滋川及生間，今別福島間>；表側 局，線路長，添加，線条延長，音信<官報・私報>）
- 第108 鉄道（表頭 同前々表；表側 里程，復線長，停車場，收入金<貨金<乘客，荷物>，雜>，興業費，營業費）
- 第109 鉄道箇所別（表頭 5～7年・8年自1月至6月・8～14年度<東京横浜間，神戸大阪間，等>；表側 里程，停車場，等）
- 第110 鉄道興業費（自倉業至15年6月）（表頭 場所：東京横浜間，神戸大阪間，等<開業年月>；表側 敷地坪数，敷地置上代，建築費，等）
- 第111 通運会社運送貨（15年調）（表頭 府県別；表側 会社数，人足1里・荷車1里・牛馬1里<昼，夜>，人力車1里<1人乗・2人乗<昼，夜>>，駕籠1里<昼，夜>）
- 第112 諸車（表頭 8～14年度；表側 馬車<2足立以上，1足立>，人力車<2人乗，1人乗>，荷積<馬車，牛車，大小中車>）

- 第113 諸車府県別（14年度）（表頭 府県別；表側 同前表）
- 第114 西洋形商船（表頭 6～14年；表側 蒸氣<船數，屯数，馬力>，風帆<船數，屯数>）
- 第115 新造買入及解毀西洋形商船（表頭 6～14年；表側 新造・外國より買入・解毀<蒸氣<船數，屯数，馬力>，風帆<船數，屯数>>）
- 第116 日本形船（表頭 5～7年，8～14年度；表側 5百石以上・5百石未満<船數，石数>，解漁船及海川小廻船，免稅船）
- 第117 府県及開拓使西洋形並日本形船（14年）（表頭 府県及開拓使別；表側 西洋形<蒸氣<船數，噸數，馬力>，風船<船數，屯数>>，日本形<5百石以上，5百石未満<船數，石数>，解漁船海川小廻船，免稅船）
- 第118 難破船（表頭 8～14年；表側 西洋形<蒸氣<1屯以上50屯未満，50屯以上百屯未満，百屯以上>風帆<20屯以上50屯未満・50屯以上百屯未満・百屯以上（破壊，損傷，漂流）>，日本形<50石以上2百石未満・2百石以上5百石未満・5百石以上<破壊，損傷，漂流>>）
- 第119 難破船地方別（14年）（表頭 遺難地方：東京，京都，等；表側 西洋形<蒸氣，風帆<破壊，損傷，漂流>>，日本形<破壊，損傷，漂流>）
- 銀行及金融**
- 第120 全國諸銀行（14年12月）（表頭 地方：畿内，東海道，等；表側 國立銀行・正金銀行・私立銀行<数，資本金>，資本金百分比例）
- 第121 國立銀行（14年）（表頭 名称：東京第1，横濱第2，等<創立年月>；表側 支店数，資本金，流通紙幣，等）
- 第122 國立銀行府県別（14年）（表頭 府県及開拓使別，總計，10～13年；表側 本店，支店，資本金，流通紙幣，等）
- 第123 國立銀行諸預り及貸附金（14年）（表頭 府県，開拓使，朝鮮，總計，12～13年；表側 御用預金，定期預金，等）
- 第124 國立銀行諸手形（14年） 第1表（表頭 府県，開拓使，朝鮮，上海，香港；表側 為換手形<振出，受込>，荷為手形・割引手形<貸出，取立>，等） 第2表（表頭 12～13年；表側 為換手形，荷為換手形，等）
- 第125 國立銀行株券賣相場百円平均（表頭 名称：東京第1，横濱第2，等；表側 10～14年）
- 第126 全國國立銀行株主（表頭 族籍<農，工，商，雜種>；表側 13～14年<株金高，百分比例>）
- 第127 全國國立銀行所有公債證書（14年）（表頭 種類別；表側 前年より越高，本年買入，等）
- 第128 横濱正金銀行（表頭 資本及純益<資本金，積立金，等>，諸預及貸附<御用外國荷為換資本預金，御用預金，等>；表側 13～14年<上半季，下半季>）
- 第129 私立銀行（14年12月）（表頭 府県別，總計，9～13年；表側 数，資本金）
- 第130 銀行類似会社（14年12月）（表頭 府県別，總計，13年6月；表側 会社数，資本金）
- 第131 諸株式取引所（表頭 11～14年；表側 東京・大阪・横濱<株金，積立金，等>）
- 第132 諸株式取引所売買高（表頭 旧公債・新公債・等

〈東京、大阪、横浜〉；表側 12年上半季～14年下半季
〈出来高、百円平均〉）

第133 金銀貨相場（表頭 12～14年〈最高、最低、平均〉；表側 東京・大阪・横浜〈金貨、銀貨〉）

第134 東京大阪間為換手形打歩百円平均（14年）（表頭 1～6月；表側 東京・大阪〈本打・逆打〉）

第135 外國為換相場（14年）（表頭 1～12月・平均・7～13年〈最高、最低、平均〉；表側 桑港、紐育、等）貯金

第136 駅通局所管貯金（表頭 預箇所、預り金〈前年より越高、本年〉等；表側 8～14年）

第137 駅通局所管貯金府県別（14年）（表頭 府県、開拓使、合計、朝鮮；表側 預り箇所、預け人・預り金〈前年より越、本年〉等）

保険

第138 東京海上保険会社（表頭 12～14年；表側 本店、代理店、資本金、等）

第139 東京海上保険会社貨物保険船舶（表頭 12～14年；表側 蒸氣〈船数、噸数、馬力〉、帆帆〈船数、屯数〉）

第140 東京海上保険会社遭難船舶（14年）（表頭 蒸氣、帆帆；表側 船号、遭難地、遭難月日、保険料・保険渡金〈銀貨、紙幣〉、保険金受取人目）

教育

第141 府県及開拓使官金救済（13年度）（表頭 府県及開拓使別、総計、9～12年度；表側 水災・火災、等〈人員・給助金〉）

第142 府県及開拓使損金救済（13年度）（表頭 同前表；表側 人員・損金）

第143 府県棄児現在人員及費用（14年度）（表頭 府県別、総計、10～13年度；表側 人員〈官費・自費〈男、女〉、本年度死亡、棄児百人に付死亡、養育〈米・金〉〉）

第144 東京養育院出入人員（表頭 10～14〈男、女〉；表側 前年より在院、本年入院、等）

第145 東京養育院現在人員年齢及有様（14年12月31日調）（表頭 7歳未満・7歳以上15歳未満・15歳以上70才未満・70歳以上〈男、女〉；表側 役付、壯健、等）

第146 東京養育院収入（表頭 定額、別途、施入、同物品価；表側 9～13年度）

第147 東京養育院支出（表頭 納料、需要、等；表側 同前表）

衛生

第148 府県衛生吏員及委員（14年12月31日調）（表頭 府県別；表側 衛生吏員〈属官、書記、等外、雇〉、町村衛生委員〈有給、無給〉）

第149 府県医師産婆及獸医（14年12月31日調）（表頭 府県別、総計、13年；表側 医師〈試験を受けし者、試験を須たざる者、等〉、専門医〈11科、眼科、等〉等）

第150 府県薬舗及売買薬方数（14年12月31日調）（表頭 同前表；表側 薬舗〈免許を受けし者、旧来営業せし者〉、売買方数〈本年中免許、旧来免許〉）

第151 各司薬場薬品試験表（14年）（表頭 第1類注意薬・第2類毒薬、等〈種類、瓦量、内〈良品、悪品〉〉；表側 東京司薬場・大阪司薬場、等〈内国製、外国製〉）

第152 府県及開拓使病院（14年12月31日調）（表頭 府県及開拓使別、総計、13年；表側 本病院・支病院〈官立、

公立、私立〉、微病毒院・癪狂毒院〈公立、私立〉等）

第153 陸海軍及府県病院患者病症別（14年）（表頭 陸海軍及府県別〈公立、私立〉、総計、13年；表側 病院、流行病、等）

第154 官立及府県立学校生徒患者病症別（14年）（表頭 諸省及府県別〈男、女〉；表側 流行病、全身病、等）

第155 府県囚獄患者病症別（14年）（表頭 府県別・総計〈男、女〉、死亡：表側 同前表）

第156 府県死亡人病症別（14年）（表頭 府県別・総計・11～13年〈男、女〉；表側 流行病、全身病、等）（死亡百人中病症別比例）（表頭 11～14年；表側 同前表）

第157 全国死亡人年齢及病症別（14年）（表頭 1年未満、1年以上2年未満、等〈男、女〉；表側 同前表）

第158 府県死亡人年齢別（14年）（表頭 府県別・総計・11～13年〈男、女〉；表側 1年未満、1年以上2年未満、等）

第159 全国死亡人職業別（14年）（表頭 病名別、総計、百分比例；表側 諸業、農、商、職工、力役）

第160 全国伝染病患者月別（14年）（表頭 1～12月、不詳；表側 虎列刺、百分比例、腸窓扶私、百分比例、等）

第161 全国伝染病及地方病患者年齢別（14年）（表頭 5年未満、5年以上10年未満、等、総計〈男、女〉、死亡・患者百人に付死亡比例〈男、女〉；表側 伝染病〈虎列刺、腸窓扶私、等〉、地方病〈脚氣、間歇熱、等〉）

第162 全国炭疽里亜及天然痘患者年齢別（14年）（表頭 1年未満、1年以上2年未満、等、総計、死亡、患者百人に付死亡比例；表側 炭疽里亜・天然痘〈男、女〉）

第163 全国伝染病患者職業別（14年）（表頭 病名別、総計、患者百分比例；表側 官吏、医師、等）

第164 府県伝染病患者及死亡病症別（14年）（表頭 府県別・総計〈男、女〉、13年；表側 虎列刺・腸窓扶私、等〈患者、死亡〉）

第165 府県地方病患者死亡病症別（14年）（表頭 同前表；表側 脚氣・間歇熱、等〈患者、死亡〉）

第166 府県及開拓使虎列刺病患者及死亡 第1表（表頭 府県及開拓使別；表側 10～14年〈患者、死亡〉） 第2表（表頭 患者百人に付死亡比例；表側 10～14年）

第167 府県種痘人員（14年）（表頭 府県別、総計、10～13年；表側 初種・再三種〈善感、不善感〉）

社寺

第168 全国國幣社以上神宮（14年12月31日調）（表頭 族籍；表側 勅任、奏任、等）

第169 全国神仏諸宗教尊職族籍別（14年12月31日調）（表頭 族籍；表側 2級以上、6級以上、等）

第170 全国神仏諸宗教尊職宗旨別（14年12月31日調）（表頭 等級別、総計・10～13年〈男、女〉；表側 同表）

第171 神社及神宮別（14年）（表頭 因別、総計、10～13年；表側 神宮、官幣大社、等、神宮〈國幣社以上、府県社以下〉）

第172 寺院及住職國別（14年）（表頭 同前表；表側 天台、真言、等、住職〈男、女〉）

第173 教院及講社國別（14年）（表頭 國別〈教院、講社〉；表側 神道、天台、等）

第174 全国僧尼及宗学生徒宗旨別（14年12月31日調）（表頭 宗旨別、総計、12～13年；表側 住職・非住職・宗学

生徒<男・女>)

教育

第175 全国学校(14年12月31日調)(表頭 種類:小学校<公立, 私立>, 中学校<官立, 公立, 私立>等, 総計, 13~10年; 表側 学校, 教員・生徒・等<男, 女>)

第176 府県及開拓使学齢人員及就学生徒(14年12月31日調)(表頭 府県及開拓使別, 総計, 10~13年; 表側 人口, 学齢人員・学齢就学・学齢外就学<男, 女>, 学齢人員百中学齢就学生徒, 人口百中就学生徒)

第177 府県及開拓使公私立小学(14年12月31日調)(表頭 府県及開拓使別, 総計, 10~13年<公立, 私立>; 表側 学校, 教員・生徒・本年中卒業生徒<男, 女>, 学校1個に付生徒, 教員1人に付生徒)

第178 府県公私立小学生出席平均数(14年12月31日調)(表頭 府県別, 総計, 10~13年; 表側 生徒<公立, 私立>, 1周年平均1日出席生徒)

第179 人口1万以上邑小学(14年12月31日調)(表頭 地名別, 総計, 10~13年; 表側 人口, 学齢人員, 等)

第180 官公私立幼稚園(14年12月31日調)(表頭 東京<官立, 公立, 私立>, 大阪・宮城・鹿児島<公立>; 表側 園数, 保母, 児子<男, 女>)

第181 府県公私立中学校(14年12月31日調)(表頭 府県別・総計, 10~13年<公立, 私立>; 表側 学校, 教員・生徒・本年中卒業生徒<男, 女>)

第182 府県公立師範学校(14年12月31日調)(表頭 府県別, 総計, 10~13年; 表側 学校<男を教ゆるもの, 女を教ゆるもの, 等>, 教員・生徒・本年中卒業生徒<男, 女>)

第183 官立諸学校(14年12月31日調)(表頭 詮籍:文部省, 工部省, 等<学校名別<学科別>>, 総計, 11~13年; 表側 教員<内国人, 外国人>, 生徒, 本年中<卒業生徒, 中途退学生徒>)

第184 府県公私立専門学校(14年12月31日調)(表頭 府県別<学科別>・総計, 10~13年<公立, 私立>; 表側 学校, 教員<内国人, 外国人>, 生徒<男, 女>, 本年中卒業生)

第185 府県及開拓使公立各種学校(14年12月31日調)(表頭 府県及開拓使別・総計, 13年<公立, 私立>; 表側 学校, 教員・生徒<男, 女>)

第186 全国公私立各種学校学科別(14年12月31日調)(表頭 学科: 皇學・漢學・等<公立, 私立>; 表側 同前表)

第187 海外留学官費生徒国別(14年12月31日調)(表頭 外国別, 総計, 10~13年; 表側 陸軍省・海軍省・等<生徒, 本年中<卒業生徒, 中途退学>>)

第188 海外留学官費生徒学科別(14年12月31日調)(表頭 陸軍省・海軍省・等<学科別>; 表側 生徒, 本年中<卒業生徒, 中途退学生徒>)

第189 府県公立学校所有物価額(14年)(表頭; 表側 家校所有物価額(14年)(表頭 府県別, 総計, 10~13年; 表側 家屋価, 敷地価, 等)

第190 府県学資寄附(14年)(表頭 同前表; 表側 金額, 地面, 等)

第191 府県公学費歳入(14年)(表頭 同前表; 表側 前年より越高, 協議集金, 等, 人口百に付比例)

第192 府県公学費歳出(14年)(表頭 同前表; 表側 教員給料, 授業生給料, 等)

第193 書籍館(14年12月31日調)(表頭 府県別<図書館・集書院・等<官公私立別(所属)>>, 総計, 12~13年; 表側 館数, 書籍部数<皇漢, 洋>, 本年中来観人)

第194 博物館(14年12月31日調)(表頭 府県別<名称<官立・公立(地名)>>, 総計, 12~13年; 表側 館数, 物品数, 本年中来観人)

第195 出版書籍(14年)(表頭 種類:政事, 法律, 等, 総計, 12~13年; 表側 著述・編輯・等<部数, 冊数>)

警察

第196 府県及開拓使警察署並官員(14年12月)(表頭 府県及開拓使別, 総計, 10~13年; 表側 本署, 署, 分署, 警視, 警部, 巡査, 等, 警部巡査1人に付人口)

第197 府県及開拓使賊難の1(14年) 第1表(表頭 府県及開拓使別, 総計, 13年; 表側 押込の為めに殺されし人・押込追剥に殺されんとせし人, 等<男, 女>) 第2表(表頭 10~24年; 表側 押込追剥に殺されし人・押込追剥に殺されんとせし人, 等<男, 女>)

第198 府県及開拓使賊難の2(14年)(表頭 府県及開拓使別, 総計, 10~13年; 表側 榻摸せられし人・誰騙せられし人・拐帶せられし人<男, 女>, 押込に遇ひし家, 盗賊に遇ひし家, 放火せられ焼失せし家, 放火により類焼せし家)

第199 府県及開拓使賊難救護(14年) 第1表(表頭 府県及開拓使別・総計, 13年<警察官, 人民, 吏民協力>; 表側 押込の為めに殺されんとせし人及傷せられし人, 追剥の為めに殺されんとせし人及傷せられし人, 等) 第2表(表頭 11~14<警察官, 人民, 吏民協力>; 表側 押込追剥の為めに殺されんとせし人及傷せられし人, 追剥がれし人, 等)

第200 全国盜賊に取られし物品(14年)(表頭 強盗<押込に奪われし, 追剥がれし>窃盗<窃取られし, 榻摸せられし, 等, 総計, 10~13年; 表側 金, 穀類, 等)

第201 府県及開拓使警察に係る事故の1(14年)(表頭 府県及開拓使別・総計, 13年<男, 女>; 表側 自ら死せし人, 自ら誤り死せし人, 等)

第202 府県及開拓使警察に係る事故の2(14年) 第1表(表頭 同前表; 表側 誤り傷つきし人, 傷つけられし人, 等, 迷子, 蓋子)

第203 府県及開拓使警察に係る事故救護(14年)(表頭 府県及開拓使別・総計, 11~13年<警察官, 人民, 吏民協力>; 表側 自ら死なんとせし人, 誤り死なんとせし人, 等, 迷子, 蓋子>)

第204 府県及開拓使火災並救護(14年) 第1表(表頭 府県及開拓使別, 総計, 13年; 表側 放火・失火<焼失せし家, 焼櫻に至らざりし家>; 類焼<放火の為め, 失火の為め>, 救護<警察官, 人民, 吏民協力>) 第2表(表頭 10~14年; 表側 放火せられ及類焼せし家, 失火及類焼せし家)

第205 全国違式詐違犯者(表頭 11~14年; 表側 違式・詐違<科料に処せられし人・拘留に処せられし人・呵責に処せられし人<男, 女>>, 科料金)

第206 府県及開拓使犯罪者就捕並自首(14年)(表頭 府県及開拓使別, 総計, 11~13年; 表側 就捕<警察官・人民・吏民協力<男, 女>>, 自首<男, 女>)

第207 全国犯罪者罪状(表頭 父母或は祖父を殺す・妻或は子を殺す, 等<男, 女>; 表側 13~14年<人員>)

監獄

第208 府県及開拓使監獄署官員並監獄（14年12月）（表頭 府県及開拓使別、集治監<東京、宮城、樺戸>；表側 署<本署、支署>、監獄官吏<典獄書記其他官員、医師教師其他雇>、監獄<未決監、已決監、懲治監>）
第209 府県及開拓使監獄囚人並懲治人（14年）（表頭 府県及開拓使別、集治監<東京、宮城、樺戸>、総計、10～13年；表側 未決囚人・已決囚人<男、女>、反獄越獄脱監<未決、已決>等）
第210 全国已決監現在人員懲役禁獄別（毎年12月）（表頭 10～14年；表側 懲役・閏刑禁獄・諸罰禁獄<男、女>）
第211 全国懲役囚刑期別（毎月12月）（表頭 11～14年<男、女>；表側 終身、10年、等）
第212 全国懲治監現在人員類別（毎年12年）（表頭 10～14年；表側 父兄の情願に依る者及刑余改悛の微候なき者・脱籍無産及刑余無籍無産の者<男、女>）

民事及刑事裁判

第213 全国裁判所（毎年12月）（表頭 9～13年；表側 大審院、上等裁判所、等）
第214 全国裁判所官員（毎月12月）（表頭 判事<勅任、奏任>、判事補、等；表側 9～13年）
第215 大審院民事件数（表頭 9～13年；表側 越高、新訴、等）
第216 上等裁判所民事件数（表頭 同前表；表側 越高・新訴<初告、控訴>、願下、等）
第217 地方裁判所及支庁民事件数（同前表）
第218 区裁判所民事件数（同前表）
第219 勧解庁勧解件数（同前表）
第220 大審院へ上告せし原裁判所及民事件数（13年）（表頭 越高、上告、等；表側 東京上等裁判所、大阪上等裁判所、等）
第221 大審院へ上告せし民事種類及原裁判所（13年）（表頭 人事、土地、等；表側 願下、棄却、破毀、東京上等裁判所、等）
第222 上等裁判所初告及控訴民事件数（13年）（表頭 初告・控訴<越戸、新訴、等>；表側 東京上等裁判所、大阪上等裁判所、等）
第223 上等裁判所初告及控訴民事種類の1（13年）（表頭 同前表；表側 初告<願下、解訴、等>、控訴<願下、解訴、等>）
第224 上等裁判所初告及控訴民事種類の2（13年）（表頭 同前表；表側 東京上等裁判所・大阪上等裁判所、等<初告、控訴>）
第225 地方裁判所及支庁民事件数管轄別（13年）（表頭 東京上等裁判所管轄<東京、横浜、等>、大阪上等裁判所管轄<京都、大阪、等>；表側 越高、新訴、等）
第226 区裁判所民事件数管轄別（13年）（表頭 同前表；表側 区数、越戸、等）
第227 地方裁判所及支区庁民事種類（13年）（表頭 人事、土地、等；表側 願下、解訴、等）
第228 地方裁判所及支区庁にて処分せし身代限件数（13年）（表頭 東京上等裁判所管轄<東京、横浜、等>、大阪上等裁判所管轄<京都、大阪、等>；表側 負債主、件数、等）
第229 勧解庁勧解件数管轄別（13年）（表頭 同前表；表

側 庁数、越戸、等）

第230 勧解庁勧解種類（13年）（表頭 人事、土地、等；表側 願下、棄却、等）
第231 大審院及上等裁判所刑事取扱件数（表頭 9～13年；表側 大審院・上等裁判所<越戸、新規、等>）
第232 全国犯罪者処刑人員（表頭 刑名；死刑<枭、斬、絞>、懲役<終身、自10年至5年、自3年至1年、等>等；表側 9～13年<男、女>）
第233 全国犯罪者年齢（表頭 年齢別；表側 同前表）
第234 全国犯罪者本籍国名（表頭 国別；表側 同前表）
第235 全国犯罪者職業（表頭 農業、牧畜、等；表側 同前表）
第236 全国犯罪者族籍（表頭 族籍；表側 同前表）
第237 全国犯罪者処罰人員（表頭 懲役、罰金の上禁獄、等；表側 同前表）
第238 全国犯則者年齢（表側 7年以上15年未満、15年以上20年未満、等；表側 同前表）
第239 全国犯則者本籍国名（表頭 国別；表側 同前表）
第240 全国犯則者職業（表頭 農業、牧畜、等；表側 同前表）
第241 全国犯則者族籍（表頭 族籍；表側 同前表）
第242 全国犯罪者罪状及刑名（13年）（表頭 父母及祖母を謀殺或は故殺する者併に従・夫を謀殺し或は妻妾を謀殺及故殺す、等<男、女>；表側 死刑、懲役<終身、自10年至5年、等>）
第243 全国犯罪者年令及刑名（13年）（表頭 7年以上15年未満・15年以上20年未満、等<男、女>；表側 同前表）
第244 全国犯罪者本籍国名及刑名（13年）（表頭 国別<男、女>；表側 同前表）
第245 全国犯罪者職業及刑名（13年）（表頭 農業・牧畜・等<男、女>；表側 同前表）
第246 全国犯罪者族籍及刑名（13年）（表頭 族籍；表側 同前表）
第247 全国犯則者犯状及罰名（13年）（表頭 犯状：薬品・壳漿・等<男、女>；表側 同前表）
第248 全国犯則者年齢罰名（13年）（表頭 7年以上15年未満・15年以上20年未満、等<男、女>；表側 同前表）
第249 全国犯則者本籍国名及罰名（13年）（表頭 国別<男、女>；表側 同前表）
第250 全国犯則者職業及罰名（13年）（表頭 農業・牧畜・等<男、女>；表側 同前表）
第251 全国犯則者族籍及罰名（13年）（表頭 华族<男>、土族・平民・族籍不詳<男、女>；表側 同前表）

陸軍

第252 近衛鎮台諸隊（14年12月31日調）（表頭 近衛<歩兵、騎兵、等>、鎮台<東京、仙台、等><歩兵、騎兵、等>、総計、10～13年；表側 隊数<大隊、中隊、等>、人員<上長官、士官、等>）
第253 士官学校生徒大隊（14年12月31日調）（表頭 歩兵、騎兵、等、総計、11～13年；表側 上長官、士官、下士、生徒<三年生、二年生、一年生>）
第254 教導團諸隊（14年12月31日調）（表頭 歩兵1大隊（4中隊）、騎兵1中隊、砲兵1大隊、工兵1中隊、軍樂2隊、総計、10～13年；表側 上長官、士官、等）
第255 電信隊（毎年12月31日調）（表頭 上長官、士官、

- 等；表側 13～14年）
- 第256 憲兵隊（14年12月31日調）（表頭 上長官、士官、等；表側 人員）
- 第257 軍人軍屬總員（14年12月31日調）（表頭 本省、砲兵會議、等、總計、11～13年；表側 將官及相當官、上長官、等）
- 第258 徵兵の1（表頭 種類：丁壯人員、前年送人員、等；表側 10～15年）
- 第259 徵兵の2（15年5月調）（表頭 徵集人員＜常備・補充、歩兵、騎兵、等＞；翌年回人員＜兄弟同時徵兵、常備兵下士卒の兄弟、等＞等；表側 20歳丁壯總員の内、前年送名簿總員の内、等）
- 第260 徵兵免役料上納者（表頭 第1～第6、第7の内函館；表側 7年＜全額を納し者、半額を納し者＞、8～15年）
- 第261 予備後備軍（14年12月31日調）（表頭 第1～第6、10～13年；表側 予備人員、後備人員）
- 第262 国民軍（14年12月調）（表頭 第1～第6、第7の内函館、總計、10～13年；表側 17～19歳）
- 第263 軍馬（毎年12月31日調）（表頭 軍馬局、兵衛、等；表側 10～14年）
- 第264 恩給及扶助料（14年度）（表頭 少將、中佐、等、總計、10～13年度；表側 傷痍恩給＜連年給・1時限給、人員、金額＞；寡婦孤児扶助料＜連年給、人員、金額＞；等）
- 第265 裁判所官員（毎年12月）（表頭 10～13年、14年＜東京、各地鎮台＞；表側 長、評事、等）
- 第266 軍人軍屬犯罪者（表頭 10～14年；表側 死刑、準流及徒、等）
- 第267 軍人軍屬犯罪者罪状（14年）（表頭 対押、上官を傷つく、等；表側 上長官、士官、等）
- 第268 軍人軍屬犯罪者刑名（14年）（死刑、準流、等）
- 第269 軍人軍屬犯罪者年齢及族籍（14年） 第1表（15年以上20年未満、20年以上30年未満、等） 第2表（士族、平民）
- 第270 軍医及出仕等人員（14年12月31日調）（軍医監、軍医監、等）
- 第271 軍人患者（14年）（表頭 近衛憲兵東京鎮台教導団諸学校、仙台鎮台、等、總計、10～13年；表側 兵員1日平均、患者＜旧患、新患＞、1週年平均1日患者、等）
- 第272 軍人患者病症別の1（14年）（表頭 呼吸器病、血行器病、等；表側 近衛憲兵東京鎮台教導団諸学校、仙台鎮台、等）
- 第273 軍人患者病症別の2（14年）（表頭 同前表；表側 患者＜旧患、新患＞、全治、死亡、等）
- 海軍
- 第274 艦船及乗組人員（14年12月調）（表頭 常備艦＜扶桑艦、龍驤、等＞、御召艦＜迅鯨艦＞等；表側 等級、製造年月、等、乗組人員＜士官以上、下士、兵卒＞）
- 第275 軍人軍屬（14年12月31日調）（表頭 本省、軍務局、等；表側 將官及相當官、上長官、等）
- 第276 水兵諸工夫徵募府県別（14年）（表頭 府県及開拓使別、總計、10～13年；表側 人員）
- 第277 退隸及助料（14年度）（表頭 中佐、大尉、等、總計、10～13年；表側 退隸料・帶傷扶助料、等＜人員、金額＞）
- 第278 艦船乗組人員諸費（13年度）（表頭 艦船名別；表側 備給、食糧、等）
- 第279 裁判所官員（毎年12月）（表頭 10～14年；表側 長、評事、等）
- 第280 軍人軍屬犯罪者（表頭 同前表；表側 死刑、準流及徒、等）
- 第281 軍人軍屬犯罪者罪状（14年）（表頭 捕吏たるを知らず傷を負す、闘殴人を傷つく、等；表側 下士、水兵、等）
- 第282 軍人軍屬犯罪者刑名（14年）（準流、徒、等）
- 第283 軍人軍屬犯罪者年齢及族籍（14年） 第1表（15年以上20年未満、20年以上30年未満、等、年令、族籍＜士族、平民＞）
- 第284 軍医及出仕等人員（14年12月31日調）（軍医監、軍医監、等）
- 第285 軍人患者（14年）（表頭 種痘、ロセリン、等、總計、10～13年；表側 患者＜旧患、新患＞、全治、死亡、等）
- 財政
- 第286 国庫歳入出（表頭 第1～第8期、9～15年度；表側 歳入、歳出、等）
- 第287 国庫歳入（表頭 経常歳入＜租税、海關稅、地稅、等＞；作業益金＜内務省製糞、大蔵省造幣、等＞；臨時歳入＜諸返納、諸貸出金返納、官方及旧藩貸金返納、等＞；雜收入＜官有物払下代、雜入＞；表側 11～15年度）
- 第288 国庫歳出（表頭 経常歳出＜國債償還、國債利子並雜費、内國債償還、外國債償還、等＞；臨時歳出＜興業費、海軍省船渠、海軍省火薬、等＞；營業資本及繰替金、等＞；表側 同前表）
- 第289 国税（表頭 海關稅＜海關輸出稅、海關輸入稅、等＞；地稅＜田稅、畠稅、等＞等；表側 同前表）
- 第290 国税庁別の1（表頭 横浜税關、神戸税關、等；表側 海關稅＜11～13年度＞）
- 第291 国税庁別の2（表頭 府名：東京・京都、等＜11～13年度＞；表側 地稅、酒造及醤麴營業稅、等、人口1人に付割合）
- 第292 作業益金（表頭 科目：内務省製作＜衛生局、山林局、等＞、大蔵省造幣、等；表側 11～13年度）
- 第293 官省院使局府県經費（表頭 太政官・外務省、等＜9～11年度＞；表側 備給、雜給、等）
- 第294 各種國債（表頭 内國債・外國債＜旧公債・新公債、等＞；利子（発行年度）等）；表側 発行總額、在高＜11～14年度＞）
- 第295 各種國債増減（表頭 11～14年度＜内國債・外國債、旧公債、新公債、等＞；表側 在高、発行、等）
- 第296 各種公債證書地方別（15年7月1日調）（表頭 地方別；表側 旧公債、新公債、等、人口1人に付割合）
- 第297 起業金（15年7月1日調）（表頭 起業公債費、野蒜築港費、等；表側 金員）
- 第298 準備金及貸附（表頭 8年7月1日～15年7月1日；表側 準備、貸附）
- 第299 造幣局輸納金銀塊（表頭 自明治3年11月創業至同11年6月、11～14年度；表側 金塊・銀塊＜政府、人民、外国人＞）
- 第300 貸幣鑄造及発行高（表頭 同前表；表側 鑄造高・

- 発行高<金貨, 銀貨, 銅貨>)
- 第301 各種貨幣及発行高(自3年11月創業至同15年6月)(表頭 金貨<貳拾円, 拾円, 等>, 銀貨<貿易銀, 壱円, 等>等; 表側 鑄造高, 供試高, 等)
- 第302 流通紙幣(表頭 11年7月1日~15年7月1日; 表側 紙幣, 銀行紙幣)
- 第303 流通紙幣種類別(15年7月1日調)(表頭 百円札, 五拾円札, 等; 表側 紙幣, 銀行紙幣)
- 第304 國庫支出府県費(表頭 府県別<12~15年度>; 表側 官費<本府經費, 警察費, 囚徒費>等)
- 第305 地方收入(表頭 府県別<12~14年度>; 表側 地方税<地租割, 営業税, 等>, 人口1に付割合, 前々年度繰越金, 其他雜收入)
- 第306 地方支出(表頭 同前表; 表側 警察費, 土木費, 等)
- 第307 賦金(表頭 警視庁及府県別<12~14年度>; 表側 収入<前年度繰越金, 本年度收入>, 支出<探偵費, 探微費, 等>)
- 第308 郡区町村協議費(13年度)(表頭 府県別; 表側 土木費, 衛生及病院費, 等)
- 第309 地方歳出額(13年度)(表頭 府県別; 表側 国庫金, 地方税, 等)
- 第310 備荒儲蓄(表頭 大蔵省・府県別<13~15年度>; 表側 儲蓄在高<金, 公債證書価格, 米穀価格>, 各年儲蓄金<政府, 人民>, 救助其他支出)
- 政事**
- 第311 官員等級別(14年12月31日調)(表頭 勅任<1~3等, 等級の別なき者>, 奏任<4~9等, 等級の別なき者<百円以上, 百円以下>>等; 表側 族籍, 月給)
- 第312 官員種類別(14年12月31日調)(表頭 文官(本, 兼), 武官<陸軍・海軍<在職, 非職>>等; 表側 勅任, 奏任, 等)
- 第313 官員各庁別(14年12月31日調)(表頭 太政官・外務省, 等<本, 兼>, 東京<本, 兼>, 京都<本>等; 表側 同前表)
- 第314 官員本籍別(14年12月31日調)(表頭 府県及開拓使別<族籍>; 表側 同前表)
- 第315 官省院使庁官員本籍別(14年12月31日調)(表頭 府県及開拓使別; 表側 同前表)
- 第316 府県文官課別総計(14年12月31日調)(表頭 課: 廉務, 勸業, 等; 表側 判任, 等外, 等)
- 第317 各府県文官課別(14年12月31日調)(表頭 府県別; 表側 廉務, 勸業, 等)
- 第318 郡区町村吏総計(14年12月31日調)(表頭 等級: 区長<7等, 8等>, 郡長<8等>等; 表側 族籍, 月給)
- 第319 郡区町村吏府県別(14年12月31日調)(表頭 府県別; 表側 区長, 郡長, 等)
- 第320 府県会常置委員及議員(14年12月31日調)(表頭 府県別; 表側 府県会常置委員・議員<族籍>, 常置委員1ヶ月手当, 議員1人に付人口)
- 第321 府県会被撰権及投擧権を有する者(14年12月31日調)(表頭 府県別, 総計, 13年; 表側 被撰権を有する者・投擧権を有する者<族籍>, 人口百中被撰権を有する者, 人口百中投擧権を有する者)
- 第322 有位人員(14年12月31日調)(表頭 位階: 従一位, 正二位, 等; 表側 人員)
- 第323 勅位人員(14年12月31日調)(表頭 勅等: 大勅位, 勅一等, 等; 表側 内国人, 外国人)
- 第324 賞勲人員及年金(14年12月31日調)(表頭 勅等: 勅一等~勅八等; 表側 人員・年金<上額, 下額>)
- 外国行人員及在留外国人**
- 第325 海外旅券附与人員(自元年1月至14年12月)(表頭 外国名別; 表側 公用・商用, 等<男, 女>, 留学<官費, 私費<男, 女>>)
- 第326 海外旅券返納人員(自元年1月至14年12月)(同前表)
- 第327 海外滞在人員(14年12月)(同前表)
- 第328 海外旅券附与人員(14年)(同前表)
- 第329 海外旅券返納人員(14年)(同前表)
- 第330 外国駐劄公使領事等人員(14年12月31日調)(表頭 米国華盛頓, 同紐育, 等; 表側 公使館<特命公使, 弁理公使, 等>, 領事館<領事, 領事, 等>)
- 第331 全国在留外国人総計(14年12月31日調)(表頭 外国名別; 表側 居留地内・居留地外<男, 女>)
- 第332 居留地内在留外国人(14年12月31日調)(表頭 外国名別, 総計, 10~13年; 表側 東京・横浜・等<男, 女>)
- 第333 居留地外在留外国人(14年12月31日調)(表頭 外国名別; 表側 東京・京都・等<男, 女>)
- 第334 在留各国公使領事等人員(14年12月31日調)(表頭 外国名別; 表側 公使館<公使, 書記官, 等>, 領事<東京, 横浜, 等>)
- 第335 官傭外国人(14年12月31日調)(表頭 府名: 太政官, 外務省, 等, 総計, 10~13年; 表側 米合衆國, 英吉利, 等, 給料<月給, 雜給>)
- 第336 官傭外国人月給別(14年12月31日調)(表頭 外国名別; 表側 千円以上千七百円未満, 九百円以上千円未満, 等)
- 第337 官傭外国人職業別(14年12月31日調)(表頭 外国名別; 表側 学術教師, 技術, 等)
- 第338 私傭外国人(14年12月31日調)(表頭 府県別, 総計, 10~13年; 表側 米合衆國, 英吉利, 等)
- 第339 私傭外国人月給別(14年12月31日調)(表頭 外国名別; 表側 七百円以上九百円未満, 五百円以上六百円未満, 等)
- 第340 私傭外国人職業別(14年12月31日調)(表頭 外国名別; 表側 学術教師, 技術, 等)
- 北海道**
- 第341 開拓使本支庁所管郡区及人員(14年1月1日調)(表頭 管轄別<国別<郡区役所位置>>; 表側 郡区数, 町数, 村数, 人員<町, 村>)
- 第342 土人人員(毎年12月31日調)(表頭 5~14年<男, 女>; 表側 渡島, 後志, 等)
- 第343 屯田兵(14年12月31日調) 第1表(表頭 官職: 准上長官, 准主官, 等; 表側 人員) 第2表 兵籍人員(男<兵員, 非兵員>, 女, 戸数)
- 第344 開墾路道(表頭 5~14年; 表側 八間幅, 七間幅, 等)
- 第345 田畠宅地牧地及海産干場反別(14年)(表頭 国別: 渡島, 後志, 等, 総計, 5~13年; 表側 田, 畠, 宅地, 牧地, 海産干場)
- 第346 家畜(毎年12月31日調)(表頭 5~14年; 表側

牛・馬・羊・豚<官有, 民有>)
 第347 海産 (表頭 品名: 鮓, 脊鰓, 等65品目; 表側 3
 ~14年) [数量表示]
 第348 海産国別 (14年) (表頭 品名: 鮓, 脊鰓, 等55品
 目; 表側 渡島, 後志, 等) [数量表示]
 第349 物産税 (13年度) (表頭 品名: 鮓, 脊鰓, 等27品
 目; 表側 税石, 代価) (札幌本庁所管内金税) (表頭
 鮓, 煎海鰐, 等; 表側 税金)
 第350 出港税賦課産物原価及税金 (13年度) (表頭 港名
 : 館館, 福山, 等, 総計, 8~12年度; 表側 原価, 税金)
 第351 地方税 (13年度) (表頭 地租割税, 戸数割税, 等,
 総計, 8~12年度; 表側 札幌本庁, 館館支庁, 根室支庁)
 第352 地方税及出港税支出 (表頭 8~13年度; 表側 同
 前表)
 第353 輸出物品 (14年) (表頭 鮓, 干鮓, 等 235品目
 <数量, 元価>; 表側 館館, 福山, 等)
 第354 輸入物品 (14年) (表頭 米, 糯米, 等 134品目
 <数量, 元価>; 表側 同前表) (各港輸出入価額総数)
 (表頭 港名別; 表側 輸出, 輸入)

(8) 第三統計年鑑

調査対象年 明治15年

内容細目

土地

第1 経緯度極点 (同前年同表)
 第2 周囲及面積 (同前年同表) (気象測候所の位置及
 観測時刻) (同前年同表)
 第3 気象の1 (表頭 12~15年<長崎, 広島, 等>; 表
 側 空気の圧力・空気の温度<平均, 最高, 同上月日, 最
 低, 同上月日>, 露点平均, 水蒸気圧力の平均, 等)
 第4 気象の2 (表頭 同前表; 表側 同前年同表)
 第5 府県別郡区町村数並面積 (表頭 府県別<国名>;
 表側 区, 郡, 町・村<有民戸, 無民戸>, 面積)
 第6 府県別平均1万里人口並民有地反別 (15年12月31日
 調) (表頭 同前表; 表側 人口, 田, 畑, 宅地, 等)
 (北海道とその他の平均1万里の割合) (表頭 北海道,
 其他; 表側 同前表)
 第7 全国官有及民有地反別 (12月31日調) 第1表 (表
 頭 14~15年<第1~第4種, 山林>; 表側 官有地<反
 別, 百分比例>) 第2表 (表頭 14~15年<田, 畑, 等>
 ; 表側 民有地<反別, 百分比例>)
 第8 府県別民有地反別地価の1 (15年12月31日調) (表
 頭 府県別; 表側 田・畑・宅地<反別, 地価, 平地1反
 地価>)
 第9 府県別民有地反別地価の2 (15年12月31日調) (表
 頭 府県別; 表側 塩田・山林原野及雜種地・民有地合計
 <反別, 地価, 平均1反地価>)
 第10 府県別民有地反別百分比例 (表頭 府県別; 表側
 田, 畑, 宅地, 等)
 第11 府県別郡区役所及戸長役場 (表頭 府県別<区, 郡>
 ; 表側 区郡役所, 戸長役場, 平均1区郡役所の管轄・平
 均1戸長役場の管轄<人口, 民有地反別, 民有地地価>)
 第12 軍管師管区画 (16年12月調) 第1表 (表頭 第1
 軍管(東京鎮台), 第2軍管(仙台鎮台)等; 表側 師管
 区, 郡, 町, 村, 人口) 第2表 (表頭 軍管<師管<府
 県別(国別)>>, 軍制未備特置屯田兵<府県別<国別>

；表側 区, 郡, 町, 村, 人口)

第13 裁判区画 (16年12月31日調) 第1表 (表頭 大審
 院<東京控訴裁判所, 大阪控訴裁判所, 等>; 表側 始審
 裁判所<本庁, 支庁>, 治安裁判所, 府県, 区, 郡, 等)
 第2表 (表頭 控訴: 東京, 大阪, 等<始審: 東京, 横浜,
 等>; 表側 支庁, 治安裁判所, 区, 郡, 等)

人口

第14 全国人員 (1月1日調査, 但し5年は1月29日調査)
 (表頭 5~9年, 12~15年; 表側 男, 女, 調査年間の
 増, 百人中の増) (各年人員の内生死詳らかならざる者)
 (表頭 5~9年, 13~15年; 表側 男, 女)
 第15 本地及諸島別人員 (毎年1月1日調) (表頭 本地
 及諸島別; 表側 14~15年<男, 女>)
 第16 国別人員 (毎年1月1日調) (表頭 国別; 表側
 14~15年<男, 女>, 14年より15年の・人口千に付<増,
 減>)

第17 府県及開拓使人員 (15年1月1日調) (同前年同表)

第18 全国人員年齢 (15年1月1日調) (同前年同表)

第19 全国人員族籍 (15年1月1日調) (同前年同表)

第20 国別出生死亡人員 (14年度) (表頭 国別, 総計,
 5~13年; 表側 同前年同表)

第21 全国戸数人員対照 (15年1月1日調) (表頭 国別
 ; 表側 戸数, 人員, 1戸に付人員)

農業

第22 米作反別及収穫高 (15年) (表頭 府県別, 総計,
 11~14年; 表側 作付反別・収穫石高・1反に付収穫高
 <粳米, 糯米, 陸米>) 作付反別平年より増減の事故
 (新反別入増, 地種変換増, 等, 通計増反別, 地種変換減,
 荒地成減, 等) 収穫石高平年より増減の事故 (気候本順
 増, 旱燥地出来栄増, 等, 通計増石高, 気候不順減, 旱損
 減, 等)

第23 麦作反別及収穫高 (15年) (表頭 府県別; 表側
 同前年同表) (作付反別平年より増減の事故) (前第22表
 米作反別及収穫高付表に同じ) (収穫石高平年より増減の
 事故) (気候本順増, 障碍地出来栄増, 等, 通計増石高,
 気候不順減, 旱損減, 等)

第24 大豆, 粟, 稲作付反別及収穫高 (15年) (表頭 府
 県別, 総計, 11~14年; 表側 同前年同表)

第25 稲, 蜀黍, 畜麦作付反別及収穫高 (15年) (表頭
 府県別; 表側 同前年同表)

第26 玉蜀黍, 馬鈴薯, 甘薯作付反別及収穫高 (15年) (表
 頭 府県別; 表側 同前年同表)

第27 実綿, 麻, 等, 収穫高 (15年) (表頭 府県別, 11
 ~14年; 表側 実綿, 麻, 等 9品目)

第28 全国田畠被害反別 (15年) (表頭 府県別<田, 畑>
 ; 表側 虫害, 洪水, 等) (全国田畠累年被害反別表)
 (表頭 田, 畑, 田畠未詳; 表側 11~15年)

第29 製茶 (15年) (表頭 府県別, 総計, 11~14年; 表
 側 碳茶, 玉露, 等 7品目)

第30 養蚕 (15年) (表頭 同前表; 表側 蘭<蘭, 出殼
 蘭>, 蚕糸<生糸, 煙斗糸, 生皮苧>, 真綿, 蚕卵紙)

第31 牛数 (15年) (表頭 府県別<内国種, 外国種, 等>
 総計, 11~14年; 表側 同前年同表)

第32 馬数 (15年) (表頭 同前表; 表側 同前年同表)

山林及鳥獣獵

第33 官林箇所反別立木竹（14年12月31日調）（表頭 府県別<林位>，総計，11年6月調～14年6月調；表側 同前年同表）〔14年下半季官林被害表〕（表頭 火災，風災，等；表側 反別，木数，部分木<反別，木数>）
第34 官林及官有山野の地所に係る収益（14年下半季間）（表頭 府県別・総計・12～13年度<官林，山野>；表側 有料貸地<反別，料金>，土石開坑<坪数，料金>，等）
第35 官林及官有山野の物産に係る収益（14年下半期間）（表頭 同前表；表側 樹木払下<木数，料金>，竹払下<竹数，料金>，等）

第36 部分木（14年下半期調） 第1表（表頭 府県別，総計，12～13年度；表側 箇所，反別，立木数<官属，民属>） 第2表（表頭 府県別・総計・12～13年度間<官，民>；表側 部分木払下<木数，料金>）
第37 民林箇所反別地価立木（14年下半期調）（表頭 府県別；表側 箇所，反別，地下，立木）

第38 烏獸獵免許鑑札附与人員（15年度）（表頭 府県別，総計，11～14年度；表側 同前年同表）
漁業及製塩

第39 漁業戸数及人員（13年）（同前年同表）
第40 漁船（13年）（同前年同表）
第41 漁網（13年）（同前年同表）
第42 水産物採收高（15年）（表頭 府県別，総計，11～14年；表側 同前年同表〔数量表示〕）
第43 製塩（表頭 同前表；表側 塩田反別，製塩高，1反に付製塩高〔数量表示〕）

鉱山

第44 官行鉱山（15年12月31日調）（表頭 鉱山：佐渡，生野，等；表側 箇所，坪数，掘出高，製練高，出来高<金，銀，等>〔数量表示〕，人員<役員，諸職工，坑夫>，營業費，興業費）
第45 官行鉱産買却量目（表頭 金・銀・等<鉱山別>，；表側 6～7年中，自8年1月至6月，8～14年度）
第46 官行鉱産買却代価（同前表）

第47 官行鉱山興業費（表頭 金銀銅<佐渡，生野>，金銀銅鉛石炭<阿仁>等；表側 同前表）

第48 官行鉱山營業費（表頭 同前表；表側 10～14年度）
第49 民行鉱業の1（金屬）（14年）（表頭 府県別・総計<現行，休業>，10～13年；表側 同前年同表）

第50 民行鉱業の2（非金屬）（14年）（表頭 同前表；表側 同前年同表）
第51 民行鉱業の3（本表は金属非金属を問わず僅かに2，3県の掘出に止まるものを掲ぐ）（14年）（表頭 種類別<府県別<現行，休業>>；表側 同前年同表）

工業

第52 工部省所管工作業（15年間）（表頭 造船，機械製造，等<工場地名>；表側 蒸氣馬力，職工平均数<男，女，15歳以下>，製出，修繕，代価<製出，修繕>）
第53 酒類製造（15年度）（表頭 府県別，総計，9～14年度；表側 同前年同表〔数量表示〕）

築造

第54 内務省土木費（表頭 14～15年度<淀川筋改築工費，利根川筋改築工費，等>，12～13年度；表側 費金）
第55 府県土木費（12年度）（表頭 府県別<国庫支出，地方支出>；表側 用悪水溝渠堰塹樋閘，道路，等）

第56 東京瓦斯燈（表頭 区名：芝，麹町，等；表側 14～15年度<建設里数，街頭基数，等>）

第57 東京瓦斯燈歳入出：歳入（表頭 街燈点火料，各戸瓦斯払代，等；表側 14～15年度） 岁出（表頭 吏員給料併給与，製造費，等；表側 同前表）
第58 東京水道（15年）（同前年同表）

消費

第59 屠獸（15年間）（表頭 府県別，総計，10～14年；表側 牛<牝，牡>，豚，羊）

貯錢

第60 郡区農工及諸雇賃錢平均（15年12月調）（表頭 農男，農女，大工，等；表側 上，中，下）

第61 各郡農工及諸雇賃錢（15年12月調）（表頭 府県別；表側 農男・農女・大工，等<上，中，下>）

第62 各区農工及諸雇賃錢（15年12月調）（表頭 区別：東京15区，京都2区，等；表側 同前表）

内国商業

第63 商法会議所（15年）（同前年同表）

第64 商売（15年度）：商売戸数の1（表頭 絲綿及繭類，麻及芋類，等54種<卸売，仲買，小売>，総計，12～14年度；表側 府県別） 商売戸数の2（表頭 府県別；表側 質屋，両替及為換店，等）〔卸売，仲買，小売別商売戸数〕（表頭 12～15年度<卸売，仲買，小売>；表側 京都，千葉，等1府9県）

第65 米商公所（表頭 15年上半季・同下半季<地名別>，総計，10～14年<上半季，下半季；表側 株主人員，仲貿入員，等）

第66 米商公所売買出来高（表頭 15年<1～12月>，10～14年；表側 東京兜町，同蛎殻町，等〔数量表示〕）

第67 米商公所平均相場（表頭 地名別<10～15年>；表側 1～12月）

第68 各地正米相場の1〔1石〕（表頭 1～12月・平均・<13～15年>；表側 東京武州，大阪<摂津，肥後，等>等）

第69 各地正米相場の2〔1石〕（表頭 同前表；表側 桑名<地米，忍，金太>，伏木地米，等）

第70 各地大麦及小麦相場〔1石〕（表頭 同前表；表側 大麦<東京本貫，岡山地麦，等>，小麦<東京<相州，常州>，大阪肥後，等>）

第71 各地大豆及塩相場（表頭 同前表；表側 大豆〔1石〕<東京<常州青柳，相州梅沢，等>，大阪<肥後>，塩〔1表〕<東京<本才，赤穂>，大阪<蜀元，赤穂>）

第72 各地酒相場〔1駄〕（表頭 同前表；表側 東京<上方極上々，同上，等>，大阪<灘新物上，同中，等>）

第73 各地砂糖相場〔百斤〕（表頭 同前表；表側 譲州<三本松巻，三盆>，土州<和倉黒糖，長浜白糖>等）

第74 各地製茶相場の1〔百斤〕（表頭 同前表；表側 東京<山城上等，同中等，同下等>，大阪<河内上等，同中等，等>）

第75 各地製茶相場の2〔百斤〕（表頭 同前表；表側 勢州四日市<北伊勢上等，同中等，同下等>，山城宇治・下総佐原<製茶上等，同中等，同下等>等）

第76 各地葉煙草相場〔百斤〕（表頭 同前表；表側 東京<薩州岡府上葉，相州奈野上葉>，野州根口上葉，等）

第77 各地生絲相場の1〔9貫目〕（表頭 同前表；表側

上州<前橋提絲, 富岡同上>, 岩田<掛田折返絲中, 針道折返絲上>等)

第78 各地生絲相場の2〔9貫目〕(表頭 同前表; 表側 羽前米沢提絲, 信州上田同上, 等)

第79 各地絹絲相場〔9貫目〕(表頭 同前表; 表側 上州<前橋熨斗絲, 富岡同上>, 岩代<掛田熨斗絲, 針道玉絲>等)

第80 各地真綿相場〔9貫目〕(表頭 同前表; 表側 同前年同表)

第81 各地織綿及実綿相場(表頭 同前表; 表側 織綿〔1貫目〕<東京參州上銘, 兵庫摂州武庫, 等>, 實綿〔10貫目〕<參州地綿, 尾州地綿, 等>)

第82 各地水油及石油相場(表頭 同前表; 表側 同前年同表)

第83 各府県米麦大豆及酒類平均相場〔1石〕(表頭 府県別<8~15年>; 表側 米・大麦・大豆<上, 中, 下>, 酒類<清酒, 濁酒, 等>)

第84 港湾河岸場出入船舶及物品価額(14年)(同前年同表)

第85 諸会社(15年12月調)(表頭 府県別; 表側 商工業会社・諸金融会社, 等<数, 資本金>, 合計, 1社平均資本金)

外国貿易

第86 輸出物品元価(表頭 元年~15年, 平均; 表側 同前年同表)

第87 輸出入元価と人口の比例(表頭 5~15年, 平均; 表側 輸出, 人口1に付比例, 輸入, 人口1に付比例)

第88 輸出入物品元価内外商別(表頭 11~15年, 平均; 表側 同前年同表)

第89 輸出入物品元価国別(表頭 外国名別; 表側 輸出・輸入<12~15年>)

第90 再輸出入物品元価国別(表側 外国名別; 表側 再輸出・再輸入<13~15年>)

第91 輸出入物品元価各港別(表頭 11~15年, 平均; 表側 輸出・輸入<横浜, 神戸, 等>)

第92 輸出入物品元価合計各港別(表頭 同前表; 表側 横浜, 神戸, 等)

第93 輸出物品別(表頭 穀物粉類<米, 麦, 等>, 釀造飲料類<酒, ビール, 醬油>等142品目; 表側 数量・元価<12~15年>)

第94 輸入物品別(表頭 穀物粉類<米, 麦, 等>, 釀造飲料類<ビール, 槽入ビール, 等>等322品目; 表側 同前表)

第95 輸出物品国別(表頭 米, 茶, 等36品目<外国名別>; 表側 数量・元価<13~15年>)

第96 輸入物品国別(表頭 米, 豆類, 等48品目<外国名別>; 表側 同前表)

第97 輸出入貨幣及金銀地金(表頭 5~15年; 表側 輸出, 輸入, 輸出入超過<輸出超過, 輸入超過>)

第98 輸出入貨幣及金銀地金国別(表頭 外国名別; 表側 輸出・輸入<12~15年>)

第99 輸出入貨幣及金銀地金類別(表頭 金貨, 銀貨, 等; 表側 同前表)

第100 外国出入船舶(表頭 11~15年, 平均; 表側 同前年同表)

第101 外国出入内外船舶港別(表頭 蒸気船・風帆船<11~15年>内国, 外国>; 表側 同前年同表)

第102 内国出入船舶(表頭 同前年同表; 表側 同前年同表)

第103 内国出入内外船舶港別(同前年同表)

第104 朝鮮輸出入物品元価(表頭 11~15年; 表側 同前年同表)

第105 朝鮮輸出入物品別 第1表(表頭 香料類<胡椒>, 煙草類<煙草>等98品目; 表側 朝鮮へ輸出<数量・元価<12~15年>>) 第2表(表頭 穀物類<糀米, 米, 等>, 動物動植物食用品類<牛, 禽獸類, 等>等58品目; 表側 朝鮮より輸入<数量・元価<12~15年>>)

第106 朝鮮輸出入貨幣及金銀地金(表頭 11~15年; 表側 朝鮮へ輸出, 朝鮮より輸入, 輸入超過)

第107 朝鮮輸出入貨幣及金銀地金類別(表頭 洋銀, 朝鮮銅貨, 等; 表側 朝鮮へ輸出・朝鮮より輸入<12~15年>)

第108 朝鮮出入船舶(表頭 蒸気船, 西洋風帆船, 等; 表側 朝鮮へ向け出港・朝鮮より入港<12~15年>船数, 船量>)

通運

第109 郵便局線路及郵便物数(表頭 4~15年; 表側 郵便局, 郵便受取所, 等, 人口1人に付発出郵便物)

第110 内国郵便物(表頭 書状, 書留, 等; 表側 10~15年)

第111 外国郵便物(表頭 発・着<書状, 書留, 等>; 表側 同前表)

第112 郵便府県別(15年)(表頭 府県別, 朝鮮, 上海; 表側 本局及出張所, 郵便局, 等)

第113 郵便為換(表頭 8~15年; 表側 同前年同表)

第114 電信(表頭 5~7年, 8年自1月至6月, 8~15年度; 表側 同前年同表)

第115 電信府県別(15年度)(同前年同表)

第116 鉄道(表頭 同前年同表; 表側 同前年同表)

第117 鉄道箇所別(表頭 5~7年, 8年自1月~6月, 8~15年度<東京横浜間, 神戸大阪間, 等>; 表側 同前年同表)

第118 鉄道興業費(自創業至16年6月)(表頭 東京横浜間, 神戸大阪間, 等<開業年月>; 表側 同前年同表)

第119 通運会社運送貨(16年調)(同前年同表)

第120 諸車(表頭 8~15年度; 表側 同前年同表)

第121 諸車府県別(15年度)(同前年同表)

第122 西洋形商船(毎年12月31日調)(表頭 6~15年; 表側 同前年同表)

第123 新造買入及解毀西洋形商船(表頭 同前表; 表側 同前年同表)

第124 日本形船(表頭 5~7年, 8~15年度; 表側 同前年同表)

第125 西洋形及日本形船府県別(15年)(表頭 府県別; 表側 同前年同表)

第126 難破船(表頭 8~15年; 表側 同前年同表)

第127 難破船地方別(15年)(表頭 遭難地方別; 表側 同前年同表)

銀行及金融

第128 国立銀行(15年)(表頭 府県別<本店: 東京第一, 同第三, 等>; 表側 支店, 資本金, 流通紙幣, 等)

第129 国立銀行出入金府県別(表頭 府県別; 表側 15年)

＜資本金、入金、出金、資本百円に対する＜入金、出金＞＞、14年＜資本金、資本百円に対する＜入金、出金＞＞、資本金百分比例＜14～15年＞）

第130 国立銀行諸預り及貸附金府県別（15年）（表頭 府県別、総計、13～14年；表側 政府預金、人民＜当座預金、定期預金、等＞、貸附及当座預金貸越＜政府、人民＞）

第131 国立銀行諸手形（15年）（表頭 同前表；表側 為換＜政府・人民＜振出、受込＞＞、荷為換・割引＜貸出、取立＞、代金取立＜当所、地所＞）

第132 国立銀行株券売買百円平均相場（表頭 第一～第百卅五；表側 13～15年）

第133 国立銀行株主族籍別（表頭 族籍＜農、工、商、雜種＞；表側 13～15年＜株金高、百分比例＞）

第134 国立銀行所有公債證書（15年）（表頭 種類別、総計、14年；表側 前年より越高、本年買入、本年＜売渡、抽換満期及年賦、鎖店銀行減却＞、所有高＜紙幣抵当、手許有高＞）

第135 横浜正金銀行（表頭 13～15年；表側 支店、資本金、等）

第136 横浜正金銀行諸預り及貸附金（表頭 同前表；表側 政府＜外國荷為換資本預り金、御用預金＞、人民＜当座預金、定期預金、等＞）

第137 横浜正金銀行諸手形（表頭 同前表；表側 為換＜政府・人民＜振出、受込＞＞、荷為換・割引＜貸出、取立＞、代金取立＜当所、他所＞）

第138 私立銀行（15年12月）（表頭 府県別、総計、13～14年；表側 同前年同表）

第139 銀行類似会社（同前表）（表頭 府県別、総計、13年6月、14年；表側 同前表）

第140 株式取引所（表頭 11～15年＜東京、大阪、等＞；表側 株金、積立金、等）

第141 株式取引所売買出来高及百円平均相場（表頭 旧公債・新公債、等＜東京、大阪、横浜＞；表側 12～15年＜出来高、百円平均＞）

第142 金銀貨相場（明治15年）（表頭 1～12月・平均、12～14年＜最高、最低、平均＞；表側 同前年同表）

第143 東京大阪間為換手形打歩（表頭 1～12月；表側 14～15年＜東京・大阪＜本打、逆打＞＞）

第144 外國為換相場（15年）（表頭 1～12月・平均、10～14年＜最高、最低、平均＞；表側 同前年同表）

貯金

第145 駅逓局所管貯金（表頭 同前年同表；表側 8～15年）

第146 駅逓局貯金府県別（15年）（表頭 府県別；表側 預り箇所、前年より越高、等、残預高、1人平均残預高）

第147 駅逓局貯金預入員府県別（15年）（表頭 同前表；表側 前年預け続、新規預け人、等、人員1人に付残預人）

保險

第148 東京海上保険会社（表頭 12～15年；表側 代理店、資本金、等）

第149 同上保険箇所別（15年）（表頭 東京本店、横浜代理店、等；表側 保険金額・保険料・等＜銀貨、紙幣＞）

第150 同上貨物保険及遭難船数（表頭 12～15年；表側 貨物保険船舶・遭難船舶＜蒸気・風帆、船数、噸数、等＞）

第151 同上遭難船舶（15年）（表頭 蒸気＜九重丸、住、江丸、等＞風帆＜紀伊國丸、沖縄丸、等＞；表側 遭難地、遭難月日、遭難実況、保険料＜銀貨、紙幣＞、保険渡金及人員＜銀貨、人目、紙幣、人目）

第152 東京明治生命保険会社（15年7月8日調）（創業許可年月、開業年月、資本金、株式、株主人員）

第153 各種生命保険及子女教育資（15年7月8日調）（表頭 尋常・有限・等・合計＜男、女＞、女子教育費＜男、女＞；表側 保険金額、被保人、等）

第154 各種保険被保人現住国別（同前表）（表頭 国別；表側 人員、死亡、解約、現目）

第155 各種保険被保人職業別（同前表）（表頭 官吏、陸軍人々、等；表側 同前表）

教育

第156 備荒儲蓄金（14年度）（表頭 府県別、総計、13年度＜火災、水災、等＞；表側 食料＜人目、金額＞小屋掛料＜戸数、金額＞、等）

第157 官金救済（14年度）（表頭 府県別；表側 疫疾・疾病・老衰・幼弱＜人員、給助金＞）

第158 豪児現在人員及費用（15年度）（表頭 府県別、総計、11～14年度；表側 人員＜官費・自費＜男、女＞、本年度死亡、養育＜米、金＞）

第159 東京養育院出入人員（表頭 11～15年；表側 同前年同表）

第160 東京養育院現在人員（15年12月31日調）（表頭 7歳未満・7歳以上15歳未満・等・総計・14年＜男、女＞；表側 同前年同表）

第161 東京養育院收入支出（15年度） 第1表 収入（表頭 定額、施人、14年度；表側 金額） 第2表 支出（表頭 給料、需要、等、総計、14年度；表側 金額）

衛生

第162 府県衛生吏員及委員（15年12月31日調）（表頭 府県別、総計、14年；表側 地方衛生会員、衛生吏員＜属官書記、等＞、町村衛生委員＜有給、無給＞）

第163 府県医師産婆及獸医（15年12月31日調）（表頭 府県別、総計、13～14年；表側 医師＜試験を受けし者、卒業、等＞専門医＜口腔、眼科、等＞、合計、人口1千中比例、産婆、獸医）

第164 府県薬舗及売薬方数（15年）（表頭 府県別、総計、13～14年；表側 薬舗＜免許を受けし者、旧来営業せし者＞、売薬方数＜現在発売、本年免許、等＞）

第165 各司薬場薬品試験表（15年）（表頭 第1類注意薬・第2類毒薬・等・総計・13～14年＜種類、瓦量、内≤良品、不良品＞；表側 東京司薬場・大阪司薬場・横浜司薬場＜内國製、外國製＞）

第166 病院（15年12月31日調）（表頭 省府県別、総計、13～14年；表側 本病院・支病院・等＜官立、公立、私立＞）

第167 病院患者病症別（15年）（表側 省府県別・総計・14年＜官、公、私＞；表側 病院、流行病、等）

第168 府県囚獄患者病症別（15年）（表頭 府県別・総計・14年＜男、女＞；表側 同前年同表）

第169 府県死亡人病症別（15年）（表頭 府県別・総計・13～14年＜男、女＞；表側 同前表）〔死亡百人中病症別比例〕（表頭 13～15年；表側 同前表）

第170 府県死亡人年齢別（15年）（表頭 府県別・総計・13～14年＜男、女＞；表側 同前年同表）

- 第171 全国死亡人年齢及病症別（15年）（同前年同表）
- 第172 全国死亡人職業別（15年）（表頭 病名別、総計、13～14年；表側 諸業、農、等）
- 第173 全国伝染病患者月例（15年）（表頭 1～12月、不詳、総計、13～14年、患者百分比例<13～15年>；表側 虎列刺、腸窒扶私、等）
- 第174 全国伝染病患者年齢別（15年） 第1表（表頭 虎列刺<男、女>；表側 5年未満、5年以上10年未満、等、死亡） 第2表（表頭 腸窒扶私・発疹窒扶私・赤痢<男、女>；表側 5年未満、5年以上10年未満、等、死亡） 第3表 寒布蛭里亜・天然痘<男、女>；表側 1年未満、1年以上5年未満、等、死亡）
- 第175 全国伝染病患者職業別（15年）（表頭 虎列刺、腸窒扶私、等、総計、13～14年；表側 同前年同表）
- 第176 府県伝染病患者及死亡病症別（15年）（表頭 府県別・総計・13～14年<男、女>；表側 同前年同表） [伝染病患者百人中死亡比例表]（表頭 13～15年；表側 虎列刺、腸窒扶私、等）
- 第177 全国地方病患者年齢別（15年）（表頭 病名：脚気・間歇熱・等・総計・13～14年<男、女>；表側 5年未満、5年以上10年未満、等）
- 第178 府県種痘人員（15年）（表頭 府県別、総計、11～14年；表側 初種・再種以上<善感、不善感>）
- 第179 府県黴毒病院患者年齢別（15年）（表頭 府県別；表側 旧患者・新患者<20年未満、20年以上25年未満、等>、全治、等）
- 第180 全国中毒患者及死亡（表頭 生物類<河豚、鰐、等>、植物類<櫻実及葉、根、菌、等>、薬品類<綠青、莫爾比星、等>、等；表側 14～15年<患者、全治、死亡>）
- 第181 府県鉱泉（15年12月31日調）（表頭 府県別；表側 温泉・冷泉<試験既済、試験未済>）
- 社寺**
- 第182 全国国幣社以上神宮（15年12月31日調）（同前年同表）
- 第183 全国神仏諸宗教導職族籍別（15年12月31日調）（表頭 族籍；表側 2級以上・6級以上・7級以下・試補<神道、仏道>）
- 第184 全国神仏諸宗教導職宗旨別（15年12月31日調）（表頭 2級以上、6級以上、7級以下、試補、総計、11～14年；表側 神道、天台、等）
- 第185 神社及神宮国別（15年12月31日調）（表頭 国別総計、11～14年；表側 同前年同表）
- 第186 寺院及住職国別（15年12月31日調）（表頭 同前表；表側 同前年同表）
- 第187 教院及講社国別（15年12月31日調）（表頭 国別・総計・11～14年<教院、講社>；表側 同前年同表）
- 第188 全国宗学生徒（15年12月31日調）（表頭 天台、真言、等、総計、13～14年；表側 生徒<男、女>）
- 第189 御陵墓及掌丁人員（15年12月31日調）（表頭 国別；表側 御陵、御墓、等、合計、陵掌、陵丁、等）
- 教育**
- 第190 全国学校（15年12月31日調）（表頭 小学校・中学校・等<官立、公立、私立>、総計、6～14年；表側 同前年同表）

- 第191 府県学齢人員及就学生徒（15年12月31日調）（表頭 府県別、総計、11～14年；表側 人口、学齢人員<男、女>、学齢就学・学齢外就学<小学・他の学科<男、女>>、学齢人員百中学齢就学生、人口百中就学生）
- 第192 府県公私立小学校（15年12月31日調）（表頭 府県別・総計・11～14年<公立、私立>；表側 学校、訓導・授業生・生徒・本年中卒業生徒<男、女>、学校1箇に付生徒、教員1人に付生徒）
- 第193 府県公私立小学生出席平均数（15年12月31日調）（表頭 同前表；表側 同前年同表）
- 第194 人口1万以上都邑小学（15年12月31日調）（表頭 地名別、総計、11～14年；表側 同前年同表）
- 第195 官公私立幼稚園（15年12月31日調）（同前年同表）
- 第196 府県公私立中学校（15年12月31日調）（表頭 府県別・総計・11～14年<公立、私立>；表側 同前年同表）
- 第197 府県公立師範学校（15年12月31日調）（表頭 府県別、総計、11～14年；表側 同前年同表）
- 第198 官立諸学校（15年12月31日調）（表頭 文部省<東京大学校、外國語学校、等>・工部省<工部大学校、工部美術学校>等<学科>>、総計・11～14年<男、女>；表側 同前年同表）
- 第199 府県公私立専門学校（15年12月31日調）（表頭 府県別<学科>・総計・11～14年<公立、私立>；表側 同前年同表）
- 第200 府県公私立各種学校（15年12月31日調）（表頭 府県別・総計・13～14年<公立、私立>；表側 同前年同表）
- 第201 全国公私立各種学校学科別（15年12月31日調）（表頭 皇学・漢学・等<公立、私立>；表側 同前表）
- 第202 海外留学官費生徒国別（15年12月31日調）（表頭 外国名別：米合衆国、英吉利、等、総計、11～14年；表側 同前年同表）
- 第203 海外留学官費生徒学科別（15年12月31日調）（同前年同表）
- 第204 府県公立学校所有物（15年12月31日調）（表頭 府県別、総計、11～14年；表側 家屋価、敷地価、等）
- 第205 府県学資寄附（15年）（表頭 同前表；表側 貨幣<金額、人員>、地面<坪數、人員>等）
- 第206 府県公学費歳入（15年12月31日調）（表頭 同前表；表側 前年より越高、協議集金、等、合計、人口百に付比例）
- 第207 府県公学費歳出（15年）（表頭 同前表；表側 同前年同表）
- 第208 書籍館（15年12月31日調）（表頭 府県別<名称<官公私立別（所属）>>、総計、12～14年；表側 同前年同表）
- 第209 博物館（15年12月31日調）（表頭 府県別<名称<官公立別（地名）>>、総計、12～14年；表側 同前年同表）
- 第210 出版書籍（15年）（表頭 種類：政事、法律、等、総計、12～14年；表側 同前年同表）
- 警察**
- 第211 府県警察署並官員（15年12月）（表頭 府県別、総計、10～14年；表側 同前年同表）
- 第212 府県賊難の1（15年） 第1表（表頭 府県別、総計、13～14年；表側 同前年同表） 第2表（表頭 11～

15年；表側 同前年同表）

第213 府県賊難の2（15年）（表頭 府県別，総計，11～14年；表側 梗摸せられし人・誑騙せられし人，等＜男，女＞，合計，押込に遇ひし家・窃盜に遇ひし家）

第214 府県賊難救護（15年） 第1表（表頭 府県別・総計，13～14年＜警察官，人民，吏民協力＞；表側 同前年同表） 第2表（表頭 11～15年＜警察官，人民，吏民協力＞；表側 同前年同表）

第215 全国盜賊に取られし物品（15年）（表頭 強盗＜押込は奪はれし，追剥は奪はれし＞，窃盜＜窃取せられし，梗摸せらし，等＞，総計，10～14年；表側 同前年同表）

第216 府県警察に係る事故の1（15年）（表頭 府県別・総計，11～14年＜男，女＞；表側 同前年同表）

第217 府県警察に係る事故の2（15年） 第1表（表頭 府県別＜男，女＞；表側 誤り傷つきし人，傷つけられし人，等） 第2表（表頭 11～15年＜男，女＞；表側 同前年同表）

第218 府県警察に係る事故救護（15年） 第1表（表頭 府県別＜警察官，人民，吏民協力＞；表側 自ら死なんとせし人，誤り死なんとせし人，等） 第2表（表頭 11～15年＜警察官，人民，吏民協力＞；表側 同前年同表）

第219 府県火災及救護（15年） 第1表（表頭 府県別，総計，13～14年；表側 同前年同表） 第2表（表頭 11～15年；表側 同前年同表）

第220 府県犯罪者就捕及自首（15年） 第1表（表頭 府県別；表側 官吏の捕えし・人民の捕えし・自首＜男，女＞）

第2表（表頭 11～15年；表側 就捕・自首＜男，女＞）

第221 全国犯罪者罪状（表頭 罪状：父母或は祖父を殺す・謀て人を殺し或は殺さんとす，等＜男，女＞；表側 13～15年＜入員＞）

第222 違警罪犯者処断区分（15年） 第1表（表頭 府県別；表側 無罪・管轄違言渡，等＜男，女＞） 第2表（表頭 13～15年；表側 拘留・科料＜男，女＞）

第223 全国違警罪犯者罪状（15年）（表頭 罪状別；表側 男，女）

監獄

第224 府県監獄署及監獄（15年12月）（表頭 府県及集治監別，総計，14年；表側 署＜本署，支署＞，監獄＜未決監，已決監，懲治監＞）

第225 府県監獄官員（15年12月）（表頭 同前表；表側 典獄，書記，等）

第226 全国未決監出入人員（表頭 9～15年；表側 前年より越人員・新入＜男，女＞，出監＜無罪其他・逃亡・病死・変化＜男，女＞，残留人員＜男，女＞）

第227 全国已決監出入人員（同前表）

第228 全国已決囚刑期別（毎年12月）（表頭 11～15年＜男，女＞；表側 終身，10年，等）

第229 未決監出入人員（15年）（表頭 府県別＜男，女＞；表側 前年より越人員，入監＜新入，責付或は保釈の再入，等＞，出監＜放還，処刑，等＞，残留人員）

第230 全国已決囚刑名及出入人員（15年）（表頭 新刑法＜重罪＜無期徒刑・有期徒刑・等（男，女）＞，輕罪＜重禁錮・輕禁錮（男，女）＞等＞，旧刑法＜懲役・閏刑禁獄・等＜終身・10年・等（男，女）＞等＞，総計＜男，女＞，附加刑の罰金より換る＜禁錮＜1年以上・6ヶ月以上・等

（男，女）＞＞；表側 前年より越人員，新入，出獄＜満期放免，収臠放免，等＞，残留人員）

第231 已決監出入人員（15年）（表頭 府県及集治監別＜男，女＞；表側 同前表）

第232 全国未決新入囚年齢及刑名（15年）（表頭 新刑法＜重罪＜無期徒刑，有期徒刑，等＞，輕罪＜重禁錮，輕禁錮＞，違警罪拘留＞，旧刑法＜懲役・閏刑禁獄＜終身，10年以下＞，諸罰則違犯，総計，附加刑の罰金による換る禁錮；表側 12年未満・12年以上16年未満・等＜男，女＞）

第233 全国已決新入囚年齢及年齢（15年）（表頭 12年未満，12年以上16年未満，等；表側 初犯・再犯・3犯以上＜男，女＞，附加刑＜初犯・再犯・3犯以上＜男，女＞）

第234 全国已決新入囚教育及刑名（15年）（表頭 同前々表；表側 字を識らざる者・字を識る者・等＜男，女＞）

第235 全国已決新入囚宗教及刑名（15年）（表頭 同前第232表；表側 神道，天台，等）

第236 全国已決新入囚族籍及刑名（15年）（表頭 同前々表；表側 族籍＜男，女＞）

第237 全国懲治場出入人員（15年）（表頭 不論罪留置＜幼者，瘡唾者＞，尊属親情願留置者；表側 前年より越人員・新入・等＜男，女＞）

第238 懲治場出入人員の1（15年）（表頭 府県別；表側 不論罪留置幼年者＜新入・満期・等＜男，女＞）

第239 懲治場出入人員の2（15年）（表頭 府県別；表側 不論罪留置瘡唾者＜新入・満期・等＜男，女＞）

第240 懲治場出入人員の3（15年）（表頭 府県別；表側 尊属親情願留置者＜前年より越人員・新入・満期・等＜男，女＞）

第241 全国懲治場新入の者年齢及入場度数（15年）（表頭 12年未満・12年以上16年以下・等＜初入，再入＞；表側 不論罪留置者＜幼年・瘡唾者＜男，女＞，尊属親情願留置者＜男，女＞）

第242 全国懲治場新入の者教育及父母の有無並族籍（15年）（表頭 教育＜字を識らざる者，字を識る者，等＞，父母の有無＜父母ある者，父母なき者，等＞，族籍＜上族，平民＞；表側 不論罪留置者＜幼年・瘡唾者＜男，女＞，尊属親情願留置者＜男，女＞）

第243 別房留置の者出入人員（15年）（表頭 府県及集治監別；表側 前年より越人員・新入＜男，女＞）

民事及刑事裁判

第244 全国裁判所（毎年12月）（表頭 9～14年；表側 大審院，上等裁判所，等）

第245 全国裁判所官員（毎年12月）（表頭 判事＜勅任，委任＞，判事補，等；表側 9～14年）

第246 大審院民事件数（表頭 9～14年；表側 越高，新訴，等）

第247 上等裁判所民事件数（表頭 同前表；表側 越高・新訴＜初告，控訴＞，願下，等）

第248 地方裁判所及支庁民事件数（表頭 同前表；表側 越高，新訴，等）

第249 区裁判所民事件数（同前表）

第250 勘解庁勘解事件数（表頭 同前年同表；表側 越高，新訴，等）

第251 大審院へ上告せし原裁判所別民事件数（14年）（表頭 越高，新訴，結局＜願下，棄却，破棄＞，未決；表側

東京上等裁判所、大阪上等裁判所、等)
第252 大審院へ上告せし民事種類及原裁判所(14年)(表頭 種類:人事、土地、等;表側 願下、棄却、等、合計、東京上等裁判所、大阪上等裁判所、等)
第253 上等裁判所初告及控訴民事件数(14年)(初告<越高、新訴、結局<願下、解訟、等>、他序廻し、未決>、控訴<越高、新訴、結局<願下、解訟、等>、未決>;表側 東京上等裁判所、大阪上等裁判所、等)
第254 地方裁判所及支庁にて受理せし人民より郡区戸長に對する民事件数(14年)(表頭 東京上等裁判所所轄<東京、横浜、等>、大阪上等裁判所所轄<京都、大阪、等>等;表側 本支庁、新訴、願下、等)
第255 上等裁判所初告及控訴民事種類の1(14年)(表頭 種類:人事、土地、等;表側 初告・控訴<願下、解訴、等>)
第256 上等裁判所初告及控訴民事種類の2(14年)(表頭 同前表;表側 東京上等裁判所・大阪上等裁判所・等<初告、控訴>)
第257 地方裁判所及支庁にて受理せし人民より郡区戸長に對する民事種類併管轄別(14年)(表頭 人事、土地、等;表側 願下、解訴、等、合計、東京上等裁判所所轄<横浜、熊谷>、大阪上等裁判所所轄<大阪、広島>等)
第258 地方裁判所及支庁民事件数管轄別(14年)(表頭 東京上等裁判所所轄<東京、横浜、等>、大阪上等裁判所所轄<京都、大阪、等>等;表側 本支庁、越高、新訴、等)
第259 区裁判所民事件数管轄別(14年)(表頭 同前表;表側 区、越高、等)
第260 地方裁判所及支区庁民事種類(14年)(表頭 人事、土地、等;表側 願下、解訴、等)
第261 地方裁判所及支区庁にて処分せし身代限件数(14年)(表頭 東京上等裁判所所轄<東京、横浜、等>、大阪上等裁判所所轄<京都、大阪、等>等、總計、13年;表側 本支区庁、負債主、件数、負債高、等)
第262 勘解庁勘解件数管轄別(14年)(表頭 管轄庁名別;表側 越高、新訴、等)
第263 勘解庁勘解種類(14年)(表頭 人事、土地、等;表側 願下、棄却、等)
第264 在朝鮮国釜山領事庁処断民事及勘解件数(14年)
第1表(表頭 越高、新訴、等;表側 民事件数) 第2表(表頭 同前表;表側 勘解件数)
第265 大審院及上等裁判所刑事取扱件数(表頭 9~14年;表側 大審院・上等裁判所<越高、新規、等>)
第266 全国犯罪者処刑人員(表頭 刑名:死刑<梶、斬、等>、懲役<終身、自10年至5年、等>等;表側 9~13年、14年<男、女>)
第267 全国犯罪者年齢(表頭 7年以上15年未満、15年以上20年未満、等;表側 同前表)
第268 全国犯罪者本籍国名(表頭 国別;表側 同前表)
第269 全国犯罪者職業(表頭 農業、牧畜、等;表側 同前表)
第270 全国犯罪者族籍(表頭 族籍;表側 同前表)
第271 全国犯則者処罰人員(表頭 懲役、罰金の上禁獄;表側 同前表)
第272 全国犯則者年齢(表頭 7年以上15年未満、15年以上20年未満、等;表側 同前表)
第273 全国犯則者本籍国名(表頭 国別;表側 同前表)

第274 全国犯則者職業(表頭 農業、牧畜、等;表側 同前表)
第275 全国犯則者族籍(表頭 族籍;表側 同前表)
第276 全国犯罪者罪状及刑名(表頭 父母及祖父母を謀殺或は故殺する者併に從・夫を謀殺及故殺し或は妻妾を謀殺故殺す・等<男、女>);表側 14年<死刑、懲役<終身、自10年至5年、等>等>13年)
第277 全国犯罪者年齢及刑名(14年)(表頭 7年以上15年未満・15年以上20年未満・等<男、女>;表側 死刑、懲役<終身、自10年至5年、等>等)
第278 全国犯罪者本籍国名及刑名(14年)(表頭 国別<男、女>;表側 同前表)
第279 全国犯罪者職業及刑名(14年)(表頭 農業・牧畜、等<男、女>;表側 同前表)
第280 全国犯罪者族籍及刑名(14年)(表頭 族籍<男、女>;表側 同前表)
第281 全国犯則者犯状及罰名(表頭 犯状:薬品・壳薬、等<男、女>;表側 14年<懲役、罰金の上禁獄、等>、13年)
第282 全国犯則者年令及罰名(14年)(表頭 7年以上15年未満・15年以上20年未満・等<男、女>;表側 懲役、罰金の上禁獄、等)
第283 全国犯則者本籍及罰名(14年)(表頭 国別<男、女>;表側 同前表)
第284 全国犯則者職業及罰名(14年)(表頭 職業別<男、女>;表側 同前表)
第285 全国犯則者族籍及罰名(14年)(表頭 族籍;表側 同前表)
陸軍
第286 近衛鎮臺諸隊人員(毎年12月31日調)(表頭 所管:近衛<歩兵・騎兵・等(15~16年)>東京鎮台<本台<歩兵・騎兵・等(15~16年)>, 営所<佐倉歩兵・高崎歩兵(15~16年)>>等, 總計, 10~14年;表側 同前年同表)
第287 士官学校生徒数(毎年12月31日調)(表頭 歩兵・騎兵・等<15~16年>, 總計, 11~14年;表側 上長官, 士官, 等)
第288 教導団諸隊(毎年12月31日調)(表頭 歩兵1大隊・騎兵1中隊・等<15~16年>, 總計, 10~14年;表側 同前年同表)
第289 憲兵隊(毎年12月31日調)(表頭 14~16年;表側 上長官, 士官, 等)
第290 電信隊(毎年12月31日調)(表頭 同前表;表側 上長官, 士官, 等)
第291 諸工生徒(毎年12月31日調)(表頭 5~16年;表側 火工, 鋼工, 等)
第292 斎田兵(毎年12月31日調)(表頭 上長官, 士官, 等;表側 大隊及附属分隊<15~16年>)
第293 軍人軍属總員(毎年12月31日調)(表頭 所管:本省・砲兵会議・等<15~16年>, 總計, 11~14年;表側 将官及相当官, 上長官, 等, 計, 軍属<勅任, 奏任, 等>)
第294 累年徴兵(表頭 丁壯人員, 前年送人員, 等;表側 10~16年)
第295 明治16年徴兵の1(表頭 20歳丁壯總員<徵集名簿人員<常備兵, 补充兵, 第1予備徴兵>, 丁壯百人に付徴

集人員の割、翌年回名簿人員、先入兵名簿人員、等、合計、
人口百に付丁壯人員の割、前年送名簿總員<徵集人員
《常備兵、補充兵、等》、翌年回人員、等>等；表側 軍
管<第1～第6、第7の内函館>）
第296 明治16年徵兵の2（表頭 徵集人員<常備・補充
《歩兵、騎兵、等》、第1予備徵兵>、翌年回人員<海軍
兵員志願の者、兄弟同時徵兵、等>等；表側 20歳丁壯總
員の内、前年送名簿總員の内、等）
第297 徵兵免役料上納者（表頭 同前年同表；表側 7年
<金額を納し者、半額を納し者>、8～16年）
第298 予備後備軍艇員（毎年12月31日調）（表頭 東京鎮
台・仙台鎮台・等<歩兵・騎兵・等《15、16年》>、總計、
13～14年；表側 予備<下士>、後備<上長官、士官、下
士>）
第299 予備後備軍人員（毎年12月31日調） 第1表（表頭
第1～第6軍管<第1～第14軍管《15～16年》>；表側
予備・後備<歩兵、騎兵、等>） 第2表（表頭 10～14
年；表側 予備、後備）
第300 軍馬（毎年12月31日）（表頭 本省、土官学校、等
；表側 10～16年）
第301 恩給及扶助料（15年度）（表頭 大尉、中尉、等、
總計、10～14年度；表側 同前年同表）
第302 軍法會議官員（15年12月）（表頭 官名：理事、審
事、等、總計、10～14年〔但し年別は總計のみ〕；表側
東京、仙台、等）
第303 軍人軍屬犯罪者罪状（表頭 対捍抗命或は抗拒、上
官を傷つく、等；表側 14～15年）
第304 軍人軍屬犯罪者刑名（15年）（表頭 陸軍刑法<重
罪《輕禁獄》、輕罪《重禁錮、輕禁錮》、無料>、旧軍律
<準流、奪官、等>等、總計、10～14年；表側 兵員）
第305 軍人軍屬犯罪者年齢及族籍（表頭 年令：15年以上
20年未満、20年以上30年未満、等；表側 14～15年）第2
表（表頭 族籍；表側 14～15年）
第306 軍人軍屬犯罪者罪状及職務（15年）（表頭 陸軍刑
法<重罪《暴行》、輕罪<抗命、上官に服従せず又は之に
対して暴行、等>等；表側 士官、下士、等）
第307 軍人軍屬犯罪者刑名及職務（15年）（表頭 陸軍刑
法<重罪《輕禁獄6年以上》、輕罪《重禁錮2年未満、輕
禁錮2年未満》、無料>、旧軍律<準流《5年》>、奪官徒
<1～3年>等>等；表側 同前表）〔前年中陸軍刑法及
普通刑法に該りし者の内附加刑を受けし者〕（表頭 陸
軍刑法<剥官>、普通刑法<罰金、監視>；表側 士官、
下士、等）
第308 軍人軍屬犯罪者罪状及年齢（15年）（表頭 抗命、
抗拒、等；表側 15年以上20年未満、20年以上30年未満、等）
第309 軍人軍屬犯罪者族籍及職務（15年）（表頭 族籍；
表側 士官、下士、等）
第310 未決囚出入人員（15年）（表頭 囚獄：東京、仙台、
等；表側 越し人員、入監<新入、他管より引受>、出監
<放免、処決、等>、残留人員）
第311 已決囚出入人員（15年）（表頭 同前表；表側 越
し人員、入監、出監<満期、他管又は本隊へ引渡、等>、
死亡<死変、病死>、残留人員）
第312 已決囚刑名区别（15年12月31日）（表頭 同前表；
表側 重罪<無期流刑、無期徒刑、等>、輕罪<重禁錮、

輕禁錮>、旧律<準流、徒刑、等>）
第313 軍医及出仕等人員（15年12月31日調）（軍医總監、
軍医監、等）
第314 軍人患者管別（15年）（表頭 近衛諸隊、憲兵隊、
等、總計、11～14年；表側 兵員1日平均、患者<前年より
残り、本年内新患>、1週年平均1日患者、兵員百人に
付患者比例、兵員百人に付死亡比例、等）
第315 軍人患者兵種別（15年）（表頭 前年より残り、本
年内新患、總計、右の内<全治、死亡、等>、11～14年；
表側 下士、兵卒、等）
第316 軍人患者病症別の1（15年）（表頭 病名別、總計、
11～14年；表側 近衛、憲兵、等） 同附表（表頭 所管
：近衛、憲兵、等；表側 亞細亞虎列刺、類似虎列刺、等）
第317 軍人患者病症別の2（15年）（表頭 同前々表；表
側 患者<前年より残り、本年内新患>、全治、等） 同
附表（表頭 前年より残り、本年内新患、右の内<全治、
死亡、事故、残り>；表側 同前々表）
第318 軍人患者病症別の3（15年）（表頭 同前々表；表
側 1～12月<新患、死亡>） 同附表（表頭 1～12月
；表側 亞細亞虎列刺・類似虎列刺<新患、死亡>）
海軍
第319 艦船及乗組人員（16年12月31日調）（表頭 所轄
<在任《艦船名（船質）》>；表側 同前年同表）
第320 艦船の1（16年12月31日調）（表頭 所轄<在任
《艦名（等級）》>；表側 長、幅、等）
第321 艦船の2（表頭 所轄<在任《艦船名（推進機）》>
；表側 名馬力、実馬力、1時間走力、砲門）
第322 乗組人員（16年12月31日調）（表頭 艦船名：扶桑
艦、金剛艦、等、總計、12～15年；表側 將官、佐官、等）
第323 軍人軍屬總員（毎年12月31日調）（表頭 本省・軍
務局、等<15～16年>、總計、12～14年；表側 將官及相
當官、上長官、等）
第324 水兵諸工夫徵募府県別（毎1年間）（表頭 府県及
開拓使別；表側 10～16年）
第325 退隸及扶助料（16年）（大尉、中尉、等、總計、10
～15年；表側 同前年同表）
第326 艦船乗組人員諸費（15年度）（表頭 艦船名：扶桑
艦、金剛艦、等、總計、13～14年度；表側 同前年同表）
第327 裁判所及東海鎮守府官員（15年12月）（表頭 評事
奏任出仕、等、總計、10～14年；表側 裁判所、東海鎮守
府）
第328 軍人軍屬犯罪者罪状（表頭 上官に対し暴行、番兵
に対し暴行、等；表側 14～15年）
第329 軍人軍屬犯罪者刑名（15年）（表頭 海軍刑法<重
罪《重懲役、輕懲役》、輕罪《重禁錮、輕禁錮》等>、總
計、10～14年；表側 兵員）
第330 軍人軍屬犯罪者年齢及族籍 第1表（表頭 15以上
20年未満、20年以上30年未満、等；表側 14～15年）
第2表（表頭 族籍；表側 14～15年）
第331 軍人軍屬犯罪者罪状及職務（15年）（表頭 海軍刑
法<重罪《多衆を囲集し兵舎に乱入し屋舎を毀壊す》、輕
罪《上官に対し暴行、番兵に対し兇器を以て暴行を加う、
等》、旧軍律<官吏の職務執行を妨害す、窃盜>等；表側
下士、水兵、等）
第332 軍人軍屬犯罪者刑名及職務（15年）（表頭 刑名：

海軍刑法<重罪<重懲役9年, 軽懲役7年>, 輕罪<重禁錮1年以下, 軽禁錮(5年, 1年以下)>>, 旧軍律<杖<30禁錮28日>, 禁錮<35日>>等; 表側 同前表) (表中普通刑法に該りし者の内附加刑を受けし者) (表頭 監視, 罰金; 表側 下士, 水兵, 等)

第333 軍人軍属犯罪者罪状及年令(15年) (表頭 上官に對し暴行, 番兵に対し兜器を以て暴行, 等; 表側 15年以上20年未満, 20年以上30年迄, 等)

第334 軍人軍属犯罪者族籍及職務(15年) (表頭 族籍; 表側 下士, 水兵, 等)

第335 未決囚出入人員(15年) (表頭 囚獄: 広尾(東京麻布), 橫須賀(相模); 表側 越し人員, 入監<新入, 他管より引受>, 出監<処刑, 他方引渡, 病死>, 残留人員)

第336 已決囚出入人員(15年) (表頭 同前表; 表側 越し人員, 入監, 出監<満期, 病死>, 残留人員)

第337 已決囚刑名區別(15年12月) (表頭 同前表; 表側 重罪<重懲役, 軽懲役>, 輕罪<重禁錮, 軽禁錮>, 旧律<准流, 徒刑>)

第338 軍医及出仕等人員(15年12月31日調) (軍医監, 軍医監, 等)

第339 軍人及職工患者(15年) (表頭 軍人・職人<東京海軍病院, 橫須賀海軍病院>; 表側 患者<前年より残留, 本年内新患>1週年平均1日患者, 等)

第340 軍人及職工患者病症別の1(15年) (表頭 急性伝染性病, 脚気, 等, 総計, 右の内<全治, 死亡, 等>; 表側 下士, 兵卒, 等)

第341 軍人及職工患者病症別の2(15年) (表頭 軍人<急性伝染性病, 脚気, 等>, 職工<呼吸器諸病, 外科的諸病附外傷>, 総計, 12~14年; 表側 患者<前年より残留, 本年内新患>, 全治, 等)

第342 軍人及職工患者病症別の3(15年) (表頭 軍人<急性伝染性病, 脚気, 等>, 職工<呼吸器諸病, 外科的諸病附外傷>; 表側 1~12月<発病, 死亡>)

財政

第343 国庫歳入出(表頭 第1<自慶応3年12月明治元年12月>~第8期<自8年1月至同年6月>, 8~17年度; 表側 歳入, 歳出, 残余)

第344 国庫歳入(表頭 経常歳入<租税<海關税, 地租, 等>, 作業益金<大蔵省造幣, 陸軍省兵器製造, 等>等>, 臨時歳入<諸返納<諸貸出金返納, 官方及旧藩々貸金返納石高貸下返納>, 雜収入<官有物払下代, 雜入>>; 表側 12~13年度決算, 14~15年度現計, 16~17年度予算)

第345 国庫歳出(表頭 経常歳出<国債償還<内国債償還, 外国債償還, 等>, 国債利子併雜費<内国債利子, 内国債雜費, 等>等>, 臨時歳出<興業費<海軍省造船, 海運省火薬, 等>, 雜支出, 等>; 表側 同前表)

第346 国税(表頭 海關税<海關輸出税, 海關輸入税, 等>, 地租<田租, 煙租, 等>等; 表側 同前表)

第347 海關税税関別(表頭 横浜税関, 神戸税関, 等; 表側 12~13年度決算, 14年度現計)

第348 国税地方別(海關税を除く) (表頭 地方別<12~14年度>表側 同前年同表)

第349 作業益金(表頭 内務省衛生局製薬所, 内務省山林, 等; 表側 12~13年度決算, 14~15年度現計)

第350 官省院使局府県経費(表頭 太政官・内務省・等

<12~16年度>; 表側 同前年同表)

第351 各種国債(表頭 同前年同表; 表側 発行総額, 在高<12~15年度>)

第352 各種国債増減(表頭 12~15年度<内国債・外国債<旧公債, 新公債, 等>>; 表側 同前年同表)

第353 各種公債證書地方別(16年7月1日調) (同前年同表)

第354 起業金(16年7月1日調) (同前年同表)

第355 準備金及貸附(表頭 8年7月1日~16年7月1日; 表側 準備, 貸附)

第356 造幣局輸納金銀地金(表頭 自3年11月創業至11年6月, 11~15年度; 表側 金・銀<政府, 人民, 外国人>)

第357 貨幣鑄造及発行高(表頭 同前表; 表側 同前年同表)

第358 各種貨幣及発行高(自3年11月創業至16年6月)(同前年同表)

第359 流通紙幣(表頭 11年7月1日~16年7月1日; 表側 同前年同表)

第360 流通紙幣種類別(16年7月1日) (表頭 百円札, 五拾円札, 等; 表側 同前年同表)

第361 国庫支出府県費(表頭 府県別<13~16年度>; 表側 同前年同表)

第362 地方収入(表頭 府県別<13~16年度>; 表側 同前年同表)

第363 地方支出(表頭 同前表; 表側 警察費及庁舎建築修繕費, 土木費, 等)

第364 賦金(表頭 警視庁及府県別<14~16年度>; 表側 同前年同表)

第365 郡区町協議費収入(表頭 府県別<12~15年度>; 表側 土地割, 戸数及家屋割, 等)

第366 郡区町村協議費支出(表頭 同前表; 表側 土木費, 衛生及病院費, 等)

第367 国税地方税協議費賦金収入府県別(14年度) (表頭 府県別; 表側 国税, 地方税, 協議費, 賦金, 人口1に付割合)

第368 地方費支出府県別(14年度) (同前表)

第369 備荒儲蓄(表頭 大蔵省・東京・等<14~16年度>; 表側 同前年同表)

政事

第370 官員及備等級別(15年12月31日調) (表頭 勅任<1~3等, 等級の別なき者<350円以上, 350円未満>>, 准勅任<350円未満, 無給>等, 総計, 14年; 表側 族籍, 合計<人員, 月給, 支給人員>)

第371 官員及備種類別(15年12月31日調) (表頭 勅任, 准勅任, 等, 総計, 14年; 表側 文官・武官<人員, 月給, 支給人員>)

第372 官員及備各庁別(15年12月31日調) (表頭 太政官・外務省・等<本, 兼>, 総計, 14年; 表側 勅任, 准勅任, 等)

第373 官員及備本籍別(15年12月31日調) (表頭 府県別<族籍>; 表側 同前年同表)

第374 全国府県本庁官員課別(15年12月31日調) (表頭 課名: 庶務, 勤業, 等, 総計, 14年; 表側 判任, 准判任, 等)

第375 各府県本庁官員課別(15年12月31日調) (表頭 府

県別、総計、14年；表側 同前年同表)

第376 警察官人員及月給(15年12月31日調)(表頭 警視庁及府県別；表側 国庫支弁<警部長、警部、等>、国庫地方税連帶支弁<巡査、月給>)

第377 監獄官人員及月給(15年12月31日調)(表頭 同前表；表側 国庫支弁<典獄副典獄、書記、等>、地方税支弁<看守、事務官、等>)

第378 区郡役所及戸長役場府県別(15年12月31日調)(表頭 府県別；表側 区役所、郡役所、戸長役場)

第379 全国区郡町村吏(15年12月31日調)(表頭 級別：区長<7、8等>、郡長<8等>等；表側 族籍、合計<人員、月給>)

第380 区郡町村吏府県別(15年12月31日調)(表頭 府県別；表側 区郡役所<区長、郡長、等>、戸長役場<戸長、事務官、等>、戸長1人に付人口)

第381 全国公立学校職員(15年12月31日調)(表頭 級別師範学校及中学校等及中学校總て地方税支弁学校<校長、教諭<1~3等>等>、小学校等總て協議費支弁学校<校長、訓導<1~7等>等>；表側 同前々表)

第382 公立学校職員府県別(15年12月31日調)(表頭 府県別；表側 地方税支弁学校<校長、教諭等>、協議費支弁学校<校長、訓導、等>)

第383 府県会常置委員及議員(15年12月31日調)(表頭 府県別、総計、14年；表側 同前年同表)

第384 府県会被撰者及撰挙者(15年12月31日調)(表頭 府県別、総計、13~14年；表側 被撰者・撰挙者<族籍>、人口百中被撰者、人口百中撰挙者)

第385 有位人員(毎年12月31日調)(表頭 同前年同表；表側 人員<14~15年>)

第386 獲位人員(15年12月31日調)(表頭 同前年同表；表側 文官<族籍>、武官・非役<族籍>)

第387 獲位授与外国人員(自授与創始15年12月31日)(表頭 外国名別；表側 大勲位、勲一~勲七等)

第388 賞勲人員及年金(15年12月31日調)(表頭 勲等：1~8等；表側 族籍、合計<人員金額>)

第389 外国勲位受領人員(15年12月31日調)(表頭 外国名別；表側 文官・非役・武官<族籍>)

外国行人員及在留外国人

第390 海外旅券附与人員(毎1ヶ年間)(表頭 外国名別<15~16年>、総計、14年；表側 同前年同表)

第391 海外旅券返納人員(毎1ヶ年間)(同前表)

第392 海外滞在人員(毎年12月31日調)(同前表)

第393 外国駐劄公使領事等人員(毎年12月31日調)(表頭 公使館<特命公使、弁理公使、等>、領事館<総領事、領事、等>)

第394 在留外国人(毎年12月31日調)(表頭 外国名別<15~16>；表側 東京・京都・等<男、女>)

第395 在留各国公使領事等人員(毎年12月31日調)(表頭

同前表；表側 公使館<特命公使、弁理公使、等>、領事館<総領事、領事、等>)

第396 官傭外国人(毎年12月31日調)(表頭 官庁名別・総計<15~16年>、11~14年；表側 同前年同表)

第397 官傭外国人月給別(毎年12月31日調)(外国名別・総計<15~16年>、14年；表側 千円以上、八百円以上千百未満、等)

第398 官傭外国人職業別(毎年12月31日調)(表頭 同前表；表側 学術教師、技術、等)

第399 私傭外国人(毎年12月31日調)(表頭 府県別・総計<15~16年>、11~14年；表側 同前年同表)

第400 私傭外国人月給別(毎年12月31日調)(表頭 同前々表；表側 五百円以上六百円未満、四百円以上五百円未満、等)

第401 私傭外国人職業別(毎年12月31日調)(表頭 同前表；表側 同前年同表)

北海道

第402 郡区町村及戸口(15年1月1日調)(表頭 国名：渡島、後志、等；表側 区数、郡数、村数、戸数、人員<男、女>)

第403 土人人員(毎年12月31日調)(表頭 5~15年<男、女>；表側 渡島、後志、等)

第404 移住人員(表頭 札幌本庁、函館支庁、根室支庁；表側 5~14年)

第405 移動人員移住国別(15年)(表頭 戸数、人員<男、女>；表側 渡島、後志、等)

第406 移住人員生国別(15年)(表頭 山城、大和、等；表側 戸数、人員<男、女>)

第407 有税海産物收穫高及代価(15年)(表頭 品名：生鮭・身欠鮭、等32品目<数量、代価>；表側 同前々表)

第408 無税海産物收穫高及代価(15年)(表頭 品名：早割鮭・脊割鮭、等109品目<数量、代価>；表側 同前表)

第409 物産税(15年度)(表頭 生鮭・身欠鮭、等43品目・総計・8~14年度<税石、代価>；表側 同前表)

[札幌県の内、金税](15年度)(表頭 種類：鮭建網、鮭曳網、等；表側 後志の内、石狩、等)

第410 出港税(表頭 港名：函館・福山・等<原価、税金>；表側 8~15年度) [前表中函館、福山、江差、寿都の諸港下戻税](表頭 8~15年度；表側 原価、税金)

第411 出入船舶(15年)(表頭 港名：函館、福山、等、総計、12~14年；表側 出船・入船<西洋形<蒸気帆船>、日本形<五百石以上、五百石以下>>)[函館港出入外国船舶](表頭 軍艦、蒸気船、帆船；表側 出港・入港<船数、噸数>)

第412 輸出物品原価(15年)(表頭 生鮭、胸鮭、等63品目・総計、8年、10~14年；表側 函館、福山、等)

第413 輸入物品原価(15年)(表頭 米、大豆、等44品目・総計、8年、10~14年；表側 同前表)

解題

1 沿革

明治14年5月30日、太政官に統計院が設置された。「統計院誌」によると6月21日に矢野文雄、杉 亨二、牛場卓蔵の人事発令があり、ついで「是に於て歐洲諸国の統計年報の体裁を參照し三五年若くは十数年を敍列し統計年鑑を編纂せんことを決議し其材料及様式を調整す」とある。新設の統計院が、「統計要覧」について企画した統計年鑑に関する最初の記事である。

6月28日の「処務順序」によって統計院の機構は9課となり、第一および第八課長に矢野、第三、第九課長に牛場が任命され

た。杉は人口調査を担当する第二課長に任命された。この人事をみると甲斐国現在人別調の完成に全力を注いでいた杉は、第二課長としてこれに専念し、「統計要覧」の編集主任であった牛場が「統計年鑑」の編集を引き続き担当することになったと思われる。

7月に入って新機構による人事がほぼ完了して統計年鑑編集の準備作業が本格的に進められることとなった。犬養 毅、尾崎行雄の人事は7月18日に発令されたが、彼等は全く統計年鑑の編集に参加しなかったことは先に述べたとおりである。

明治14年政変によって大隈が太政官を追放されると、10月13日、大隈の一派であった矢野、牛場、犬養、尾崎は一斉に統計院を辞任した。同日の「統計院誌」に、「故に統計年鑑の材料及び様式の調整を中止す」とある。11月8日、一等検査官安川繁成が矢野に代って幹事に任命され、統計年鑑の編纂作業は再開されることとなった。第1回「統計年鑑」のための、つぎのような調査の照会がはじめて各省および開拓使へ出されたのは11月9日である。

「統計材料別冊記載之通至急入用に付各其例言様式に準じ御調整来る十二月十二日限御差出相成度此段御照会候也 別冊略之」

このような照会が引き続き各省各局へ出されている。各省から統計院へ送られた統計材料を編集して第1回の「統計年鑑」が完成したのは15年6月16日であった。この間、第2回の「統計年鑑」のための材料徴集に関する最初の照会が16年3月30日に出されている。「第二統計年鑑」は同年5月に刊行されている。また「第三統計年鑑」のための材料徴集の最初の照会は16年7月7日に出されており、その刊行は17年6月であった。

2 調査目的

統計院は、大隈によって後に「政略と真に統計を進歩させやうといふ二つのものが結び付いて地位の高いものを抱えた」(1)といわれているように、当時の政治的情勢が背景となって設立されたものであった。しかし大隈の「真に統計を進歩させやう」という動機が、政治的動機に対して全くつけたりのものであると解することもまた行き過ぎであろう。少なくとも大隈の統計院設立の動機のなかでは、この2者は同等のウェイとをもっていたのであろう。ただ、大隈の考えた統計の進歩の内容が杉の抱いている統計の進歩の内容と相容れなかつたのである。

それならば大隈の考えていた統計の進歩の内容とは何であったか。それはこの時点では14年4月の大隈の「統計院設置の件」の建議に「斯の如くんば完全なる統計総表の製出を望むべく政府始めて現在の国勢を容易に鑑照するの便を得て又過去施政の結果に就き政策の利弊を発見するの端緒を得べきなり」といっているように、真に施政の参考として使用し得る、わが国の国勢を総括した統計年鑑の作成であったといつてよい。

この大隈の建議の趣旨は、新設された統計院の事務章程の第1条に「政治上其他諸般の事務に関する統計表を編製公布する事」として、また第2条に「統計表に拠て政治上其他諸般事物の結果を証明する事」として具体化された。

ところで、抱括的でかつ正確な統計年鑑の刊行と統計年鑑の早期の刊行とは相互に矛盾する方針である。このことは、完全を期して着手した「日本政表」が未完成に終り、また早期刊行を目指して編集された「統計要覧」の内容が、利用上多くの問題点をもっていた、という過去の実績がもっとも雄弁に証明している。そこで統計院が新たに統計年鑑の編集に着手するに当って、改めてこの点を踏まえて編集方針を確定しておかなければならなかつた。

これが、14年11月29日に出された「統計表編製の主義を定む」という統計院院である。(2)その内容の大要はつぎのとおりである。

「政治上其他諸般の事物に関する統計表を編製公布するは本院事務章程中の第一要件に有之候処……然るに我国現今事物の調査統計の旨趣に適當する者極めて僅少にて表章を要する事物も其方法等實際に行はれ難きもの有之因て一事一物といへども其成功容易ならずして時期殊に遅延し隨て行政上必要とする者も其表章を闕くこと少なからず依之更に思考仕候処自今編製の主眼順序を分ちて二様となし

一 学術上の方法に拠る者は一事一物を調査し年を期して其整備を求むること

一 行政上に於て實際必要とする事物に至りては学術上の方法に適當せざる所あるも便宜に従ひ務めて之を表章する事

右の如く其主義を相定め一は統計の本旨を達するを主とし一は行政の便宜を謀るを主とせば本院の事務緩急其宜を得候様可相成と存候依て此段上申仰高裁候也」

この件が太政官において審議された結果、「伺之通」と裁下されたのは12月7日であった。この伺が統計院から出される迄の統計院内部における議論の経過と、太政官内におけるこの伺の審議の経過を伝える史料を見ることができなかつた。従って以下は推測であるが、この伺の文面から判断すると、恐らく統計院内部で矢野、牛場を代表する行政官僚と杉を代表とする統計専門家との間に統計年鑑の編集方針をめぐって討論が重ねられ、その結果、杉は上記の2つの主義のうち前者の「統計の本旨を達する」業務(この時点では甲斐国現在人別調の完成)を担当し、矢野、牛場は後者の「行政の便宜を謀る」業務(つまり統計年鑑の編集)を担当するという結論に達したのではないだろうか。従つてこの伺は、統計年鑑の編集方針を新たに決定したものであると同時に統計院の業務運営方針の大綱を定めたものであるといつてもできるであろう。

3 調査対象

第1回「統計年鑑」は、わが国における政府による最初の本格的な国勢総括統計書であり、その後毎年刊行される「統計年鑑」の基礎を作ったという点で新設統計院による画期的な成果であった。このことを「統計年鑑」に収録された諸統計表の変遷を追うことによってさらに内容に立ち入って明らかにしてみよう。

先ず大凡の見当をつけるために「統計要覧」から「第4統計年鑑」迄の5冊の統計年鑑の統計分類大項目の構成の変遷と、各大項目に収録された統計表数の比較を試みた第4表を見られたい。これによって「第1統計年鑑」の分類大項目が「統計要覧」に比較してはるかに体系的に整備されたこと、またこの分類体系が基本的には変更なく「第4統計年鑑」迄採用されていることが明らかである。また収録統計表も「統計要覧」の91表に対して「第1統計年鑑」は279表と一挙に3倍に増加し、その後も

第4表 「統計年鑑」分類項目対照表

統計要覧		第1統計年鑑(明治13年)		第2統計年鑑(明治14年)		第3統計年鑑(明治15年)		第4統計年鑑(明治16年)	
分類項目	表数	分類項目	表数	分類項目	表数	分類項目	表数	分類項目	表数
土地	6	土地	13	土地	11	土地	13	土地	12
人口	6	人口	14	人口	6	人口	8	人口	9
		農業	11	農業	14	農業	11	農業	12
		山林	3	山林及鳥獸獵	5	山林及鳥獸獵	6	山林及鳥獸獵	6
		漁業及製塩	4	漁業及製塩	5	漁業及製塩	5	漁業及製塩	5
鉱山	3	鉱山	7	鉱山	7	鉱山	8	鉱山	5
		工業	4	工業	4	工業	2	工業	4
燈台	1			築造	5	築造	5	築造	5
				貨銀	3	貨錢	3		
郵便				内国商業	23	内国商業	23	内国商業	8
鐵道						消費	1		
電信		通運	19	通運	19	通運	19	通運	16
船舶									
諸車									
海関輸出入	7	外国貿易	19	外国貿易	17	外国貿易	23	外国貿易	17
国立銀行	6	銀行及金融	17	銀行及金融	16	銀行及金融	17	銀行及金融	14
				貯金	2	貯金	3	貯金	2
				保險	3	保險	8	保險	7
								会社	2
				救育	7	救育	6	救育	6
		衛生	15	衛生	20	衛生	20	衛生	16
		社寺	9	社寺	7	社寺	8	社寺	6
学校	6	教育	20	教育	21	教育	21	教育	24
警察	7	警察	9	警察	12	警察	13	警察	9
監獄	1	監獄	9	監獄	5	監獄	20	監獄	17
司法	3	司法	20	民事及刑事裁判	39	民事及刑事裁判	42	民事及刑事裁判	42
陸軍	3	陸軍	25	陸軍	22	陸軍	33	陸軍	25
海軍	3	海軍	13	海軍	12	海軍	24	海軍	20
歳入出									
諸税									
国債準備		財政	19	財政	25	財政	27	財政	27
紙幣									
貨幣									
府県会	1	政事	15	政事	14	政事	20	政事	20
				外国行員及在留外国人	16	外国行員及在留外国人	12	外国行員及在留外国人	12
北海道	3	北海道	14	北海道	14	北海道	12	北海道	14
24項目	91	21項目	279	28項目	354	29項目	413	28項目	363

354表、413表と伸び、「第4統計年鑑」は363表と少し減少したが、それでも「統計要覧」の4倍の統計表を収録している。以上の概観によても「第1統計年鑑」のもつ歴史的意義がうかがえよう。

つぎに第1から第3迄の「統計年鑑」に採録された統計表の変遷を追って、その主要な変化のみを明らかにしてみよう。

先ず「第1統計年鑑」を「統計要覧」と比較してみる。もっとも重要な特徴は、第1に統計表数が91表から279表と3倍に増加したことであり、第2には分類項目が「統計要覧」の単なる主題の列挙方式に比較して著しく体系的になったことである。第3に「統計要覧」ではしばしば調査対象年がなく、あるいは暦年か会計年度か不明確であったのに対して「第1統計年鑑」では調査対象年を暦年、会計年度別に明記したことである。第4に収録された統計表がどこからとられたかという情報源を明らかにしていることである。

つぎに統計表の細部についてみよう。先ず土地と人口の統計表がほぼ2倍に増加した。最大の変化は「統計要覧」に全く脱落していた農林水産統計が18表収録されたことである。しかし、その内容は、明治10~11年の全国播種反別、全国農産收穫、13年の米、麦、12年の雑穀、芋類および特有農産物、牛、馬の諸統計表のみである。資料は内務省旧勸農局、農務省農務局、大蔵省常平局の提出した「農産表」その他の調査である。ただし農業統計の精度については、つぎの注記のあることに注意すべきであろう。「農業統計は調査の方法未だ備らざるを以て事実を得ざる者歟しとせず然れども今其材料を擧て録せざれば恐らくは他日之れが梗概を知るに由なからん故に姑く其繁要なる事物を擧みて以て之を表出す」(p.85)

水産統計は漁業及製塩と独立の大項目をたてられたが収録された水産統計としては僅かに乾魚、鰹節、干鰯の9~12年の総生産高および12年の国別生産高統計に過ぎない。それは「明治十一年以前の農産表に拠れば尙ほ乾鮑乾鰯鰐鱈海參及石花菜等の水産ありと雖其額或は年々の海外輸出額より少なきものあり以て其調査の粗なるを知るに足るが故に今之を省く」(p.170)という理由によるものであった。製塩統計は地租改正のため塩田の調査が実施されたので精度は高いであろう。

鉱山統計は「統計要覧」にも3表収録されているが、「第1統計年鑑」では、元年から12年迄の官行鉱産の鉱種別、鉱山別年統計と7~12年の民行鉱産種類別統計がはじめて収録されている。

工業統計の大項目も「第1統計年鑑」ではじめて採用されたものであるが、その内容は「工業統計は其調査の方法殊に弊はず囊に旧勸農局に於て徵収せし明治十二年各地方工場調ありといへども遺闕する所多くして掲載するに足らず」(p.203)という理由で僅かに酒類醸造と度量衡製作統計の4表が収録されたのみである。

通運統計は「統計要覧」では郵便、鉄道、電信、船舶、諸車と分れていたが、「第1統計年鑑」では通運としてまとめられた。内容的には、電信統計に2~13年の累年統計が新たに加わり、鉄道統計では13年の鉄道乗客及貨物の停車場別、等級別統計と鉄道興業費統計(5~12年)が加えられた。

金融統計は「統計要覧」では国立銀行統計の5表のみであったが、「第1統計年鑑」では銀行及金融という大項目名に改められ、統計表も17表と3倍に増加した。内容的には国立銀行統計では明治6年7月~13年上半期の全国国立銀行預金及貸付金、9年下半期~13年下半期の全国国立銀行諸手形統計が加えられた。また13年の私立銀行、銀行類似会社統計、7~12年の月別の株式取引所、外国為換相場、7~13年(月別)の横浜銀貨相場表、等の国立銀行以外の統計表が加えられた。

貿易統計は「統計要覧」の海関輸出入という大項目名が外国貿易と改められた。内容的には「統計要覧」では輸出入貿易品目は5万円以上の物品のみを掲載していたが、今回は全物品の輸出入統計(7~13年)が収録されている。また外因・内因出入船舶統計、朝鮮貿易統計(11~13年)が新たに加えられた。

つぎに衛生、社寺統計の24表は「統計要覧」ではなく、今回新たに大項目として収録されたものである。また「統計要覧」の学校統計は教育統計と改められ、統計表数も3倍に増加した。とくに教育財政統計、図書館・博物館・出版統計が加えられて内容が豊富になった。

警察統計では犯罪統計が新らしく増加され、監獄・司法統計が7倍に増加していることが著しい特色である。

陸海軍統計も「統計要覧」では軍人、軍属、艦船統計の6表であったが、38表と6倍に増加している。

財政統計は科目がより細分科された統計表となったことと新たに地方財政統計が加わったことが注目される。

政治統計は「統計要覧」では府県会統計の1表のみであったが、政事と改められ15表収録された。これは中央官庁、地方郡区町村吏目統計が加わったためである。

最後に北海道統計が3表から14表と4倍に増加した。

以上「第1統計年鑑」は、その内容に立ち入ってみると、統計大分類項目は「統計要覧」に比較して体系的に整備され、また統計表数も確かに充実したことは明らかであって、わが国における最初の体系的な国勢総括統計書の誕生といえることは間違いない。しかしその内容を少しくわしく検討してみると、これをわが国の国民経済の総括統計書とすることには疑問がある。先ず「第1統計年鑑」の経済関係の統計大項目は、最初の土地から銀行及金融と財政であるが、この全項目の収録統計表は合計130表であって、全体の統計表数合計279表から北海道の14表を引いた285表の半数に達していない。また経済統計の中心である産業統計をみると農業統計に若干の進歩が見られるが、工業統計は酒類と度量衡のみであって当時の工業生産高統計は全く扱えられていない。農業統計の精度についても問題があることは先に述べたとおりである。

これに反して内政、軍事関係の統計表数は135表と半ば以上を占め、そのなかでも司法、警察、軍事統計のウェイトが著しく大きい。このことは、この「第1統計年鑑」の編集が進行していた明治13年から14年にかけての時期において、内務省を中心とした中央政府の中央集権体制、軍事抑圧体制が急速に強化されていった事実が、この「第1統計年鑑」に反映していることを示すものであるといつてよいであろう。

明治13年を対象年とした「第2統計年鑑」は「第1統計年鑑」よりさらに分類項目数が7項目増加して28項目の分類体系となった。この体系は「第4統計年鑑」迄殆ど変わらない。従って「統計年鑑」の統計分類体系は、一応「第2統計年鑑」で固っ

たといえるであろう。また統計表は「第1」に比較して約25%増加している。

つぎに個々の統計表の内容について主な変化をあげてみよう。

先ず人口統計のうちの在留外国人関係統計と政事統計のうちの外国駐劄官員、官傭外国人統計を併せて外国行人員及在留外国人という項目がおこされた。またこれには私傭外国人統計が新たに収録された。

農業統計の項で注目すべきことは、農業統計のはじめに記載されている農業統計に関するコメントであろう。それは先ず農業統計の目的を述べ、ついで「然れども此統計は人民常に増税の嫌忌ありて之を隠蔽するのみならず土地の測量及調査の方法未だ全備せざるを以て事実を得る事甚だ難し」と、農業統計の信頼度の低い原因に触れ、ついで維新以後の物産調査の歴史を述べている。最後に「同十三年一月大蔵省乙第四号の達を以て米麦雜穀の年々現収高其他の実況を報告すべき旨を府県に令し常平局より様式を頒布せり其品類は内務省達普通物産に同じと雖其主義特に糧食の一途に出るを以て調査の方法稍精密を加ふ」と、農作物統計については、農務省調査より大蔵省調査の方が信頼度の高いことを述べ、12~13年の米穀作付反別収穫高を例にとて両省の調査結果を比較している。このコメントは、10年代の農業統計の利用者にとって重要な指摘であろう。その結果、収穫統計表をみても米、麦等の普通農産物統計は大蔵省調査を掲載し、農務省調査は補助的に使われているに過ぎない。

水産統計については、漁業戸数及人員、漁船、漁網統計がはじめて加えられたが、水産物採収高統計は依然として乾魚、鰹節、干鰯の3種類のみであり、しかもこれも「水産の重要なもの固より多し然るに調査の法未だ定らざるを以て右表出する所の三種といへども亦確実となし難し」という有様である。

鉱業統計では官行鉱山統計表に役員、鉱夫の項が加わり、また新たに官行鉱山興業費（14年）、同営業費（14年）、同売却統計（9~13年度）が増加した。

工業統計は依然として「工業統計の大成に至ては数十年來統計に従事せる邦國と雖頗ぶる困難を訴ふるものなり況や本邦の統計たる事草創に係るが故に調査の科目等不足せるものありて直ちに其完全を期す可らず」（p.127）という状態であった。今回新たに工部省所管工作業（14年）、工部省所管鉱山工業（14年）、とくに府県及開拓使工業場（14年）が追加されたのは大きな特色であるが、最後の統計表についていえば、その注に「京都府新潟砺木山梨福井石川和歌山高知沖縄県は未だ申報せざるを以て之を闕く」（p.131）とあるように、14年時点における全国の工業の全貌はこの統計表によって把握することはできない。

つぎに新たに建築という大項目がおこされた。その内容は府県土木費、營繕費、燈台費用および数、東京の瓦斯、水道統計である。

「第2統計年鑑」の大きな特色は、先の工業統計と並んで新たな大項目として貨銀と内国商業統計がおこされたことであろう。先ず貨銀統計は、農工及諸雇賃銀、東京大阪両府職工一日平均賃銀、工部省所管鉱山職工鉱夫運搬夫一日平均賃銀の3表が収録された。

また内国商業統計には14年の農務省調査による商法会議所、商賈（12~14年）、米商会所（10年下~14年下半季）等の商業機関統計と米、麦、糸、綿、茶、等の商品相場（13~14年、月別）が収録された。とくに注目すべきことは、はじめて会社統計が収録されたことである。ただしその内容は府県別の商、工、農、其の他諸会社の社数および資本金の合計額に過ぎない。

通運統計では駅逓局所管貯金統計が独立して貯金という大項目がおこされた。また新たに保険が大項目としておこされた。

以上が「第2統計年鑑」の経済統計にみられる主要な変化であるが、つぎに内政関係統計をみよう。

もっとも大きな特徴は、社会保障統計が教育という大項目によってはじめて登場したことである。また司法統計は民事及刑事裁判と改められ、表数も倍に増加している。内容的にみても犯罪統計が倍増している。最後に外国行人員及在留外国人という大項目が新たに設けられたことは先に述べた。

以上、「第2統計年鑑」を「第1統計年鑑」と比較して大きく変更した点にしばってその大要を述べた。「第2統計年鑑」は、土木、貨銀、商業・会社、貯金、保険、教育、等の「第1」になかった重要な経済統計諸項目が新たに加わって「統計年鑑」としての体系性はほぼ基礎が固ったといえるが、一步内容に立ち入って検討すると、農業、水産業、工業、会社等の諸統計は依然として甚はだしく貧弱であって、これによって明治14年の国民経済の概観を得ることは到底不可能だといわなければならない。

「第3統計年鑑」は明治14年を対象年度としているが、その全体の構成の内容は、大体「第2統計年鑑」と殆んど変っていないので著しく変更のあった点のみを簡単に述べておこう。

先ず統計表数は「第3」の354表に対して約20%増加して413表となり、量的にはさらに充実したといえよう。

つぎに統計大項目について注目すべき点のみを以下に述べる。先ず山林統計の第33表の官林箇所反別立木竹の注に「第二年鑑山林の諸表中十四年度とあるは十四年六月調にして十三年度の誤なり又同表累年比較に只明治十三年十二年十一年とあるは各其年六月の調なり因て此に之を正す」とあり、また工業統計の第53表の酒類醸造の注に同様の注があるが、本書の「第2統計年鑑」の統計内容注記ではこの点は修正しておいた。

工業統計では、「第2」に収録されていた工部省所管工作業と府県及開拓使工業場は外された。ただし「第4統計年鑑」では復活して、諸省直轄工場、府県工業場、府県工業場馬力調の3表が収録された。

つぎに消費統計が大項目として新たにおこされたが、内容は15年の牛、豚、羊の屠殺統計のみであって、「第4」では再び外されている。

貨銀統計は貨錢と改められ、東京大阪の貨銀統計に代って各府県郡区の貨銀統計が収録された。

内国商業では商賈統計が従来の卸、仲買、小売の他、業種別が追加されている。会社統計は会社の分類が若干くわしくなったのみである。なお会社統計は「第4統計年鑑」ではじめて独立の大項目となった。

外国貿易統計では新たに重要輸出入物品の外別統計（13~15年）が収録されている。

以上、第1から第3迄の「統計年鑑」の内容を検討したが、結論としてこれらの「統計年鑑」は、当時の中央政府の支配体制

の強化、とりわけ軍事、警察機構の強化を反映して内政、軍事的色彩が強く、国民経済の総括統計書としては甚はだ不充分であるといえよう。従って当時のわが国の経済情勢を分析するための資料としては極めて不充分であって研究者は、これらの「統計年鑑」の情報源である各省の年報、局報および府県統計書を利用しなければならない。しかしながら「統計年鑑」には逆にそれらの年報や府県統計書に収録されていない重要な経済関係の統計表も収録されているのであって、この点は山口和雄、古島敏雄、等による諸研究に見られるとおりであることを付記しておこう。(3)

4 調査系列

「統計年鑑」に収録された諸統計表の材料は、第1回の「統計年鑑」の凡例に「此篇は各官庁より微収する所の統計材料及報告書類に拠て編纂す」とあるように、大別して2種類に分けられる。第1は、統計院であらかじめ作成した統計項目および統計様式によって各省庁および府県へ命令して微収した統計材料である。第2は、中央、地方の諸官庁より刊行された年報、局年報、府県統計書、勧業年報、等の統計書である。これらの統計書には業務統計と統計調査の結果表が収録されている。

「統計年鑑」のための統計様式は、第1回の「統計年鑑」編集のために14年11月に各省へ宛てた照会に「統計材料別冊記載之通」とあるので、作成されていたことは確かであるが、「法規分類大全」には「別冊略之」となっており、また総理府統計局図書館にも残っていない。

「第2統計年鑑」の統計様式については、その一部が総理府統計局図書館に所蔵されている文書によって知ることができる。そのひとつは、「統計年鑑様式 第壱」という文書である。この題名は、題簽からとったものであって、内題をみると、「統計要覧様式之一 明治十五年三月卅日改 統計年鑑 壱」と3行に記されている。15年3月30日改であるので、この様式は第2統計年鑑のためのものであることが分る。その内容は、目次にあるとおり、土地、人口、農業、山林、漁業及製塩、鉱業、工業、商業、外国貿易の9部に分けて統計表の様式を収録している。ただし表頭表側の項目の説明はない。この文書の表題に「統計年鑑 一」とあるから、恐らく前記の9部以外の統計様式を収録した「統計年鑑 二」が作成されたと思われるが、それは統計局図書館に残っていない。

第2は、「明治十五年統計材料関係簿後編」と題された文書である。後編と題名にあるので、当然前編が作成されていたと推定されるが、この前編は現在、残っていない。目次首には「明治十五年統計材料関係簿後編 外書籍貸借受送回達」とある。全体は統計材料関係、書籍貸借、書籍受送の3部に分かれている。はじめの統計材料関係の項に統計院が大蔵省、農商務省に対し「第2統計年鑑」のための統計材料調整を要求した、15年7月の照会の原案が収録されており、これには「法規分類大全」その他で省略された「統計材料別冊」がある。恐らく散佚した「前編」には、両省以外の省の「統計材料別冊」が収録されていたであろうと思われるが、この点はもはや確かめることはできない。また府県関係の統計様式では函館県統計材料様式が収録されている。また15年11月1日付で統計院へ回答された陸軍省の近衛鎮台諸隊人員表、以下11表が収録されている。なおこの文書には、「第2統計年鑑」のための統計材料の微集に関して、大蔵省、農商務省と統計院との間にかわされた往復文書も併せてファイルされており、そのなかには統計院の指示した工場統計の統計様式中の工場、職工数、賃銀、等の定義および調査時点に関する農商務省の質疑およびそれに対する統計院の回答のような、10年代初期の工業統計の利用上極めて重要な情報が記載されていることは注目すべきである。この点については、大橋博の研究があるので参照されたい。(4)

「統計材料関係簿後編」の第2部の書籍貸借と第3部の書籍受送は、官省および府県から統計院へ送付した統計調書、年報、局年報、府県統計書、勧業年報、等の送状のファイルであるが、このなかには例えば、「鉱山局第6次年報書」等の、現在容易に見ることのできない統計書があり、当時の中央、地方の統計書の刊行状況を知る貴重な情報源となっている。

「第3統計年鑑」編集のための統計院から各省への調査の照会は、はっきり「第3」とうたったものは、16年10月6日付で内務省をはじめ7省に対して出した「第三統計材料別紙の通入用に付右様式に準じ来る十一月限御差出有之度此段御照会候也」というものがもっとも早いものである。その後、10月中に他の各省に対して同様の照会が出されている。ただし、実質的にはそれ以前の16年9月12日に統計院から内務省宛に「第3統計年鑑」ための統計材料微集の照会が出されている。

「昨十五年七月二十六日附当院第二十号を以て及御照会候統計材料様式内の警察の部十四年様式に準拠し監獄の部は別冊記載之通各様式に準じ十五年分御調整いづれも来る十一月記御差出相成度此段及御照会候也」

9月12日には、陸軍省および海軍省に対して15年分の統計材料を「別冊記載之通」調整して10月迄に送付するよう照会を出している。その後各省に対しても同様の照会が出されている。

ところが、これらの照会に「別紙様式に拠り」といわれている別紙は、「法規分類大全」その他の資料には何れも「別紙略之」として省略されているために見ることができない。しかし、先の9月12日付の内務省に宛てた照会に「十四年様式に準拠し」とあるので、「第3統計年鑑」の統計様式は、基本的には「第2統計年鑑」の統計様式に拠ったものであることは明らかである。

「第4統計年鑑」のための統計材料の微集の照会は、「法規分類大全」によると、16年10月12日に大蔵省へ宛てた。

「統計材料別紙様式に拠り御調整十五年分は本年十二月限り十六年分は来十七年三月限り御差出相成度此段及御照会候也 別紙略之」

がもっとも早い。同文の照会が10月中に他の諸官省へも出されている。従ってこの時点では、「第2統計年鑑」の統計様式に拠って第3および第4の「統計年鑑」の統計材料微集の照会を同時に出したのであった。引き続き17年にかけて「第4統計年鑑」のための統計材料微集の照会がなされているが、17年に入つて各省の統計様式が決定して発表された。以後は、この新しく決定された統計様式によって「統計年鑑」の材料の微集および編集が行なわれることになった。この統計様式による最初の微集通知は、17年2月29日に陸軍、海軍両省へ出された。

「統計材料の儀当明治十七年分(会計年度を以て調査する者は十六年度分)より別冊様式に依り毎年取調翌年三月及六月向度に可差出尤事務の変更調査の改良等に因り材料修正増減可致廉は統計院へ遂協議取計候様可致此旨相達候事」

この達にある「別冊様式」については、「法規分類大全」には陸軍省と海軍省の統計材料様式目録のみが収録されている。従ってこの目録によって「統計年鑑」に収録される予定の統計表名、調査时限、進達年月は分るが、統計様式は末尾に「様式略之」となっていて知ることができない。

ついで4月から8月にかけて各省の統計様式が完成して同文の調査依頼が統計院から各省に宛てて達せられた。いまこの統計様式を月日順に列記しておこう。

陸軍省統計様式	17年2月29日
海軍省統計様式	同上
外務省統計様式	同年4月10日
工部省統計様式	同上
文部省統計様式	同上
太政官統計様式	同年4月26日
大蔵省統計様式	同年5月9日
司法省統計様式	同上
官内省統計様式	同年5月23日
同皇居御造営事務局統計様式	同上
元老院統計様式	同上
内務省統計様式	同年6月9日
警視庁統計様式	同上
農商務省統計様式	同年8月16日

「法規分類大全」では、以上の各省の統計様式について、すべて「統計材料様式目録」のみを掲載しているが、例外として太政官の統計様式についてのみは、「各省統計材料様式は悉く之を略し太政官様式のみを掲げて其一斑を知るの資とす」と注記して太政官統計様式目録とともに統計様式を収録している。

以上の「法規分類大全」に省略された、太政官を除く各省庁の統計様式のうち、つぎの7省庁分の様式の原稿が総理府統計局図書館に所蔵されている。(記述は「統計局図書館蔵書目録」によった。)

海軍省統計材料様式〔明治24年3月9日現在〕〔海軍省編〕〔明治24年〕写 (明治17年2月29日制定分を合綴)

工部省統計材料様式〔明治17年4月10日制定〕〔工部省編〕〔明治18年〕写

文部省統計材料様式〔明治24年2月17日現在〕〔文部省編〕〔明治24年〕写

内閣統計材料様式〔明治24年3月5日現在〕〔内閣編〕〔明治24年〕写

内務省統計材料様式〔明治17年6月9日制定、24年3月5日、12月23日現在〕〔内務省編〕〔明治17~24年〕写 2冊 (明治17年外題には内務省統計様式人口ノ部とあり)

農商務省統計材料様式〔農商務省編〕〔明治中期〕写 (太政官統計院第一課担当分、北海道庁統計材料様式を合綴)

農商務省統計材料様式〔明治22年4月17日、24年12月7日現在〕〔農商務省編〕〔明治22~24年〕写

農商務省統計様式 明治27年改定〔農商務省編〕〔明治27年〕写 (農商務通信事項様式統計部を合写)

大蔵省統計材料様式〔明治24年2月18日現在〕〔大蔵省編〕〔明治24年〕年

以上の統計局図書館の所蔵する各省庁統計様式の原稿のうち、海軍省、工部省、内務省については17年制定時の統計様式が見られる。他の省庁の統計様式は、主として24年現在改訂時のものであるが、これを「法規分類大全」に収録されている統計様式目録と突き合わせてみると、殆んど統計表名に変更はない。従ってこれらの24年現在の統計様式は、17年制定時の統計様式としても使用できる。これらの統計様式に収録されている各統計表には、統計院によって調査項目の定義、単位についての注意、等の調査上の注意事項が備考欄に注記されている。これらの注意事項は「統計年鑑」を利用する際に貴重な情報を提供すると思われる。

つぎに調査系列に関連する事項として、統計書の年度の問題、各庁年報書、中央統計委員会の3点についてその経過を述べておこう。

1) 統計書の年度

統計書の年度を曆年にするか会計年度にするかは、「日本政表」の編集当時から絶えず問題となっていたが容易に解決がつかなかった。その理由は、曆年を主張する政表課と会計年度を主張する大蔵省との間の対立が、単なる統計年度の問題を超えて統計行政の権限争いを背景としていたためである。

この問題に最終的決着がついたのは、15年6月7日に太政官から達第35号で出された、財政に関する統計表は会計年度とし、それ以外の統計表はすべて曆年とするという通達によってである。以下、この経過を簡単に述べておこう。

明治9年12月19日、太政官の決定によって大蔵省統計寮の所管する統計が財政、貿易統計に限られることとなり、4年以來の中央統計行政の一元化をめぐる太政官と大蔵省の争いに一応の終止符がうたれた経過は、第3章に述べたとおりである。この前日の12月18日、政表課は各省庁に対して事務報告書を同課で決定した編集例則によって明治8年度分を作成、翌年6月迄に提出するよう通達している。この事務報告書の年度は、大蔵書が7年10月に会計年度を7月~6月に決定して翌8年度から実施することとしたのに合せたものであった。

しかし政表課は、以前から統計書は曆年に拠るべきだという意見であって、この問題は9年から10年にかけての政表会議でもしばしばとりあげられている。例えば9年12月19日の会議で、杉 亨二是青森県が民費調を会計年度で上申したい旨を申出た

のをきっかけに、つぎのように述べている。

「民費を会計年度に拠らんと云ふは統計寮の難形に就て起りたる説にて其本は大蔵省会計の都合に根す然れども大蔵省会計の都合は官の都合にて人民の都合に非ず官の都合に從て人民の都合を問はざれば人民の為めに不便なること論なし」。議論の結果、民費調はこれ迄どおり暦年に拠ることと決定したが、杉はさらに大蔵省の民費調査を改表課へ移管すべしとつぎのようについている。「是の如く決する上は統計寮に於いて民費調の箇条を除かんことを望む蓋し同一なる者を尙方へ上申せしむるは無益なり且之を上申せしむるに同一なる体裁を用いるならば猶容すべき所ありと雖一は暦年調の者を要し一は年度調の者を要するに至ては是其命を奉する人をして殊更に手数を増さしむるが如く甚だ悪むべきことなり若し統計寮は是非とも年度に從て民費を調べずんば其職務に差支を生ずと云はば當科にて製作する者を改造して其用に充つべし何ぞ必しも府県より直に上申せしめて始めて其用を為すと謂んや」。(5)

この会議の開催された12月19日は、先に述べたように改表課が政府の中央統計局であるという太政官の裁定の下った日であるが、杉の民費調を改表課へ移管すべしという主張に対して内務省統計委員の岡谷繁実が「恐くは人蔵省にて承知せざらん」と答えており、太政官の決定があったからといって大蔵省統計寮の勢力は依然として強く、簡単に改表課の指令に従わないというものが当時の実情であった。

翌年3月6日の改表係会議は、会計年度の問題が特にとりあげられ、杉は「暦年は自然の者にして会計年度は已むことを得ざる事情より起るを以てなり会計年度の不都合なる其一二を挙ぐれば人口或は年齢等を調ぶるに明治八九年間云々と為さざるを得ず此の如きは改表の要を失ふと云べし。」(6)と暦年を主張し、内務省の田中正彰も「改表と事務の報告とは其性質を異にする事務の報告は政府已に会計年度を用ふるの告達あれば是に從ふ固より論なし改表は凡ての事実に就て年を逐ひ調ぶる者なるを以て暦年に非れば不都合なる可し。」(7)と杉に賛成し、結局出納に関するもののみ会計年度に従い、その他は暦年を使用するという結論となった。

しかしながら、この3月6日の結論は、賛成派の内務省の田中が当日の席上で最後に「然れども言語上ののみにては施行し難し猶内務省中に於て熟議し施行の有無を決すべし但現今此議は行れ難からん。」(8)といっていることからもうかがわれるよう、正式の決定は行われず、15年迄持ちこされることになったのである。

15年2月6日、内務省から統計院に対して統計表調成の年度についてつぎのような照会があった。

「今般當省中に統計専務の一課を設け當省所轄事物の統計書を編輯いたし候事に相成候處統計表調成年度の儀未だ一定の例規無之其れが為め各局各事物区区の調査に相成候ては不都合尠なからず候条左記尙項の内何れに相定可然哉貴院の御意見至急承知致度…

第一 凡て会計年度を以て調成すべき哉

第二 会計の外は凡て暦年度を以て調成可き哉

この照会を受けた統計院は5月5日につぎのような伺を上申した。

「統計表調製の為め事物を彙集する年度の儀は一月より十二月までの暦年を以て限となす事普通の成規に有之然るに明治八年中会計年度被相定候より会計に属する事物は其年度を用來其後報告書式頒布相成会計に關係無之事物迄に推移り成規自然一変致し候元來暦年之儀は古今万国に通じたる時限即ち自然の年度にて一般に相用候所に有之会計年度は特に出納上の便宜に出でたる一種の時限にて固より併様すべきものに無之……」。歐州諸国においても事物を計算するには会計の外はすべて暦年を用いている。会計年度は国によって異なるから「古今万国普通の時限即ち暦年を用ひざれば比較上不便少なからざるに因り候儀と存候」。従って金穀の出納に属するものは会計年度を用いても差支えないが、一般事物の計算は暦年を使用するのが至当であると考えるので「此際統計の年度を確定し各府へ御達成候方可然と存候依て御達案取調仰高裁候也」。

この統計院の上申が太政官第一局において審議された結果、6月7日、達第35号をもって太政官から官省院府県へつぎのよううた指令が達せられた。

「統計表調査年度の儀歳入歳出等金穀の出納を主とし計査するものに限り会計年度（甲年七月より乙年六月まで）を以て取調其他の事物は總て暦年（一月より十二月まで）を以て取調候儀と可心得此旨相達候事」(9)

以上の通達によって統計書の年度の問題は最終的に解決されたわけである。

2) 各庁年報書について

15年10月18日、幹事安川繁成より内閣書記官長井上 稔に宛ててつぎのような趣旨の質疑が出された。

明治14年11月の太政官達第94号によって各省の事務章程通則が定められたが、その第7条に「各省卿は主管の事務に付毎年一月前年の功程を具へ報告書を奏上す」とある。この報告書は、事務の大略を掲げた表上書でよいのか、または明治9年12月の達によって定められた事務の細目迄詳述した報告書に代るものなのか回答を願いたい。従来各省の報告書は、つぎの3種類である。1は前年の会計年度によって報告書を作成するもの、2は暦年によって事蹟を列記して報告書を作成するもの、3は前年中の事務の大略を節録して報告書とするもの。

これに対して10月24日、井上書記官長より「右は暦年に隨ひ前年の功程を撮要具状するものにして従前の報告書とは別段の義に有之候此旨及御答候也」という回答があった。(10)

ついで15年11月21日、統計院長鳥尾小弥太がつぎのような稟議をおこした。当院の事務章程の第5条、第6条に報告書の様式および徵集期限の規定もあるので、上記の太政官に上申する報告書類を先づ統計院が検閲し、その後参事院の勘査を経るという順序に変更して、勘定済みの報告書を統計院が管理をすることにすれば、各官庁も統計材料調査の重複の手数が省け、また報告書の様式も統一され、遅延もなくなると考えられるのでこの件について裁決を願いたい。

これに対して参事院で審議の結果、この稟議は3月20日否決された。その理由はつぎのとおりである。事務章程の第5条、第

6条の規定は統計院より各官庁に対して統計年鑑の編集材料を徴集するにあたって、これに様式や期限を定めたものである。太政官に上申して参事院の勘査を受ける年報等の報告書は各省の処務功程の上奏書であって統計用ではないから、これについて統計院が検閲することは彼我の職制を誤認するものである。

以上が、各省報告書に関する統計院と太政官との交渉の大略である。(11)

3) 中央統計委員会

明治13年5月16日、統計院はつぎのような建議をおこした。

「統計の材料は主として諸省より徴集するが故其宜を得ざれば終に確実なる統計表を編製すること能はず本院職制に統計委員被置統計法の改良を図り候儀は即ち此由に有之然るに各省主管の事物多端且統計は創始の業なるを以て平常其方法を説明不致ては全省統計に関する事物の要領を詳悉し難かるべく隨て委員会議被設候趣意貫徹し兼候儀可有之哉と懸念仕候就ては各省に於て統計の会議を設け各局長及統計主務の委任官を以て議員とし卿輔之が議長となり其方法を熟議し全省の統計事務を十全ならしむる様相成度且右議員の内より統計委員を選任候はば一は各省書記官等一般に主管の事物計査の方法を通知し一は統計委員全省の事務を詳悉するが故に本院の議事に阻滯する所なく実際便益不少と存候尚委細の儀は本院へ協議候様仕度依て各省への御達案相添此段建議仕候也。」

この建議が裁決されて先ず同年6月24日各省に対して太政官第39号をもって「統計は政治上其他諸般事物の結果を証明する全要の事件なるに因り材料の計査正確ならざるべからず就ては各省に於て統計院へ協議を遂げ各其主管の事務に付統計の方法相立審議候様致すべし此旨相達候事」という達書が出された。統計院の各省統計改良指導に関する権限の法的根拠については事務章程の第8条に「各官庁に於て編製する統計の区域を定め其統計表若しくは統計に関する書類の様式を改良せしむる事」と一応定められているが、この太政官達第39号によってさらに強力なものになったことができよう。

その結果、各省庁内部においても統計一元化の対策がそれぞれなされたものと思われる。例えば、15年1月統計課を設置し、省内統計業務機構の一元化を図りつつあった内務省は、7月13日に警視庁および府県に対して乙第43号の達によってつぎのような指令を発している。

「今般統計方法之義に付太政官より第三十九号を以て別紙の通達有之候に付ては追追方法之改良も可有之候得共元來正確之事実を得るは専ら警察署郡区役所戸長役場等に於て材料蒐集之際注意の周到なると否とに関する義に候条一層慎重に取扱候様可致此旨相達候事」

これと並行して統計院内部においては5月16日の建議にある各省の統計委員をメンバーとする統計委員会設置の準備をすすめた。この委員会は、統計院職制の統計委員のつぎの規定「統計委員 専ら統計に関する官庁の奏 院長の尋問に対して意見を述べ統計法の改良を助くる者とす」を具体化するものであった。

統計委員会は16年3月12日に設置された。委員は各院省および警視庁、東京府の1名ないし2名の委員に統計院から3名加わり、計23人をもって構成された。統計委員会の目的は第2条につぎのように定められている。「委員は統計調査の箇条区域期限方法等及統計材料の様式に就き院長の尋問に対して意見を述べ会議に列して討論商議するを以て其責任とす。」(12)

ただし、この統計委員会は事実上機能しなかった。18年12月、統計院の廃止によって消滅する迄、僅かに1回開かれただけであった。この時の議題は3月10日農商務卿松方正義から照会があった、各省が府県に要求する統計調査の重複をさけるために各省でその主務の調査の分担を協議したらどうかという提案であった。審議の結果、各庁主管の統計調査を統計院が一括調査すべしという案と主管において從来どおり調査すべしという案との2派に分れたが、最後に各庁主管の区域を定めるという後者の案におちつき、具体案は次回に協議することになったが、結局第2回は召集されず、この問題は未解決となった。

19年2月に内閣から各省に対して統計主管の局の課長を統計主任として内閣統計局と協議し、事務の連絡を計るよう達せられたのは、この統計委員会が事実上機能しなくなつたため、これに代る事務レベルで各省との統計の統一を促進するための措置であった。

5 根拠法

明治14年11月9日 統計院より内務 大蔵 陸軍 海軍 文部 工部 司法 各省 及開拓使へ照会(統計年鑑編纂材料を徴集す 法規分類大全 第1編 文書門 記録志表)

明治14年11月日闕 統計院より内務 大蔵 農商務 司法 各省へ照会(統計年鑑編纂材料を徴集す 法規分類大全 第1編 文書門 記録志表) (以上の他、11月から翌年5月迄に出された多くの照会については、「法規分類大全 第1編 文書門 記録志表」のp.117~121を見よ。)

明治15年3月30日 統計院より会計検査院へ照会(第二統計年鑑編纂材料を徴集す 法規分類大全 第1編 文書門 記録志表) (以上の他、「第2統計年鑑」の編集材料の徴集のために翌年4月迄に出された多くの照会については、「法規分類大全 第1編 文書門 記録志表」のp.122~125を見よ。)

明治16年9月12日 統計院より内務省へ照会(第三統計年鑑編纂材料を徴集す 法規分類大全 第1編 文書門 記録志表)

明治16年10月6日 統計院より内務 陸軍 海軍 文部 工部 司法 農商務 七省へ照会(第三統計年鑑編纂材料を徴集す 法規分類大全 第1編 文書門 記録志表)

明治16年10月12日 統計院より大蔵省へ照会(第三統計年鑑編纂材料を徴集す 法規分類大全 第1編 文書門 記録志表) (以上の他、「第3統計年鑑」の編集材料徴集のため、17年6月迄に出された多くの照会については、「法規分類大全 第1編 文書門 記録志表」のp.130~137を見よ。)

注

(1) 大隈重信：明治三十一年六月二十五日第四回統計懇話会に於ける演説。参考文献(13)に再録。p.607。

- (2) 「法規分類大全 第1編 文書門 記録志表」p.121に全文収録されている。また総理府統計局：参考文献(13)。p.326。にも再録されている。
- (3) この点については、例えば古島敏雄の「明治十年代における資本制生産の展開」(参考文献、2。第2章)における第2および第4の「統計年鑑」の利用例や、山口和雄の「明治十年代の内国貿易」(参考文献、19。第6章)における第2、第4の「統計年鑑」の利用例を参照されたい。
- (4) 大橋 博：参考文献(9)、(10)。
- (5) 総理府統計局：参考文献(13)。p.505。
- (6) 同上。p.542。
- (7) 同上。p.542。
- (8) 同上。p.542。
- (9) 以上の経過については「統計院沿革」による。総理府統計局：参考文献(13)。p.186。p.430。
- (10) 以上の経過についても「統計院沿革」による。参考文献(13)。p.426。
- (11) 以上の経過についても「統計院沿革」による。参考文献(13)。p.431。
- (12) 統計委員会の組織及規則は、総理府統計局：参考文献(13)。p.12～13を見よ。

第4章 参考文献

- (1) 太政類典 第二編 自明治四年八月至同十年十二月 第四十四卷 第一類 官規十八・凶籍二
- (2) 古島敏雄：資本制生産の発展と地主制 御茶の水書房 昭和38年
- (3) 華山親義：明治初年の官府統計雑考「統計集誌」612～614号(昭和7年)
- (4) 日笠研太：杉亨二博士と明治維新の統計 1～7「統計学雑誌」617～622号、624号(昭和12～13年)
- (5) 加地成雄：杉亨二伝 菓書房 昭和35年
- (6) 小島勝治；松野竹雄共編：日本統計稀覯書解題 編者刊 昭和15年(「浪華の鏡」 第4卷第7号～12号にわたって掲載したものの別刷集綴)
- (7) 岩 文聰：統計懐旧談「大内兵衛他編：岩文聰著作集 第2卷 論文・翻訳・講義録」日本経営史研究所 昭和49年」所収
- (8) 村山通定：日本統計事業沿革一覧「統計集誌」141～143号、149号(明治26～27年)
- (9) 大橋 博：明治前期の統計について——明治十五年太政官統計院と農商務省の往復文書を中心として——「歴史と現代」第1号(昭和38年)
- (10) 大橋 博：明治統計の一考察「史觀」第85冊(昭和47年)
- (11) 岡松 径：明治九年以降十年間漫録「統計学雑誌」301号(明治44年)(「総理府統計局百年史資料集成 第1卷」に再録)
- (12) 総理府統計局編：総理府統計局八十年史稿 同局 昭和26年
- (13) 総理府統計局編：総理府統計局百年史資料集成 第1卷 総記 上(太政官および内閣時代の1) 同局 昭和48年
- (14) 杉 亨二：杉先生講演集、世良太一編 横山雅男 明治35年
- (15) 杉 亨二：杉亨二自叙伝、河合利安編 非壳品 大正7年
- (16) 高橋二郎；横山雅男：日本統計史料1～25「統計学雑誌」273～275、277、282、286、288、289、295～299、

304～307, 309, 310, 312, 324, 330, 331, 335 (明治42～大正3年)

(17) 辻 博：「甲斐国現在人別調」の成立について「同志社大学経済学論叢」11巻3号(昭和36年)

(18) 渡辺和一郎：わが国における統計思想の成立——「日本帝国統計年鑑」の創刊——「法経論集(新潟大)」12巻4号(昭和38年)

(19) 山口和雄：明治前期経済の分析 増補版 東京大学出版会 昭和38年

第5章 各省国勢総括統計解題

1 大東秘鑑 [外務省] 編 明治3年 (写) 2巻 軋38丁 坪27丁

(内)

統計内容注記

調査対象年 明治3年

内容細目

〔皇室〕〔記事〕

誓文〔記事〕

制札〔記事〕

京都府(3年春調)(高, 戸数, 人員<男, 女>) 其内
(貴属土族, 同族家来, 同卒, 卒諸屋舗門番)

東京府管轄(3年6月調)(日本橋より品川迄里数, 日本
橋より千住口迄里数, 等, 竜数, 人数<男, 女>, 戸籍外
の者, 2口合) 東京府貴属(士, 卒, 元田安清水家来之
分)

大阪府管轄(3年6月調)(高, 四方竜数, 戸数, 人員)
御代数〔記事〕

五畿内5ヶ国(山城国 管8郡, 大和国 管15郡, 等)

東海道15ヶ国(伊賀国 管4郡, 伊勢国 管13郡, 等)

全国幅員(本州, 九州, 等)

都府並諸開港天度(東京・西京・等<北緯, 西経>)

諸開港市開港場(長崎・横浜・等<里数>)

周開港里数概略(九州, 四国, 等)

輸出(2年中)(神奈川港, 兵庫港, 等6港) 輸入(2
年中)(同前表)

地球の輪転〔記事〕

皇國開闢以来年数〔記事〕

普通学科〔記事〕

専門学科〔記事〕

戸数人員(山城<京都府・淀藩<人員, 戸数>>, 大和
<郡山藩・高取藩・等<人員, 戸数>>等)

解題

1 沿革

わが国における官庁統計書は明治6年、杉 亨二によって編集、刊行された「辛未政表」をもってスタートしたが、それ以前に、刊行はされなかつたが2種類の統計書が作成されている。その第1はここに述べる外務省によって作成された「大東秘鑑」であり、第2はつぎに述べる「国勢要覧」である。そのうち「大東秘鑑」は、その草稿が内閣文庫に所蔵されているが、刊本は発見することができなかつた。従って刊本が作成されたかどうかも不明である。この草稿は序文も例言も跋文もなく、また「公文録」その他、筆者が探した限りの史料には関係記事を発見することができなかつたので、作成された経緯や編纂者については、これを明らかにすることはできなかつた。作成年代については、軋の巻の最後の皇國開闢以来年数という項目の末尾に年月日が庚午十月と記されているので明治3年に作成されたものと推定し得よう。

2 調査目的

「大東秘鑑」の作成された経緯は明らかでないが、この草稿の内容を検討し、またこれが明治3年に外務省によって作成されたとする推定が正しいとすれば、この草稿の作成目的を推測することは可能であろう。

先ずわれわれはこれが外務省によって作成されたという点に注目しなければならない。外務省の前身である外政の担当機関は、三職七科制における外事務科、三職八局制における外國事務局、政体書体制における外國官としばしば組織が変更されたが、明治2年7月8日の職員令による官制改革によってはじめて外務省が設置された。このような太政官のたびたびの官制改革によって中央集権的政治機構は徐々に整備されていったが、その間にあって先進資本主義諸国との対外交渉を担当する新政府の外交担当機関はもっとも重要視された官庁であって、後藤象二郎、木戸孝允、伊藤博文、井上 鑑、五代友厚、寺島宗則、大隈重信、森 有礼、箕作麟祥、神田孝平、等の開明派官僚群は先ず外務省に結集してその政治生活のスタートをきったのであった。

さらに注意しなければならないことは、維新政府創立当初は外政と内政を判然と分けることは不可能であつて外政担当機関が外国貿易、裁判をはじめ社寺、燈台、横須賀製鉄所、等の民政をも担当していたことである。ここで外國官副知事の大隈重信が明治2年1月に会計官を兼任したことが特に注目される。

このような外務省の当時の中央政府部内における大きな権限と、そこに結集した優秀な開明派官僚群の存在を考えるならば、明治3年という時点において外務省が対外折衝の間に自國の国勢の大要を知る必要を痛感して「大東秘鑑」の編集を計画したということが充分理解しうるであろう。(1)

3 調査対象

「大東秘鑑」の編集者は不明であるが、彼等が編集を開始した時点においては、既に福沢諭吉、岡本約博卿訳の「万国政表」が万延元年に刊行されており、またイギリスの *Statesman's Yearbook* の抄訳である小幡篤次郎訳の「西洋各國錢穀出納表」が明治2年に刊行されている。これらの統計書と「大東秘鑑」を比較してみるとその構成が非常に似ている。従って大隈、森、箕作、神田のいた外務省において「大東秘鑑」の編集者が誰であったにしても彼等がこれらの統計書、さらに原本の *Statesman's Yearbook* そのものをも参照したのではないだろうかという推測は充分に成立すると思われる。しかしこのような外国統計書を参照して作成された「大東秘鑑」は、一方においては明治3年という時代の制約を免れることができず、でき上った草構は著しく復古的色彩の強いものであった。

以下、簡単に「大東秘鑑」の内容を紹介しよう。「大東秘鑑」の前近代的復古的性格は、冒頭に皇室の記事があり、誓文に統いて制札の項目の第2番目に「一 切支丹宗門の儀は是まで御制禁の通り堅く相守るべく候事 一 邪宗門の儀は堅く禁止の事

明治元年十月」とあることに短的に現われている。統計数値としては京都、東京、大阪3府の高、戸数、人員の統計、神奈川、兵庫、大阪、長崎、箱館、新潟6港の港別の輸出入総額（商品別はない）、国別・府県別の戸数、人口の数値のみがみられるに過ぎない。

このように「大東秘鑑」は統計書というにはあまりに貧弱なものであるが、とに角官庁によって作成されたわが国の国勢を総括した最初の統計書という歴史的意味はもち得るであろう。

注

- (1) 外務省の設立の経過については、三上照美：参考文献(2)を参照。また当時の外務省の位置およびそこに結集した開明派官僚については石塚裕道：参考文献(1)。p.21を見よ。

2 国勢要覧〔太政官〕編 明治4年

(1)国勢要覧〔太政官〕編 明治6年(写) 2巻 上本文86丁, 下本文130丁① (内)
(2)国勢要覧〔太政官〕編 明治13年(写) 2巻 乾本文79丁, 坪本文125丁② (内)

書誌注記

①下第130丁に「明治六年六月以三条殿下藏本膳写竣功」と墨書きあり。太政官の算紙使用。
②坪第125丁に「明治六年六月以三条殿下藏本膳写竣功」と墨書きあり。その上に「明治十三年九月以内務省地理局地誌課藏本膳写竣功」と朱書きあり。修史館の算紙使用。

統計内容注記

調査対象年 明治4年

内容細目

〔皇國〕〔記事〕

幅員(本洲, 九州, 等)

周囲里数概略(九州, 四国, 等)

国郡(幾内王国<山城国8郡<乙訓, 葛野, 等>, 大和国15郡<添上, 添下, 等>等>, 東海道15国<伊賀国4郡<阿伴, 山田, 等>, 伊勢国13郡<桑名, 駿河, 等>>等)>等)

国郡附載

山嶽(大峰, 富士山, 等) 江河(宇治川, 加茂川, 等)

湖沼(大池, 佐鳴湖, 等)

都

京(北緯, 西経) 東京(北緯, 西経)

府藩県(石高) 府(京都, 東京, 大阪) 藩大(金沢加賀, 熊本肥後, 等) 藩中(松江出雲, 弘前陸奥, 等)

藩小(高田越後, 島原肥前, 等) 県(奈良, 五条, 等)

諸開港並開市場〔記事〕

人員

府(京都山城・東京武藏・大阪摂津<人員, 戸数>) 藩(金沢加賀・熊本肥後・等<人員, 戸数>) 県(奈良大

解題

1 沿革

「統計院沿革」の冒頭に「明治四年六月八日大納言岩倉具視旨を権少史安川繁成に伝へ日本政表及日本国勢要覧を編製せしむ是を政表事務の蓋觸と為す(本文旨を伝ふる中弁田中不二磨の口達に係り辞令書無しと云)

本年廢藩置県の挙了るの後特に全権使臣を歐米諸国に歴聘せしめんとするの議あり本日の命は則ち使臣齋帶の用に供せんとなり政表課の称此際より始まる云(1)とある。

これによってみると岩倉使節団を歐米に派遣する際、各國に日本の国勢の大要を知らせるための参考資料として急拵、日本政表及日本国勢要覧の作成を安川繁成に命じたものようである。

ここにあげられている日本政表と日本国勢要覧のうち、日本政表にあたるものは内閣文庫、総理府統計局図書館、国会図書館で発見することはできなかった。しかし日本国勢要覧については、内閣文庫で本書に掲載した「国勢要覧」という写本を発見した。この内閣文庫の写本は2部あるが、何れも原本ではない。ひとつは明治6年に三条実美の所蔵稿本を写したものであり、また他のひとつは、その写本(内務省地理局地誌課所蔵本)を13年にさらに転写したものであることは、前記の書誌注記にあるとおりである。

この「国勢要覧」が「統計院沿革」にいう日本国勢要覧であると断定する決め手はないが、同一である可能性はかなり高いと考えられる。第1の根拠は「国勢要覧」が当時の水準における政府の作成した日本の国勢要覧たるにふさわしい内容を備えていることである。第2に題名についてであるが、「統計院沿革」の記事は「日本政表及日本国勢要覧を編製せしむ」とあるが、この日本国勢要覧は完成した草稿の題名ではなく、仮の題名である。従って完成した草稿で日本という字句を外したということはあり得るであろう。

2 調査目的

「国勢要覧」には序文も例言も跋文もなく、写本によっては、これが作成された目的を知ることができない。しかし「統計院沿革」の記述によって、この稿本は岩倉使節団が歐米先進資本主義諸国に日本の国勢の現状を説明する際の資料として作成された

和・五条大和・等<人員, 戸数>)

陸軍〔記事〕〔士官卒員数〕(一等大隊~九等大隊・騎兵隊・等<上等士官, 下等士官, 諸卒, 等>)〔馬〕(砲兵隊, 騎兵隊, 等)

海軍〔記事〕船艦名(全長, 幅, 人員, 所備砲器, 等)
草高(石, 反)

歳入(正租, 雜税, 等) 歳出(養老, 救恤, 等) 各省
歳費(太政官・兵部省・等<出張, 測量, 駅逓等>)

輸入品(定額税, 元価, 従価税, 元価, 無税品, 元価)

輸出品(同前表)

国債

外債(下ノ関戦争英吉利江の償金, 鉄道鉱山等, 入費, 等)
内債(官楮幣通用高)

鉄路〔記事〕

鉄道(道幅, 六郷川最寄り立場所, 等, 東京より神奈川迄)

国教〔記事〕

伊勢内外神宮之部附熱田神社之部〔記事〕

官社〔記事〕

度量衡〔記事〕

貨幣〔記事〕

〔寺院宗派〕〔記事〕

ものであり、題名のとおり明治4年の時点における国勢の総括統計書を作成する目的で編集されたものであることは明らかであろう。

3 調査対象

「国勢要覧」が「大東秘鑑」を参考資料としたかどうかは明らかでない。しかし「大東秘鑑」のばあいと同様、「国勢要覧」の編集責任者である安川をはじめとする編集者の何人かが「万国政表」、「西洋各国錢穀出納表」、さらに3年11月に大学南校から刊行された、*Statesmans Yearbook* の抄訳である「海外国勢便覧、内田正雄編」を参照したであろうことは疑いない。このことは、「海外国勢便覧」の各項目が、政体、国王、太子、幅員、人口、都府、陸軍、海軍、歳入、歳出、輸入、輸出、国債、鉄路、国教、尺度、權衡、貨幣、となっており、「国勢要覧」の項目が、皇室、幅員、国郡、人員、府藩県、諸開港並開市場、陸軍、海軍、草高、歳入、歳出、輸入品、輸出品、国債、鉄路、国教、官社、度量衡、貨幣、寺院宗派であり、内容は勿論のこと、順序迄殆んど同じであることによっても明らかであろう。しかし残念ながら似ているのは項目のみであって、その内容を比較してみれば、*Statesmans Yearbook* に遙かに及ばないことは、維新政府発足早々の明治4年という時点を考えれば当然のことであろう。

以下、簡単に「国勢要覧」の主要な内容を紹介しよう。

先ず府藩県では「大中小藩二百六十九有二県四十有一各管轄」の現在石高がある。つまり「国勢要覧」の完成時点は、4年7月の廢藩置県の後であるが、その調査対象は府藩県三治体制下のわが国の国勢であったのである。

貿易統計は輸出入品の関税および元価の総額のみあり、商品別はない。人員統計については「戸数は政務の最も重する処然るに全国戸口の実数未其詳細を得ず姑く府藩県より上稟する処の冊記に拠て其統計を左に記載す」とあって、つぎに府藩県別の人員、戸数の総計があげられている。上記の文章にある統計は、ここでは徳川時代以来の用法である総計の意味に使われているのである。

財政統計は草高の石、反総計、科目別支出総計および各省の科目別支出総計がある。度量衡は当時中央政府がもっとも重視したものであり、詳細な説明がある。貨幣単位については、この写本では原本にあった細目を、「原本附載印刷新貨幣例目並品位量目表十三葉省之」として省略してある。また単位の説明に朱書があるが、単位の項の最後に「以上の朱書は大蔵省にて加る所」とあるので、この「国勢要覧」の編集に大蔵省が参加していることが分る。

注

- (1) 総理府統計局：参考文献(3)。p.406。「統計院沿革」では、この文章に続いてかっこ書で（明治史要辛未十二月廿四日政表課を置くとあるは誤れる由本文と共に統計院の答ふる所に拠る）とある。ここに引用された「明治史要 修史局編 明治9年刊」の補正本（18年刊）では、4年12月24日の記事を削除して、代りに4年6月8日のところに「正院に政表取調局を設く。後政表課と称す（統計院書束）」という記事が入っている。この点について「総理府統計局百年史資料集成 第1巻」では、「要するに5年10月の正院分課制定以前のことであり、この「政表課」を分課制定以後の諸課と同格のものと見做すことは誤りであろう」といっている。（同書p.771）

3 統計表 第1回～第2回 大蔵省統計寮 編 明治8年～9年

(1)統計表〔大蔵省〕統計寮 編 明治8年〔緒言〕 (写) 157p. ② (国)①(セ・マ)
(2)第二回統計表例言〔大蔵省統計寮〕 編 明治9年〔例言〕 (写) 54丁②(セ)

所蔵注記

④早の大の文書にも所蔵されている。

⑤表紙は失われている。

⑥早の大の文書にも所蔵されている。史料の内容からいって一橋大学日本経済統計文献センター所蔵の写本は、大隈文書所蔵の稿本を写したものであろう。一橋写本と大隈文書の稿本と比較してみると統計表の順序が少し異なり、また表名も少し異なっている。

書誌注記

①大蔵省の野紙使用。

統計内容注記

(1) 統計表

調査対象年 明治6年～7年

内容細目

第1 港湾位置表(表頭 港名別; 表側 位置<経度, 緯度>)

第2 聴訟件数表(6年1月より同12月迄の司法省聽訟表に拠る) 第1表(6年)(表頭 裁判所別; 表側 決判, 裁許, 等) 第2表(6年)(表頭 県別; 表側 同前表)

第3 行刑表(6年)(表頭 裁判所別, 合計, 県別; 表側 答杖<男, 女>, 徒刑<從1年至3年<男, 女>>等)

第4 輸出入品元価及税表(自2年至6年)(表頭 己巳年～癸酉年<輸出, 輸入>; 表側 元価, 輸出入元価比較, 税, 等) 附表(表頭 金貨円, 2分金円, 等; 表側 辛未年～癸酉年<輸出, 輸入>, 総計輸出入比較<輸出増, 輸入増>)

第5 貨幣出入比較表(自2年至6年)(表頭 物品価, 金銀, 税金, 合計, 出入比較, 金地金<斤, 箱, 本>金銀交<斤>, 等; 表側 入, 出)

第6 輸出入品元価及税表(7年)(表頭 有税品元価・無税品元価<日本商人, 外国商人>, 税関買上無税品元価, 等, 総計, 再輸入出, 再輸入出引去全額, 等; 表側 輸出, 輸入)

第7 輸出入品元価及税前年比較表(表頭 6～7年・比較<輸出, 輸入>; 表側 元価, 税, 諸収入)

第8 金銀貨幣輸出入表(7年)(表頭 日本<金貨, 銀貨, 等>, 外国<洋銀, 金塊, 等>, 比較; 表側 輸入, 輸出)

第9 貨幣出入比較表(7年)(表頭 物品元価, 貨幣; 表側 輸出, 輸入, 出入比較)

第10 入港各国船泊表 第1表(6年)(表頭 蒸汽船・風帆船・駆逐船<外国各別>; 表側 横浜・神戸・等<艘数, 屯数>) 第2表(7年)(表頭 蒸汽船・帆前船<外国名別>; 表側 横浜・神戸・等<艘数, 屯数>, 合計, 前年比較<艘数, 屯数>) 附表(表頭 同前々表; 表側 艦数, 屯数)

第11 5万円以上輸出物品表(丙寅(慶應2年))(表頭 蚕繭類<生糸, 熨斗糸, 等>, 茶類<良茶, 番茶, 等>等25品目; 表側 斤数, 元価, 平均百斤価) 統表(丁卯(慶應3年))(表頭 同前表; 表側 斤数, 元価, 平均百斤

価, 前年比較<斤数, 元価, 平均百斤価>) 統表(戊辰(明治元年))(表頭 蚕繭類<生糸, 熨斗糸, 等>, 茶類<良茶, 番茶, 等>等26品目; 表側 同前表) 統表(己巳(明治2年))(同前表) 統表(庚午(明治3年))(表頭 蚕繭類<生糸, 熨斗糸, 等>, 茶類<良茶, 番茶, 等>等28品目; 表側 同前表) 統表(辛未(明治4年))(表頭 蚕繭類<生糸, 熨斗糸, 等>, 茶類<良茶, 番茶, 等>等41品目; 表側 同前表) 統表(壬申(明治5年))(表頭 蚕繭類<生糸, 熨斗糸, 等>, 茶類<良茶, 番茶, 等>等44品目; 表側 同前表) 統表(癸酉(明治6年))(表頭 蚕繭類<生糸, 熨斗糸, 等>, 茶類<良茶, 番茶, 等>等42品目; 表側 同前表) 統表(甲戌(明治7年))(表頭 蚕繭類<生糸, 熨斗糸, 等>, 茶類<良茶, 番茶, 等>等41品目; 表側 同前表)

第12 戸口反別比較表 第1表(5年)(表頭 使府藩県別; 表側 人口<男, 女>, 戸数, 居民を戸数に平均すれば, 反別<耕地, 耕地を居民に平均すれば1人に, 山野, 山野を耕地に比例すれば百分の>) 第2表(6年)(同前表) 附表(表頭 第1次計算5年表出統計, 同上表出外未詳, 第2次計算増加, 合計, 第3次計算6年表出統計, 比較増, 構太人員; 表側 人口<男, 女>, 戸数, 反別<耕地, 山野>)

第13 庁位置戸口面積表(表頭 府県別; 表側 長官, 庁位置, 面積, 戸数, 人員)

第14 人口比算表

第1表 反別産出米人口比算表(7年租税寮報告に拠る)(表頭 原数, 人口1人に付, 農1人に付, 4分率; 表側 反別・産出米・貢米<田, 岩, 田畠を混じて之を算すれば; 表側 1反に付<産出米, 貢米>, 1石に付<貢納, 民得>)

第2表 戸籍比算表(表頭 社数, 寺数, 戸数; 表側 6年, 前年比較)

第3表 明治5・6両年人口比算表(表頭 族籍; 表側 6年人員前年比例<男, 女>) 附表(表頭 総人口, 14才以下, 15才以上, 21才以上, 40～80才以上まで20才きざみ, 年令不詳者; 表側 男・女<6年人員, 前年比較, 各歳人員に比すれば百分の>)

第4表 人口生死表(6年)(表頭 総人口, 出産, 死亡, 生死比例出産増; 表側 男, 男総人口に比すれば百分の, 女, 女総人口に比すれば百分の, 総人口に比すれば百分の)

附表(表頭 百人中の比例<男, 女>; 表側 出産, 死亡)
 第5表 人民職分比算表(6年)(表頭 官員, 神官, 等; 表側 男, 男総人口に比例し百分の, 女, 女総人口に比例し百分の) 附表(表頭 甲<官員, 神官, 等>, 乙<無業人>, 丙<授業師, 医師, 等>; 表側 各人員, 総人口の百分率)
 第6表 族籍表(表頭 族籍; 表側 同前々表)
 第7表 幼壮老比算表(表頭 幼14才以下, 壮15才以上, 老60才以上, 年令未詳の者; 表側 男, 男総人口百分率, 女, 女総人口百分率, 総人口百分率)
 第8表 刑囚人口比算表(6年)(表頭 懲役<呵, 自十日至百日, 等>, 死罪<絞, 斬, 桝>, 等, 総計, 内刑限内死, 獄囚<未決囚, 病囚>, 牢死; 表側 人員, 総人口に比例し百分の<男, 女>) 別表(表頭 牢死を獄囚に比例し百分の, 刑限内死を懲役禁錮閏刑に比例し百分の; 表側 男, 女)
 第9表 租税負債民口比算表(表頭 6年租税<地租及地券税, 諸掛物>, 流通貨幣<金貨, 銀貨, 銅貨>, 流通紙幣<旧札, 新札>, 国債<内国債, 外国債>; 表側 各種総額, 人口に課すれば1人に)
 第15 西洋形船舶表: 蒸汽(表頭 所有人居住地及び姓名: 蕃地事務局附属三菱商社へ御委任<船名: 東京丸, 東海丸, 等>三菱商社<太平丸, 逢葉丸, 等>等; 表側 船質, 長, 屯数, 等) 風帆(表頭 所有人居住地及び姓名: 開拓所<船名: 安渡丸>, 元兵部省, 東京横浜の部横浜南仲通4丁目自屋新兵衛<河内丸>等; 表側 長, 橫, 等) 附表(表頭 船名: 東京丸, 東海丸, 等; 表側 製造紀年, 乗組人員, 積高, 等) 追加表(蒸汽・風帆<所人居住地及び姓名, 船名>)
 第16 艦船表(表頭 船名: 龍驥艦, 東艦, 等; 表側 長, 橫, 水入, 等) 続表(表頭 同前表; 表側 人員, 原名, 砲銃<大, 小>等)
 第17 職員表(表頭 庁名: 太政官, 神祇省, 各裁判所, 東京府, 京都府, 等; 表側 辛未[4]年・癸酉[6]年<月, 勅, 奏, 判, 等外>, 辛未癸酉年比較<勅, 奏, 判, 等外>, 甲戌[7]年<月, 勅, 奏, 判, 等外>, 癸酉甲戌年比較<勅, 奏, 判, 等外>)
 第18 履外国人表(癸酉[6]年12月)(表頭 外国名別<人員, 給料>; 表側 太政官, 内務省, 等)
 第19 履外国人増減比較表(表頭 庁名: 太政官, 外務省, 等, 合計, 京都府, 神奈川県, 等, 合計; 表側 辛未[4]年12月・癸酉[6]年7月<人員, 給料, 等>, 辛未癸酉年比較<人員, 給料, 等>, 甲戌[7]年5月<人員, 給料, 等>, 癸酉甲戌年比較<人員, 給料, 等>)
 第20 職員月給表(6~7年)(表頭 6~7年分・両年比較<勅任, 奏任, 判任, 等外, 月額, 年額>; 表側 官省使庁, 府県)
 第21 造幣地金輸入表(表頭 金<品位未定金塊, 品位定まりたる金塊, 等, 合計, 不適当に付返戻, 差引輸入>, 銀<品位未定銀塊, 品位未定正製銀塊, 等, 合計, 不適当に付返戻, 差引輸入>, 銅<丁銅, 銅塊>; 表側 政府の分, 人民の分<内地, 欧米, 支那>)
 第22 地金相当円数表(表頭 金<式拾円, 拾円, 等>, 銀<壱円, 五拾銭, 等>, 銅<式銭, 壱銭, 等>; 表側 地金量目, 枚数, 円数)

第23 鋳造貨幣表(表頭 同前表; 表側 前年より越高, 7年鋳造高, 合計, 試験の為除置高, 政府渡, 三井渡, 東洋銀行渡, 残高)
 第24 造幣損益表(表頭 損失之部<焼生減, 鎔解減, 等>, 所得之部<前年越高, 大蔵省地金試験鎔費, 等>; 表側 金, 銀)
 第25 造幣損益比較表(表頭 6~7年・比較<金, 銀, 銅>; 表側 利益, 損失, 純益)
 第26 輸入地金比較表(表頭 6~7年・比較<金地金, 銀地金, 銅地金>; 表側 政府の分, 人民の分<内地, 支那, 欧米>)
 第27 鋳造及発行貨幣比較表(表頭 同前々表; 表側 鋳造高, 政府渡, 三井組渡, 東洋銀行渡)
 第28 起業後鋳造貨幣表(表頭 金<式拾円, 拾円, 等>, 銀<壱円, 五拾銭, 等>, 銅<式銭, 壱銭, 等>; 表側 自3年11月27日至4年11月20日 西洋1871自1月16日至12月31日, 自4年11月21日至5年12月3日 西洋1872年自1月1日至12月31日, 自6月1月1日至同年12月31日 西洋1873年自1月1日至12月31日, 自7年1月1日至同年12月31日 西洋1874年自1月1日至12月31日)
 第29 流通紙幣表(表頭 6~7年, 比較; 表側 流通高)
 第30 銀行紙幣及洋銀券表(表頭 紙幣<第1銀行, 第2銀行, 等; 表側 交付高<6~7年>)(表頭 洋銀券<第2銀行>; 表側 交付高)
 第31 為替会社金券表(表頭 会社: 東京, 横浜, 等; 表側 製造高, 引揚高<6~7年>, 残高)
 第32 公債證書表(表頭 記名證書, 新債證書, 旧債證書, 秩祿公債證書, 公債證書継足紙; 表側 下渡<6~7年>)
 第33 證券印紙及界紙表(表頭 6~7年<下渡, 収税, 歩引, 未納及預高; 表側 證券<印紙・界紙・改正界紙<全員, 枚数>, 府県製造界紙>, 證印税<帳簿, 為替手形>, 返却印紙買上手数料>)
 第34 諸印紙及鑑札表(表頭 蚕種印紙<6~7年用>, 生糸<卷印紙, 化装印紙, 等>, 蘭印紙, 真綿印紙, 生糸壳買鑑札; 表側 下渡<6~7年<全員, 枚数>>, 収税<6~7年>)
 第35 免許鑑札表(表頭 鑑札: 味淋, 醬油, 等9品目; 表側 同前表)
 第36 国債表(表頭 内国債<新公債, 新公債25円未満, 等>, 外国債<新公債, 旧公債, 等>; 表側 元金, 債還<6~7年>, 元金償還残高) 続表(表頭 同前表; 表側 利息・口銭<6~7年>)
 第37 国債比較表(表頭 内国債<新公債, 新公債25円未満, 等>, 外国債<英國新公債, 英國旧公債, 等>; 表側 6~7年, 比較)
 第38 新旧公債證書買入百円代価表(表頭 7年<1~12月>; 表側 第1銀行・第2銀行・第4銀行・第5銀行<新, 旧>)
 第39 郵便切手類表(表頭 7年前・7年<各所下渡, 収税>; 表側 郵便切手・郵便端書・等<金員, 枚数>)
 第40 給料表(表頭 族籍; 表側 家禄・賞典禄・合計<米, 人>, 平均1人支給高)
 第41 貸附金表(表頭 貸附高・棄損其外損失旧藩費仕払・返納高<6年12月迄, 7年12月迄>, 合計, 未納; 表側 常用貸附, 石高割貸附, 旧藩貸下)

第42 各国歳入出表（表頭 外国名別；表側 入口、歳入、
毎口平均歳入額、歳出、比例<歳入、歳出>、公債、比例
<歳入、公債>）

（2）第二回統計表例言

調査対象年 明治7年～8年

内容細目

人口：〔記事〕〔我が國の面積及毎1方里人口〕（表頭
全国、四国、九州、本島及佐渡・隱岐・東海諸島、琉球、北海
道；表側 人口、面積、毎1方里、毎1英方里）〔年令
別男女比例表〕（表頭 年令：14以下、15以上、40以上、
80以上；表側 男子、女子、百分比例）〔年令別明治4
年との比較増減表〕（表頭 同前表；表側 4～5年、增
減）

文学・楮幣・貨幣・国債・印紙鑑札諸表・金穀出納〔記事〕
秩禄：〔記事〕〔明治8年華士族平民各禄高表〕（表頭
族籍：華、士、平；表側 家禄、総額百分の、賞典禄、総
額百分の）〔明治8年族籍別家禄賞典禄人員及毎1人平
均〕（表頭 同前表；表側 家禄人員、1人平均金数、賞
典禄人員、1人平均金数）

物産諸表〔記事〕

物価諸表：〔記事〕〔米価表〕〔南海諸国<東京、武藏、
等>、北海諸国<但馬、丹後、等>、海に沿はざる諸國
<上野、下野、等>、平均〕〔米麦大豆等最も高き国と
くらべての比較表〕〔米価表〕〔米麦大豆等最も高き国と
くらべての比較表〕

解題

1 沿革

ここに掲載した「統計表」は、明治8年に大蔵省統計寮によって作成されたと推定されるものであるが、稿本のみしか残っていないためかこれ迄紹介されたことはなかったようである。しかし「統計表」はその収録統計の内容からいっても、また刊行された8年という時点を考えても、見逃がすことのできない重要な統計書と思われる。

現在残っている稿本は2種類あって、ひとつは表紙に「統計表 明治八年五月 大蔵省統計寮」とあるものであり、他のひとつは表紙に「第二回統計表例言 統計課」とあるとおり、例言のみあって本表を欠くものである。この何れも刊本の存在は現在の調査では不明であり、「第二回統計表」の本表については草稿も発見することはできなかった。従ってこの第1回、第2回の「統計表」が果して刊行されたかどうか明らかでない。またこの「統計表」の作成の経緯や編集者についても不明である。さらに第3回以降については、後に述べるように明治9年、統計寮の統計業務の範囲が財政、貿易統計と定められたため、この種の全国国勢総括統計書は作成されなかったとみてよいであろう。

2 調査目的

「統計表」の作成の経緯は前述のように不明であるが、幸い「統計表」の緒言があるのでその全文を掲げ、これを手掛りとしてこの「統計表」の作成目的について推測してみよう。

先ず緒言の全文は以下のようである。

「統計の業たるや特に財政に資けあるのみならず其経緯に裨補する蓋し亦大なりとす西哲言るあり曰く統計表は執政大臣の為には欠くべからざるの寶典なりと是れ豈浮夸の語ならんや我邦維新以降年を歴る己に八周風化稍闢け文物漸く盛なりと雖も統計表記の事業に至ては官制未だ完からず恒に其挙らざるを憾む故に吾寮に於て彙集する所の計数亦僅々乎此の如きのみ豈邊に此一小冊子を把て以て政家の裨益に供すと公言するを得んや然りと雖も徒に大を務め多きを貧れば輒ち實を失ひ易し寧ろ小を積て大を成し龜を経て精に入るの優れるにしかず是れ之れを施為の順序と謂ふ統計の事固に彼を舍て此を取らざるべからず乃ち此表の如き今聊か其端緒を開き以て異日寶典大成の地をなすのみ

明治八年五月 統計寮

先ずこの緒言の書かれた明治8年は第3章で詳説したように、統計寮が太政官政表課と政府の中央統計機構の掌握をめぐる権限争いを展開していた丁度その時期であるという事実に注目しなければならない。

つぎに「統計表」の内容をみると、緒言の冒頭に「統計の業たる特に財政に資けあるのみならず其経緯に裨補する蓋し亦大なりとす」とあるように、大蔵省の専管した金融、財政、貿易統計のみでなく、土地、人口、司法、等の諸統計表を収録した国勢総括統計書となっている。

以上の事実を併せ考えれば、統計寮が「統計表」を刊行する目的として緒言にかけた、国勢全般に関する総括的統計書を編集、刊行して「政家の裨益に供す」という表向きの目的の裏に、当時刊行中であった政表課の「日本政表」に対抗して独自の総括統計書を刊行し、それによって実質的には統計寮が中央統計局であるということを誇示しようといういわば政治的狙いがあったと考えることは充分根拠のある推測であろう。

最も安き国〔米<最も高き国<薩摩、武藏、等>、最も
安き国<佐渡、羽前、等>> 麦<最も高き国<駿河、上
総、等>、最も安き国<毛岐、筑後、等>>等8品目〕

段別〔記事〕

銀行〔記事〕〔銀行純益分配法〕（表頭 第1銀行、第
2銀行、等；表側 純益、役員配当、株主割賦、後期繰込
電信・郵便・鉄道〔記事〕

海關輸出入表：輸出入比較表（表頭 元年～7年；表側
輸出、輸入、比較）〔明治5年以後海關貨幣出入表〕

第1表 輸出（表頭 金貨、銀貨、等；表側 5～7年）

第2表 輸入（表頭 洋銀、金塊、等；表側 5～7年）

出納寮輸出（表頭 米<支・英・等<斤、俵>>、銅<支
・英・輸出先不詳<斤、俵>>；表側 4～7年）輸出
：第1表（表頭 蚕絲、蛹卵紙、茶葉；表側 元年～7年）

第2表（表頭 元年～7年；表側 蚕絲、蛹、卵紙、茶葉
<数量表示>）第3表（同前表〔金額表示〕）第4表
(表頭 石炭・扇・等6品目<斤、俵>；表側 元年～7
年）輸入（表頭 元年～7年；表側 羅紗、吳呂、巾、
木綿糸〔金額表示〕）

港分：第1表（表頭 横浜、神戸、大阪、長崎、函館、新
潟；表側 輸出・輸入<6～7年>）第2表（表頭 同
前表；表側 生糸、卵紙、茶葉、石炭、銅錠）第3表
(表頭 同前表；表側 羅紗、吳呂、巾、木綿糸）

国分〔記事〕

このように「統計表」作成の動機に強い政治性が介在しているという推測が正しいとすれば、その刊本がどこにも残存せず、また関係記事も簡単に見つからないということは、「統計表」は刊行されたが、その後に散佚したのではなくて、草稿の完成した段階でその刊行をめぐって新たな政治的情勢が発生し、結局中止されたのではないだろうかという推測も成り立つかも知れない。しかしこの点は、関係史料を充分に当っていない現在、これ以上追求することはできない。

4 調査対象

第1回の「統計表」は、「總例」と記された凡例のはじめに「昨年中我寮に於て作為せし諸表を蒐輯して一冊とし之を第一回統計表とす」とあるように、大蔵省内の各寮で実施された統計調査の結果表および業務統計を中心とし、これに他省の業務統計を加えて編集されたものである。調査対象年は主として明治7年であるが、5年、6年のはあいもある。

収録された統計表は、第1表の港湾位置表から第42表の各国歳入出表迄42表であるが、細分表および付表を加えると総計69表である。また各表に毎表例言という詳細な解説が添えられている。これを大きく主題別にまとめるとき、司法、処刑、貿易、土地人口、船舶、艦船、職員（含備外國人）、貨幣、金融、財政となる。これらの主題別統計は、司法、処刑を除き、殆んど大蔵省において作成されていたのであって、6年に成立した内務省の統計業務が未整備であった明治8年の時点では統計寮は全国総括統計書を作成しうるもっともよい条件をもっていたのであった。

その結果、この「統計表」は物産、陸軍、教育、運輸通信統計が収録されていないという大きな欠陥をもってはいるが、わが国における最初の総合的体系的な国勢総括統計書となったといえるであろう。何故ならばその当時、太政官政表課によって刊行されていた「日本政表」は非体系的な分冊方式であり、それも最後は未完成のまま中止された結果、明治13年の時点にいたっても、わが国の国勢を総括する信頼すべき統計書は公刊されていなかったからである。

この「統計表」の序文は古風な漢文調であり、恐らく当時統計寮の権頭であった漢学出身の深江順暢によって書かれたものであろう。また統計表の形式も西洋数字ではなく日本の一二三を使用した独特的の形式（図版参照）であって統計表生誕時代である明治初期という時代のふんい気を色濃く反映している。それにもかかわらず、そこに収録された統計表の内容とその解説は極めて意欲的であってこの時点における「統計表」のもの先駆性は高く評価しなければならないであろう。

つぎに「統計表」に収録された統計表について簡単に紹介しよう。先ず貿易統計は9表あって2年から6年迄を対象年としているが、なかに慶応3年から明治6年迄の5万円以上輸出物品表がある。第12表の戸口段別比較表では租税寮による5年の段別調査、地理寮による6年の反別調査、壬申戸籍による人口が比較されている。

人口比算表は反別産出米比算表、戸籍比算表、人民職分比算表、租税負債民口比算表等の興味ある統計表を収録している。金融・財政統計は当然であるが、もっとも充実していて22表収録されている。

「第二回統計寮年報」は、先に述べたように、例言が現在残っているだけで統計表本表はない。ただし、残された例言をみると、第1回の「統計表」の毎表例言よりさらに充実して、例言のなかでも本表のなかから多くの統計表が引用されている。そこでわれわれは、これらの統計表も統計内容注記として記載して、現在見ることのできない統計本表の替りとした。

つぎに「例言」で知ることのできる限りで簡単に内容を紹介しておこう。調査対照年は8年迄延長され、収録統計表は人口から海関輸出入表迄総計74表である。収録対象の主題では、「第1回」に未収録であった教育（項目名は文学）、物産諸表、物価諸表、運輸・通信が新たに追加され、その反面に「第1回」に収録された司法、船舶、艦船、職員統計が脱落した。

第5章 参考文献

- (1) 石塚裕道：日本資本主義成立史研究——明治国家と殖産興業政策 吉川弘文館 昭和48年
- (2) 三上照美：外務省設置の経緯「日本国際政治学会編：日本外交史の諸問題 1 有斐閣 昭和39年」所収
- (3) 総理府統計局：総理府統計局百年史資料集成 第1巻 総記 上 同局 昭和48年

正誤表

頁	欄	行	誤	正
27		5	翻訳されて	翻訳させて
28		下から14	統計院	統計課
33		下から11	公債寮	国債寮
35		下から11	大蔵藏	大蔵卿
37		1	石高制	石高調
39		下から9	年鑑	年報
40		3	歴年度	暦年度
41		下から10	農省務省	農商務省
47		9	農林省農林經濟	農林省農林經濟
			局調査部	局統計調査部
47		13	勿	勿
47		下から16	明治19年7年	明治19年7月
47		下から5	失せざるん事	失せざらん事
48		17	第一 米麦雜穀 調 此は大蔵省 十三年一月乙第 四号達と農商務 通信規則農務の 部	[全文削除]
48		18	大蔵省十三月一 月	大蔵省十三年一 月
48		下から4	「然るに統計調 査…	勿「然るに統計 調査…
49		12	…備はらざる事」	…備はらざる事
49		12	実を告げるの幣 習	実を告げざるの 弊習
59		13	財政	財計
59		下から9	会計統計	会社統計
62		16	赤松副良	赤松則良
63		5	政表係	政表掛
63		7	政表係	政表掛
63		下から13	正院ノ権限	正院の権限
68		9	第五科政表係	第五科政表掛
68		下から11	其重複冗	其重複繁冗
78		8	塙本訳	塙原訳
79		6	ハウホーファー	ハウスマーファー
80		9	杉 享二	杉 亨二
80		14	献勿 p. 614	献勿 303号P. 301

頁	欄	行	誤	正
81		17	注意	主意
84		15	中村通定	中村尚美
84		下から12	301号	301号, 303号
88		8	(総) (セ・マ)	(総)
88		16	題答	題簽
90		下から19	昭会	照会
93		1	明治8年~13年	明治7年~14年
94		20	(総) (内) (国)	(総) (内) (国)
94		23	(総) (内)	(総) (内) (セ・ 覆)
94		26	(総) (内)	(総) (内) (セ・ 覆)
94		下から26	(総) (内)	(総) (内) (セ・ 覆)
94		下から23	(総) (内)	(総) (内) (セ・ 覆)
96	左	下から10	(総) (セ・マ)	(総) (セ・覆)
98	左	下から7	(総)	(総) (セ・覆)
98	右	13	()	(110)
98	右	15	()	(110)
100		2	統計局図書館藏 書	統計局図書館藏 書目録
100		6	家禄賞典禄社半 租高之部	家禄賞典禄社寺 半租高之部
102	右	下から3	教部調	教部省調
107	右	下から15	人に庇につくる 者	人に庇つくる者
108	左	4	人を庇を負はせ し者	人に庇を負はせ し者
108	左	11	遷卒は救はれし 者	遷卒に救はれし 者
108	左	14	人を庇を負はせ し者	人に庇を負はせ し者
110	左	19	賊難表	賊難表
111	右	下から14	殺さんとせし	殺されんとせし
115		22	27冊	26冊
115		24	教育, 1冊(6年)	[全文削除]

裏へづく

頁	欄	行	誤	正
115		下から26	年度毎に 「院省使府県政 表編製目録」	年度毎に 「院省使府県政 表編製調目録」
115		下から4		
117		第2表	「院省使府県編 製調目録」	「院省使府県政 表編製調目録」
119		第3表	「院省使府県編 製調目録」	「院省使府県政 表編製調目録」
122		9	(参考文献, 3)	(参考文献, 4)
123		8	(参考文献, 3)	(参考文献, 4)
123		11	刊本としては「六 年政表 教育之 部」(70)がある のみである。	刊本はない。
123		15	(参考文献, 3)	(参考文献, 4)
126		2	(総)①(内)②(セ)	(総)①(内)②(国) (図)②(セ・覆)
126	左	4	(総)②(セ・マ)	(総)②(セ・覆)
126	左	2	明治	明治12年～13年
130		2	(総)②(内)②(国)	(総)②(内)②(国) (図)②(セ)
130		6	(総)②(内)②(国)	(総)②(内)②(国) (図)②(セ)
130		11	(総)②(内)②(国)	(総)②(内)②(国) (図)②(セ)
130		23	題答	題簽
133	右	下から22	等)；	等；
134	左	下から9	11人	11年

頁	欄	行	誤	正
134	左	最終行	傷けらし	傷つけられし
136	左	16	年齢不詳 同前	年齢不詳；表側 同前表
136	右	19	府県予算張	府県予算帳
136	右	下から20	勅奏判任官	勅奏判任官
137	右	下から2	収鈔石高	収穫石高
138	左	16	第9品	等9品
142	左	下から9	校所有物価額 (14年) (表頭 ；表側 家	[全文削除]
144	左	2	士官	士官
144	左	20	兵衛	近衛
144	左	下から2	退隠及助料	退隠及扶助料
147	右	26	下半季；	下半季；
149	右	7	女子教育費	子女教育資
151	左	10	押込は奪はれし	押込に奪はれし
151	左	10	追剥は奪はれし	追剥に奪はれし
152	右	5	謀裁	謀殺
156		19	ウェイと	ウエイト
159		27	5表	6表
160		下から16	明治14年を対象 年度と	明治15年を対象 年と
161		下から15	陸軍省	陸軍省
162		下から2	政表係会議	政表掛会議
163		14	政表係会議	政表掛会議
165		下から8	301号	301号, 303号

iv頁の写真目次の訂正

- 第1図 「日本政表」原稿簿冊の一部（総理府統計局図書館所蔵）
「政表編製調目録」第1丁（総理府統計局図書館所蔵）
- 第2図 「国勢要覧」表紙・海軍艦船の部（内閣文庫所蔵）
- 第3図 「一使二府三十一県特有物産表」開拓使の分（総理府統計局図書館所蔵）
- 第4図 大蔵省「統計表」緒言・第36表（国立国会図書館所蔵）
- 第5図 「統計院書記官巡回紀事」表紙・第1丁（総理府統計局図書館所蔵）
- 第6図 「第二次勵業會統計部日誌」表紙・第1丁（北海道大学附属図書館所蔵）
- 第7図 「共武政表」第1回 第1分冊 表紙・安房国の分（国立国会図書館所蔵）
- 第8図 「微発物件一覧表」第1回上 表紙・平均物価表最終頁・微発物件表の内、東京府第1頁
(内閣文庫所蔵)

明治前期日本経済統計解題書誌 —富国強兵篇 (上の1)—

正誤表 (追加分)

頁	欄	行	誤	正
XII		下から1	輪廓附	輪廓附
XIII		1	輪廓附	輪廓附
XIII		2	輪廓附	輪廓附
17		8	4月	閏4月
21		1	4月	閏4月
24		下から2	総理府統計局	総理府統計局図書館
27		8	明治10年12月	明治9年12月
30		7	会計事務課	会計事務科
34		9	族禄処分録	秩禄処分録
36		17	明治前期財政経済資料集成	明治前期財政経済資料集成
36		下から12	小管揆一	小管揆一
40		6	第一六則	第十六則
41		下から2	勸農局	農務局
50		5	日本における租税国家の研究	日本における租税国家の成立
50		下から3	大蔵省財務協会	大蔵財務協会
56		13	菅生の統計	菅生の統計
60		下から7	岡本約博卿	岡本博卿
61		14	藩書調所	蓄書調所
71		下から8	的場	牛場
72		16	翌16年	15年
97	左	19	内務省駅逓局寮	内務省駅逓寮

頁	欄	行	誤	正
100		6	リスト(30)	リスト(30)
103	右	下から11	道錄	道路
104	右	14	鶴岡集賦未取立高	鶴岡県賦米取立高
104	右	21	鶴岡県賦未取立高	鶴岡県賦米取立高
108	左	9	変革	変事
123		下から23	工課状	考課状
131	右	下から2	~13年度	8年度~13年度
132	左	下から9	農商調省	農商務省
134	右	22	処刑	処刑
136	左	7	下士, 表; 表側	下士; 表側
141	右	下から15	神宮	神官
141	右	下から10	同表	神道, 天台, 等
141	右	下から9	神社及神官国別	神社及神官国別
142	右	18	府県及開拓賊難	府県及開拓使賊難
144	左	下から8	龍驤	龍驤艦
155	左	下から12	武管	武官
155	右	7	千百未満	千円未満
159		11	農務省農務局	農商務省農務局
167		下から9	岡本約博卿	岡本博卿
171	左	下から9	外国各別	外国名別

明治前期日本経済統計解題書誌

——富国強兵篇(上の1)——

昭和51年3月31日発行

著 者 細 谷 新 治

発 行 者 一橋大学経済研究所
日本経済統計文献センター

東京都国立市中2の1
電 話 (0425)72-1101

印 刷 所 日本プリントセンター
東京都文京区千石4-22-15
電 話 (03)943-1521~2

——復 刻 版——

平成9年3月31日発行

統計資料シリーズ

1. 藤野正三郎・秋山涼子『在庫と在庫投資：1880～1940年』, 1973年1月
2. 藤野正三郎・五十嵐副夫『景気指数：1888～1940年』, 1973年3月
3. 細谷新治『明治前期日本経済統計解題書誌 富国強兵(下)』, 1974年3月
4. 細谷新治『明治前期日本経済統計解題書誌 富国強兵篇(上の1)』, 1976年3月

正誤表

頁	欄	行	誤	正
27		5	翻訳されて	翻訳させて
28		下から14	統計院	統計課
33		下から11	公債寮	国債寮
35		下から11	大卿藏	大蔵卿
37		1	石高制	石高調
39		下から9	年鑑	年報
40		3	歴年度	暦年度
41		下から10	農省務省	農商務省
47		9	農林省農林經濟局調査部	農林省農林經濟局統計調査部
47		13	勿	勿
47		下から16	明治19年7年	明治19年7月
47		下から5	失せざるん事	失せざらん事
48		17	第一 米麦雜穀調 此は大蔵省十三年一月乙第四号達と農商務通信規則農務の部	〔全文削除〕
48		18	大蔵省十三年一月	大蔵省十三年一月
48		下から4	「然るに統計調査…」	勿「然るに統計調査…」
49		12	…備はらざる事」	…備はらざる事
49		12	実を告げるの幣習	実を告げざるの弊習
59		13	財政	財計
59		下から9	会計統計	会社統計
62		16	赤松副良	赤松則良
63		5	政表係	政表掛
63		7	政表係	政表掛
63		下から13	正院ノ権限	正院の権限
68		9	第五科政表係	第五科政表掛
68		下から11	其重複冗	其重複繁冗
78		8	塚本訳	塚原訳
79		6	ハウホーファー	ハウスホーファー
80		9	杉 享二	杉 亨二
80		14	献勿 p. 614	献勿 303号P. 301

頁	欄	行	誤	正
81		17	注意	主意
84		15	中村通定	中村尚美
84		下から12	301号	301号, 303号
88		8	(総)(セ・マ)	(総)
88		16	題答	題簽
90		下から19	昭会	照会
93		1	明治8年~13年	明治7年~14年
94		20	(総)(内)(国)	(総)(内)(国)
94		23	(総)(内)	(総)(内)(セ・覆)
94		26	(総)(内)	(総)(内)(セ・覆)
94		下から26	(総)(内)	(総)(内)(セ・覆)
94		下から23	(総)(内)	(総)(内)(セ・覆)
96	左	下から10	(総)(セ・マ)	(総)(セ・覆)
98	左	下から7	(総)	(総)(セ・覆)
98	右	13	()	(110)
98	右	15	()	(110)
100		2	統計局図書館蔵書	統計局図書館蔵書目録
100		6	家禄賞典禄社半租高之部	家禄賞典禄社寺半租高之部
102	右	下から3	教部調	教部省調
107	右	下から15	人に庇につくる者	人に庇つくる者
108	左	4	人を庇を負はせし者	人に庇を負はせし者
108	左	11	遷卒は救はれし者	遷卒に救はれし者
108	左	14	人を庇を負はせし者	人に庇を負はせし者
110	左	19	賦難表	賦難表
111	右	下から14	殺さんとせし	殺されんとせし
115		22	27冊	26冊
115		24	教育, 1冊(6年)	〔全文削除〕

裏へづく

頁	欄	行	誤	正
115		下から26	年度毎にに 「院省使府県政 表編製目録」	年度毎に 「院省使府県政 表編製調目録」
115		下から 4		
117		第 2 表	「院省使府県編 製調目録」	「院省使府県編 製調目録」
119		第 3 表	「院省使府県編 製調目録」	「院省使府県編 製調目録」
122		9	(参考文献, 3)	(参考文献, 4)
123		8	(参考文献, 3)	(参考文献, 4)
123		11	刊本としては「六 年政表 教育之 部」(70) がある のみである。	刊本はない。
123		15	(参考文献, 3)	(参考文献, 4)
126		2	(総)④(内)(セ)	(総)④(内)(国) (図)(セ・覆)
126	左	4	(総)(セ・マ)	(総)(セ・覆)
126	左	2	明治	明治12年~13年
130		2	(総)(内)(国)	(総)(内)(国) (図)(セ)
130		6	(総)(内)(国)	(総)(内)(国) (図)(セ)
130		11	(総)(内)(国)	(総)(内)(国) (図)(セ)
130		23	題答	題簽
133	右	下から 22	等);	等;
134	左	下から 9	11人	11年

頁	欄	行	誤	正
134	左	最終行	傷けらし	傷つけられし
136	左	16	年齢不詳 同前 表	年齢不詳; 表側 同前表
136	右	19	府県予算張	府県予算帳
136	右	下から 20	勅素判任官	勅奏判任官
137	右	下から 2	収鈔石高	収穫石高
138	左	16	第9品	等9品
142	左	下から 9	校所有物価額 (14年) (表頭 ; 表側 家	[全文削除]
144	左	2	士管	士官
144	左	20	兵衛	近衛
144	左	下から 2	退隠及助料	退隠及扶助料
147	右	26	下半季;	下半季>;
149	右	7	女子教育費	子女教育費
151	左	10	押込は奪はれし	押込に奪はれし
151	左	10	追剥は奪はれし	追剥に奪はれし
152	右	5	謀裁	謀殺
156		19	ウェイと	ウエイト
159		27	5表	6表
160		下から 16	明治14年を対象 年度と	明治15年を対象 年と
161		下から 15	陸軍省	陸軍省
162		下から 2	政表係会議	政表掛会議
163		14	政表係会議	政表掛会議
165		下から 8	301号	301号, 303号

IV頁の写真目次の訂正

- 第1図 「日本政表」原稿簿冊の一部（総理府統計局図書館所蔵）
「政表編製調目録」第1丁（総理府統計局図書館所蔵）
- 第2図 「国勢要覧」表紙・海軍艦船の部（内閣文庫所蔵）
- 第3図 「一使二府三十一県特有物産表」開拓使の分（総理府統計局図書館所蔵）
- 第4図 大蔵省「統計表」緒言・第36表（国立国会図書館所蔵）
- 第5図 「統計院書記官巡回紀事」表紙・第1丁（総理府統計局図書館所蔵）
- 第6図 「第二次勧業會統計部日誌」表紙・第1丁（北海道大学附属図書館所蔵）
- 第7図 「共武政表」第1回 第1分冊 表紙・安房国との分（国立国会図書館所蔵）
- 第8図 「徵発物件一覧表」第1回上 表紙・平均物価表最終頁・徵発物件表の内、東京府第1頁
(内閣文庫所蔵)

明治前期日本經濟統計解題書誌 —富国強兵篇 (上の1)—

正誤表 (追加分)

頁	欄	行	誤	正	頁	欄	行	誤	正
Xii		下から1	輸廓附	輪廓附	100		6	リスト (30)	リスト (30)
Xiii		1	輸廓附	輪廓附	103	右	下から11	道録	道路
Xiii		2	輸廓附	輪廓附	104	右	14	鶴岡集賦未取立	鶴岡県賦米取立
17		8	4月	閏4月			高	高	高
21		1	4月	閏4月	104	右	21	鶴岡県賦未取立	鶴岡県賦米取立
24		下から2	總理府統計局	總理府統計局図			高	高	高
			書館		108	左	9	変革	変事
27		8	明治10年12月	明治9年12月	123		下から23	工課状	考課状
30		7	会計事務課	会計事務科	131	右	下から2	~13年度	8年度~13年度
34		9	族祿処分録	秩祿処分録	132	左	下から9	農商調省	農商務省
36		17	明治前期財政経 済資料集成	明治前期財政経 済史料集成	134	右	22	処刑	処刑
36		下から12	小管揆一	小管揆一	136	左	7	下士, 表; 表側	下士; 表側
40		6	第一六則	第十六則	141	右	下から15	神宮	神官
41		下から2	勸農局	農務局	141	右	下から10	同表	神道, 天台, 等
50		5	日本における租 税国家の研究	日本における租 税国家の成立	141	右	下から9	神社及神宮国別	神社及神官国別
50		下から3	大蔵省財務協会	大蔵財務協会	142	右	18	府県及開拓使賊	府県及開拓使賊
56		13	菅生の統計	菅生の統計	144	左	下から8	龍驤	龍驤艦
60		下から7	岡本約博卿	岡本博卿	155	左	下から12	武管	武官
61		14	藩書調所	藩書調所	155	右	7	千百未満	千円未満
71		下から8	的場	牛場	159		11	農務省農務局	農商務省農務局
72		16	翌16年	15年	167		下から9	岡本約博卿	岡本博卿
97	左	19	内務省駅通局寮	内務省駅通寮	171	左	下から9	外国各別	外国名別